



Title	近代朝鮮をめぐる国際流通の形成過程-アジア域内市場の中の朝鮮植民地化-
Author(s)	石川, 亮太
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/876
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

近代朝鮮をめぐる国際流通の形成過程

—アジア域内市場の中の朝鮮植民地化—

石川亮太

(大阪大学大学院文学研究科 文化形態論専攻 博士後期課程)

近代朝鮮をめぐる国際流通の形成過程 —アジア域内市場の中の朝鮮植民地化—

第1章 序論

- 1 関心の所在 (5)
- 2 開港後の朝鮮をめぐる国際流通の概観 (6)
- 3 先行研究の視角とその問題点 (9)
- 4 本稿の構成 (14)

第2章 長崎華商による朝鮮産海産物の輸出と在朝日本人の対応

- 1 はじめに (16)
- 2 長崎開港後における倭物海産物の輸出規模 (17)
- 3 朝鮮における倭物海産物の生産 (20)
 - (1)朝鮮人による生産
 - (2)日本人による生産
- 4 朝鮮産海産物の流通機構 (24)
 - (1)長崎における海産物流通機構
 - (2)長崎経由の朝鮮産海産物輸出
- 5 釜山日本人商人による直輸出活動 (30)
 - (1)直輸出活動の主体—釜山水産会社を中心に
 - (2)直輸出活動を支えた外的環境とその限界
- 6 小結 (44)

第3章 日清戦争以前における在朝華商の貿易活動

- 1 はじめに (46)
- 2 朝鮮華僑の概観と本章で扱う事例 (47)
 - (1)日清戦争以前における朝鮮華僑
 - (2)本章で扱う事例について
- 3 同泰来信と来貨置本単について (53)
 - (1)同泰来信について
 - (2)来貨置本単について
- 4 1894～95年における同順泰の輸入貿易 (56)
 - (1)海外における取引先華商の分布
 - (2)書式 A-a に現われた出荷額と商品構成
 - (3)取引先華商間の関係—輸入の経路から
 - (4)取引先華商間の関係—決済方法から
- 5 朝鮮華商の活動空間と日本 (68)

6 小結	(72)
付論 1 華商の活動空間の出身地による差異	(74)
付論 2 同順泰資料中の「来貨置本単」について	(82)

第4章 20世紀初頭の咸鏡地方におけるルーブル紙幣の流通

1 はじめに	(95)
2 20世紀初頭における咸鏡地方の交易	(96)
3 咸鏡地方におけるルーブル紙幣循環の形成	(98)
4 上海をめぐるルーブル紙幣の広域的流通	(104)
5 咸鏡地方の地域経済とルーブル紙幣	(107)
6 朝鮮の植民地化とルーブル紙幣回収	(109)
7 小結	(115)

第5章 1910年代の間島における朝鮮銀行券の流通

1 はじめに	(117)
2 第一次大戦勃発前の間島における貨幣流通	(118)
(1)間島の開発と域外交易の成長	
(2)各貨幣の流通空間と機能	
①吉林官帖 ②日本円系の諸紙幣 ③ルーブル紙幣	
(3)間島における貨幣間の需給調整システム	
3 大戦期における朝鮮銀行券の流入と地域経済の対応	(128)
4 小結	(134)

第6章 結論 (135)

参考文献 (139)

参考地図 1, 2, 3 (147)

【凡例】

- ・日付は基本的にアラビア数字の場合は陽暦、漢数字の場合は陰暦を示す。
- ・引用史料は、筆者において句読点を打ち、日本語史料の場合は漢字ひらがな混じり文に統一した。
- ・引用文献は「編著者名(刊行年)」の形で示した。原題は巻末の参考文献一覧を参照。
- ・注番号は各章ごとに付した。

【図表一覧】

表 1-1	朝鮮の対外貿易 相手先構成	(8)
表 2-1	長崎海産物輸出高	(18)
表 2-2	長崎入荷海産物の産地内訳	(20)
表 2-3	釜山海産物輸出高	(28)
表 2-4	長崎英国領事報告による朝鮮からの海産物輸入高	(30)
表 2-5	釜山の海産物輸出高 相手先構成	(38)
表 3-1	朝鮮開港場における各年末人口および年内総流出入口	(49)
表 3-2	光緒十年(1884 年)朝鮮における執照受給者数	(49)
表 3-3	光緒十年(1884 年)釜山における執照受給者数	(50)
表 3-4	ソウル大学奎章閣所蔵同順泰資料一覧	(50)
表 3-5	『同泰来信』19 冊の内訳	(54)
表 3-6	『同泰来信』所収書簡の発信者別内訳	(55)
表 3-7	「来貨置本単」の書式別構成	(55)
表 3-8	「来貨置本単」書式 A-a 発信者別一覧	(57)
表 3-9	「来貨置本単」書式 A-b 発信者別一覧	(58)
表 3-10	「来貨置本単」書式 A-a, A-b に現われる海外取引先華商	(58)
表 3-11	「来貨置本単」書式 A-a の出荷額	(60)
表 3-12	朝鮮における商品・金銀の純流出入額	(65)
表 4-1	元山における対外貿易	(101)
表 4-2	咸鏡地方三港におけるルーブル紙幣の送出額	(102)
表 4-3	元山の貴金属輸出入	(103)
表 4-4	第一銀行(韓国銀行・朝鮮銀行)各店舗によるルーブル紙幣買取額	(111)
表 4-5	咸鏡地方各金融機関によるルーブル紙幣買取額	(112)
表 5-1	間島の国境貿易額	(120)
表 5-2	間島の貨幣流通額内訳	(121)
表 5-3	間島日本郵便局のルーブル紙幣現送額(1910~13 年)	(124)
表 5-4	間島日本郵便局のルーブル紙幣現送額(1911 年 10 月)	(124)
表 5-5	朝鮮銀行龍井村出張所の為替受払高(1921~1925 年)	(133)
図 2-1	長崎海産物輸出高	(19)
図 2-2	釜山海産物輸出高	(29)
図 4-1	元山における対外貿易	(101)
図 4-2	元山におけるルーブル紙幣送出額	(102)
図 5-1	吉林官帖相場の動向	(126)
図 5-2	吉林官帖相場の地域間比較	(130)
図 5-3	朝鮮銀行龍井村出張所の為替受払高(1917~1918 年)	(131)

第1章 序論

1 関心の所在

本稿では、1870年代から1910年代までの半世紀弱における朝鮮の国際流通について検討する¹。この時期、朝鮮の国際流通を律する国家間関係の秩序はめまぐるしく変化した。1870年代以前において、朝鮮をめぐる国家間関係は、中国(清国)に対する朝貢関係を根拠として律せられるのが(少なくとも朝鮮側における)原則であり、この原則の下、主に中国・日本との間で権力的に管理された貿易が行われていた。ところが1876年に日朝修好条規が結ばれた後は、二国間条約を根拠として開港場で行われる貿易の比重が増し、1894～95年の日清戦争を契機に中国に対する朝貢関係が破棄された後は、全面的にこの形で貿易が行われることとなった。このような貿易は自由貿易を原則とし、それを根拠付ける二国間条約が朝鮮側に不利な不平等条約であったこともあって、国家がそれに直接的・間接的に介入する余地は相対的に少なかった。このような傾向は、同時期のアジアの他の諸国でも多かれ少なかれ見られたところであった。つまり朝鮮は、アジアの「強制された自由貿易」体制に組み込まれたということが出来る。それが1904～05年の日露戦争によって朝鮮が日本の保護国となり、1910年には完全に植民地化されて日本(帝国)の一部として扱われるようになると、再び変化が現れた。自由貿易の原則自体は変わらなかったものの、既に不平等条約の撤廃に成功した日本の一部として、関税政策や金融政策など間接的な手段を通じた国家の流通に対する介入は、以前よりも強化されることとなったのである。

本稿では、こうした国家間関係の変転の中で、朝鮮をめぐる流通の構造がどのように形成されていったのかを考察したいと考えている。その際に筆者が注目したいのは、国家間(inter-national)関係における自由貿易の原則は、交通・通信技術の著しい発展とあいまって、人間や各種財貨の国境を越えた(trans-national)移動を急激に加速したという点である。権力的な流通への介入が相対的に少なく、かつ複数ヶ国にまたがって流通を組織化する巨大な経済主体が未成熟な状況の下で、国境を越えて移動する零細な経済主体の活動とそれによる財貨の移動の集積が、全体としての流通構造を規定する重要な要素のひとつであったことは疑いをいれない。実際に近年のアジア経済史では、自由貿易体制下のアジアにおける国境を越えた人間や財貨の移動に注目し、それによってアジアに一つのまとまりとしての市場＝アジア域内市場が形成されたと見る視角が有力となりつつある。国家を単

¹ 以下、地域名称および国名として「朝鮮」を用いる。朝鮮という国号は、1897年に大韓帝国と改められたが、本稿の叙述上では便宜上これを無視する。また中国については、地域名称としては「中国」を用いるが、特に政府が主体となったできごと等に言及する際には「清国」を用いることがある。ただし現在一般に中国東北地方と呼ばれている一帯の地域名称としては「満洲」を用いることとしたい。なお、いずれも史料引用の際には原文のままとしている。また「韓国併合」など述語として固定していると考えられる場合もその用語のまま用いている。

位とした集計的な統計にもとづく分析によつては、このような移動の実態について、全てを明らかにすることはできない。そこで本稿では、個々の商人や財貨の移動に視点を置き、それが成り立っていた空間を行政的領域にとらわれずに復元してみることによって、アジア域内市場への朝鮮の編入がどのような過程を経て実現されたかを考察したい。

本稿においても一つ注目したい点は、そうした国境を越えた人間や財貨の移動によって形成されたアジア域内市場の中で、日本「帝国」の出現がどのような意味を持っていたかという点である。日本は朝鮮を植民地化し、さらに満洲へも部分的に政治的影響力を伸長させる中で、財政政策や金融政策を通じてこれらの地域の経済を領域的に掌握しようとし、かつ対日関係を基軸としたインフラストラクチャーの大規模な整備を試みた。そのうえで日本国内における工業化の進展と第一次大戦による一時的な欧米勢力の後退に後押しされて、日本を中心とした新たな国際分業の構造が東アジアに形成されていったのである。従来こうした変化は専ら日本側に視点を置いて捉えられ、分業に組み込まれた現地側の対応は、日本の侵略に対する抵抗という形で部分的に捉えられるに過ぎなかった。しかしそれ以前のアジアに、有機的なまとまりを持った域内市場が既に存在したとするならば、その中における日本の「帝国」形成の過程は、日本側の利害に沿った一方向的な過程としてではなく、既存の市場の構造と相互に影響を及ぼしあいながら進行した過程として捉えられなければならないであろう。本稿でそうした過程を全面的に論じることはできないが、韓国併合後の1910年代までを視野に入れ、既存の国境を越えた人間と財貨の移動の側から、植民地化による領域的な経済支配の影響を照射することによって、それ以後の「帝国」拡大の過程を如何に理解するかについても、基本的な視角を獲得することに努めたい。

2 開港後の朝鮮をめぐる国際流通の概観

上のような本稿の関心について、先行研究の状況の中で位置づけるにあたり、まず対象時期の朝鮮をめぐる国際流通の状況について、ひとまず集計的な統計を通じて概観しておくことが便宜であろう。上述のように、この時期の朝鮮では、1876年の日朝修好条規の締結（以下ではこれを「開港」と呼ぶ）以後も、1894年まで中国との朝貢関係が継続していたという点が一つの特徴である。しかしこの朝貢関係に基づく貿易を数量的に把握することは困難であるし、規模も相対的に無視できるものになっていったと考えられるから、ここでは開港場で行われた貿易に絞って見ることにしたい。

朝鮮の条約締結国は、1876年の日朝修好条規締結後、しばらく日本一国のみであったが、1882年以後、米国・英国をはじめとする欧米諸国との間にも相次いで条約が締結された²。また同じ1882年には、朝貢関係にあった中国との間でも商民水陸貿易章程が締結され、自

² 代表的な条約締結国を列記すれば、1882年米国、1883年英国・ドイツ、1884年イタリア・ロシア、1886年フランス、1892年オーストリアである。

由貿易が開始された³。

これらの条約・章程に基づく貿易が直接に行われる開港場（および関税徴収は行われないが外国人の居住と経済活動が容認された開市場）は、1910年までに都合16箇所が設置された⁴。そのうち日朝修好条規に基づいて開港された釜山(1876年開港)、元山(18880年開港)、仁川(1883年開港)の3箇所は、それ以後も朝鮮の最も主要な開港場であり続けた。また首都漢城(現ソウル)と漢城近郊の龍山も、条約解釈をめぐる紛糾はあったが1882年ごろから実質的に開市され、外国人が定住するようになった。これら16箇所の開港場・開市場の多くには、朝鮮政府の行政権の及ばない居留地が設定され、ここに進出した日本人・中国人をはじめとする外国人商人が、貿易の実際の担い手となった。朝鮮国内商業では依然として朝鮮人商人が主たる担い手となっていたが、かれらは居留地の外国人商人を通じて貿易商品を取引していた⁵。つまりこの時期の朝鮮の貿易は、開港直後の日本と同様に、いわゆる居留地貿易の形態で行われていたといつてよい。

本稿対象時期の開港場貿易の規模については表1-1に整理した。朝鮮開港は1876年であるが、そこから暫くは確定した貿易統計が得られない。ここでは、朝鮮海関の統計が公刊されるようになった1885年分以降について、5年ごとの平均額を示した⁶。まず全体的な収支を見ると、一貫して輸入超過であったことが分かる。貿易品目は次章以下で必要に応じて触れるが、おおまかにいえば、輸入においては綿製品を中心とする軽工業製品、輸出においては米・大豆など穀物を中心とする一次産品が重要商品であった。

³ 1882年の商民水陸貿易章呈は、藩属国である朝鮮に対する清国の恩典という形式で成立したものであり、主権国家間が対等の主体として締結した条約とはいえない。しかしその実質的な内容は一般の通商条約に準じるものであった。なお本章呈を含む朝清間の諸章呈は、1894年の日清開戦とともに朝鮮側から破棄され、1897年に改めて条約が締結された。

⁴ 本文に挙げた釜山・元山・仁川・ソウルおよび龍山の5箇所以外に、義州・会寧・慶興・木浦・鎮南浦・群山・馬山・城津・平壤・龍巖浦・清津の11箇所が開港場・開市場となった。このうち義州・会寧・慶興の3箇所は対中国・ロシア陸境貿易に開放されたもので、他の諸港とは性格が異なる。それ以外の8箇所はすべて日清戦争後に開放され、二国間条約ではなく朝鮮政府自身の決定を根拠として開港されたいわゆる自開商埠である。

⁵ 開港場・開市場の範囲を越えた外国人商人の活動には条約上一定の制限が課されていた。このような制限があったとはいえ、開港場・開市場外での外国人商人の活動は看過できない規模に達していたと思われるが、この点については本稿では検討していない。

⁶ 1876年の日朝修好条規締結交渉の際、輸出入関税を当分のあいだ免除することが取り決められ、以後数年間の貿易は無関税で行われた。その後1883年によく海関税則が定められ、中国海関員メルレンドルフを総税務司とし、中国海関に倣った海関組織が整備された。この朝鮮海関の貿易統計は、中国海関統計の付録として、1885年分より1893年分までが公刊された。朝鮮海関の設立過程については高柄翊(1964);全(1965);崔泰鎬(1979)などを参照。なお1884年分以前については、日本領事が商人の申告に従って作成したと思われる貿易統計が、数系列それぞれ断片的に得られる。この初期の貿易統計については姜徳相(1964)による綿密な検証があるが、なお十分な値を得ることが困難であるため、本稿では割愛することとした。

【表1-1】朝鮮の対外貿易 相手先別構成 (単位1,000円, 5ヵ年平均)

(輸入)

	中国	日本	その他	計
1885-89年	681 (24)	1,985 (75)	11 (0)	2,677 (100)
1890-94年	1,944 (41)	2,883 (59)	33 (1)	4,859 (100)
1895-99年	3,243 (34)	5,999 (65)	105 (1)	9,347 (100)
1900-04年	4,689 (29)	11,309 (67)	843 (4)	16,841 (100)
1905-09年	4,774 (13)	23,947 (67)	7,424 (19)	36,145 (100)
1910-14年	6,764 (11)	35,928 (61)	16,468 (28)	59,160 (100)
1915-19年	22,716 (15)	93,776 (70)	18,635 (15)	135,128 (100)

(輸出)

	中国	日本	その他	計
1885-89年	45 (5)	711 (95)	3 (0)	760 (100)
1890-94年	131 (5)	2,512 (93)	31 (1)	2,674 (100)
1895-99年	581 (10)	4,716 (88)	77 (1)	5,374 (100)
1900-04年	1,417 (17)	6,896 (81)	212 (2)	8,526 (100)
1905-09年	2,166 (17)	9,600 (78)	613 (5)	12,380 (100)
1910-14年	3,759 (15)	19,598 (77)	1,648 (7)	25,005 (100)
1915-19年	11,880 (12)	95,129 (83)	3,776 (5)	110,785 (100)

注)

カッコ内は総計に占める各相手先の比率。ただし各年の百分率を算出した上で五ヵ年平均をとったものである。

出所)

1885～1893: *China Imperial Maritime Customs Returns of Trade and Trade Reports* 各年

1894～1906: *Korea Imperial Maritime Customs Returns of Trade and Trade Reports* 1906

1907: 『韓国外国貿易要覧』(韓国度支部, 隆熙2年版)

1908～1909: 『韓国外国貿易年表』(韓国度支部, 各年版)

1910～1919: 『朝鮮貿易年表』(朝鮮總督府, 各年版)

次に貿易相手先を見ると、日本と中国の二ヶ国で圧倒的な比率を占めていた。1907年以前の朝鮮の貿易統計においては、相手先の分類が原産地・消費地基準ではなく、輸入直前の仕出地・輸出直後の荷揚げ地を基準にして行われていたために⁷、それ以前の対日本・対中国貿易には中継貿易も含まれているのであるが、ともあれ朝鮮の貿易は基本的にアジア内貿易として行われていたことが分かる。詳しく見ると、輸出先においては、日本がほぼ8割以上の比率を占め続けている。輸入元についても日本の比率は過半を占めているが、日露戦争以前において中国の比率も無視できず、特に日清戦争直前の1890～1894年については総輸入額の4割以上を対中国輸入が占めている。日清戦争以前の対中国・対日本輸入では、正確な比率を算出することはできないが、イギリス製綿織物の中継輸入が相当の割合を占めており、朝鮮市場をめぐる競争関係にあった。これが日清戦前の対中国輸入が増加した基本的な原因である。それが日清戦争後になると、次第に日本製綿織物の輸入が増加

⁷ 1906年分以前は、輸入元として朝鮮に到着する直前の仕出国を記載し、輸出先として朝鮮出荷後最初の陸揚げ国を記載していたのであるが、1907年分から輸入元は貨物の原産地国、輸出先は貨物の最終消費地を記載することとなった。これにより、例えば中継貿易によって輸出入される貨物は、統計上の輸出入相手国が変化することになった。なお、朝鮮が1910年に正式に日本の植民地となると、朝鮮の対日本(台湾・樺太を含む)貿易は、貿易統計上「移出入」として他の諸外国に対する「輸出入」とは区別されることになった。しかし本表を含めた以下の本稿の叙述では、便宜的に植民地化後の日本向けを含めたすべてを「輸出入」の語で示している。

し、それに伴って総輸入額中に占める対日輸入の比重も増加してゆくことになるのである。この点は、従来の研究において朝鮮開港後の貿易構造の重要な変化とされてきた点であり、本論の行論とも関連があるため、注意しておきたい。

3 先行研究の視角とその問題点

開港後の朝鮮をめぐる国際流通を扱った研究には、これまでも少なくない蓄積が存在するが、それらの視角はおおむね似通っていたように思われる。あらかじめ概括的に言ってしまうと、朝鮮一国を単位として、一国内の経済がまとまりを持った国民経済としての自立性を確立する過程、ないしは資本主義への移行を遂げてゆく過程を解明するための手段として国際流通のあり方を検討するという視角が（国民経済の形成や資本主義化の指標、また両者の関係といった理論的立場は論者によって異なるとしても）主流であったように思われるのである。

そのような視角に立つ研究は、朝鮮経済についてよりも、まず日本経済の側に立った日朝貿易史研究として出発した。もともと日本学界の日本経済史研究においては、1930年代の日本資本主義の性格をめぐる議論以来、明治期の産業資本の確立過程における中国・朝鮮市場の意味づけが論点の一つとなってきた。そのような理論的背景の下、日朝貿易史の実証的な研究は、日本製綿製品の対朝鮮輸出に関する検討から始まり、さらに朝鮮米の対日輸入や朝鮮産金の対日吸収にも検討が及んだ⁸。しかしこのような研究は、1970年代に入り、日本学界の日本経済史研究の焦点が両大戦間期に移るとともに退潮していった⁹。

⁸ 日本綿製品の対朝鮮輸出について、最も早く分析を加えたのは幼方直吉である。幼方は、日本からの輸出商品構成の変化に注目し、朝鮮開港当初はイギリス製綿織物の再輸出が中心であったものが、1890年代から日本製綿織物の輸出が増加していったことをもって、朝鮮市場への進出主体が商業資本から産業資本に転化したとした(北川修(1932)。北川修は筆名)。この論文自体は、日本経済の段階規定を直接に図ったものとはいえないが、後には日本の産業資本の確立期をめぐる議論の中で広く引用され(例えば 1890年過剰生産恐慌説)、若干の議論を引き起こしている(南とく子(1951)など)。また商品流通を直接に扱ったものではないが、日本の金本位制移行(1897年)が外資導入を容易化し産業資本の確立に寄与したという議論を背景として、朝鮮産金の対日吸収に注目した研究も発表された(崔柳吉(1971);村上勝彦(1973);大森とく子(1976);小林英夫(1979)など)。

村上勝彦(1975)は、これらの議論を幅広く視野に収め、明治期日本の朝鮮との経済関係を全体的に論じた。村上は、1890年代からの日本綿製品の輸出と朝鮮産穀物の輸入とが、それぞれ日本の「軍事的半封建的」資本主義の確立に寄与したと論じたほか(綿米交換体制)、日本金本位制の確立過程における朝鮮産金の吸収、日本の大寄生地主による朝鮮への投資、第一国立銀行の朝鮮進出や鉄道敷設などを検討したうえで、朝鮮に対する半植民地的支配が日本の産業革命の重要な要件となり、同時に帝国主義への早期的な転化を促したとした。村上の論考は講座派の立場からの日朝関係史の見方を代表するものといえよう。

⁹ 本文中では日本学界の動向のみを挙げたが、米国の Peter Duus も同じく日本側に視点を置いて明治期の日朝貿易に言及している(Duus(1984)(1995))。Duus が日朝貿易に関して提示しているデータは、村上勝彦(1975)など日本学界で発表された二次文献からの引用

朝鮮経済の側に視点を置いた研究はやや遅れて出発したが、この場合にも関心の中心は日朝貿易にあった。このような研究は、当初朝鮮の資本主義を日本からの移植資本主義と見て、その移植の経路としての日朝貿易に注目するという立場をとっていたが¹⁰、そのような立場は1960年代から日韓両国の学界で厳しい批判を受け、新たに朝鮮経済の自生的な資本主義的發展の存在と、日朝貿易がそこに及ぼした歪曲的效果を明らかにするという立場によって代わられた。このような立場にたつ多くの研究を網羅的に紹介することは避けるが¹¹、具体的な接近方法は以下の3つに大別することができる。すなわち、①日朝貿易の主要商品(輸入品:機械製綿布、輸出品:穀物)の流通を取り上げ、それが朝鮮国内の商品生産・流通を通じた農民層の分解過程に与えた影響を明らかにしようとするもの。②貿易統計や物価等を通じて、朝鮮国内の地理的な市場圏分布と、その国内的統一において日朝貿易が及ぼした影響を明らかにしようとするもの。③開港場において居留地貿易に従事した朝鮮人商人とその団体を取り上げ、資本主義的な、ないし民族的利害を代表する企業家層への成長過程を系譜論的に明らかにしようとするもの。このような研究は、日本の学界では1980年代末を境として退潮してゆくが¹²、韓国の学界では現在も主流的立場を譲っていないように思われる。

が大半であり、新たな知見を付け加えたものとはいえないが、その枠組みにおいて日本学界の動向と異なっている点が注目される。Duusの主たる関心は、明治期日本の対朝鮮関係の特徴を、政治的・文化的・社会的な側面を含めた総体として把握することにある、その中で経済的な日朝関係の持った意味を考察するという形をとる。そして貿易そのものは日本の対朝鮮侵略の中心的な動機とはなりえず、むしろ政治的な動機が重要であったことも強調している。なお、Duusの議論の一つの核心は、日本の対アジア侵略が欧米に対する被害者意識によって特徴付けられているというものであるが、本文で触れた1930年代の日本資本主義論争についても、そのような特徴の現われであるという史的位置づけを与えている(Duus(1995)435-437)。

¹⁰ 最も初期にこのような立場から研究を行ったのは、植民地下の京城帝国大学で活動した四方博である(四方(1933))。四方に代表されるこうした見方は、1945年の解放後もしばらく影響力を持ち続けた。

¹¹ 近年の研究史整理として、羅愛子(1990); 河元鎬(1995); 李憲和(1995)を挙げることができる。本段落中で行った先行研究の3分類は、これらの研究史整理も参考としながら、筆者自身の見解に従って行ったものである。

¹² 朝鮮経済の資本主義化をめぐる日本学界の論議の中で注目されるのは、経済の発展段階を一国単位ではなく東アジア3国(日本・朝鮮・中国)の比較と相互関連の中で捉えようとする見解が生じたことである。このような見方は、もともと日本経済史研究の中で1960年代の遠山茂樹・芝原拓自の論争から生まれたものであるが、朝鮮史については、梶村秀樹(1981)・宮嶋博史(1984)によって理論的水準の向上が図られた。ただしこのような議論で分析の単位となっているのはあくまで国家であったし、また相互関連よりは各国間の発展経路の比較に重点が置かれたという点から見て、後述するアジア交易圏論とはその発想を異にするといつてよい。このような議論は実証的な分析に進むことなくいったん終結したが、東アジア3国の発展経路を比較し、東アジア特有のパターンを検出するという発想は京都大学の中村哲のグループに引き継がれ、1980年代後半から1990年代前半にかけてその成果が多数公刊された(朝鮮史に関するものでいえば宮嶋博史(1994); 中村哲(1988); 全(1990)など)。

以上のような先行研究の傾向に対しては¹³、アジア域内市場の中の朝鮮の位置づけを明らかにしたいという筆者の関心から、次の3つの問題点を提起したい。

- ①不平等条約による自由貿易体制下で、朝鮮（ないし日本）という行政的領域が、国際流通のあり方を決定する上でどのような意味を持っていたのかということ自体が問題化されるべき課題である。しかし従来の研究では、一国を分析の単位として前提しており、自立的な国民経済の成立如何を問題化した研究においても、その分析の空間的範囲は最初から朝鮮国内に限定されている¹⁴。
- ②従来の研究では、国際流通を一国対一国の二国間関係の枠組みで捉え、しかもその検討は日朝貿易に集中し、日朝貿易が他の国際流通環節とどのような関係を持っていたかという点については検討されていない。中朝貿易などが言及される場合も、多くは日朝貿易の拡大を阻む競合的な要因として外在的に論じられるに過ぎないのである。日朝貿易への関心の集中は、先に表1-1で見たように、当時の朝鮮の貿易相手先として日本が卓越した地位を保っていたという点からすれば故のないことではないが、それ以上に、1910年の日本による朝鮮植民地化を既知の前提とした上で、開港後の日朝貿易が朝鮮経済に与えた影響を、植民地化の前段階として如何に理解するかという関心から日朝貿易が特に取り出されて検討されている感が強い。
- ③従来の研究では、朝鮮人によって構成される朝鮮国内の経済に関心が置かれ、国際流通はあくまでその状況を反映したものとして捉えているために、国際流通の検討は集計的なレベルに止まり、個々の担い手のレベルに下ったミクロ的な検討はほとんど行われていない。日本人商人や華商の活動については、日本政府・清国政府の対朝鮮政策を反映したものとしてのみ捉えられ、かれら自身の立場からその行動の論理を明らかにするという関心は希薄であるといえる¹⁵。

¹³ もちろん全ての研究が朝鮮全国を対象としているわけではなく、特定の地方や開港場などを取り上げた研究も多数存在するが、それらは日本で地方史と呼ばれる研究においても多くはそうであるように、その地方を越える範囲で成立している構造については無視するか、地方にとって外在的な要因として既成の研究の見解をそのまま引き継ぐか、いずれかの立場をとっていることが多いように思われる。

¹⁴ ただし近年では、開港後の朝鮮市場の独自の特徴を、数量的規模や空間的範囲だけではなく、国家財政のあり方等によって規定される制度的な側面から抽出しようとする研究の傾向が見られるようになった。こうした接近方法から、行政的領域が国際流通のあり方をいかに規定したかを考察することは、今後重要な課題となると思われる。この点については、第6章でも再び言及するが、本稿では十分な検討を行うことができなかった。そのような新しい視角に立つ研究としては、日本では須川英徳(1994)、韓国では金載昊(1997)、李栄薫(2000)などが挙げられる。

¹⁵ ただし日本人商人については、若干の研究の蓄積がある（山田昭次(1979)、木村健二(1989)など）。また公共圏論を援用して開港場での日本人・朝鮮人商人の関係を論じたMcNamara (1996)もある。ただしこうした研究は、開港場の中での日本人商人の存在様態を社会史的に検討したものであり、その海外貿易活動のあり方そのものについては、一次資料の不足もあって、ほとんど検討が加えられていない。そうしたなかで、開港後の亀

本稿における検討は、先行研究との関連でいえば、上のような批判的関心から行われることになる。

さて、上述のような本稿の関心は、「関心の所在」でも触れたように、近年のアジア経済史研究の動向から刺激を受けたものである。筆者が念頭に置いているのは、1980年代から日本の学界で提起された、一般に「アジア交易圏論」と呼ばれる研究の傾向である¹⁶。「アジア交易圏論」は特定の実証的課題をめぐる議論を指すというよりも、むしろ研究の空間設定の枠組みにおける一定の傾向を指した呼び方であり、個々の論者の具体的論点は多岐にわたる。それだけに整理は困難だが、ここでは筆者の見るところに従って、それらの議論に共通する視角を簡単に整理したい。

- ①最も大きい特徴といえるのは、自由貿易体制移行後のアジアにおける、自立的・有機的な域内流通の存在を主張した点である。この点が「アジア交易圏論」という呼称の由来でもある。そのような域内流通の構造が所謂ウェスタンインパクト以前から存在したものか、それとも自由貿易の成長に従って形成されたものか、また、国家間関係の秩序と国際流通との関係如何など、論者の間でも見解の分かれる点が多い。しかしそれまでの二国間関係史的な研究の枠組みを批判し、「アジア」をなんらかのまとまりを持った空間として捉えようとする点では、一致しているように思われる。
- ②分析の単位としてあらかじめ特定の領域を設定するのではなく、むしろ財貨や人間が移動する中で形成される一定のまとまりを持った空間を掘り上げるという手法を取る場合が多い。「アジア」そのものも、なんらかの共通した属性を予め持った領域として設定されるのではなく、財貨や人間の移動を通じて生成してゆく空間として捉えられているように思われる¹⁷。これは、現代の国家の領域が国民経済に収斂してゆく過程に注目し、そこにつながらない動きは捨象しがちであったという、従来の研究における傾向を批判したものと見ることができる。
- ③上の②とも関わることとして、財貨や人間の移動そのものへの高い関心という点が挙げられる。従来の研究では、これらの現象は国内経済の状況・段階を反映したものとし

谷愛介商店の貿易活動を事例的に検討した木村健二(1999)は注目される。

¹⁶ いわゆる「アジア交易圏論」は、社会経済学会大会の共通論題をもとに発表された、杉原薫(1985); 濱下武志(1985); 川勝平太(1985)が出発点となったと見るのが一般的であろう。この三氏は、のちに各自で著書を上梓したほか(杉原薫(1996); 濱下武志(1990); 川勝平太(1991)など)、各種共同研究・シンポジウムを通じていわゆる「アジア交易圏」論を主導してきた(川勝平太・濱下武志(1991); 川勝平太(1994); 全(2002))。この三氏を中心とする初期のアジア交易圏論については、谷本雅之(1993)や古田和子(1994); (2000)の整理によって概要を知ることができる。ただし1990年代以降は、アジア交易圏論という用語で括られる内容も多様化している。

¹⁷ このような空間の捉え方が、「アジア交易圏論」のみによって取られてきたわけではないことは注意したい。たとえば日本史の対外関係史研究においても、空間の捉え方の多様化は様々な方向から取り組まれており、そのような取り組みが他のフィールドの研究にも影響を与えるに至っている(桃木至朗(1998)など)。

て捉えられ、それ自体が独自の論理を持った現象として検討対象になることは少なかった。しかし「アジア交易圏論」では、国境を越えた空間のまとまりを作り出す直接の主体として、商人や移民の行動に注目しており、特に中国人の移動と商業活動に高い関心を払っている。

このような「アジア交易圏論」の議論の中で、朝鮮の位置づけについては十分に論じられてきたとはいえないが、僅かに濱下武志・古田和子によって検討が行われている¹⁸。特に古田和子の研究は、華商の広域的な活動の中で朝鮮を位置づけようとしたものとして、本稿の関心とも関係が深い。そこで古田の所論についてやや詳しく紹介しておきたい。

古田は、19世紀末のアジアにおいて最も重要な輸入品のひとつであったイギリス製綿織物を取り上げ、各種の貿易統計を用いて、そのアジア内での流通経路が、上海を中心として各地の開港場を結ぶ放射線状の形で、国境を越えて形成されていたことを見出した。これを古田は「上海ネットワーク」と名付けた。古田の議論では、基本的に開港場を単位として、開港場間の有機的な関係として上海ネットワークを構想しているのであるが、こうした開港場の中に朝鮮の諸開港場を含めて位置づけを行った。

そして古田は、こうした上海ネットワークの担い手が華商であったことに注目し、上海ネットワークが国境を越えて形成され得たのは、華商の行動が当時の中国国内における非領域的な市場のあり方（古田はこれを「中華帝国」と呼ぶ）を反映していたからだと説明した。この説明の可否は措くとしても、商人自身の活動形態からアジア域内市場のあり方を説明しようとした点は注目に値する。また、これまで検討がほとんど行われてこなかった朝鮮開港場の華商を、広域的な華商の活動の一部として位置づけたという点も、朝鮮の国際流通に関する研究上の空白を埋めるものとして評価される。本稿における筆者の検討も、こうした古田の研究の重要な土台として行われる。

さて、このような古田和子の研究をはじめ、アジア交易圏論によるアジア域内市場のイメージは、先に述べた開港後の朝鮮の国際流通に関する先行研究の視角に対して潜在的に批判的な立場にあるだけでなく、1910年の植民地化後の状況についても問い直しを迫っているといえる。先述のように、開港後の朝鮮の国際流通については、1910年に日本に植民地化されることを前提に、そこに収斂する過程を検討してきたという側面がある。しかし植民地化以前の朝鮮が、既に有機的なアジア域内市場の一部であったと見るならば、日本による植民地化の過程もその中で相対的に位置づけられる必要があるだろう。近年の日本植民地研究においては、公式・非公式の植民地を含めて構成される日本「帝国」の有機的構造を重視する傾向が強まっており¹⁹、特に1930年代については、日本帝国とその外の

¹⁸ 濱下武志(1994); 全(1999); 古田和子(2000)など。古田(2000)は1990年代初頭から古田が逐次発表してきた論文を加筆の上まとめたものであるが、特に第3章(初出1997年)、第4章(初出1999年)において朝鮮が取り上げられている。

¹⁹ 代表的な業績として山本有造(1992)を挙げることができる。山本有造は国民経済計算の手法を導入して日本帝国の経済構造に関する研究水準を引き上げた。山本に先立つ研究と

アジア域内市場との関係について若干の議論が行われている²⁰。同様に、日本帝国の形成過程における重要な画期であった朝鮮の植民地化についても、アジア域内市場との関連の中で、その性格を再検討する必要が生じているといえる。

4 本稿の構成

本稿の具体的な検討は、第2章から第5章までの4つの章で行われる。

第2章「長崎華商による朝鮮海産物の輸出と在朝日本人の対応」と第3章「日清戦争以前における在朝華商の貿易活動」においては、いずれも開港から日清戦争までの時期について、朝鮮開港場で活動した外国人商人（日本人商人・華商²¹）を取り上げる。「関心の所在」で述べたように、朝鮮は不平等条約によってアジアの自由貿易体制の中に編入された。不平等条約については国家間関係の視点から論じられることが多いが、個々の商人の立場にたって考えると、東アジアの各地に等しく不平等条約に基づく開港場が設置されたということは、東アジア域内の国際商業に共通の制度的基盤—例えば開港場における所有権と契約の保護、現地政権による介入の制限—が形成されたことを意味していた。

従来の研究では、朝鮮における日本人商人・華商の活動は、日本政府・清国政府の対朝鮮政策を反映したものとして捉えられる場合が多かったが、朝鮮をめぐる東アジア域内市場の上のような環境を念頭におけば、開港場商人の活動は、その出身国との二国間関係を越えた、より広域的な空間²²の中で位置づけられる必要があると思われる。本稿第2章と第

しては、松野周治(1978); 全(1979); 波形昭一(1985)などがある。また近年では堀和生が、自身による1930年代朝鮮の工業化論を軸に、同時期の日本帝国全体としての経済構造についても検討している(堀(1997)(2001a)(2001b))。なおこうしたアプローチは経済史だけではなく政治史・文化史の分野でも力を得ている。それらを整理したものとして駒込武(2000)がある。また、経済史・政治史といった部門史ではなく、それらを統合した日本帝国としての総体の特徴を検出し、他の植民地帝国と比較しようという傾向は、特に米国学界で見られる。例えば Myers[et al.](1984)など。

²⁰ 1930年代の東アジア域内経済の一部として日本帝国を相対的に位置づけようとする杉原薫の見解に対し(杉原薫(2001)など)、同時期の日本帝国の閉鎖性を強調する堀和生は激しい批判を寄せている(堀和夫(1997)(2001a)(2001b)など)。

²¹ 華商という言葉は、一般には華僑商人という言葉の縮約語として用いることが多いが、以下では中国で活動する商人もあわせて、中国に出自を持つ商人という程度のやや広い用い方をしたい。また華僑という言葉も、その国籍や定住性、アイデンティティの所在などによって華人と使い分けている研究者もあるが、本稿ではそのような含意はもたせず、漠然と在外中国人という意味で用いているに過ぎない。

²² この点は、本稿における「広域性」という概念の用い方とも関わるので、補足的に説明を加えておきたい。本稿では、これらの言葉を、実態的な空間の広狭を表現する概念としては用いないつもりである。物理的な広狭に関わりなく、何らかの有機的な関係が、二地点間を越えて広がっているときに、「広域性」ないし「広域的」という表現を用いたいと思う。それゆえ、以下の本論中では、これらの語は、県レベルで用いられる場合もあるし、国レベルで用いられる場合もある。

3章は、そうした問題意識から、朝鮮開港場の日本人商人・華商の活動の空間とそれを規定した諸条件を考察しようとするものである。

第4章「20世紀初頭の咸鏡地方におけるルーブル紙幣の流通」と第5章「1910年代の間島における朝鮮銀行券の流通」は、日清戦争後から韓国併合後の1910年代までについて、朝鮮の東部国境である豆満江を挟んだ2つの地域をめぐる貨幣流通について取り上げたものである。開港後の朝鮮・中国では、不平等条約によって自由貿易体制への編入を強制されただけではなく、政権自身の側においても自国経済を領域的に把握し、国民経済としての成長を図ろうとする志向が相対的に希薄であったといえる²³。その一つの表れが幣制における本位制の不在であった。第4章と第5章では、そうした状況下での国境を越えた貨幣流通のあり方を、国境に隣接した地域での商人の活動と関連付けて論じることとしたい。

また日本は、日露戦争後に朝鮮を保護国化すると、日本円の導入を通じた本位制の確立を目指した。満洲においても、日本円による排他的な幣制統一を繰り返し試みた。第4章と第5章では、こうした日本の貨幣政策が、既存の貨幣流通のあり方にどのような影響を与えたのか（あるいはどのような影響を受けたのか）について検討することで、日本の朝鮮・満洲に対する領域的な経済支配の企図を、東アジア域内市場の中でどのように意味づけるべきかについてもあわせて初歩的な考察を行うこととしたい。

²³ やや説明的にいうならば、国家の領域内での有効な資源配分によって国民経済全体の成長を図るような政策志向が希薄であったということである。朝鮮の場合、開港後の政府がそうした政策志向を持たなかったのは、日本の外圧によるとする見解が以前から存在した（梶村秀樹(1986)）。しかし近年では、開港以前からの王朝財政の性格が、開港後の国家の市場への関与の方向を決定付けたとする見方も提示されている（注14参照）。

第2章 長崎華商による朝鮮産海産物の輸出と在朝日本人の対応

1 はじめに

第1章で述べたように、朝鮮は1876年に対日開港した後、1882年まではどの国とも条約を結ぶことはなく、従ってその間、自由貿易の直接の相手先も日本のみであった。釜山をはじめとする朝鮮の開港場には日本人商人が進出し、かれらが対日貿易の直接の担い手となった。それゆえ1876年から1882年までの時期は、「朝鮮市場の日本による独占期」と呼ばれることもある¹。しかしながら、この時期の日朝貿易の多くは、日朝両国間で完結していたわけではなく、(正確な数値の算出は困難だが)多くは中国との中継貿易であった²。直接に貿易を行うことができない中朝両国間の貿易が日本を経て迂回的に行われていたわけである。このような中継貿易は、朝鮮と中国との直接貿易が可能となり、直行航路も開設される1880年代半ば以降まで盛んに行われた。

このことについては、これまでも知られていなかったわけではないが、日朝の二国間関係を重視する研究の傾向のなかで、過渡的な現象として扱われるに過ぎなかった。この中継貿易をはじめて本格的に扱ったのは古田和子である。第1章で述べたように、古田はイギリス製綿織物の上海を中心とした再輸出機構を検討するなかで、開港直後の朝鮮に輸出される綿織物も、上海から長崎華商の中継を経て再輸出されたものであったことを指摘し、その数量を明らかにしたのである³。このような古田の研究は、開港直後の日朝貿易が、広域的な華商通商網との有機的な関係のもとに成り立っていたことを示した点で重要である。

さて、日朝貿易の直接の担い手である朝鮮開港場の日本人商人については、これまで必ずしも十分な研究が行われてきた訳ではないが、日本の朝鮮に対する「経済侵略の尖兵」⁴としてのイメージが一般的だと考えられる。かれらが日本の国家的な庇護の下ではじめて朝鮮で活動しえたこと、また、国際市場との接触の経験に乏しい朝鮮人に対しておそらく略奪的な態度で臨んだであろうこと等の点についていえば、このイメージが当を得ていないわけではない。しかし上の古田の研究が示しているように、かれらが従事した日朝貿易は必ずしも日朝両国間で完結していたわけではない。かれらは日本を越えて広域的に広がる商品流通の末端に立っていたのである。こうした日本人商人の活動について、日朝二国間関係史の枠組みの中でのみ理解することは困難であろう。

とはいえ古田の研究でも、氏のいう「上海ネットワーク」の末端に位置づけられた在朝日本人商人の行動について、十分な検討を加えているわけではない⁵。本章では、この点を

¹ 北川修(1932) 68頁。

² 北川修(1932) 68～70頁; 姜徳相(1962) 4頁; 村上勝彦(1975) 236～239頁。

³ 古田和子(1997)。以下では古田(2000)の再録に従って引用する。

⁴ 山田昭次(1979)61頁。

⁵ 在朝日本人については1887年の元山領事報告を引いて推測を加えているが、上海・長崎

念頭におきながら、中国市場向けに生産された朝鮮産海産物の流通機構を取り上げる。

ここで扱う海産物とは、煎海鼠（いりこ）・干鮑（ほしあわび）・鱧鰯（ふかのひれ）の三品によって構成される加工海産物である。これらは19世紀以前からアジア各地で生産され、中国で高級食材として消費されていた。日本の場合にも、近世長崎の唐船貿易において、これらいわゆる「俵物三品」をはじめとする海産物が重要な輸出品となっていたことがよく知られている。そしてこれら加工海産物は、アジアが自由貿易体制に移行した後も、「取引額は細かく、包装・運送・保管・販売の手間は極めて煩わしく、長年にわたる取引経験の蓄積と広い販売ネットワークを持たないと扱いにくい」という商品の特性から⁶、欧米人・日本人商人の参入を容易に許さず、華商の独占的な商品であり続けたのである。

朝鮮においても、後述するように、これらの海産物（以下では便宜的に「俵物海産物」とする）は開港後に生産を拡大し、長崎華商の手を経て中国に輸出されることとなった。古田が扱ったイギリス製綿織物の場合とちょうど逆方向の流通経路が形成されたといえる。本章では、このような流通経路の形成過程と、それに対する在朝日本人商人の対応を詳しく検討することとしたい。

2 長崎開港後における俵物海産物の輸出規模

ここでは、開港後の長崎における海産物輸出の規模を確認したい。

近世の長崎貿易において、俵物海産物は、唐船に対する決済の手段として、18世紀以来重要な位置を占めることになった。その流通機構は、時期によって変化はあるが概ね幕府の統制下に置かれ、特に1785年以後は生産地からの集荷過程に至るまで長崎会所が直接的な統制を行うことになった。こうした統制下、長崎には全国から俵物海産物が集荷されていたのであるが、1859年の開港は、こうした長崎の集荷センターとしての位置づけを変化させる契機となった。すなわち、開港翌年の1860年から段階的に俵物の流通統制が緩和され、1865年には完全に自由貿易が認められることとなったのである⁷。

こうした制度的な変化の結果、産地に近い函館や横浜に回送される俵物が増加する一方、長崎の集荷圏は狭小化したという⁸。遠隔地からの集荷を強制する制度的な条件が消滅した以上、長崎の集荷量が減少したこと自体はおそらく間違いないであろうが、それを裏付ける数量的な指標を得ることは困難である。しかし長崎から輸出された俵物の数量については、一定の追跡が可能である。幕末期の貿易統計には数種類の系列が得られるが、ここで

華商との具体的な取引条件等については曖昧なまま、上海の華商と在朝日本人とが「密接な連繫を保っていた」と推測するに止まっている(古田(2000) 79～81頁)。

⁶ 廖赤陽(1994) 74頁。

⁷ 長崎俵物貿易と幕末におけるその変化については、多くの研究が蓄積されているが、代表的な文献として、沼田次郎(1936); 石井孝(1942); 小川国治(1973); 荒居英次(1975)などを挙げる事ができる。

⁸ たとえば秋谷重雄・黒沢一清(1958) 15頁。

は荒居英次の収集した英国外務省 Foreign Office 文書の数値を採用し⁹、それに明治後の英国議会資料 Parliamentary Papers および日本大蔵省作成の貿易統計等の数値を接続することによって、1859 年から 1901 年までをカバーする表 2-1、図 2-1 を作成した。

本図表では、1859 年の開港より前の輸出量は不明であり、さらに開港後も数年間は並行して存続した長崎会所扱いの俵物輸出がここに含まれているか定かではないなど¹⁰、解釈に困難な点も多い。しかし一応この数値が長崎からの輸出量を反映しているとすれば、開港直後の 1860 年代の輸出規模は（1866 年を除いて）少なくとも上昇の傾向は見せていない。特に開港初年の 1859 年の煎海鼠輸出量の高い値（この後 1894 年まで達成されない）が開港直前における長崎の集荷量水準を反映したものだと思われるならば、開港後の長崎からの俵物輸出は、明らかに停滞していたと見てよいであろう。

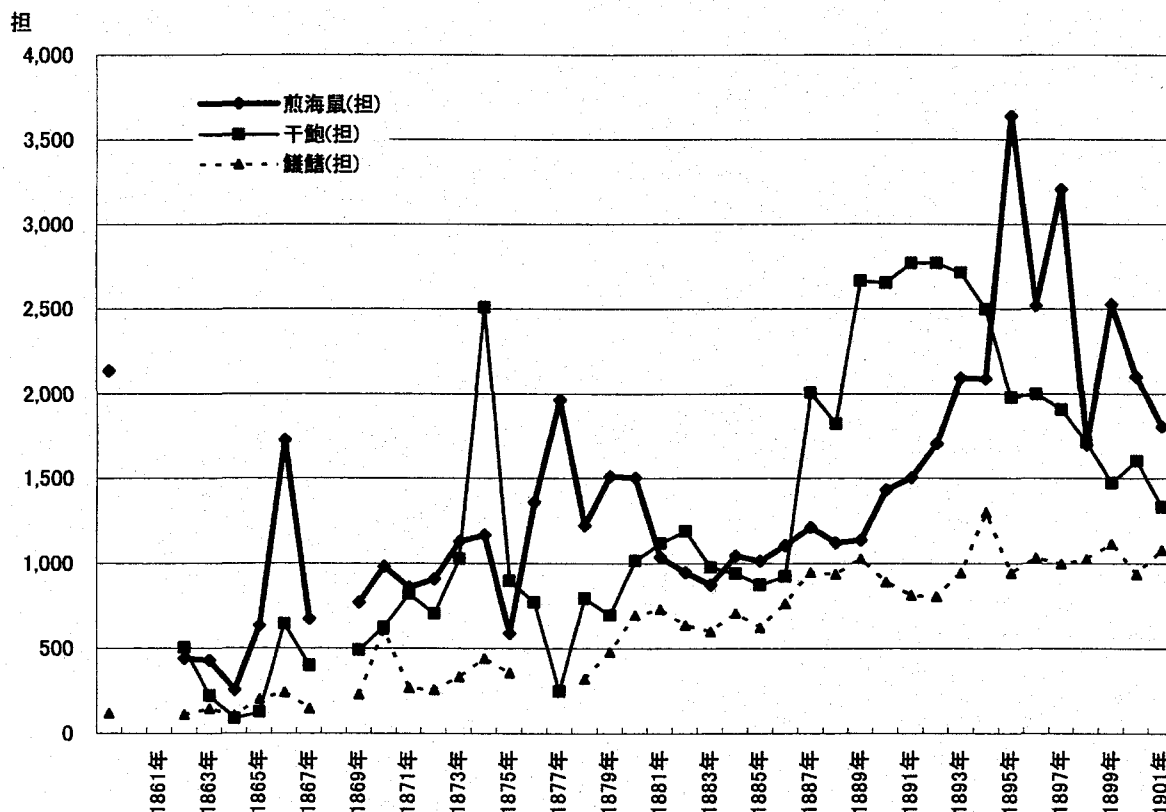
【表2-1】長崎海産物輸出高（重量）

	煎海鼠(担)	干鮑(担)	鱧鰯(担)		煎海鼠(担)	干鮑(担)	鱧鰯(担)
1859年	2,136		120	1886年	1,107	925	767
1860年				1887年	1,212	2,004	947
1861年				1888年	1,121	1,824	936
1862年	440	505	114	1889年	1,137	2,663	1,026
1863年	429	225	148	1890年	1,435	2,652	892
1864年	257	90	110	1891年	1,507	2,769	816
1865年	633	127	203	1892年	1,707	2,767	806
1866年	1,731	646	244	1893年	2,093	2,710	945
1867年	673	399	149	1894年	2,090	2,493	1,300
1868年				1895年	3,640	1,980	944
1869年	775	491	230	1896年	2,516	1,999	1,035
1870年	982	626	606	1897年	3,205	1,907	996
1871年	862	822	271	1898年	1,698	1,712	1,029
1872年	910	705	257	1899年	2,526	1,476	1,116
1873年	1,129	1,027	333	1900年	2,102	1,602	935
1874年	1,168	2,508	441	1901年	1,809	1,334	1,080
1875年	589	898	356	注)			
1876年	1,362	772		1担は約60kg。空欄はデータが得られないことを示す。			
1877年	1,965	249		出所)			
1878年	1,223	797	323	1859～67年は荒居(1975)、1869～72は小川(1973)による。			
1879年	1,512	699	476	1873～1884年 Commercial Report, Nagasaki 各年による。			
1880年	1,506	1,018	698	1885年以下については品目ごとに出所が異なる。			
1881年	1,039	1,118	733	干鮑: 1885～1897 『大日本外国貿易年表』(大蔵省)各年			
1882年	947	1,192	638	1898～1901 『外国貿易概覧』(大蔵省)各年			
1883年	874	976	600	煎海鼠: 1885～1891 『大日本外国貿易年表』(大蔵省)各年			
1884年	1,047	941	708	1892～1901 『水産貿易要覧』(上, 農商務省, 1903年)			
1885年	1,016	876	620	鱧鰯: 煎海鼠に同じ。			

⁹ 荒居英次(1975) 第二部。

¹⁰ 荒居英次(1975)はこの点について特に触れていないが、小川国治は英国議会資料（荒居の用いた英国外務省文書から二次的に作成された）を利用して同時期の長崎輸出量を検討する中で、長崎会所を通じた唐船輸出分はその数値に含まれないであろうという見通しを示している(小川国治(1973)352 頁)。

【図2-1】長崎海産物輸出高(重量)



しかしながら1870年代に入ると、徐々に輸出量は回復しつつあったようである。特に1880年代後半になると、三品とも明確に増加傾向が見られるようになる。その原因の一つとして考えられるのは、技術的水準の向上である。特に干鮑と煎海鼠については、原料となるアワビ・ナマコ漁において、潜水器の導入されたことが重要であったと考えられる。潜水器は1870年代から日本沿海で使用され始め、濫獲に近い増産を結果し、農商務省では1882年以後繰り返し潜水器漁業規制を図っている¹¹。長崎の場合にも、こうした潜水器漁業の導入が、干鮑・煎海鼠の輸出増加の一因になったと見ることができる。

長崎輸出俵物の増加について、もう一つ考慮すべきことは、明治後における集荷圏の変化である。長崎に集荷される海産物の生産地について数値が得られるのは20世紀に入ってからのものであるが、ここでは農商務省水産局『水産品貿易要覧』(1909年)から得られる1907年の値を見てみよう(表2-2)。これによれば、日本国内の産地が九州・山陰地方に偏り、全国的な俵物集散地という開港前の地位を喪失していることが確認できる。そして同時に、干鮑・煎海鼠においては過半を、鱧鱈においては三分の一を占める重要産地として朝鮮が現れているのである。また農商務省水産局『水産貿易要覧』(1903年)では、長崎輸出海産物

¹¹ 二野瓶徳夫(1981) 251頁。

の産地として「輸出総額の七割は韓国近海の所産に係り、其余の三割を内地産とす(干鮑、

【表2-2】長崎入荷海産物の産地内訳 (1907年、担)

干鮑		煎海鼠		鱧鰯	
総計	1,460 (100%)	総計	2,253 (100%)	総計	923 (100%)
1位 朝鮮	800 (55%)	1位 朝鮮	1,152 (51%)	1位 長崎県	354 (38%)
2位 長崎県	378 (26%)	2位 長崎県	322 (14%)	2位 朝鮮	308 (33%)
3位 佐賀県	30 (2%)	3位 福岡県	91 (4%)	3位 鹿児島県	140 (15%)
4位 山口県	6 (0%)	4位 島根県	54 (2%)	4位 福岡県	100 (11%)
5位 福岡県	4 (0%)	5位 山口県	44 (2%)	5位 山口県	63 (7%)

出所)

農商務省水産局『水産品貿易要覧』1909年

干鮑153頁、煎海鼠192頁、鱧鰯248頁

下巻 80 頁)」「大部分は韓国近海産にして、其割合は韓国産七割五歩、内地産二割五歩とす(煎海鼠、下巻 81 頁)」「其産地は韓国及対馬付近を主とし薩摩地方之に亜ぐ(鱧鰯、下巻 81 頁)」といった記述が見られる。これらの資料から考えれば、20 世紀初頭の長崎倭物輸出において、朝鮮がもっとも重要な産地であったと考えられる¹²。遺憾ながら日清戦争以前の数値を得ることができないが、朝鮮漁場の集荷圏への組み込みが、明治後の長崎倭物海産物輸出の維持・拡大に寄与したことは、ほぼ疑いないであろう。

3 朝鮮における倭物海産物の生産

(1)朝鮮人による生産

まず朝鮮沿海における倭物原料の漁場分布につき、植民地期の調査に基づいて簡単に述べておこう¹³。アワビとナマコはいくまでもなく沿岸浅瀬が漁場となる。朝鮮の場合、ナマコはほぼ全国の海岸で採取することが可能であったが、特に半島南海岸と東海岸および済州島が主要な漁場であった。アワビの漁場としては、南海岸と済州島が知られていた。一方フカ漁は沖合漁業であり、朝鮮海峡から南海岸を主要漁場としていた。

次に朝鮮人自身による海産物生産の状況であるが、少なくとも干鮑と煎海鼠については、開港前から生産が行われていたことが確認できる。干鮑については、17 世紀には済州牧(済州島の地方官)から漢城各司に対する貢物として名前が挙がっている¹⁴。煎海鼠については、義州における辺市の輸出品として昆布とともに挙がっている¹⁵。さらに釜山の倭館交易にお

¹² 開港後の長崎倭物輸出において朝鮮が重要な産地となっていたことは、小川国治・木村健二の両氏によっても既に指摘されているところである(小川(1973) 368 頁、木村(1988) 51 頁)。ただしいずれも朝鮮における倭物海産物の生産・流通の様態を具体的に追及しているわけではない。

¹³ 以下本段の記述は、吉田敬市(1954)、とくに 201 頁、207 頁による。

¹⁴ 田川孝三(1964)によれば、1653 年刊の『耽羅誌』に、済州牧から司宰監へ「灰鮑」大中小あわせて 4068 貼、おなじく寿進坊へ「大全鰻」450 箇の貢進規定が見られる(47 頁)。

¹⁵ 張存武(1978) 115 頁。

いても対馬側に煎海鼠が輸出され、それらは長崎を経て中国に輸出されていたという¹⁶。詳細は不明だが、開港以前から一定の生産が行われ、特に煎海鼠については既に中国向け輸出品としての性格を帯びていたことは注目すべきであろう。ただしフカ漁業については、朝鮮人自身によってはほとんど行われていなかったようである¹⁷。

こうした朝鮮人自身による倭物海産物の生産は、開港後にも継続されたものと推測される¹⁸。その実態についてはほとんど不明であるといわざるを得ないが、開港後には日本式の加工法を導入して輸出を増加させたという記事も見られることから¹⁹、対中国輸出品のひとつとして存在し続けたことは間違いない。

(2)日本人による生産

上で述べたような朝鮮人自身による倭物海産物の生産にくわえ、開港後の変化として考慮すべきであるのは、日本人漁民による朝鮮出漁である。

吉田敬市によれば、日本人漁民の出稼ぎ的な朝鮮出漁（いわゆる「朝鮮通漁」）は古くから存在したが、1876年に日朝修好条規が締結され、さらに1883年の日本人民貿易規則によって正式に朝鮮沿岸での漁業が許可されたのを契機として、西日本一帯からの通漁が急速に増加した²⁰。その背景には近世末以来顕在化した日本沿海漁場の飽和状況があり、初期の

¹⁶ 朝鮮から対馬への煎海鼠輸出については小川国治(1973)の第3章第2節において検討が加えられている。それによれば、対馬藩の朝鮮に対する公貿易・私貿易において、重要な輸出商品として水牛角があった。それらは長崎で唐船から買い付けられていたが、対馬藩は1763年、唐船への支払いに煎海鼠を用いたいと幕府に申し出た。その申し出は、対馬から長崎への煎海鼠出荷定高の引き上げを条件に許可され、その引き上げ分に当てるために朝鮮産煎海鼠の対馬輸入が開始されたという。また干鮑についても朝鮮からの買付が企図されたが、これについては失敗に終わったという。なお小川の研究においては、これら煎海鼠の朝鮮における生産・流通状況について触れていない。釜山側で水牛角輸入に当たっていた弓角契買人について論じた金東哲(1993)も煎海鼠については論じていない。

¹⁷ 後年1908年に刊行された『韓国水産誌』においても、フカ漁業従事者は日本人のみであるとしている(第1輯、韓国農商工部、1908年、269頁)。

¹⁸ ナマコ・アワビ漁の場合は、朝鮮人は在来的な裸潜漁・桁網漁を行い、後述のような潜水器漁業に従事するものはなかった(葛生修亮『韓海通漁指針』黒龍会出版部、1903年、274頁)。ただし1907年ごろから、朝鮮人中にも潜水器漁業に従事する者も現れたという(稲井秀左衛門(1935)75頁)。

¹⁹ 農商務省『明治十五年度商況年報』1884年に次のような記述がある。「干鮑：本品は全羅道及び済州の海岸より出るものにして、当国にては塩漬にして日々乾かせるまでなるを以て、或は腐敗し或は鹹味に過ぎる等、我国人の賞用を採るに足らざりしが、近年我製法を伝へたるにより之に倣ひ之を製するもの多く、為めに輸出増加せり」(166頁)。

²⁰ 吉田敬市(1964)159～160頁。なお1883年の時点では、慶尚道・全羅道・江原道・咸鏡道の沿海に限って日本人の操業が認められたが、1888年に京畿沿岸で居留日本人向け漁業のみが認められ、1900年には正式に通漁地域に加えられた。1904年には朝鮮沿海全域で日本人の操業が認められ、保護国下の1908年に至って日韓漁業協定により日本人の朝鮮操業は完全に自由化された。なお、吉田(1954)以外にも、開港後の朝鮮沿海における日本人漁業について述べた文献は少なくない。たとえば、羽原又吉(1957)；朴九秉(1967)；

出漁者たちの多くは零細な生業的漁民たちであったという²¹。出漁者は朝鮮海関で操業免許を受領することになっていたが、釜山海関における発給数を見ると、日清戦争以前の 1890 年代前半における出漁船数は、概ね年間 600～700 隻の水準であった²²。

このような日本人の朝鮮出漁の中で、ナマコ・アワビ・フカ漁業は少なからぬ比率を占めていた。たとえば、1894 年中に釜山で操業免許を受けた 625 隻のうち、(ナマコ・アワビを対象とする) 潜水器漁業に従事する船は 85 隻、フカ縄漁に従事する船は 72 隻、ナマコ網漁に従事する船は 6 隻であった。また、同じく 1894 年中に元山で操業免許を受けた 46 隻のうち、32 隻が潜水器漁船であった²³。

潜水器漁業は、先にも述べたように日本では 1870 年代から見られたものである。朝鮮への導入時期は正確には不明であるが、1930 年代に稲井秀左衛門が聞き取り調査を行ったところでは、1879 年に山口県の吉村与三郎が慶尚道巨済島で開始したのが嚆矢であろうという²⁴。吉村自身は朝鮮に定着して 1909 年に死亡するまで活動が続けたが、その後 1882 年に長崎県が潜水器漁業取締規則を發布したことで出稼ぎ的な出漁者が増え²⁵、さらに 1892 年末には日本人漁民の増加していたロシア領沿海州の潜水器漁業が規制されたことによって朝鮮へ漁場を転換する者が現れた²⁶。1892 年 12 月から翌年 2 月にかけて朝鮮近海の漁業を視察した農商務省水産局の関沢明清は次のように述べている。

史料 2-1) 昨年までは本邦漁人の潜水器械船にして朝鮮近海に出稼ぎするもの百台許なりしが、昨年秋より曾て魯領浦潮斯徳へ出稼の潜水器械、彼の地を引揚げ朝鮮海に來りしもの二十七台あり、之を合せて百二十台許あり、其中濟州島周回にて漁業を為すもの七八十台あり(此中二十一台は山口県吉村与三郎、十七台は長崎竹内源吉、十四台は対州竹内吉重等の組織せる水産会社の所有に係り、其他は一人一

金玉卿(1986); 金秀姫(1994)など。

²¹ 木村健二(1988)は日本人出漁者の送出地側の状況について事例的に考察している。

²² 1890 年 718 隻、1891 年 611 隻、1892 年 683 隻、1893 年 762 隻、1894 年 635 隻(「釜山近海に於ける水産」『日韓通商協会報告』4 号, 1895 年)。なお東海岸の元山海関でも免許を発給しており、その数は、1892 年 2 隻、1893 年 15 隻、1894 年 46 隻であった(「朝鮮咸鏡江原両道の沿海に於ける本邦人漁業の景況」『通商彙纂』7 号, 1894 年)。吉田敬市によれば、出漁者の多くは釜山を最初に経由するために、釜山で免許を受けるものが多かったという(吉田(1954)174 頁)。

²³ 釜山についての出典は「明治二十七年中釜山港商況」『通商彙纂』17 号, 1895 年。なお注 22 に引用した『日韓通商協会報告』4 号では同年の免許発給数を 635 隻としており食い違いがある。元山についての出典も注 22 に同じ。

²⁴ 稲井秀左衛門(1935) 6～10 頁。

²⁵ 稲井秀左衛門(1935) 21～22 頁。

²⁶ 大蔵省主税局『明治二十七年外国貿易要覧』1895 年, 259 頁; 「露領沿海州海參收穫景況」『官報』2840 号, 1892 年。なお本文に述べたような経緯からして、朝鮮沿海の日本人潜水器漁業が資源略奪的な性格を帯びていたことは明らかであり、1890 年代末の済州島では既に資源枯渇の傾向が顕在化していた(大蔵省主税局『明治三十一年外国貿易要覧』1899 年, 220 頁)。朝鮮半島において潜水器漁業の規制策が取られるようになるのは、日本にくらべて 30 年近く遅い 1907 年以後のことである。

台乃至三五台を有するに過ぎずと云ふ)、尤現今来り居るは二十五台許に過ぎざれども陰曆正月以降に至らば七八十台に及ぶべしと、而して九十月に至りて一先づ郷里に返るを常とす²⁷。

上の資料から、日清戦争直前の朝鮮沿海では百数十台の日本人潜水器が操業していたこと、その大半は季節的な出稼ぎ漁業であったことが確認できる。また経営の形態として、数台から数十台で操業する企業家的な存在を見ることがもできる。これは先に述べた「零細な生業的漁民」のイメージとは異なるが、潜水器漁業は装置も含め相対的に大きな投資を要するものであったから、企業的な経営が初期から存在したことは不思議ではない。

潜水器漁業の漁法は次のようであった。潜水器漁船は、一隻につき潜水夫 1 名ないし 2 名が乗り、その他に船頭やポンプ押、命綱持ちなど、あわせて 5~6 名が乗り組んだ。そして出漁期間中は、漁場付近の適当な地に納屋と呼ばれる小屋を設け、ここを根拠地として連日操業し、漁獲物はこの根拠地に持ち帰って製品にしたという²⁸。漁民自身によって俵物海産物への加工までが行われていたことがわかる。

一方フカ漁業については潜水器漁業に比べ資料が少なく、詳細を知ることができない。1900 年ごろにおいて、出漁者は山口県鶴江浦・玉江浦、大分県佐賀関・中津浦の四ヶ所から出漁するものがほとんどであった。フカ漁船は出稼ぎではあったが、8 月下旬に出発し、以後漁場を転々として 7 月に至って初めて帰還するという形で、ほぼ 1 年におよぶ長期の出漁を行っていたようである²⁹。漁法は延縄で、4~5 人乗りから 6~9 人乗りの船で行われた³⁰。フカ漁業の目的は鱧鰭製造用のヒレを採取することにあつたため、沖合いで漁獲された場合にはヒレだけを切り取って残りの部位は海中に投棄していたが、沿岸で漁獲された場合にはヒレを切り取った残りは朝鮮人に売却したという³¹。そして切り取ったヒレは、潜水器漁業の場合と同じく、沿岸に小屋を設けて漁民自身が鱧鰭に加工していた³²。

²⁷ 外務省通商局第二課『朝鮮近海漁業関沢明清氏報告』1894 年、28~29 頁。関沢明清については「農林省技師、旧加州藩士の出、江川太郎左衛門、村田蔵六等について蘭学を修め、英国に留学、ウィーン、アメリカなどの万国博の事務長、明治十八年水産局の設置とともに水産局に入り、捕鯨、巾着網などの改良につくした」(櫻井義之(1979)445 頁)。

²⁸ 稲井秀左衛門(1935) 6 頁。これは 1930 年代の様子であるが、19 世紀末においても、沿岸に仮小屋を設け、そこを拠点として出漁・加工を行うのは同様であった(関沢明清・竹中邦香『朝鮮通漁事情』団々社出版、1893 年、118 頁)。

²⁹ 葛生修亮『韓海通漁指針』黒龍会出版部、1903 年、320 頁。

³⁰ 吉田敬市(1954) 202 頁。

³¹ 外務省通商局第二課『朝鮮近海漁業関沢明清氏報告』1894 年、4 頁。なおこの史料によれば、朝鮮人はフカのヒレを利用する習慣がなかったため、「鰭を切り落としたると否とに由り価に甲乙なく、其慣習として鰭は必ず鰭を切り落としたるものと定まりたるものゝ如き情態を為せり」という。朝鮮人間でフカ漁業・鱧鰭製造の経験が浅かったことを示す一例であるといえよう。

³² 「採獲したる水産物の内、鮑及び海参等は朝鮮各地沿海の地に於て所謂納屋を設け、此処に於て湯にて煮、或は乾し、鰭の如きは或は肉を朝鮮人に鬻ぎ、或は獲物多きときは肉を海中に棄て、而して鰭は同じく納屋にて乾し、而る後、鮑・海参・鱧鰭とも本邦に持帰り

以上みてきたように、日本人漁民は1870年代末～1880年代初頭、出稼ぎ漁業（通漁）の形態で朝鮮に出漁し、ナマコ・アワビ・フカ漁と俵物海産物への加工とを行うようになった。フカ漁は従来朝鮮人によってほとんど行われていなかった漁業であり、ナマコ・アワビ漁についても、潜水器の導入によって生産性は飛躍的に上昇したと考えられる。開港後における朝鮮産俵物の生産拡大において、日本人漁民の朝鮮漁場進出は重要な役割を負っていたと見てよいであろう。

4 朝鮮産海産物の流通機構

(1) 長崎における海産物流通機構

本節では、第3節で見たようにして生産された朝鮮産の俵物海産物が、長崎に集荷されて輸出されるまでの過程を検討する。まず当該期の長崎における海産物流通機構のあり方を概観した上で、その一部としての朝鮮産海産物の位置づけを論じてゆくことにする。

1859年の長崎開港前後には、唐船の長崎来航は停滞しつつあり、開港後の長崎貿易は、イギリス船を中心とする西洋船によって行われることになった³³。しかしながら、新たに長崎に来航する華僑の数はかえって増加し、唐館時代からの居留者とあわせて、貿易商としての華商の地位は揺らがなかったようである³⁴。たとえば、長崎で刊行されていた英字紙である *The Nagasaki Express* では、1869年における長崎輸出総額3,168,533ドルのうち56%を、輸入総額3,052,580ドルのうち52%を Chinese Houses が扱っていたとしている³⁵。とくに中国向けの海産物輸出においては華商の独占的な状態にあったようであり、1884年における日本人売込商（後述）の売り込み海産物は、100%が華商を対象としたものであった³⁶。

こうした長崎華商の海産物買付・輸出にあたっては、いわゆる居留地貿易の形態がとら

長崎辺より清国に輸出す」（東邦協会『朝鮮彙報』1893年、308頁）。

³³ 荒居英次(1975) 405頁。

³⁴ 幕末開港期における長崎華僑については、長崎県立長崎図書館に所蔵されている原文書群を利用した研究が蓄積されている。代表的な研究として以下の文献がある。重藤威夫(1967)は、裁判記録を用いて華商を含む外商の関係した紛争の事例を多数紹介している。菱谷武平(1963)(1970)(1988)は、居住人口数と居住地域の推移について綿密な考証を行っている。蒲地典子(1977)は、開港後の三江(江蘇・浙江)系・福建系華僑が唐館時代からの人的な連続性を維持していた一方、近世には劣勢であった広東系華僑が新たに流入したとしている。布目潮風(1983)は、清国人籍牌を用いて個人レベルの追跡を行い、長崎華僑の移動様態について検討している。原康記(1991)は、日本人売込・買取商に関する記録を利用して、開港後の長崎貿易における華商の比重の高さを指摘している。なお長崎県立長崎図書館の文書群については解題目録が刊行されている(長崎県の郷土史料編纂委員会(1988))。

³⁵ 菱谷武平(1963) 100頁所掲の「表6: 1869(明治2)年長崎貿易収支対照表」より算出。

³⁶ 原康記(1991) 67頁。原の利用史料については注34参照。長崎に限らず、開港から第一次大戦後に至るまで、日本の海産物輸出において開港場華商の勢力が卓越していたことは、秋谷重雄・黒沢一清(1958) 80頁で概括的に述べられている。

れていた。すなわち、長崎華商は海外の取引先華商から買い注文を受け、その注文に従って売込商と呼ばれる日本人商人から海産物を買付けする。この売込商自身は手数料を取って取引を代行するに過ぎず、華商に販売する海産物は生産地の荷主ないし漁民自身から売り込みの委託を受けたものであった。単純化すれば、買い手である海外華商と売り手である産地荷主との間で、長崎華商と長崎売込商の二者がコミッション・マーチャントとして介在する形態であったといえる³⁷。

これら各段階の商人間でどのような条件の取引がなされたのかについては、直接知りうる史料は乏しく、外部者の観察記録を通じて推測せざるを得ない。まず長崎華商と海外の輸入者華商との間では、先述のように輸入者からの買付委託に基づく取引が基本であった。そして双方が輸出入両方を取り扱い、一定期間の売買額を相殺した上で残額を授受するという形で決済したという³⁸。また長崎華商と日本人売込商の取引は基本的の^{かい}一対一の^{かい}相対取引で、決済は一定期間内の売買相殺や延べ払いなどの方法が取られることが多かった³⁹。売込商と産地荷主（ないしは漁民）の^{かい}関係も^{かい}相対であり、その顧客関係の固定性は「同一家族のように交際してゐた」と表現されている⁴⁰。また売込商は産地荷主（ないしは漁民）に

³⁷ 本段の記述は、東京高等商業学校『長崎港海産物貿易調査報告書』1902年、20～32頁を参考にまとめたものである。長崎海産物売込商についての専論は管見の限り存在しないが、大阪についての籠谷直人(1990)、函館についての羽原又吉(1940)、斯波義信(1982)、籠谷直人(1995)などを参照すると、これら諸港の海産物貿易も、売込商の介在する点で長崎類似の形態で行われていたようである。

³⁸ 東京高等商業学校『長崎港海産物貿易調査報告書』1902年、32頁；市立長崎商業学校『長崎港鰯輸出貿易調査報告書』1913年、64頁。華商の海外決済方法についてのこのような説明は、長崎に限らず、在日華商全体についても言われている(農商務省商務局『対清貿易ノ趨勢及取引事情』1910年、45～46頁)。ただし第一次大戦後には、中国からの輸入における日本人商人の勢力が強まったため、在日華商の上のような決済方法は困難に陥ったという(農商務省商工局『上海々産物事情』1914年、20頁)。なお、開港後の長崎華商については、福建省同安県出身の泰益号の経営文書を利用した研究が蓄積されている(市川信愛・載一峰(1994)、山岡由佳(1995)、朱徳蘭(1997)、廖赤陽(2000)など)。しかしこれらの研究では、在日華商の決済方法についての上のような通説に対し、積極的な言及はない。

³⁹ 相対が基本であるとしたが、例外もあり、たとえば広東華商が共同買付方式をとった時期もあったという(東京高等商業学校『長崎港海産物貿易調査報告書』1902年、18頁)。また決済方法については、『長崎港海産物貿易調査報告書』30頁；市立長崎商業学校『長崎港鰯輸出貿易調査報告書』1913年、63頁；帝国水産会「長崎市魚市場状況調査」『魚市場ニ関スル研究』1936年、301頁。

⁴⁰ 東京高等商業学校『長崎港海産物貿易調査報告書』1902年、23頁；長崎港貿易商同業組合『組合史』1933年、12頁。引用部分は後者による。なお長崎港貿易商同業組合の前身は売込商が1880年に結成した荷受問屋仲間聯合会であるが、その盟約書第3条には「従来甲家の貨主、乙家に至り売買を依頼すべきものあらば、其理由を推問して之を甲家に照会し、甲家の承諾を得るに非ざれば其の依頼に応ずるを得ず」とあり、また第4条には「同盟者は客引船又は客引人を出し他の貨主を誘引するの所業あるべからず、若し之を犯すものあれば、貨主は其定問屋に帰せしめ、違約金五拾円を出さしめ〔下略〕」とある(『組合史』6頁)。ここからも売込商と荷主との取引関係が固定的であったことが窺われる。

対して、商品売却の一手委託を条件として資金の前貸しを行うことが多く⁴¹、こうした面からも売込商と荷主・漁民間の関係は固定的となっていた。

これらの観察を信じるとすれば、長崎から輸出される海産物をめぐっては、一対一の継続的な取引関係が、産地荷主・漁民から海外輸入華商に至るまで連鎖していたといえる。つまり、長崎における海産物輸出機構の全体は、こうした取引関係の連鎖の「たば」とでもいふべき形で存在していたといえることができるだろう。

(2) 長崎経由の朝鮮産海産物輸出

それでは、こうした長崎の海産物流通機構の中で、朝鮮沿海産の俵物海産物はどのように位置づけられていたのだろうか。前節(2)では、朝鮮開港後の俵物海産物の生産者として、日本人漁民が新たに重要な役割を果たすことになったと述べた。そこでここでは、これら日本人漁民による生産物の集荷機構からみてゆくことにしよう。

前節(2)では、朝鮮沿海での潜水器漁業（ナマコ・アワビ漁業）の創始者として、吉村与三郎の名前を挙げた。彼が朝鮮に出漁するに至った経緯について、1930年代に関係者から聞き取り調査を行った稲井秀左衛門は次のように記述している。

史料 2-2) 吉村は嘉永元年山口県萩の鶴江に呱呱の声をあげた。生まれつき勇敢で進取の気性に富み、明治の初年より朝鮮に通漁して南鮮近海の所安島、楸子島の附近で鰺漁に従事した。その漁獲物の鰺鰯販売の為め屢々長崎に往復した。当時長崎県下に於ては既に二十余台の潜水器業者があった（長崎県水産課の調査による）。吉村は其潜水器漁業の有利なるを見て之を朝鮮近海の鮑採取に使用せば最も有利ならんと考へ、時の長崎の取引問屋肥前屋某に謀り其資金を仰いだ、肥前屋某も其請を容れて快諾した⁴²。

ここから、吉村が潜水器漁業に着手する前から朝鮮での俵物海産物の生産に携わっており、長崎の「問屋」とも関係を持っていたことが分かる。そして潜水器漁業の開始にあたっては、その取引問屋から資金を提供されているのである。取引問屋の「肥前屋某」については未詳だが、鰺鰯は明らかに中国向け輸出品として長崎に持ち込まれたと考えられるから、先述の売込商ないし売込商と直接の取引関係を持つ商人であったと推測できる。とすれば、吉村の朝鮮漁場への進出の経緯は、先に述べた長崎の海産物輸出機構の一部（つまり売込商から産地荷主への前貸しを通じた固定的な取引関係）として理解できよう。

この吉村与三郎の事例以外に、朝鮮出漁民と長崎売込商との関係について、直接に知りうる史料はないようである。しかし朝鮮出漁民は、その生産品について、釜山など朝鮮開港場の商人に売却するよりも、長崎に自ら持参して売却することが多かった。たとえば、日清戦争直前の1890年代前半において、釜山日本領事報告に次のような記述が見られる。

⁴¹ 東京高等商業学校『長崎港海産物貿易調査報告書』1902年、24～25頁。

⁴² 稲井秀左衛門(1935) 7～8頁。

史料2-3) 漁獲したる所のもの〔アワビ〕は、当港〔釜山〕に於て販売するより之を乾晒して我が国に携帯し長崎において販売する方利益多きを以て、近来此種の漁業者増加するに拘わらず当港より輸出する所の干鮑海參の類は増加せざるなり⁴³。

この史料にも述べられているように、日本出漁民がその生産品を長崎で販売する理由としては、釜山と長崎との価格面での条件の違いも考慮する必要があるだろう。しかし、とくに潜水器漁業のような投下資本の大きな漁業の場合、漁民自身が所要の資本をすべて自らまかなったとは考えにくく、先の吉村与三郎の事例同様、長崎の取引先の売込商から前貸しを受けることを条件に、その売込商に一手に生産物を販売委託していた場合も多かったのではないだろうか。このことを長崎側からみれば、長崎の海産物流通機構を構成する取引関係の連鎖の「たば」の一端が、朝鮮沿海で操業する日本人漁民のところにまで伸びていたという形で表現することができるであろう。

さて上掲の史料では、「当港〔釜山〕より輸出する所の干鮑海參の類は増加せざるなり」としている。もちろん釜山から輸出される海産物が全くなかったというわけではない。釜山から諸外国に輸出された俵物海産物の重量について、表 2-3、図 2-2 に整理した。漁場から漁民自身の持ち舟で長崎に搬送された海産物については通関した可能性は低いから、ここに現れた数値は釜山居留地で集荷・輸出された部分を反映していると見てよいであろう。

この表・図から見れば、煎海鼠の場合、変動は大きいものの、日清戦争以前において明確な増加の傾向があったということはできない。また、干鮑の輸出も日清戦争以前には停滞していた。わずかに鰺鰯のみが緩やかな増加を見せている。先に述べたように、朝鮮沿海でのアワビ・ナマコ漁は、1880年代からの潜水器漁法の導入によって大幅に生産を拡大したと考えられるが、この釜山居留地から集荷・輸出される部分（特に干鮑）については、そのような生産拡大を反映しているとは考えにくい。上掲史料の「当港〔釜山〕より輸出する所の干鮑海參の類は増加せざるなり」という叙述は、概ね当を得たものであったと考えることができよう。1894年の釜山日本領事報告によれば、当時の釜山の集荷圏は、釜山近辺の地域に限られていたようである⁴⁴。

⁴³ 「二十五年中釜山港貿易景況」『官報』2968号、1893年。長崎側の史料からも出漁民が生産物を直接長崎に持ち込んでいたことを確認できる。すなわち、「朝鮮近海にて採取せるものは、漁船より母船（漁船の為に食糧諸器具を備へおくものなり）に積み移し、之を長崎港に送ると云ふ」（東京高等商業学校『長崎港海産物貿易調査報告書』1902年、20頁）。

⁴⁴ 「近年我邦より鰺船及び潜水器船の当国沿海に来漁するもの頗る多しと雖も、当地〔釜山〕より遠隔の地に於て漁獲する所の鰺及び海參の類は之を当港まで持来るものは甚だ稀にして、鰺は肉を沿岸朝鮮人に売り或は時としては海中に抛棄して其鰭のみを乾製して我邦に持帰り、又海産の如きも最寄地方の鰺鰯海參は煮乾して直に我邦へ輸送するもの多きに居るが故に、当港輸出の鰺鰯海參は単に釜山近海に於て我漁夫並に朝鮮人の採漁したるものを蒐集したる高に過ぎざるなり」（「二十六年中釜山港商況」『通商彙纂』6号付録、1894年）。また次の史料によれば、日本人漁民の生産物の多くが日本に持ち帰られる中で、釜山集荷品にはむしろ朝鮮人漁民の生産した部分が多かったことが推測される。「右の三品

【表2-3】釜山海産物輸出高（重量、価格）

	煎海鼠		干鮑		鰺鱈	
	重量(担)	価格(円)	重量(担)	価格(円)	重量(担)	価格(円)
1877年	891	15,237				
1878年	440	6,426				
1879年	679	16,332				
1880年	650	17,758				
1881年	929	34,791				
1882年	1,416	75,744				
1883年	975	27,089	7	118	200	7,566
1884年	384	6,293	12	246	199	4,659
1885年	656	9,653	31	575	216	5,028
1886年	633	8,134	26	473	234	5,599
1887年	732	9,380	4	51	261	6,399
1888年	540	6,912	29	397	391	11,076
1889年	1,021	14,413	132	1,757	429	12,500
1890年	684	10,358	95	1,495	413	12,280
1891年	542	8,530	0	0	475	13,313
1892年	807	13,273	40	608	326	10,372
1893年	926	20,048	53	1,054	360	11,423
1894年		34,793		2,992		4,455
1895年	1,569	20,373	208	3,854	92	2,494
1896年	1,477	23,394	83	1,707	214	4,965
1897年	1,687	40,973	312	7,322	532	15,939
1898年	1,611	38,409	379	9,676	957	12,700
1899年	1,970	52,327	376	2,075	117	8,243
1900年	1,237	32,873	308	8,733	178	4,963
1901年	2,154	36,758	573	14,230	321	10,899

注)

1担は約60kg。空欄はデータが得られないことを示す。

出所)

1877年『商況年報』明治十五年分、内務省、1884年。

1878～83年「朝鮮旧貿易八箇年対照表」(『大日本外国貿易年表』付録)

1884年『通商彙編』明治十七年上半季分、1884年。

1885～93年 *Returns of Trade and Trade Reports* (中国海関年報), Appendix2:Corea 各年

1894～1901年『通商彙編』所掲の釜山日本領事報告

※1883年以前については紙幣円建てである。

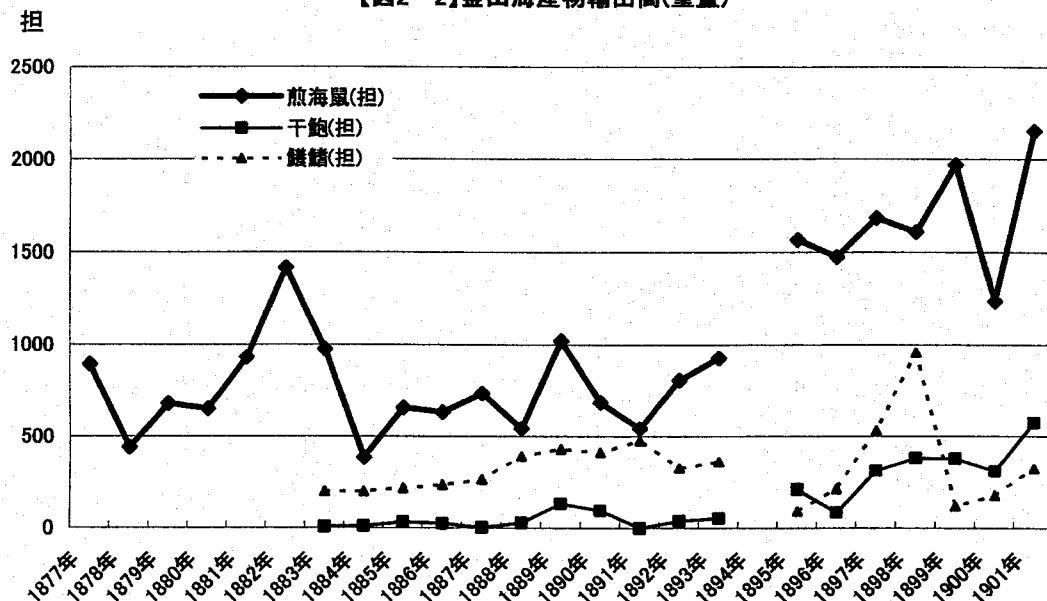
中国海関年報の数値はもとメキシコドル建てである。1対1の比率で(銀)円に換算した。

ではこうして釜山から集荷・輸出される海産物は、どこに仕向けられていたのだろうか。朝鮮の貿易統計では、基本的には商品ごとの輸出相手先を明示していないために、正確な相手先別輸出額を算出することは不可能である。しかし釜山の開港した1876年からしばらく、定期航路は三菱会社の長崎航路に限られていたから、当初の輸出先は当然長崎であったと考えられる⁴⁵。たとえば釜山開港の1876年、長崎イギリス領事報告では、釜山から輸

〔鰺鱈・干鮑・煎海鼠〕に付て、日本漁業者と朝鮮漁業者と、その漁獲の割合は、日本漁業者七分、朝鮮漁業者其三分なる由なれども、日本漁業者は鮑・海參を当港〔釜山〕に持来るもの少なくして〔中略〕当港に来る鮑・海參は朝鮮人の製出品六分にして日本人の製出は却てその四分に過ぎざる有様なり」(「釜山港に於ける水産品調査」『日韓通商協会報告』9号、1896年)。

⁴⁵ 1880年代初頭までの朝鮮の対外航路は、三菱会社(1885年に共同運輸と合併して日本郵船となる)が独占した。三菱会社は、1876年10月に本文中に記した長崎・釜山線を開設した後、1880年3月に神戸・長崎・釜山・元山線、1881年2月に神戸・釜山・元山・ウ

【図2-2】釜山海産物輸出高(重量)



入された商品の一つとして iriko (煎海鼠)、dried awabi (干鮑)、shark's fins (鱧鰭)を挙げている⁴⁶。日本の長崎貿易統計でも、商品ごとに輸入元の構成を知ることはできないのであるが、1879 年から 1883 年については、長崎英国領事報告から数値を得ることができる(表 2-4)。ここから、連年朝鮮から海産物が輸入されていたことが分かる⁴⁷。

開港当時の釜山居留地で活動していた貿易商は実質的に日本人商人だけであったから、これらの海産物輸出の朝鮮側の担い手となったのも、釜山居留地の日本人商人であったと考えることができる。これら日本人商人の手で長崎に輸出された朝鮮産海産物は、おそらく日本人出漁民が持ち帰った海産物と同様、長崎売込商から長崎華商を通じて中国に輸出されていたのであろう⁴⁸。

以上のように、朝鮮産海産物の流通経路としては、朝鮮漁場に出漁した日本人漁民が自ら長崎に持ち込むという経路が主ではあったが、それと並行して釜山開港当初から、釜山居留日本人商人がいったん集荷した後に長崎に輸出するという経路も存在していた。そしていずれの場合も、最終的には長崎で売込商・華商の手を経て中国に輸出される中継貿易

ラジオストック線を開設した(小風秀雅(1995)230 頁)。

⁴⁶ *Commercial Reports by Her Majesty's consuls in Japan, Nagasaki, 1876*. 本稿で用いたイギリス領事報告は、全て Irish University Press による 1971 年の復刻本による。

⁴⁷ この多くは釜山仕出と考えられるが、注 45 で述べたとおり、1880 年には元山・長崎航路も開設されているから、元山からの輸入分が含まれていた可能性もある。

⁴⁸ 釜山日本人商人と長崎商人との取引関係について直接に示す史料はないが、初期の釜山日本人商人には対馬をはじめとする長崎県出身の商人が多かったことから、長崎商人と人的なつながりがあったことは十分推測できる。釜山日本人商人については山田昭次(1979) 62～65 頁。また開港後の朝鮮で活動した対馬出身者のケーススタディとして、上垣外憲一(1996)、木村健二(1999)がある。

【表2-4】長崎英国領事報告による朝鮮からの海産物輸入高(重量、価格)

	煎海鼠		干鮑		鱧鰯	
	重量(担)	価格(円)	重量(担)	価格(円)	重量(担)	価格(円)
1879年		13,386				1,183
1880年		9,007				3,946
1881年	1,088	27,217	26	479	1,012	3,543
1882年	1,573	76,113	34	714	213	8,897
1883年	932	18,646	1,316	1,149	312	9,366

注) 空欄は数値が得られなかったことを示す。

1882年の煎海鼠価格など疑問の残る数値もあるがそのまま掲載した。

出所) *Commercial Report*, Nagasaki, 各年版

の形をとっていたと考えられる。本章冒頭で述べたように、対日開港直後の朝鮮では、長崎経由で対中貿易がおこなわれていた⁴⁹。朝鮮産海産物の流通経路についても、そうした全体的な傾向の一部として位置づけることができるだろう。

5 釜山日本人商人による直輸出活動

(1)直輸出活動の主体—釜山水産会社を中心に

前節に述べたように、朝鮮開港後における朝鮮産海産物の流通経路は、長崎を中継点として形成された。これは開港直後の朝鮮・中国間貿易の全体的なあり方とも重なっていたが、長崎を経由して行われる朝鮮・中国間の貿易は、1882年に朝鮮・中国間の直接貿易が自由化されると、次第に減少に向かった。朝鮮産海産物の場合についても、第4節で述べたような流通経路が長期にわたって安定していたわけでは決してなく、1886年に日本郵船が長崎・朝鮮各港・芝罘・天津線を開設したことを契機として変化の兆しが現れた。たとえば天津の鶴原定吉領事は、1890年1月、大鳥圭介駐清公使に次のような書簡を送っている。

史料2-4) 長崎天津間日本郵船会社の定期航路開通以前、朝鮮産海參及鱧鰯は、一旦長崎に輸入したるを同港居留清商の手にて上海經由当港〔天津〕にも輸入せしものに有之候処、定期航路開通の翌年、即

⁴⁹ その中心となったのは、本文中で先述した、上海から輸入されるイギリス製綿織物の再輸出であったと考えられる。古田和子によれば、これらの中継貿易の多くは、長崎で通関しないで積み替えられたために、貿易統計上では把握できない(古田(2000)70~75頁)。しかし1877年に長崎に設立された第十八国立銀行では、翌1878年に釜山の第一国立銀行支店とコルレス契約を結び、これを通じた対朝鮮荷為替取引は、日清戦争前後に至るまで、同行長崎本店の荷為替取引全体の4割~9割を占めていた。そして長崎から朝鮮への輸出品の中心はイギリス製綿織物であった(伊丹正博(1961)265頁; 高嶋雅明(1978)265~271頁)。このことから、開港後の長崎商業における対朝鮮貿易の重要性、とくにイギリス製綿織物の再輸出貿易の重要性が窺われよう。また、1883年の三菱会社長崎支店から本店への報告においては、「長崎にて各商估中即今第一等の地を占めたりと呼ばれたる商業」として「韓地貿易商」を挙げている(明治16年8月21日付。日本経営史研究所『近代日本海運生成史料』日本郵船株式会社, 1988年, 231頁所収)。

ち去る二十年〔1887年〕中、当地の我商店武斎号始めて朝鮮産海參を釜山より直輸入の路を開きし以来、朝鮮産海參の直輸入漸次増加し、又朝鮮産鱧鰻は、昨年中当地の三井物産会社始めて釜山より直輸入せし処、是又将来望ある由に有之候⁵⁰。

この史料によれば、長崎・天津線の開設翌年の 1887 年に、天津の日本人商人が釜山からの俵物海産物直輸入を開始したことが分かる。天津では、1884 年 10 月に三井物産が出店していたが、1886 年に長崎・天津線が開設されると俄かに日本人商人が増加した。ここで名前の挙がっている武斎号が出店したのも 1886 年 5 月である⁵¹。朝鮮と華北諸港を結びつける定期航路と、華北諸港への日本人商人の進出を契機として、それまで長崎華商の仲介で輸出されていた朝鮮産海産物の一部が、華北市場に直輸出されることになったのである。

それでは、釜山側においてこうした直輸出の主体となっていたのは誰だったのだろうか。山東省芝罘の日本領事報告には次のように記されている。

史料 2-5) 朝鮮国釜山在留我商人等が輸出する同国水産物の中、鱧鰻・煎海鼠・乾鮑・魚肚等は重に清国へ輸送するものにして、其量も随分巨額なれども、従来長崎清商の手を経て輸送するがため未だ充分の利益を占得せざるより、本年〔1889年〕同港に於て専ら当国へ直輸出を営むの目的を以て水産会社を設置し、且つ当港〔芝罘〕在留我商人等も該社と連絡し委託販売を試みたるに、鱧鰻・煎海鼠・魚肚の如き贅沢品は平年すら需要少なきのみならず、昨秋以来凶歉相襲い民力消耗の折柄、思はしく需要なかりしと云ふ⁵²。

この史料において、朝鮮産海産物の直輸出の主体として、釜山日本人商人が組織した「水産会社」が挙げられている。これは 1889 年 2 月に釜山の日本人 10 人を発起人として資本金 5 万円で設立された「有限責任釜山水産会社」を指すものと思われる⁵³。直輸出自体は先

⁵⁰ 「〔明治二十三年〕一月十一日、天津在勤鶴原領事より清国駐劄大鳥公使宛書簡抄録、朝鮮産物輸入税半減問題は条約改正交渉迄隠忍するを可とする旨意見具申の件」『日本外交文書』巻 22、文書番号 200 番付記 1 付属、461 頁。なお「朝鮮産物輸入税半減」とは、1889 年、中国海関において朝鮮産貨物を中国国内産品とみなし、(国内産品の移入税に準じて) 輸入税を半減した事件である。林明德は、中国総税務司ロバート・ハートが「加強中国宗主権」を目的にとった措置であるとする(林明德(1970)181～182 頁)。

⁵¹ 「長崎天津間定期航路開通の効果」『通商報告』114 号、1889 年。なお三井物産天津店が朝鮮からの輸入海産物を扱っていたことは、三井物産側の史料によっても確認できる。すなわち「物産会社営業実況報告及意見書」(1891 年 10 月)では、各店舗の営業内容について説明を加えるなかで、天津出張所の項において「清国政府への売込品、龍動〔ロンドン〕送り羊毛の買入、九州茶の売込み、朝鮮より雜穀海産物の送荷を取扱ふ」と述べている(財団法人三井文庫『三井事業史』資料編 3、1974 年、216 頁所収)。

⁵² 「芝罘ニ於ケル朝鮮海産物商況」『官報鈔存通商報告』明治 23 年 1 月分、1890 年。この報告自体は明治 22 年 12 月 15 日付けであり、本文中の「本年」も 1889 年を指す。

⁵³ 明治 22 年 2 月 27 日付け、発起人連名の釜山領事室田義文あて届出書(『朝鮮国釜山港ニ於テ釜山水産会社設立及請願雜件』外務省外交史料館 MT3-3-2-3 所収)。

述のごとく 1887 年から始まっており、この釜山水産会社が唯一の直輸出の主体であったわけではない。だが後述のように、同時期の史料にはこの釜山水産会社の直輸出活動がしばしば取り上げられており、代表的な直輸出の担い手であったことはおそらく間違いない。そこで以下では、この釜山水産会社を中心に、朝鮮産海産物の新たな輸出ルートがどのような主体によって形成されたのかを検討することとしたい。

まず、会社の発起人となっている日本人たちについて検討しよう。会社設立の際に釜山日本領事館に提出された届出書によれば、資本金 5 万円のうち半額は発起人が負担し、残りは今後募集する予定であるとする。その発起人は 10 人で⁵⁴、そのうち 9 人は 1889 年の外務省による海外日本人商工業者の調査報告に現れている。その調査報告にあらわれた営業種別を見ると、すべて貿易業を営んでいたことが分かる⁵⁵。そのうちの何名かは釜山の地場商工業者として著名である。ここでは大池忠助と迫間房太郎を挙げよう。まず大池は、1856 年に対馬厳原で出生した。1875 年に条約による開港直前の釜山に渡航し、以後 1930 年に死亡するまで貿易業・水産業・海運業など多面的に実業活動に従事したほか、居留民団議長や日本人商業会議所副会頭に就任するなど、釜山日本人社会の中心に位置し続けた人物であった⁵⁶。いっぽう迫間は大阪の五百井商店の支店長として 1880 年に釜山に渡航し、のちに独立して貿易業を営む一方で農地の集積をはかり、植民地期には朝鮮有数の日本人地主として知られていた⁵⁷。

これから分かるように、釜山水産会社は、釜山に定着した地場日本人貿易商の主導・出資のもとに設立された組織であった。こうした設立経緯の特徴は、上述の届出書に添付された、同社の設立趣意書にも反映している。やや長文にわたるが、全文を引用しよう。

史料 2-6) 釜山水産会社創立の趣意 釜山港の貿易たる、日一日として進歩の好兆を見ざるものなしと雖ども、従来其輸出貨物の重なるものは即ち穀物にして、其盛衰は偏に年の豊凶に因るものなれば、

⁵⁴ 注 53 の届出書。具体的な人名と本籍地は次の通り。諫山運平(宮崎県南那珂郡)；栗原重冬(新潟県中頸城郡)；沢木安次郎(大阪東区高麗橋)；上野永次(新潟県北蒲原郡)；豊田清助(大阪東区淡路町)；松尾元之助(長崎県下県郡)；大池忠助(長崎県下県郡)；迫間房太郎(大阪西区南堀江町)；坂田典一(福岡県上妻郡)；海江田平助(鹿児島県日置郡)。

⁵⁵ 明治 22 年 2 月 22 日付け釜山領事室田義文より外務次官青木周蔵あて公第 36 号(『本邦人外国ニ於イテ商店ヲ開キ営業スル者ノ氏名住所営業種類等取調一件』外務省外交史料館 MT3-3-7-13 所収)。本文書に名前の挙げられている釜山在留日本人商工業者は 51 名であるが、そのうち 9 名が注 54 で挙げた釜山水産会社発起人と一致し、その営業種別は「船舶問屋兼貿易」「貿易」「貿易兼雑貨」「貿易兼漁業」のいずれかに当てはまる。なお本調査は釜山だけでなく全在外領事館にわたって行われた。こうした在外日本人商工業者調査は、1880 年代末から散発的に行われていたが、1905 年以降はほぼ毎年 1 回定期化されて行われることになる(角山栄(1984)；高嶋雅明(1986))。

⁵⁶ 黒龍会『東亜先覚志士記伝』下巻、1936 年、138～139 頁。

⁵⁷ 迫間はこうした実業活動に加えて、1899 年に当時朝鮮公使であった林権助の意を受けて慶尚道馬山の土地を買い占め、同地を軍港として租借しようとするロシアの企図を阻んだことで知られている。岩井尊人(1936) 124～128 頁；孫禎睦(1982) 337～345 頁。

風雪雨霰其順候を得ず、一朝凶歉に遭遇するに方りては、内外商估徒らに手を袖にして更に来年の豊稔を俟たざるを得ず。是れ本港貿易の盛衰変動常ならざるの一大元素なりとす。而して其間に於ける損失も亦尠少なからざるべし。果して然らば本港の貿易は一に穀物に頼らずして益々旺盛の域に進むの策を講ずるは目下の急務とする所なり。抑も当国物産の中に口き穀物を措き、他に最も豊穰なるものを求めんとすれば海産物に如くものあらず。而して其富饒は却て穀物を凌駕するのみならず、年に因りて豊凶の虞あることなし。口之を採取する方法如何と観るのみ。而して其物の重なるものは、海參・鱧鰯・鮑其他海草類にして、是等貨物採取の容易なること、目前に広大なる販売地を有する等は、普く世人の熟知する処なりとす。嚮きに我が政府は、当国に於ける貿易規則中、我々人民をして当国四道の沿海に於て随意海産物を採取し得せしむるの条款を明掲せられ、爾来其盛意を奉戴し是に従事するものありて、その富源は広大無主なることを知ると雖ども、多くは之に投ずる資力薄弱、独力独行之姿にして、其源流の一小流だも汲取すること能はざる也。水農手の強大なるものは我亦強大の資力を以て之に当らざるべからず。今や当国の海産物は最も強大の商口なれば、彼の薄弱の資を以て之に應ずる能はざるは固より当然なりとす。於是我々同志者相謀り、各自応分の資財を醗集し、当港に於て一つの合本会社を組織し、以て強大の商口に当り無主の富源を吸取するの資を供し、之を釜山水産会社と称し、上は政府の盛意を奉戴し、下は商業上の実益を口し、併せて当港は口に豊凶常ならざるの穀物にのみ頼らざる策を取り、以て益々多国間貿易の歩を進めんとす。乞ふ、江湖の資産を有する諸君は此意を了せられ、我々の挙を賛成し、応分の資財を本社に投じ、共々其洪益を享受せれんことを。其物貨の製造其他の方法に口つては、熟練なるものを招聘して之に従事せしむべし。明治二十二年二月 発起者⁵⁸

この趣意書では、まず釜山の輸出貿易が穀物に偏重していることの危険性と新たな輸出物を開拓する必要性を訴えたうえで、「海參・鱧鰯・鮑其他海草類」の海産物が輸出品として有望であることを述べている。しかしこれらの海産物が「目前に広大なる販売地を有する」にもかかわらず、日本人の資本が薄弱であるために十分に活用できていないとして、資本をあつめて水産会社を設立するのだとその目的を述べている。この設立趣意書では具体的な営業内容は示されていないのであるが、同社が狭義の水産業ではなく、むしろ海産物貿易に主眼を置いて出発したことは推測できる。さらに「多国間貿易の歩を進む」という語から推して考えれば、当初から（日朝間貿易に止まらない）対中直輸出を意識していたとみることも可能であろう⁵⁹。

釜山水産会社設立後の実際の活動については、いくつかの史料が触れている。まず会社

⁵⁸ 注 53 の届出書に付属。口は不明字。なお、朝鮮の対外輸出が 1880 年代に入ってから対日穀物輸出に偏りつつあったことはよく知られている(吉野誠(1975))。たとえば釜山水産会社の設立された 1889 年、釜山の輸出額の 53.4% は日本向けの大豆・米二品で占められていた(Inspector General of Customs, *Returns of Trade and Trade Reports for the year of 1889*, Appendix-2, Corea, Fusan より算出)。

⁵⁹ 従来釜山水産会社については、開港場での魚市場設置等を通じた朝鮮国内の水産物流通再編の役割が注目され、貿易活動の事実是指摘されていたものの踏み込んだ分析は行われていない。吉田敬市(1954)228 頁; 羽原又吉(1957)102 頁; 金秀姫(1994)130 頁。

が設立された 1889 年の釜山海関年報では、次のように述べている。

史料 2-7) 干鰯・鱧鰭・煎海鼠の〔輸出の〕進展は、日本商人による進取的な会社の努力がもたらしたものである。その会社は今年春、50,000 ドルの資本をもって当地〔釜山〕に設立された。会社は、フカをはじめあらゆる魚類を対象に沿海で操業する漁船を多く雇っている。その漁獲物は当港に運ばれ、居留地に最近設けられた便利な魚市場で毎日せりにかけられる。フカはヒレを切り取られ、ヒレは乾燥させた後に汽船で主に中国へ向けて輸出される。フカの肉は現地人がその大きさに応じて 1 ドル～1.5 ドルで購入する。そして内陸に運ばれて 270 里離れた大邱あたりにまで至り、高級な食品として販売される。会社の船は毎月平均 900 匹のフカを獲り、加工後のヒレは 600 ドルの値段となる。また日々の魚の売り上げは平均 100 ドルだという。会社は設立から 9 ヶ月間の利益をもって株主に 30% の配当をした⁶⁰。

ここに述べられている「会社」は、1889 年春に 50,000 ドル（＝円）の資本で設立されたということから、釜山水産会社に間違いのないと思われる。この史料から、釜山水産会社の主要な営業内容として、契約漁船の漁獲物を居留地の魚市場で販売するとともに、鱧鰭については製造した後に中国へ直輸出していたことが述べられている。釜山水産会社が倭物海産物の対中直輸出を行っていたことがここから確認できる。

また第 3 節で引用した関沢明清の視察報告書も釜山水産会社の営業内容に言及している。

史料 2-8) 釜山居留地に釜山水産会社と云ふあり。居留日本人商人の設立する所にして、資本金五拾円株一千株即ち五万円の有限会社なれども、払込たる金額は一株二拾円総計二万円に過ぎず。居留地海浜の要地を占め魚市場を設け、日本漁人の漁獲物を朝鮮人に売るもの半以上は此に由り、水産会社は売価一割の口銭を収む。又水産会社は日本漁人の獲たる鱧鰭を買収し、此を乾製し、清国天津なる三井物産会社支店に輸送し販売す。其買収価格は乾し揚げ百斤に付き八円までを標準とすと云ふ。天津にての売捌価格は未だ要領を得ざれども、想ふに二三倍以上ならん。故に水産会社は此利益と市場の口銭とにて資本に対する利息の割合十分なるを以て敢て他事に手を下さず。是一に会社に水産のことを知れるもの

⁶⁰ 原文は以下の通り。"The progress made in Fish Manure, Shark's Fins, and Bicho de Mar is attributed to the efforts of an enterprising company of Japanese merchants, who started here in the spring with a capital of \$50,000. The company employs a large number of fishing boats on these coasts to capture sharks and all kind of fish. The catches are brought to this port and sold daily auction in the recently erected commodious fish market in the Settlement. The shark is stripped of its fins; these are dried and afterward exported by steamer, principally to China. The carcass is purchased by the Native for \$1 to \$1.50, according to its size, and conveyed inland as far as even as Taiku, 270 li distant, where it is sold as a much relished article of food. It is stated that on an average the company's boats captured each month 900 sharks, the fins of which realize \$600 after preparation, and that their daily sales of fish average \$100. The company has paid from the profits made during the nine months of its existence a dividend of 30 per cent to the shareholders. (Inspector General of Customs, *Returns of Trade and Trade Reports for the year of 1889*, Appendix-2, Corea, Fusan)" なお Taiku は大邱、慶尚道觀察使の所在地、現在は慶尚北道庁の所在地。

其人に乏しきと、一は釜山居留地に於ける金利の割合非常に高く年五割六割を普通とするが故に、株主は自己の随意に運転し得ざる会社の株金に投ずるが如きことを好まざるに由るものゝ如し⁶¹。

この史料においても、釜山水産会社の活動内容について、前掲の釜山海関報告（史料2-7）とほぼ同じ内容を伝えている。すなわち、釜山居留地における魚市場経営と、天津への鱈直輸出が主たる営業の内容で、それ以外には手を出していないというのである。その理由として「会社に水産のことを知れるもの其人に乏しき」ことが挙げられている点は、釜山水産会社の発起人が、基本的には貿易業者によって構成されていたという先ほどの検討の結果と符合しているといえよう。

こうした釜山水産会社の直輸出活動について、さらに具体的な取引の形態に立ち入って検討してゆこう。まず、直輸出先の中国におけるパートナーについて見てみたい。上の史料2-8では、釜山水産会社の中国側パートナーとして天津の三井物産が挙げられている。この点は、本節冒頭で挙げた天津側の史料2-4の記述とも合致する。釜山水産会社と天津三井物産との取引条件については、史料2-8の著者である関沢明清が『朝鮮通漁事情』の中で言及している。

史料2-9) 釜山水産会社に於て貨物を天津に直輸出するには、従来三井物産会社の天津出張所へ其販売を委託せり。而して三井物産会社は委託を受け之を販売するときは、其代価の内より仲買口銭として売場代金の二分、会社の手数料として同じく二分、合せて百分の四を控除す。尚ほ此他に其代銀を為換を以て釜山に送越すに付、其為換打歩若干を払はざる可からず⁶²。

この史料から、釜山水産会社の直輸出は、三井物産天津店への販売委託の形で行われたことが判明する。すなわち輸出に伴う損益の勘定はあくまで釜山水産会社の責任として、天津において買い手を見つけて交渉を行う段階のみを三井物産に委託していたことになる。

次に輸出する海産物をどのように確保していたかが問題となろう。先に第4節(2)では、日本人出漁民の生産品は多くが長崎へ直接持ち込まれ、釜山に集荷される分は釜山近辺における朝鮮人漁民と一部日本人漁民の生産品に限られていたと述べた。しかし先に挙げた史料2-7では、「会社は、フカをはじめあらゆる魚類を対象に沿海で操業する漁船を多く雇っている（The company employs a large number of fishing boats on these coasts to capture sharks and all kind

⁶¹ 外務省通商局第二課『朝鮮近海漁業視察関沢明清氏報告』1984年、5頁。

⁶² 関沢明清・竹中邦香『朝鮮通漁事情』1893年、120頁。三井物産が売上金から控除する4%のうち、「仲買口銭」は天津で三井物産が販売を委託する買辦手数料、「会社の手数料」は三井物産自身の釜山水産会社に対する仲介手数料を指すものであろう。なお著者の関沢は、1892年末から1893年初頭にかけて前出の『朝鮮近海漁業視察関沢明清氏報告』に記録されている視察旅行を行っていることから、本書もおそらく同じ旅行の見聞をもとに著されたものと思われる。ただし両者の記述は必ずしも重複しない。また共著者の竹中邦香は農商務省水産局の技手である。

of fish)」と述べており、会社はより積極的に商品を確保しようとしていたようである。関沢明清の『朝鮮通漁事情』はこの点についてより具体的に記述している。

史料 2-10) 在釜山水産会社の如きは、本邦より出稼ぎを望む漁人の薄資なる者に対し仕入金を貸し、其收穫物を買収し、代金の中より漸次資金を償却せしむるの法を設け〔下略〕⁶³

ここから、釜山水産会社が日本人出漁民へ資金を前貸しすることによってその漁獲物を確保していたことが判明する。先述のように、長崎売込商の側では、朝鮮へ出漁する日本人漁民に資金を前貸しすることによって、長崎への朝鮮海産物集荷の安定を図っていたが、釜山水産会社の側でも同様の手段を用いたのである。つまり釜山水産会社は、日本人出漁民の販路を巡って、長崎売込商側と競合関係にあったといえることができるが、実際のところは、この時期の日本人出漁民に対する釜山水産会社の影響力はなお微弱であった。そのことは、『朝鮮通漁事情』の次のような記述から推測することができる。

史料 2-11) 鰺釣は其目的専ら鰺を採り清国貿易品たる鰺魚翅に製するに在り。而して其製品は漁者自ら携へて長崎に至り売却するを常とす。近来在釜山水産会社は漁者より鰺を買収し之を製造し天津へ直輸を為せり、然れども其生鰺を売る者は大分県下中津浦の漁人に過ぎず。〔中略〕釜山より輸出高は出漁者総体の收穫より見れば十の一二に過ぎざるべし⁶⁴。

この記述を裏返して考えれば、長崎売込商と日本人出漁民との間には、(前貸しを通じた販路拘束などの) 強固なつながりがなお維持されていたと見ることができよう。しかしながら注意が必要なのは、1890年代なかばになると、季節的な出稼ぎ漁業という日本人漁民の活動形態自体に変化が現れていたということである。すなわち、出稼ぎではなく朝鮮に拠点を置いて活動する定着型の漁民が増加し始めたのである⁶⁵。やや時期の下ったデータになるが、潜水器漁業の場合、1900年代末の朝鮮沿岸で活動していた137台の潜水器のうち、83台が朝鮮に定着していたという⁶⁶。日本から出漁する潜水器漁民が減少し、朝鮮に定着するようになれば、長崎売込商が漁民への前貸しを通じて集荷する朝鮮海産物は減少し、かわって朝鮮の開港場商人が集荷する海産物が増加したと考えるのが自然であろう⁶⁷。釜山水

⁶³ 関沢明清・竹中邦香『朝鮮通漁事情』1893年、126頁。

⁶⁴ 関沢明清・竹中邦香『朝鮮通漁事情』1893年、66頁。

⁶⁵ 吉田敬市(1954) 209頁。

⁶⁶ 韓国農商工部『韓国水産誌』第1輯、1908年、300頁。

⁶⁷ さらに朝鮮に定着した日本人漁民の中には、自ら直輸出活動に従事する者すら現れた。例えば、朝鮮東海岸の開港場、咸鏡道元山港では次のような事例が報告されている。「明治廿五年〔1892年〕六月頃、対馬の人中原真始めて潜水器を用ゐ、咸江両道〔咸鏡道・江原道〕沿海に於いて海鼠の漁業に従事してより、静岡県人地引武右衛門・長崎県人西島留蔵等、続々之に倣ひ、遂に株式組織の水産会社の設立を見るに至り、海參の製造は

産会社の直輸出活動は、こうした朝鮮における日本人漁民の活動形態の変化にも支えられていたのではないだろうか。

最後に、こうした直輸出活動を通じて華北諸港に直輸出された海産物の数量について検討したい。実はこれを知るのは非常に困難である。というのは、先に第4節(2)で述べたように、朝鮮開港場の貿易統計では、品目ごとの仕向け先構成を原則として明らかにしていないからである。しかし、釜山水産会社が設立された1889年から1892年までの4年間については、同社の直輸出した煎海鼠・干鮑・鱧鰯の合計輸出重量が判明する。その値を、釜山における三品輸出重量に占める比率(%)とともに示すと、1889年127.5担(8.1%)、1890年177担(14.8%)、1891年192担(18.9%)、1892年292.5担(24.9%)となる。わずか4年間にすぎないが、少なくともこの間は輸出額を伸ばし続けていたことがわかる。そして釜山の俵物三品輸出に占める割合でも、1892年には四分の一近くに達している。釜山水産会社以外にも直輸出に携わった業者がいたことを考えれば、1890年代前半に釜山居留地に集荷された俵物海産物は、決して長崎のみに仕向けられていたわけではなく、無視できない割合が日本人商人の手で直接に天津ほかの華北諸港に向けて輸出されていたと考えるべきであろう。

こうした釜山からの直輸出活動は、1894年に日清戦争が勃発して華北諸港への定期航路が途絶するとともに、一時停止されたようである⁶⁸。しかし戦争が終わるとともに、直輸出

当港〔元山〕の一大事業となれり。〔中略〕販路は主として天津地方及満州とす。満洲へは韓人の手を経て当道〔咸鏡道〕甲山路より、或は義州路より入るもの多し。又浦塩斯徳へ輸送し同地より回送することもあり。天津芝罘へは当港居留清商の手より輸出するもの多けれど、又本邦商より直輸出することあり。即西島留蔵の如き其一なるが、天津にて同人取引先は三井物産会社及武斎号なりと云ふ」(「元山港ニ於ケル水産物ノ状況」『通商彙纂』46号、1896年)。この史料の前段から分かるように、朝鮮東海岸で潜水器漁業が始まったのは比較的遅く、1890年代に入ってからのことである。これは1870年代末から漁場となっていた、済州島を中心とする南海岸の資源枯渇が深刻化したためである(吉田敬市(1954)208頁)。そして史料後段からは、それらの漁獲物が華北諸港ないしウラジオストクへ直輸出されていたことが分かる。ここでは潜水器漁業を営んでいた西島留蔵なる人物が直輸出の主体となっている点に注目したい。朝鮮に定着した企業家的な漁業従事者の成長を示すものといえよう。本史料で現れている西島留蔵や地引武右衛門が、20世紀に入っても直輸出活動に従事していたことは、葛生修亮『韓海通漁指針』(黒龍会出版部、1903年、398頁)から確認できる。なお上の史料では、直輸出の主体として華商が現れていることも興味深い。元山の場合、釜山とは異なり1880年の開港当初から華商が進出していたことがその背景にあると考えられる。釜山にも華商がいなかったわけではないが、勢力は元山・仁川等に比べて微弱であった。特に海産物直輸出については、日本人商人の独占的な状況が続いたようである。例えば1897年の釜山商況に関して、日本領事報告では次のように述べている。「清国貿易は総計十一万九千二百六十六円に上り一見較や大なる観あれども、實際は釜山水産会社其他日本商人の芝罘・天津・上海等に海産物・牛皮等を輸送したるもの多く、支那商は唯其輸入を取扱ふのみ」(「三十年中釜山港貿易年報」『通商彙纂』100号、1898年)。ただし、植民地期までには華商による海産物貿易が開始されていたことは、注84において後述するとおりである。

⁶⁸「海參・鱧鰯・干鮑：此三品の需要地は殆ど清国に限り、当港〔釜山〕商人は直に天津其他清国諸港に輸送すると本邦長崎に輸送するとの道を取来れるが、通常長崎への輸出商

も再開された。釜山日本領事による釜山商況年報では、1895年から1898年の4年間に付き、例外的に俵物海産物の輸出相手先内訳を示している（表 2-5）。この表によれば、総輸出額中に占める対中国輸出額の割合は、特に煎海鼠において急速に回復し、1898年には煎海鼠総輸出額中の73%が対中国輸出となっている。わずか4年間のデータに過ぎないが、とりあえず日清戦争後にも釜山からの直輸出活動が継続していたことは明らかであろう。

【表2-5】釜山海産物輸出高 相手先構成（円）

	煎海鼠		干鮑		鱧鰯	
	総輸出額	うち中国向	総輸出額	うち中国向	総輸出額	うち中国向
1895年	20,373	5,248	3,854	372	2,494	741
1896年	23,394	12,730	1,707	0	4,965	732
1897年	40,973	25,361	7,322	354	15,939	816
1898年	38,409	27,785	9,676	714	12,700	3,417

出所)『通商彙纂』所掲の釜山日本領事報告各年

(2)直輸出活動を支えた外的環境とその限界

(1)で述べたように、1880年代後半から開始された朝鮮海産物の対中直輸出は、釜山の日本人商人たちを主体としたものであった。その背景としてまず考慮すべきなのは、釜山日本人商人自身の成長や⁶⁹、朝鮮沿海における日本人漁民の定着など、朝鮮に利害関係の基盤を持つ日本人「地場」経済が形成されつつあったことであろう。史料2-6に挙げた釜山水産会社の趣意書が、釜山居留地の全体的な貿易状況から説き起こされていること自体も、必ずしも一時的な出稼ぎという意識ではない、釜山に足場を置いた日本人層が出現しつつあったことを物語っている。これらの日本人にとって、朝鮮沿海で生産されながら釜山居留地を経由することなく長崎に向かう海産物流通の経路を変えようという発想は、自然なものであったように思われる。

しかし(1)でも若干触れたように、そうした釜山日本人商人の直輸出活動が実現するためには、定期汽船航路の開通や華北諸港への日本人商人の進出など、かれらにとっては外的な条件整備が前提となっていた点も無視できない。(2)では、そうした釜山水産会社にとって外的な条件の整備が進んでゆく過程について検討したい。

先述したように、天津への日本郵船の定期航路が開通したのは1886年であった。日本郵船の前身である三菱会社は、1870年代半ばに上海航路・朝鮮航路を開設したのははじめ、

は一部分に止まるを例とすれども、開戦以来本年〔1895年〕七月迄当港と北清諸港間の航路中絶したるを以て、其後は重に長崎に輸送し、同地在留の清商に販売するの道を取れり」(「二十八年中釜山港貿易年報」『通商彙纂』明治29年12月28日付号外、1896年)。

⁶⁹ 日清戦争前後から朝鮮に定着した「地場」日本人の有力者層が出現したことは、木村健二も指摘している(木村(1988)69頁)。ただし釜山日本人商人の基盤とする釜山居留地経済はなお脆弱であった。前掲の史料2-8では、釜山水産会社の払込資本金が届出5万円の半額にも及んでいないことを指摘し、また釜山居留地の高金利が会社への投資を阻んでいると指摘している。新開地特有の高金利状態が会社経営の安定を阻んでいたのである。史料2-7にみられる30%の配当というのも、会社の好調の反映とみるよりはむしろ、こうした高金利状態の下でのやむをえない行動であったと見るべきであろう。

いわば「ナショナル・フラッグ」として日本近海航路への参入を図っていた⁷⁰。天津航路の開設はそうした流れの一部であったといえることができる。そして、この天津航路の開設と前後して多くの日本人商人が天津に進出するようになったことも先述の通りである。中でも釜山水産会社の取引先となっていた三井物産は、天津だけでなく、中国沿岸の主要開港場への店舗展開を開始していた。1889年の外務省の調査によれば、その当時中国で日本人商人が活動していたのは沿岸開港場に限られていたが、三井物産は、そのうち上海・香港・天津・芝罘の諸港に支店・出張所を置いて貿易活動に従事していた⁷¹。

釜山水産会社の場合は、三井物産の天津出張所に輸出海産物の販売を委託していたのであるが、三井物産の在中店舗の機能は必ずしもそれだけに止まらなかったようである。例えば芝罘出張所の場合は、次のような記録がある。

史料 2-12) 上海にある三井物産会社支店は、去る明治二十年〔1887年〕中より当港に出張店を設置し、社員一二名を常駐せしめ、日清韓三国に於ける販売委託・為替等、専ら日清貿易に係る商務に従事せしを以て、為に上海・香港・朝鮮の三港並びに本邦にある諸銀行と為替取組の便を得たるのみならず、我商人の如き清国通商に慣熟せざる者は該出張員にて懇篤に指示するに由り、日清両国商民大いに便利を得、之に依頼する者多くして、該出張店も年々多少の利益を得たる由なるが、本年（二十四年〔1891年〕）十月二十四日に至り突然閉店し、其残務を英商滋太洋行に托し、社員は一同上海に引揚げたり⁷²。

これは店舗閉鎖に関する記事であるが、ここから閉鎖前の芝罘出張所が、販売委託のほか為替取組や市場情報の提供など、多面的な活動をしていたことが分かる。おそらく、天津出張所についても同様だったであろう。海外における活動経験に浅く、個別商店レベルでの隔地間取引ネットワークの形成や送金方法の確立などが遅れていたであろう日本人商人にとって、それらのサービスをオープンに提供してくれる三井物産のような存在は、利用価値の高いものだったはずである。

そして日本郵船や三井物産も、日本政府の通商政策と密接に結びついた存在であったことはいままでもない。つまり 1880 年代というのは、日本人商人によるアジア域内貿易に対して「公共財」的なサービスが国家的支援の下に整備され始めていた時期だったのであり、釜山水産会社の直輸出活動においても、その存在は重要であったといえる。

しかしながら、草創期におけるこうしたサービスは、同時に不安定さを抱えてもいた。まず天津における市場情報の収集という点から例を挙げて見てゆくことにしよう。直輸出先の天津は冬季には結氷して貿易活動が停止する。春に氷が溶けて貿易が再開されると、貿易が中断していた間に釜山日本人商人が抱えていた俵物海産物の在庫が一斉に輸出され、値崩れを起こすことがしばしばあった。1893年の天津日本領事の報告は次のように記す。

⁷⁰ この間の経緯についてのまとまった業績として小風秀雅(1995)がある。

⁷¹ 角山栄(1984) 18 頁。

⁷² 「芝罘商況昨年中」『官報』通商報告欄 2568 号, 1892 年。

史料 2-13) 朝鮮産海參は、〔解氷後の〕初航以来、引続き一時に巨額を輸入せしため買手安直を唱へ折合付かざりしが、程能き処にて遂に取引ありたり。本品及鱧鱈の如きは輸出者に於て尤も常に需用の程度を量り適宜の数額を分送するを要す。否らざれば或は漸次価格低落して竟に挽回の機なきに至らん⁷³。

この場合、天津領事は「需要の程度を量」ることができない、すなわち市場情報の収集が十分でないことがこうした事態を生じさせたと認識しているのである⁷⁴。釜山の日本人商人が天津の市場情報を収集することは実際には困難だとすれば、それを補助する役割は当然三井物産天津出張所をはじめとした天津日本商人に期待される。しかしながら天津の日本人商人は必ずしもそのような期待にこたえうる存在ではなかったようである。朝鮮についての史料ではないが、1902年の東京高等商業学校の調査は、長崎からの（華商を通さない）直輸出の困難な理由の一つとして、次のように述べている。

史料 2-14) 適当なる委託販売の道なきことも困難なる所以の一なり。長崎港に於ける一海産物商の言に拠れば、元来天津にて需要する鱧鱈は重に「ヤジ」なるを以て、「ヤジ」は他の雜種よりも高価に売れ行くべき当然とす。然るに其嘗て天津に鱧鱈を輸出せる頃、「ヤジ」も雜種も共に同価に売れ行けり。是彼地滞在本邦商人の其取扱に熟練せざるより安価に買はれたるものなりと云へり⁷⁵。

ここから分かるように、天津の日本人商人は市場情報や取引慣習に習熟しないため不利な取引を行いがちだったのである。このような側面は、倭物海産物のように取引の煩雑な在来商品を扱う場合、特に大きな問題となったと考えることができる⁷⁶。

⁷³ 「天津商況四月中」『官報』通商報告欄 3026 号, 1893 年。

⁷⁴ この史料については、情報収集の不足という領事の認識とは別に、釜山日本人商人が長期にわたる在庫の持ちこたえに耐えられないという事情も背後にあったと推測される。このことは後掲の史料 2-17 によっても推測される。

⁷⁵ 東京高等商業学校『長崎港輸出海産物調査報告書』1902 年, 148 頁。「ヤジ」はフカの中の一の種類である。葛生修亮『韓海通漁指針』（黒龍会出版部, 1903 年）は、朝鮮近海で漁獲されるフカとして、この「ヤジ」をふくめて 8 種類を紹介している(204~208 頁)。

⁷⁶ ただし全ての日本人商人がこうした習熟を欠いた状態で天津に赴いたわけではない。例えば本文中にも挙げた 1889 年の外務省の在外日本商工業者調査において、天津日本領事は、委託売買に任じる商店として三井物産と松添洋行の二つを挙げているが、三井物産については「従来同洋行は、専ら当地機器局の需用に応じ銅其他機器製造用の材料品を売込む者にて、当地商店と直接の取引上には未だ経験を積まず。随て茶・海産物・雜貨等の販売并物品購入方には尚ほ不慣れとの事に被存候」という一方、松添洋行については「持主松添卯兵衛儀は大阪に於て相応の身代を有し、且つ従来大阪・長崎の両地に於て当国商人と茶・寒天の売込を専業と為したる者の由承候」としている(明治 22 年 2 月 23 日付け、天津領事より外務次官あて公第 6 号信『本邦人外国ニ於テ商店ヲ開キ營業スル者ノ氏名住所營業種類等取調一件』外交史料館 MT3-3-7-13 所収)。明治期における日本人の中小商工業者の海外進出過程についてはなお不明の点が多いが、全てが徒手空拳の

次に金融面の不安定さについて例を挙げてみよう。先に見た史料2-9では、釜山水産会社から直輸出した海産物の売上金は、天津から為替で送金されてくることが記されていた。どのような金融機関を利用したか不明だが、この場合の為替はおそらく並為替であったと考えられる。ところが、史料2-9以前の時期（すなわち1893年以前）においては、釜山水産会社の側で荷為替を振り出すことができたことが記されている。

史料 2-15) 従来東京第一国立銀行と三井物産会社との間にコルレスボンデンスの約定ありしを以て、朝鮮国三港に在る所の第一国立銀行支店に於ては、天津・上海の三井物産会社支店へ向け積送る貨物に対しては荷為替貸付けを為せしが、近頃銀行と物産会社との間に種々の事情ありてコルレスボンデンスの約を解きたる由にして、該銀行は荷為替貸付けを為さざることとなり、昨今は大いに不便を感じるに至れり⁷⁷。

第一国立銀行は1876年の朝鮮開港直後に釜山に出店していた。この史料から、1893年以前のある時期まで、第一国立銀行の朝鮮各店と三井物産の在中各店の間にコルレス契約があり荷為替を取り組みえたこと、しかしそのコルレス契約が解除された後、直輸出に際して荷為替を取り組みえなくなったことが分かる⁷⁸。

釜山水産会社のような直輸出の主体にとっては、輸出期間中の資金の運転を考えれば、荷為替を利用できるかどうかというのはきわめて重要な問題となったはずである。大阪商業会議所では、1893年10月、第一国立銀行等に対して上海・朝鮮間の為替取組開始を求める意見書を送っているが、その中でも海産物直輸出の問題に触れている。

史料 2-16) 近来朝鮮海に往漁する本邦漁夫の数は凡そ一万人以上にして、其収漁額一ヶ年無慮百五十万円に下らずと云ふ。〔中略〕海參・鱧鰭等は清国に輸出すれど、其朝鮮より直接に清国に輸出するものは最も少なく、多くは一旦長崎商人の手を経て之を輸出するを常とせり。又其の他清国へ輸出する貨物砂金は一ヶ年凡そ五十万円内外なりと雖も、在留本邦商人の輸出に係るもの頗る少きは、蓋し従来取引上の関係及び船便の都合等種々の原因に基くなるべしと雖も、亦兩地間に於ける為替の便利なきこと実に其の一原因たらずんばあらず⁷⁹。

「一旗組」であったわけではなく、進出前に構築していた活動基盤と進出後の活動との関係などについて、今後の検討が必要であろう。

⁷⁷ 関沢明清・竹中邦香『朝鮮通漁事情』団々社出版、1893年、120頁。

⁷⁸ この事実については他の資料からは確認できない。しかし『第一銀行史』（第一銀行八十年史編纂室、1957年）によれば、三井物産が1877年に上海に支店を設けた際、第一国立銀行は同支店と代理店契約を結び、1881年にはそれを為替約定に切り替えたが、いくばくもなく解消したとある（上巻413～414頁）。あるいはこれが史料2-15の記述と対応するのかもしれない。

⁷⁹ 1893年10月ごろ、大阪商業会議所会頭名で外務大臣、大蔵大臣、農商務大臣、第一国立・第十八国立・第百二国立・横浜正金各銀行頭取あてに送られたと考えられる意見書の一節である。この意見書は『大阪商業会議所月報』第14号（1893年10月）に掲載され

このように、当時の朝鮮では中国向け輸出への貿易金融は整備の遅れた状況にあった。つまり金融の面においても、釜山からの海産物直輸出にとって、必ずしも安定的なサービスが提供されているとはいいがたかったのである。

以上のように、直輸出を支える外部的な条件が必ずしも十分ではないという状況の下で、釜山の日本人商人たちは直輸出のみに固執していたわけではなく、より柔軟な対応をとっていた。たとえば 1896 年の釜山の商況について、釜山日本領事は次のように記す。

史料 2-17) 海參・鰵・干鮑：其多くは本邦に向けて本邦に向け輸出せらるるにも拘はらず、其需要地は十中の八九迄は清国にあり。従来当港〔釜山〕より直接に天津・芝罘・上海其他各港へ向け輸出したることあるも、薄資本のものにては其各港にて貨物の捌口を見出す迄の余裕なく、為に損失を知りつつ放売する事などありしより、一先本邦に出荷し、長崎・神戸等に於て居留支那商人に売渡し其手を経て清国に輸出するを便利とせり⁸⁰。

この史料は日清戦争が終結した直後の史料であり、先に述べたように戦争による華北航路の途絶が直輸出の中断をもたらした直接の理由であった。そして表 2-5 でも見たように、その後の直輸出はすくなくとも 1890 年代末まで回復基調にあったのである。しかし上掲の史料 2-17 は、釜山からの海産物直輸出が、戦争による一時的打撃だけではない、より根本的な問題も抱えていたことを示唆している。

そしてこの史料で興味深いのは、直輸出で利益を上げられない釜山の日本人商人が、再び日本華商を通じた中継輸出に回帰することを厭わなかったという点である。ここでは輸出先の華北諸港で適切な販売先を見出せぬままに在庫を手放してしまうという零細商人の事情が述べられているが、先に述べたように貿易関連の諸サービスが直輸出を必ずしも十分にサポートできていなかった状況の下で、既に確立した流通ルートと取引ノウハウを持っている日本華商に依存したほうが有利であった可能性は十分にあるだろう。

そしてこの後も朝鮮開港場から日本華商を経ての中継輸出は継続していた。たとえば 1900 年代末の保護国期における調査では次のように記述している。

ている。同『月報』第 16 号(1893 年 12 月)には、第一国立銀行頭取からの 12 月 6 日付けの回答書を引用しており、その中に「本行に於ては過日正金銀行と訂約致し、彼京城を除き三港は業已に連絡相き候間、多少貿易上の便宜にも相成可申奉存候」という文言が見られ、第一国立銀行の在朝鮮店舗と横浜正金銀行上海出張所とのコルレス契約が実現したことが推測される(以上の『月報』の記事は『洪沢栄一伝記資料』第 16 巻の 37～46 頁から引用した)。横浜正金銀行の上海出張所は、同じ 1893 年の 5 月に開設されていた。なお、このようにして日清戦争直前に一応コルレス契約が実現しはしたものの、その実態は必ずしも十分なものではなかったと考えられる。この上海・朝鮮間為替の問題については、次章で再論する。

⁸⁰ 「二十九年中釜山港貿易年報」『通商彙纂』明治 30 年 12 月 30 日号外, 1897 年。

史料 2-18) 日本人は、潜水器にて採集したるものは、釜山近海にありては生鮮のまま販売することあれども、その大部分及び其他の方面にありては根拠地にて乾製し、又は塩詰と為して、釜山・元山・木浦の開港場に輸送したる後、長崎・神戸に転輸し、該地清国商人の手に依りて清国に輸出せらる⁸¹⁾。

一方、同じ 1900 年代初頭の日本の開港場側の史料では、次のように記述している。

史料 2-19) 長崎・神戸両港より輸出するもの〔=干鮑〕は朝鮮産七八分を占め、〔中略〕朝鮮産は一旦釜山を経て内地に来るものと、漁場より対州に入り更に内地に来るものとありて、前者の方多きを例とす⁸²⁾。

1900 年代初頭の長崎において、集荷される倭物海産物のうち依然として朝鮮産が最も重要であったことは、既に第 2 節および表 2-2 で見たとおりである。上の史料 2-19 は、そうした朝鮮産海産物の集荷ルートとして、第 3 節(2)で見たような出稼ぎ出漁者による持ち込みのルートよりも、むしろ釜山にいったん集荷された後に（おそらく日本人商人の手を経て）輸出されてくるルートの方が重要になっていたことを示している。

すなわちこの史料 2-18, 19 は、20 世紀に入り、長崎売込商による朝鮮出稼ぎ漁民からの集荷という従来のパターンが解体に向かうかわりに朝鮮開港場商人の集荷力が向上していたということ⁸³⁾、そしてその一方で朝鮮開港場商人は、中国への輸出の段階においては長崎ほか日本華商への依存を断ち切ることができなかったということ、この両面の事実を示しているといつてよいであろう。長崎華商の側では朝鮮産海産物を確保する必要があり⁸⁴⁾、朝鮮開港場商人にとってはより有利な輸出経路を選択したいという事情のもとで形成された、両者の相互補完的な関係を読み取ることができるように思われる。

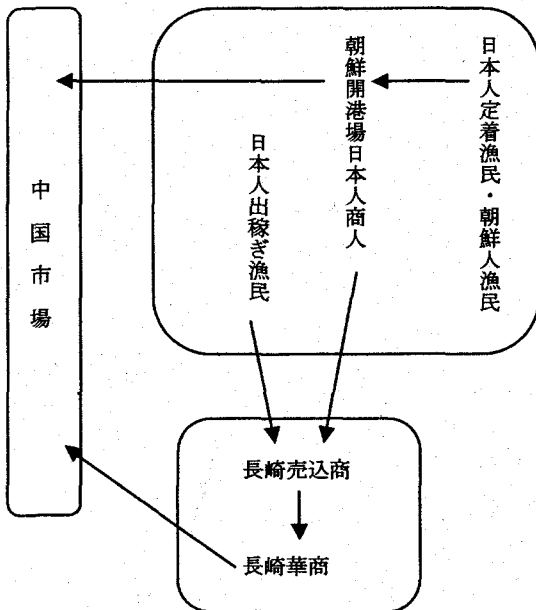
⁸¹⁾ 韓国農商工部『韓国水産誌』第 1 輯, 1909 年, 297 頁。

⁸²⁾ 大蔵省主税局『明治三十五年外国貿易概覧』1903 年, 144 頁。

⁸³⁾ その背景としては、既に述べた朝鮮定着型の漁民の増加という事情を挙げることができるだろう。また史料 2-18, 19 において長崎に加えて神戸も現れていることは、長崎売込商による漁民の販路拘束といった直接的な集荷力が減退したことを示しているだろう。

⁸⁴⁾ 植民地期になると、長崎華商が直接に釜山で朝鮮海産物を買付けるといった状況が現れることになる。朝鮮総督府の調査によれば(『朝鮮に於ける支那人』1924 年)、1921 年の釜山華商の輸出品は全て鱈・煎海鼠をはじめとした海産物であったが(142 頁)、その買付方法については次のように述べられている。「当地〔釜山〕在留支那商店の取扱に係る支那貿易品は、輸出品と輸入とに依りて全く取扱者を異にし、両者を共に扱ふものの如きは皆無の状態である、即ち輸出品は上海又は天津に本店を有し、更に長崎に店舗を経営する支那商に依て行はれてゐる、長崎の店より殆ど周年当地に派遣せられたる者に依りて買集めらるるもの多数を占めてゐる、之等の商人は当地に於ては自ら店舗を経営することなく、総て当地の主なる海産物商に寄寓していゐる有様である。尚此の商店の外長崎・神戸或は上海・天津等より其季節に際し当地に出張買集むる者もある、輸入品に在りては右と趣を異にし専ら当地在留支那商人に依り取引せらるるのである」(143~144 頁)。

6 小結



以上で見てきた朝鮮産海産物の流通機構を、左に概念図として示した。この図を用いて、流通機構の変化を簡単に振り返ろう。

1876年の朝鮮開港前後から、朝鮮漁場には日本人漁民が進出するようになった。かれらは漁獲物を自ら加工した後、製品の販売を長崎売込商に委託した。製品は売込商を介して長崎華商に買い取られ、長崎華商は中国開港場の華商の注文にしたがって輸出した。

一方、朝鮮とくに釜山居留地の日本人商人たちも、開港当初から海産物を集荷していた。釜山に集荷される海産物は、日本人出稼ぎ漁民が長崎に直接持ち込む分に比べ当初は少

なかったが、1890年代に朝鮮に定着する日本人漁民が現れるのと前後して増加しはじめた。釜山に集荷された海産物の販路としては、長崎華商による中継輸出と日本人商人自身による直輸出とがあったが、直輸出が必ずしも有利であるとは限らず、長崎ほか日本開港場の華商を通じて輸出することを選択する者も少なからず存在した。

古田和子のいうように、1876年の朝鮮対日開港を契機に始まった朝中間の長崎中継貿易は、全体としては、1880年代半ばから中国と直接に貿易する途が開けたことによって、徐々に衰退に向かった。朝鮮産海産物についても、1880年代の末から在朝日本人商人による華北諸港への直輸出が開始された点では、こうした全体的な変化に従っていたといえることができる。しかしその一方で、海産物の長崎中継貿易は決して直線的に衰退したわけではなかった。その背景には、在朝日本人商人による柔軟な販路選択があった。つまり在朝日本人は、直輸出経路を自ら創出しながらも、利益の如何によっては、長崎華商を中心とした既存の流通経路に依存することも避けなかったのである。

華商に依存する居留地貿易の形を脱して日本人自らが中国市場への輸出に当たろうとする海産物直輸出運動といえ、北海道における日本昆布会社の事例をはじめとして、政策的な色彩が強かったと考えるのが一般的であり⁸⁵、「正貨獲得」「商権回復」といった国民経済的なスローガンがすぐに連想される。釜山水産会社の活動を記録した観察者たち（その多くは直輸出運動とも関わりの深い官僚たちであった）も、そのような視点に立って釜山水産会社に注目したものと考えられる。たとえば、たびたび引用してきた農商務省技師の関沢明清は、釜山水産会社の対中荷為替が停止して直輸出に困難が生じたという史料2-15

⁸⁵ 北海道の事例を始め、日本国内における海産物直輸出運動については、羽原又吉(1940)、斯波義信(1982)、籠谷直人(1990)、全(1995)など。

の記述に続けて、次のように述べている。

史料 2-20) 然らば新に釜山若くは仁川居留の清商に謀り彼等に販売すべきか。是実に為すに忍びざるの極なりとす。今や朝鮮貿易は釜山に在ては其商権日本人の掌握に帰し、仁川の如きは清商稍や跋扈の色ありと雖尚ほ我に商権の大部分を有せり。此実況たる、他の諸外国開港場に於ては絶て無くして、唯朝鮮に於てのみ之ある所なり。是本邦が朝鮮貿易に向て先鞭を着け爾来多年辛苦経営したる結果なるに、今朝鮮に於て本邦人が最第一の利益を占むる所の水産製品をして一朝清商に売込を為すが如きことあらしめば、是実に刃を倒にして敵に与ふるの類なり。決して為すべき所にあらず⁸⁶。

ここから関沢が、釜山からの海産物直輸出を、日本人商人と華商の間の商権争奪という文脈の中で捉えていたことがよく伝わってくる。

さてそれでは、実際に釜山で海産物貿易を行っていた日本人商人たちは、自らの直輸出活動についてどのように考えていたのだろうか。釜山水産会社の趣意書(史料 2-6)では、朝鮮での日本人漁業を拡大するという「政府の盛意を奉戴」することが明確にうたわれているし、直輸出についても日本国内での直輸出運動を意識していなかったということはあるまいであろう。しかしながら実際の経済的利害にかかわるリアルな選択の場においては、長崎華商を通じた中継輸出への依存という選択肢も排除されていなかったのである。このような入り組んだ釜山日本人商人の行動からは、日本の国民経済的な論理をとりこみながらもそれとは一線を画す、釜山「地場」日本人の立場の存在したことが見えてこないであろうか。そのような立場からすれば、(国民経済的な直輸出論の立場からは決して推奨されないであろう)長崎華商を通じてのアジア域内流通への参加という選択肢もありえたのである。

本稿で取り扱った俵物海産物の事例をもって、他の商品の貿易における在朝日本人商人の行動を全て推し量ることはもちろんできない。しかし重要なことは、在朝日本人商人の行動が、既に東アジアの開港場間に形成されていた華商通商網を前提に、明治政府の官僚(およびその記述に影響を受けた従来の研究)の見方よりも、より広い空間の中で選択され得たということではないだろうか。そして開港直後の朝鮮の対外貿易を直接に担っていたのが日本人をはじめとする開港場の外国商人たちだったのであったことを考えれば、彼らの目線にたってその活動の空間的広がりを復元することは、朝鮮の東アジア市場への参加の形態を考える上でも、重要な視角であるということができよう。

⁸⁶ 関沢明清・竹中邦香『朝鮮通漁事情』団々社出版、1893年、138頁。

第3章 日清戦争以前における在朝華商の貿易活動

1 はじめに

第2章で述べたように、1876年の開港からしばらくの間、朝鮮の直接の貿易相手国は日本のみであった。しかし1882年以後、日本以外の各国とも続々と通商条約(中国に対しては貿易章程)が締結され、それらの国々とも直接に自由貿易を行うことが可能となる。その中で最大の貿易相手先となったのは中国である。表1-1を見ると、1885～89年、1890～94年と、特に輸入貿易において中国の比率が高まっていることが分かる。単年でみると、輸入相手先における中国の比率は日清戦争勃発前年の1893年に最も高くなり、対日輸入・対中輸入が総輸入額中に占める割合は各々51%・49%とほぼ伯仲するに至った¹。

この対中輸入の内訳は、多くが上海からの綿織物・絹織物によって占められており、その輸入の担い手は朝鮮開港場の華商、とくに首都漢城(現ソウル)の外港として1882年に開港された仁川の華商であった。そのこと自体は、開港後の国際流通を扱った研究では必ずといってよいほど触れられる。しかし華商の貿易活動そのものに即した研究は皆無に近く、中国の対朝鮮政策の反映として²、あるいは日本人商人³・朝鮮人商人⁴の競争者として断片的に取り上げられるのみであった⁵。

¹ 表1-1の出所資料から算出した値である。

² 1880年代から日清戦争までの時期、清国は朝鮮への政治的な支配強化を推進したと一般的に言われている。そのような政策の一部として対中貿易の拡大策があり、それを反映して朝鮮における華商の経済的勢力が伸張したと見る研究が多い。代表的な文献として、彭沢周(1969)；林明德(1970)を挙げることができる。経済面での政策としてしばしば挙げられるのは、開港場における清国居留地の設定、上海・仁川間の輪船招商局航路の開設、朝鮮海関の清国海関員による管理などである。

³ 日本経済史の立場から、日本人商人と日本工業製品による朝鮮市場の制圧を阻害した要因として、在朝華商の対中貿易拡大に触れている研究がある。その嚆矢として挙げられるのは、第1章でも言及した北川修(1932)である。北川は、イギリス製綿織物の中継輸入を行う華商の活動を「商業資本主義的」な進出と呼び、一方で1890年代から日本が自国製綿織物の朝鮮輸入を開始したことを「産業資本主義的」な進出と呼んで区別した。

⁴ 朝鮮経済史の立場から、朝鮮人商人の国内商権の防衛活動の対象として華商に触れている研究がある。代表的な文献として、李炳天(1985)；羅愛子(1991)が挙げられる。解放後の大韓民国の歴史学界で主に進められてきたこうした視角の研究は、開港場の朝鮮人商人団体の結成を、外商に対抗する民族的・国民経済的な論理に基づくものとして評価してきた(趙璣濬(1974)(1987))。ただし一方で、これら商人団体を李朝後期以来の特権商業的な系譜の上に位置づけるという視角もあり(韓祐欣(1970))、今日では後者の視角の方が有力であるようにおもわれる(須川英徳(1994)；全遇容(1997))。しかしいずれにしても、これらの研究に現れている華商は、朝鮮人商人の競争者として日本人商人と一括りに扱われる場合が多く、華商独自の商業活動の特徴についての関心は希薄である。

⁵ 注2～4で取り上げた以外に、19世紀末の朝鮮華僑に関する専論として譚永盛(1976)；権錫奉(1994)；河明生(1994)；文銀貞(2001)がある。また朝鮮華僑史の通史的な叙述の一部として19世紀末の朝鮮華僑の活動にも触れている文献として、楊昭全・孫玉梅(1991)；韓

そうした中で古田和子は、仁川華商による対上海貿易を、氏のいう「上海ネットワーク」の一部として位置づける視点を提起した⁶。古田の視点は、朝鮮華商を広域的な華商の活動の一端に位置づけようとしたものとして貴重である。しかしそのような意図にも関わらず、実際の古田の考察は、貿易統計と外交官による観察にのみ依拠しているために、集計的な商品流通の構造が個々の華商の活動のあり方とどのように結びついていたか、未だ不明瞭であるといえる。そのために、仁川華商の活動の範囲が、商品の直接の輸出元である上海との二地点間関係を越えてどのように広がっていたのか十分には示されていない。

このような批判に立って、本章では、朝鮮華商の経営資料を分析することで、個々の華商の視線に立った場合、その活動はどのような空間の中で成り立っていたのか、そしてそれはどのような条件に支えられていたのかについて、検討を加えたいと考えている。なお考察の対象とする期間は、1880年代から日清戦争前後までの時期である。

2 朝鮮華僑の概観と本章で扱う事例

(1) 日清戦争以前における朝鮮華僑

本章で扱う事例を紹介する前に、この時期の朝鮮華僑について概観しておこう。朝鮮では、1882年の商民水陸貿易章程によって華僑の自由渡航が公的に認められた。朝鮮に本格的に華僑が渡航しはじめたのは、このとき以来であると思われる⁷。華僑の居住が認められたのは漢城と3つの開港場(仁川・釜山・元山)のみであり⁸、これらの都市部における雑業も含めた商業的活動が華僑の主たる生業であったと考えられる。つまり華僑＝華商といってもよいような状況であり、この点、斯波義信が「商人型移住類型」と呼んだ日本の場合と

国華僑誌編纂委員会(1958); 朴銀瓊(1986); 崔承現(2000); 梁必承(2000)などが挙げられる。また研究文献とは呼べないが、秦裕光(1979)も朝鮮華僑自身による回顧録として貴重である。ただし以上の文献による19世紀末の朝鮮華商の記述は、いずれも本文に述べた範囲を出ず、華商の貿易活動を実態的に検討したものとはいえない。

⁶ 古田和子(1999)。後に古田和子(2000)の第4章に再録。

⁷ 1882年6月の壬午軍乱時、清国軍を率いて朝鮮に入った呉長慶とともに40名の華商が渡航したといわれている。確実な根拠は得られないが、韓国華僑の中では、これが今日に続く華僑社会の出発点だと伝えている(秦裕光(1979)9月21日号)。

⁸ 開港当初には各開港場には清国居留地は設定されず、華僑は日本居留地等に雑居していたが、1884年に仁川・釜山、1888年に元山に清国居留地が設定された(清国居留地についての専論としては李鉉淙(1966)がある。他に奥平武彦(1937); 孫禎陸(1982); 高秉雲(1987)を参照)。また漢城については、商民水陸貿易章程第4条において、漢城および漢城近郊の漢江河港である楊花津に「開設行棧」を許可することが明記されている。しかし特に居留地は設定されず、さらにこの条項が清国以外の条約国民にも均霑されるかをめぐる外交紛争も起きた。結局のところは、清国以外の諸条約国民もあわせ、漢城内雑居が黙認される形となった(漢城開放問題については林明德(1970)197～198頁; 孫禎陸(1982)169～251頁)。なお、こうした開港場・漢城の範囲を越えて内地を旅行する際には許可が必要であったが、それにもかかわらず内地に無断で旅行し、さらに不動産を賃貸・買得する外国人が華僑を含めて頻出した。

似た存在形態を持っていたということができる⁹。

この時期の朝鮮華僑に関して、いくつかの数値からその特徴を見ておこう。まず人口数であるが、朝鮮全土にわたる在留者統計はこの時期得られない。しかし朝鮮海関年報から三開港場での人口を知ることができる(表3-1)。この表では、各年末時点の人口と年間出入者数とについて、日本人の数値とともに挙げておいた。これによれば、年末人口・年間出入者数ともに、中国人数は連年増加していたことが分かる¹⁰。いずれも日本人には及ばないが、年間出入者数を年末人口で割った値、いわば回転数は日本人よりも高い。このことは、当時の朝鮮華僑社会が相対的に流動性の高いものであったことを示唆している。

次にこれらの華僑がどこから、どのような経路を辿って来たのかについて見てみよう。この点については、漢城と三開港場に駐在していた清国商務委員による、光緒十年(1884)～十二年(1886)の在留中国人に関する報告が利用できる¹¹。これらは商務委員ごとの名簿形式となっており、商務委員の所在地に中国人が居住ないし一時滞在するにあたって商務委員から発給する「執照」の受給者名簿だと推測される¹²。書式は年と場所によって一

⁹ 斯波義信(1983) 45 頁。

¹⁰ これら三開港場以外に、漢城(ソウル)にも多数の華僑が来住していた。たとえば1895年の京城日本公使報告によれば、「昨年〔1894年〕事変前の調査に拠れば、清国商民は凡三千内外、我商民は七八百に過ぎざりしが〔下略〕」とある(明治28年7月3日付け、杉村濬代理公使より外務大臣西園寺公望あて機密第63号、『日本外交文書』第23巻, 188頁所収)。これによれば、漢城では日本人よりもむしろ華僑の方が多かったようである。

¹¹ 『清季中日韓関係史料』文書番号983, 1127, 1208に収録されている。これらは全て朝鮮の商務委員から北洋大臣を経て総理衙門に送られたものである。この名簿は、開港後の朝鮮華僑数を示す史料としてしばしば用いられるのであるが(たとえば楊昭全・孫玉梅(1991)、古田和子(2000)など)、注12で一部考証を行ったように、その史料性格はかなり分かりにくいものである。従来の研究ではこうした考証を行うことなしに各自の集計値のみを示しているが、それらの値に従うことはやや危険が伴うように思われる。

¹² 名簿の性格については不明点が多いのであるが、光緒十年分の名簿についてはある程度の推測が可能である。まず仁川の光緒十年分名簿の冒頭には「謹將遵查光緒九年十一月分起、至十年十二月分止、常住仁川、已領執照商人姓名・籍貫、列呈憲覽」とあり、「執照」受給者の名簿であることが推測できる。以後各月ごとに氏名・籍貫が書き列ねられ、末尾に「以上共二百三十五名、均係常川来往、及住定商人名数、其搭船過往、未經留住者不列」と注記されている。この注記から考えれば、「執照」は、船便の都合でごく短期に滞在するような場合を除き、仁川での滞在を開始した時に商務委員から発給されたものであろう。氏名の開列部分は月ごとに分けられており、一部に名前の重複が見られる(のべ235名中の11名)。往來を繰り返した者はそのたびに執照を受給したのであろう。

一方釜山の光緒十年分名簿では、冒頭に「謹將遵查光緒十年閏五月起、至十二月底止、常住釜山港華商、及過往商人姓名、列呈察覽」とあり、以下15人目まで姓名・籍貫・職業ないし勤務先が記される。ついで「附録過往華商姓名、徐在船未登岸者、例未便到船稽查外、謹將登岸華商姓名、列呈」とあり、月ごとに姓名・籍貫・来往地が記される(のべ87名)。前半15人分が冒頭注記にいう「常住釜山港華商」にあたり、後半87名分が「過往商人」に当たるのであろう。執照という言葉は現れないが、注記の内容はほぼ仁川と同一とすることができ、やはり執照の受領者を対象としたものであろう。

また元山の光緒十年分名簿では、冒頭に「分辦元山商務委員、謹將光緒十年分、在港貿

【表3-1】朝鮮開港場における各年末人口および年内総流出入人口（単位 人）

日本人								
	1886年	1887年	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1893年
年末人口(A)	706	1,229	4,503	4,993	6,435	8,247	8,398	8,048
総流出入(B)	2,095	4,162	5,470	5,909	10,916	12,011	10,488	9,613
B/A	3.0	3.4	1.2	1.2	1.7	1.5	1.2	1.2
中国人								
	1886年	1887年	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1893年
年末人口(A)	238	304	299	479	517	740	856	920
総流出入(B)	1,724	1,218	1,597	2,879	2,177	3,277	2,973	3,310
B/A	7.2	4.0	5.3	6.0	4.2	4.4	3.5	3.6

注) 朝鮮の三開港場(仁川・釜山・元山)を合計した値。ただし86～87年の釜山と86年の元山との値を欠く。

総流出入人口は国外移動と国内開港場間移動とを合算した値。

出所) China Imperial Maritime Customs Returns of Trade and Trade Reports 各年

定しないが、おおむね姓名と籍貫が列記されており、そのほか定住か一時滞在か、どこから来てどこへ行くのかといった付帯的な情報が記されている場合もある。現在見られるのは光緒十年分(1884)から光緒十二年分(1886)までの3年分であるが、今回は書式の統一性等の点で利用しやすい光緒十年分を用いた。

この名簿をもとに、光緒十年中に朝鮮各地に居住ないし一時滞在した華商の延べ数を籍貫ごとに整理したのが表3-2である。総数では山東に籍貫を持つ者(以下山東出身者)が過半を占め、以下、広東・浙江・江蘇と続いている。朝鮮華僑において山東省出身者の多いことはしばしば指摘される通りであり、この点1880年代にも基本的に同様であったとい

【表3-2】光緒十年(1884年)朝鮮における執照受給者数(人)

(行:籍貫、列:商務委員所在地)

	漢城	仁川	釜山	元山	合計
山東	235	93	25	17	370
広東	3	74	36	14	127
江蘇	22	15	11	9	57
浙江	15	37	12	18	82
その他	77	16	18	4	115
合計	352	235	102	62	751

出所:李鴻章より總理衙門あて書簡、光緒十一年四月三日(85/5/16),『清季中日韓關係史料』文書番号983。

易華商、並販運行商、花名・籍貫・来往日期、録呈察覽」とあり、以下各人ごとに姓名・籍貫・来往年月と経路を記す。月ごとには分かれていない(のべ63名)。元山の場合も「在港貿易華商」と「販運行商」の双方が対象であり、基準は仁川・釜山と同じと見られる。

最後に漢城の分は、冒頭に「謹將朝鮮漢城内華商人数・姓名・籍貫・字号、開摺恭呈」とあり、以下各人の姓名・籍貫・字号名が記される。月ごとには分かれていない(のべ352名)。この場合対象者は「漢城内華商」とあるのみで、開港場三港とは異質である。しかし漢城のみが異なる基準で名簿を作成したとも考えにくく、ここでは他の三港と同じ基準で作成されたとみなしたい。

なお上に述べてきたところからも明らかなように、必ずしも対象期間は正確に光緒十年の一年間ではない。しかし以下本文では、便宜的に1884年分として述べることにする。

える。ただし、この表に現れている山東出身者の比率は、後の時期に比べればなお低かった。たとえば植民地期の 1927 年においては、朝鮮在住華僑のうちの山東出身者の比率は約 80%であったし¹³、解放後の 1958 年には(半島南半部のみの値だが) 92%に達していた¹⁴。対して表 3-2 に現れている山東出身者の比率は 49%に過ぎない一方、広東出身者は 17%、浙江出身者は 11%等の数値を示しており、山東出身者以外の比率が後の時期よりも高いことが注意される。このような傾向は開港場において特に強く、たとえば広東出身者の比率は、漢城では 1%にも満たないのに対し、仁川では 31%、釜山では 35%、元山では 23%といった値を示している。断定はできないが、貿易商においては広東や江蘇・浙江出身者の比率が高い傾向にあった可能性も考えられる¹⁵。

また、同じく光緒十年分の名簿から華僑の往来経路についても見てみよう。ただし往来経路が明確に判明するのは釜山分のみなので、ここでは釜山一港のみを分析する(表 3-3 ab)。まず a から分かるように、「往来」＝一時滞在者数が「止住」＝定住者数の 5 倍以上に上っており、表 3-1 から推測した華僑の移動性の高さがここからも確認できる。次の b は、原

【表3-3】 光緒十年(1884年)釜山における執照受給者数(人)

a)「止住」・「往来」者別内訳

	止住	往来	計
山東	0	25	25
広東	5	31	36
江蘇	4	7	11
浙江	2	10	12
その他	4	14	18
計	15	87	102

b)「往来」者の籍貫・発着地別内訳

		山東	広東	江蘇	浙江	その他	計
上海	発	14	6	2	3	6	31
	着	13	6		3	6	28
上海・日本	発		2	3	2		7
	着	2	12	2	2	4	22
日本	発		3				3
	着		2				2
琿春	発	11	9	1	5	8	34
	着	10	4	2	3	4	23
仁川	発		11		1		12
	着		6		2	3	11
元山	発						0
	着		1				1
計	発	25	31	6	11	14	87
	着	25	31	7	10	14	87

注) 原資料上日本は「東洋」

出所) 表3-2に同じ。

¹³ 松田利彦(2002) 101 頁。

¹⁴ 韓国華僑誌編纂委員会(1958) 107 頁。なお、1927 年・1958 年の値と表 3-2 の値とは、表 3-2 が定住者・一時滞在者の双方を対象としていることから、一概には比較できない。しかしその点をいえば、1927 年と 1958 年の値も母集団の基準は明確でない。つまりこれらの値はすべて一応の目安という以上の意味を持たない点に注意したい。

¹⁵ 1900 年代になるが、この推測を裏付ける次のような史料も見られる。「商人は山東省芝罘附近の者が多いけれども、大商人は矢張広東の者に限らる、有名な同順泰なども同じく広東人で、在韓同国人中第一の金持ちである。由来広東人は丁度我が近江商人の如く、非常な勤勉家で到る所に手を延ばして居る。[中略]石工大工其他の人夫は山東人が多い」(満韓萍士「京城に於ける清国人の社会的状態」『朝鮮』第 2 巻 5 号, 日韓書房, 1909 年 1 月)。

資料中の「往来」者の名に「(某地)來」「去(某地)」という形で付記されている地名を、それぞれの出発地・目的地として整理したものである。これらの地名から移動経路について一定の傾向を窺うことができよう。これによれば、貿易において最重要の相手先であった上海は、確かに移動相手先としても重要であったことがひとまず確認できる。しかしながら、移動相手先としての上海の比率は必ずしも卓越したものとはいえず、吉林省の琿春も上海とならぶ重要な移動相手先であり¹⁶、さらに日本や朝鮮国内の開港場も無視できなかったことが分かる。釜山に限られたデータではあるが、朝鮮半島東海岸や日本まで含んだかなり広い空間の中で華僑が移動していたことが窺われる¹⁷。

(2) 本章で扱う事例について

今回事例として取り上げる華商は、譚傑生という人物により設立された「同順泰」という商店である。譚傑生の来歴等については不明の点が多いが、1970年代の聞き取り調査によれば、1853年に広東省肇慶府高要県に生まれ、1874年に朝鮮に渡航して同順泰を設立し、1929年に死亡したという¹⁸。渡航年と伝えられる1874年は朝鮮の対日開港以前であり、この年に渡航したとは俄かに信じがたい。しかし(1)で利用した執照受給者名簿では、光緒十一年(1885)と十二年(1886)に名前が現れていることから、朝鮮開港後かなり早い時期から活

¹⁶ 現在の吉林省に属する琿春には副都統衙門が置かれていた。このころの琿春が北満洲の交易拠点として重要な役割を果たしていたことは次の史料から窺われる。「商業地としての琿春は其由来甚た古く、同治〔1862-1874〕初年既に浦塩を通して南清との交通貿易行はれたり」と云ふ。其輸出品は此地方産の獣皮・砂金及沿海州一帯に於て清人の漁撈せる乾海鼠・昆布にして、南清よりは布疋・雜貨類を輸入し之を北満洲及奉天省の北部一帯に供給せり」(満鉄調査課『吉林東南部經濟調査資料』1911年, 50頁)。なお、19世紀末からウラジオストクに出稼ぎする山東出身者が増えていたことを考えれば、表3-3に現れる琿春に往来していた人々が肉体労働者であった可能性も排除できないが、少なくとも先に注12で説明した名簿の作成基準の中では、対象を「華商」「商人」としている。

¹⁷ ここで用いた光緒十年(1884)分名簿に加え、十一年(1885)十二年(1886)分もあわせ、個人レベルで移動経路を追跡すると、朝鮮から上海・日本・琿春の間を定期的に往来しながら商業に従事していたらしい人物たちの存在も浮かび上がってくる。例えば広東省(県不詳)出身の鄧濟廷なる人物は、光緒十年の釜山分名簿に2回現れるが、その経路は、6月に上海から来て琿春に去り、10月に琿春から来て上海に去っていくというものであった。また同じ人物が光緒十二年の元山分名簿にも現れ、経路は不明だが「往来販運行商」とある。上海から朝鮮を経て琿春に至る経路を定期的に往来しつつ商業を行っていた可能性がある。また広東省順徳県出身の陳良なる人物は、釜山分名簿に光緒十年～十二年の三年分ともに現れるほか、光緒十年には仁川にも現れている。これらを総合すれば、光緒十年には8月に仁川から釜山を経て日本に赴き、11月には仁川に帰還した。十一年には経路は不明だが釜山に「往来」し、十二年には琿春から釜山に到着している。この人物も上述の鄧濟廷と同様、定期的に移動を繰り返していたものであろう。

¹⁸ 秦裕光(1979)9月17日号。著者は山東省出身の華僑2世で、当時漢城華僑協会会長であった。本文に引用した譚傑生の履歴については、譚傑生の子息である譚延沢と、同郷人の鄭家賢から聞き取ったという。

動していた華商の一人であったことは間違いない¹⁹。その後 1920 年代の朝鮮総督府の調査によれば、譚傑生は京城(現ソウル)の中華総商會と広東同郷會の會長であるとされ、朝鮮華僑社會の中心にいた人物といふことができる²⁰。

こうした経歴を持つ譚傑生は、代表的な朝鮮華商として、朝鮮華僑史の通史的な著作でも必ず名前が挙がる人物である。しかし彼および同順泰の経済活動について、具体的に検討した研究はほとんどなく、わずかに 1892 年に彼が朝鮮政府に供与した借款に関して若干の分析がなされているに過ぎない²¹。この借款は、その原資が清国政府から出たものであったことから、先述した清国政府の対朝鮮支配政策の一環という意味で注目されているといえる。つまり同順泰の事跡は、朝中間の外交史的な文脈上に現れる限りで検討されているに過ぎないのである。しかしながら、同順泰自身の活動に即してみれば、その空間的な広がりには決して朝中二国間には収まっていなかった。例えば次の史料は、上の 1892 年の借款供与の窓口として同順泰が選定される過程で、当時朝鮮に駐在していた袁世凱から李鴻章に送られた報告書が、さらに北京の總理衙門へと転送されたものである。

史料 3-1) 九月初五日、北洋大臣李鴻章から〔總理衙門へ〕の書簡に次のようにあった。「駐紮朝鮮總理交涉通商事宜道員である袁世凱からの上申書に次のようにありました。『〔中略〕ご命令に従いまして朝鮮の商店を調べましたところ、広幫董事の同順泰號は資本が充実しており、朝鮮の元山・仁川、日本の長崎ほか各港、そして上海・廣東などの港に全て聯號を持っています。同商号のあるじ譚以時〔譚傑生〕は、非常に公正かつ慎みぶかく、この件〔借款供与〕を任せるのにふさわしい人物です〔下略〕²²。

ここでは、同順泰の富裕さを示す例の一つとして、各地に「聯號」を持っていることを挙げている。「聯號」とは、一般には資本関係はあるものの経営上は独立している華商間の関係をいうことが多い。しかし様々な変形があり、本史料の場合がどのような形だったか、

¹⁹ 『清季中日韓關係史料』文書番号 1127, 1208。

²⁰ 朝鮮総督府『朝鮮に於ける支那人』(調査資料第 7 輯), 1924 年, 51~52 頁。また譚傑生は、1922 年京城の個人納税額において、日本人・朝鮮人を凌ぎトップであったという(韓国華僑誌編纂委員會(1958)67 頁)。朴銀瓊(1986)によれば、譚傑生は京城中心部に広大な土地を集積しており、その一部は 1960 年代に至るまで遺族が所有していたという(55 頁)。

²¹ 林明德(1970)212~216 頁;楊昭全・孫玉梅(1991)157~162 頁;羅愛子(1998)131~133 頁。

²² 李鴻章より總理衙門あて書簡, 光緒十八年九月五日(1892/10/25), 『清季中日韓關係史料』(文書番号 1725) 所収。【原文】九月初五日、北洋大臣李鴻章文稱、「據駐紮朝鮮總理交涉通商事宜道員袁世凱稟稱、『〔中略〕遵查在韓商家、惟廣幫董事同順泰號、資本殷實、在韓之元山・仁川、日本之長崎各口、及上海・廣東等埠、均有聯號、其號主譚以時、頗公正謹慎、洵堪責令承辦此事〔下略〕。』【書下し】九月初五日、北洋大臣李鴻章の文に稱すらく「據けたる駐紮朝鮮總理交涉通商事宜道員袁世凱の稟に稱すらく『〔中略〕在韓の商家を遵查するに、惟だ廣幫董事同順泰號のみ、資本殷實にして、韓の元山・仁川、日本の長崎各口、及び上海・廣東等埠に在りて均しく聯號有り。其の號主譚以時、頗る公正謹慎にして、洵に責令して此事を承辦せしむるに堪う〔下略〕。

一概にはいえない²³。とはいえ少なくとも、同順泰が日本も含む東アジア一帯に取引先華商をもっていたことは窺われるだろう。本章では、こうした同順泰の貿易活動が持っていた空間的な広がりに着目し、同順泰の経営資料に基づいてその海外華商との取引関係を復元してゆくこととしたい。

ここで利用する経営資料は現在ソウル大学付属図書館の別館である奎章閣に所蔵されている。目録上の件名を表 3-4 に示した²⁴。おおむね 1880 年代から 1900 年代にかけて作成された資料で分量は 30 冊である。これは朝鮮華商の経営資料として他に類例がないといえるが、従来この資料を利用した研究は皆無である²⁵。筆者は現在、表 3-4 の 27582 番、27583 番、27584 番(一部)を整理済みであり、本章ではこれらの史料を利用する。本格的な検討に先立って、次節では今回利用する部分の資料的性格について検討を加えることとする。

【表3-4】ソウル大学奎章閣所蔵同順泰資料一覧

奎27581	進口各貨艙口單	8冊
奎27582	甲午年各埠來貨置本單	2冊
奎27583	乙未來貨置本	1冊
奎27584	同泰來信	19冊
		計30冊

注)『奎章閣圖書韓國本綜合目録(修正版)』(1994年)に従った。

奎字以下の数字は奎章閣蔵書の整理番号である。

ただし実際の各冊表題は必ずしも目録どおりではない。

3 同泰來信と來貨置本單について

(1) 同泰來信について

『同泰來信』(奎章閣番号 27584)は、書簡実物をおおむね日付順に貼りつなぎ、折本形態として表紙を付したものである。現在 19 冊が残っており、その内訳を表 3-5 に示した。この表からわかるように、現存分の大半は 1889 年、1894 年、1903 年、1905 年の四年間に集中している²⁶。

²³ 千原曆次(1937)など。

²⁴ これらの資料がソウル大学奎章閣で所蔵されるに至った経緯については明らかではない。しかし蔵書印が「京城帝國大學圖書」「서울 [ソウル] 大學校圖書」の二種類のみで、1928 年以前の収書にあるべき「朝鮮總督府圖書」の印影が見られないところからすれば、奎章閣の蔵書が京城帝國大学の管理下にあった 1928 年から 45 年の間に収蔵されたものであると考えられる。先に述べたように、同順泰の譚傑生自身が 1929 年に死亡したとされている。それを契機に流出した文書が京城帝大によって購入されたと見るのが妥当であろう。

²⁵ ただし存在自体が全く知られていなかったわけではなく紹介はされている(朴銀瓊(1986) 54 頁など)。ただし、基本的な史料の性格をはじめとして、検討が加えられたことはない。

²⁶ 表 3-5 から分かるように、各冊の表紙には年ごとに「上・中・下」「乾・坤」等と順序をあらわす文字が振られている。しかし癸卯年分以外は暦年途中で中断しているにもかかわらず、表題の文字が「下」ないし「坤」まで完結しているのは、これらの文字が同時代に記されたとするならば些か不自然であり、あるいは後年の整理の結果、今日見られるよ

【表3-5】『同泰来信』19冊の内訳

	表紙上の題名	収録件数
己丑年	同泰来信 上 己丑元月	20
(1889)	同泰来信 中 己丑元月至二月	36
	同泰来信 乾 一月至三月	49
	同泰来信 坤 三月	54
	同泰来信 下 己丑五月至六月	65
甲午年	同泰来信 単 甲午元月至四月	42
(1894)	同泰来信 上 甲午元月至三月	58
	同泰来信 中 甲午三月至五月	59
	同泰来信 下 甲午五月至六月	30
癸卯年	同泰来信 上 癸卯元月至三月	52
(1903)	同泰来信 中 癸卯四月至十月	56
	同泰来信 下 癸卯十月至十二月	66
乙巳年	同泰来信 乾 乙巳元月至二月	38
(1905)	同泰来信 坤 乙巳二月至四月	48
	同泰来信 単 乙巳正月至五月	33
	同泰来信 単 乙巳正月至七月	38
	同泰来信 単 乙巳丙午	52
不詳	同泰来信 単 同泰来信	41
	同泰来信 単 仁川来信	(未整理)

これらの書簡の受信者は基本的に漢城の同順泰ないしは譚傑生である。おそらくこの当時の同順泰の本拠地が漢城にあり、譚傑生がそこにいたものと思われる。一方で発信者の所在地は各地にわたる。発信者の内訳は表 3-6 に示した。本表では、発信者を「同順泰内」と「その他」とに分けている。「同順泰内」は、同順泰という商号名を共有する地方店舗、ないし同順泰で雇用している人物であると判断できる個人からの来信である。『同泰来信』全 836 通のうち「同順泰内」が 687 通(82%)を占めている。同順泰の経営形態について体系的には分からないのであるが、こうした書簡発信者の状況から、漢城を中心として朝鮮内の数都市に同順泰という商号名を共有する店舗群が展開していたことが分かる²⁷。地方店舗のう

ち、特に漢城の外港といえる仁川の同順泰からは頻繁に書簡が發送されており、同日中に 2 通以上發送されていることも珍しくない。同順泰の海外貿易の手順については本節(2)および本章付論 2 で後述するが、同順泰の輸出入貿易は全て仁川港を経由して行われていたと考えられ、そのため仁川同順泰と漢城同順泰とは密接に連絡を取り合う必要があったのであろう。

これら「同順泰内」からの書簡に対して「その他」の発信者からの書簡は少ない。その中には海外の取引先華商からの書簡が含まれているが、本来これら海外取引先華商からの書簡はもっと多かったと考えられる。たとえば、乙巳年〔1905 年〕六月二十四日の日付を持つ上海同泰号からの書簡には、発信者において 633 号信という通し番号が振られており²⁸、これが同順泰への書簡に付された通し番号であるならば、本来は現存分の数百倍の書簡が存在したはずである。このような残存の状況から考えるならば、現存する『同泰来信』は、基本的に同順泰の地方店舗から漢城本号に宛てた書簡を整理したもので、海外等の取引先

うな冊子体に装丁しなおし、その際に一括して表題が書かれた可能性がある。

²⁷ 一般的なことばを使えば本支店関係ということになるのであろうが、華商の場合、同じ商号名を共有していたとしてもその店舗間の関係は多様であり、一概にはいえない。たとえば長崎の福建系華商である泰益号の資料を分析した廖赤陽によれば、長崎の泰益号と神戸の泰益号は商号名を共有しつつも、その関係（神戸泰益号の資本上・経営上の独立性）は時期によって変動していた(廖赤陽(2000)135～140 頁)。

²⁸ 『同泰来信』（単 乙巳正月至五月）所収。

華商からの書簡は、限られた一部分だけが現存していると見ることができよう。

【表3-6】『同泰来信』所収書簡の発信者別内訳（件）

	同順泰内	(計)	その他	合計
己丑(1889)年	仁川店212	212	12	224
甲午(1894)年	仁川店100, 全州店11, 栗浦店11, その他40	165	25	190
癸卯(1903)年	仁川店148, その他15	163	11	174
乙巳(1905)年	仁川店90, 全州店7, 群山店37, その他7	141	69	210
不詳	仁川店1, 全州店3, 群山店3	6	32	38

注) 未整理の「仁川来信」1冊は本表に含まない。

「同順泰内」中の「その他」は発信地不明ないし漢城店からの出張者が発信した書簡

「その他」の発信地(発信者)の内訳は以下のとおり。

己丑年: 元山(同豊泰)1, その他11

甲午年: 仁川(怡生号)8, 横浜(福和号)1, その他16

癸卯年: 仁川(義生盛)3, その他8

乙巳年: 仁川(同意楼)1, 元山(同豊泰)6, 上海(同泰号)22, 香港(安和泰)7,

神戸(祥隆号)4, 長崎(万昌和)1, その他28

不詳: 元山(同豊泰)3, 上海(同泰号)8, 祥隆号(神戸)6, 横浜(福和号)4, その他11

(2) 来貨置本単について

上の『同泰来信』とともに今回利用するのは、奎章閣番号 27582～27583 にあたる 3 冊の資料である。以下ではこの 3 冊に収められている文書を総称して「来貨置本単」ということにする。冊子の形態としては、個々の文書を日付順に貼りつないで折本としたもので、『同泰来信』と同様である。これら 3 冊には全部で 178 件の文書が収められており、個々の文書に日付と受発信者名が記されている。日付は甲午年一月初から乙未年十二月末までのちょうど 2 年間で、陽暦にすると概ね 1894 年から 1895 年に当たる。受信者は 2 件を除いて漢城同順泰、発信者は海外の華商と仁川同順泰である。

これらの文書の性格について、本文中で検討するのは煩雑に過ぎるために、第 3 章付論 2 として別に論じた。ここでは検討の結果だけ述べることにする。これらの文書は基本的に、取引先華商から同順泰に貨物を発送する際、その貨物の明細について記し漢城同順泰に宛てて発送したものである。書式はいくつかに分類できるが、今回は便宜的に書式 A から書式 D までの 4 分類を行った(表 3-7)。この表から分かるように、全文書 178 件のうち、約 8 割の 139 件が筆者のいう書式 A にあたる文書に該当する。

【表3-7】「来貨置本単」の書式別構成(件)

	書式A	書式B	書式C	書式D	合計
各埠来貨置本単(甲午年)	33	13	6	4	56
各埠来貨置本単(乙未年)	53	11	4	1	69
乙未来貨置本	53	0	0	0	53
合計	139	24	10	5	178

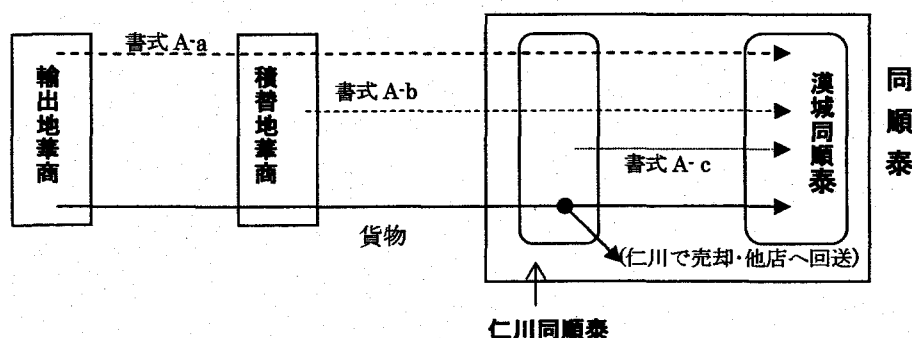
この書式 A は、さらに以下の 3 つに小分類することができる。

書式 A-a : 発送した貨物の価格と諸掛費用の明細 (発信者 : 海外華商)

書式 A-b : 積替地点における諸掛費用の明細 (発信者 : 海外華商)

書式 A-c : 仁川から漢城へ発送した商品価格と運送費用の明細 (発信者 : 仁川同順泰)

これらの文書の伝達経路等について詳しくは付論 2 を参照していただきたいが、下に模式図を付した (同じ模式図を付論 2 にも掲載している)。



この図に沿って説明してゆくことにする。まず書式 A-a は全部で 67 件あった。これらは海外の輸出者の華商から送られてきたもので、輸出品の価格と諸費用(海上運賃、海上保険料、仲仕賃など)の明細について通知するものである。次に書式 A-b は 12 件あった。これらは輸出地から朝鮮(仁川)までの途中で船を積み替えた場合に、積み替えを担当した華商が、積み替えに際してかかった諸費用を通知するものである。最後に書式 A-c は 59 件あった。これらは A-a, A-b が海外華商から発信されたのとは異なり、仁川同順泰から発信されたものである。これは仁川港に到着した輸入品を漢城に回送する際に、商品価格と運賃の明細を通知したものである。

これらの「来貨置本単」文書のうち、今回は、海外華商から発信された書式 A-a, A-b の文書を利用し、(1)で見た『同泰来信』所収の書簡類も併用しながら、同順泰の海外からの輸入貿易について検討することにしたい。

4 1894~95 年における同順泰の輸入貿易

(1) 海外における取引先華商の分布

今回利用する書式 A-a, A-b の各件について、発信者別に整理したものが表 3-8, 表 3-9 である。先述したように、これらの文書の日付は、甲午年一月初から乙未年十二月末までにわたり、おおむね 1894~1895 年の 2 ケ年間をカバーしている。以下では、これらの表を利用し、この時期の同順泰の輸入貿易について検討する。

まず表 3-8, 表 3-9 に現れている海外取引先の華商について検討しよう。この二つの表

【表3-8】「来貨置本単」書式A-a 発信者別一覧

発信者	番号	日付(旧暦)	商品価格	諸掛	単位	出荷番号	中継地	備考
香港・安和泰	A06	甲午2/13	761	28	元	1	上海	A05(書式Ab)に対応
	A19	甲午2/27	903	37	元	2	上海	
	A26	甲午4/3	110	3	元	3	上海	
	B06	乙未2/13	567	30	元	1	上海	B32(書式Ab)に対応
	B13	乙未3/11	607	45	元	2	上海	
	B14	乙未3/17	42	1	元	3	上海	
	B21	乙未3/22	246	14	元	4	上海	
	B22	乙未3/28	640	40	元	5	上海	
	B23	乙未3/29	283	17	元	続5	上海	
	B33	乙未4/20	576	41	元	6	上海	B34(書式Ab)に対応
	B36	乙未5/6	425	20	元	7	神戸(祥隆)	
	B44	乙未5/9	570	44	元	8		B52(書式Ab)に対応 B46(書式Ab)に対応
	B41	乙未5/12	189	19	両	9	長崎(宏昌)	
	B47	乙未5/22	37	12	元	10	神戸(祥隆)	B52(書式Ab)に対応 B46(書式Ab)に対応
	B48	乙未6/1	688	74	元	11	仁川	
	B53	乙未6/16	574	27	元	12	上海	B52(書式Ab)に対応 B46(書式Ab)に対応
	B54	乙未6/18	495	25	元	13	上海	
	B58	乙未7/20	75	5	元	14	仁川	B52(書式Ab)に対応 B46(書式Ab)に対応
	B65	乙未9/4	239		元	15	仁川	
	B63	乙未9/22	263		元	15	仁川	B52(書式Ab)に対応 B46(書式Ab)に対応
上海・同泰号	A01	甲午1/12	3,642	86	両	1		元宝銀のみの輸送
	A03	甲午2/12	1,897	249	両	2		
	A04	甲午2/20	149	7	両	3		
	A07	甲午2/23	1,288	71	両	4		
	A14	甲午3/9	1,429	65	両	5		
	A20	甲午3/18	258	12	両	6		
	A22	甲午3/23	475	24	両	7		
	A23	甲午4/11	679	32	両	8		
	A28	甲午4/26	658	29	両	9		
	A31	甲午5/9	604	21	両	10		
	A32	甲午5/9	4,108	31	両			
	A41	甲午9/22	710	29	両	11	神戸	
	A46	甲午10/24	12,423	637	両	12	長崎	
	A48	甲午11/10	4,094	189	両	13	長崎	
	A49	甲午11/ ?	3,296	126	両	14	長崎	
	A52	甲午12/24	14,620	753	両	15	長崎	
	A55	甲午12/20	213	6	両		長崎	
	B03	乙未1/17	1,685	89	両	2	長崎	「洗沽」と注記あり。委託販売か。
	B04	乙未1/31	2,354	142	両	3	長崎	
	B08	乙未2/17	6,655	323	両	4	長崎	
	B09	乙未3/1	14,825	918	両	5		
	B15	乙未3/22	30,366	1,762	両	6		
	B24	乙未4/12	7,326	490	両	9		
	B35	乙未5/1	4,114	177	両	10		
	B38	乙未5/24	7,675	466	両	11		
	B45	乙未5/15	10,896	453	両	12		
	B50	乙未6/10	5	4	両			
	B51	乙未6/10	9,959	550	両	13		
	B57	乙未7/2	12,180	599	両	14		
	B61	乙未7/29	9,827	369	両	15		
	B60	乙未8/17	10,329	419	両	16		
	B62	乙未9/10	3,930	176	両	17		
横浜・福和号	B64	乙未9/30	3,107	190	両	18		「代友」と注記あり
	B66	乙未10/20	4,847	286	両	19		
	B67	乙未11/10	933	33	両	20		
	B68	乙未11/29	1,140	107	両	21		
	B69	乙未12/27	1,969	150	両	22		
神戸・祥隆号	B55	乙未6/24	506	82	員	1		A10(書式Aa)を訂正したものか
	A02	甲午1/2	105	11	元	1		
	A27	甲午4/19	66	7	元	1		
	A38	甲午5/2	207	59	元	2		
	B05	乙未2/10	73	17	元			
広州・永安泰	B20	乙未3/29	72	16	元	2		B40(書式Ab),B39(書式Ab)に対応
	A10	甲午2/14	135	38	両	1	上海	
	A11	甲午2/ ?	135	33	両	1	上海	
	B10	乙未3/5	176	37	両	1	上海	
	B42	乙未5/16	203	12	両		香港・神戸	

注) 番号は報告者が便宜上付した整理番号である。Aは甲午年、Bは乙未年。

発信者ごとに、甲午年と乙未年の境を細線で区切った。

出所)『各埠来貨置本単甲午年』『各埠来貨置本単乙未年』

【表3-9】「来貨置本単」書式A-b 発信者別一覧

発信者	番号	日付(旧暦)	諸掛	単位	輸出者	備考
香港・安和泰	B12	乙未3/17	16	元		同順泰からの輸出品(甲午10幫)を返品する際のもの
	B40	乙未5/22	12	元	永安泰	B42(書式Aa),B39(書式Ab)に対応
上海・同泰号	A05	甲午2/20	20	両	安和泰	A6(書式Aa)に対応
	B32	乙未4/2	9	両	安和泰	B21(書式Aa)に対応。第8幫の通し番号あり
神戸・祥隆号	B34	乙未5/17	4	元	安和泰	B36(書式Aa)に対応
	B39	乙未5/4	6	元	永安泰	B42(書式Aa),B40(書式Ab)に対応
	B46	乙未6/6	5	元	安和泰	B47(書式Aa)に対応
	B56	乙未7/2	99	元		同順泰からの輸出品の積み替え
長崎・宏昌号	B52	乙未5/24	3	元	安和泰	B41(書式Aa)に対応
長崎・万昌和	A47	甲午11/14	55	元		同順泰からの輸出品の積み替え
	B07	乙未1/29	2	元		対応する荷便不詳(文書損傷)
不詳	B02	不詳	6	元		対応する荷便不詳(文書損傷)

注)出所) 表3-8に同じ。

【表3-10】「来貨置本単」書式A-a, A-b に現れる海外取引先華商

所在地	商号名	他の資料により得られる情報
上海	同泰号	1884年当時、振華堂洋布公所会員 ①
広州	永安泰	(不詳)
香港	安和泰	1892年当時、南北行街に店舗を持ち主に横浜・神戸からの輸入海産物を扱う ②
神戸	祥隆号	陳達生(広東省順徳県出身)。1870年来日、大阪・神戸で活動。広業公所理事。③
横浜	福和号	譚玉階。1899年当時、横浜中華商業会議所役員。④
長崎	万昌和	潘達初(広東省南海県出身)。1915年当時、合福堂広東会所会員。⑤
長崎	宏昌号	(不詳)

出所)

① 振華堂洋布公所修建公所房屋捐款勸石題名碑(『上海市棉布商業』1979年,p.28より重引)

② 「香港ニ於ケル海産物取引ニ関スル規約並慣例」『通商報告』2830号, 1892年。

③ 中華会館『落地生根』研文出版, 2000年, p.66。

④ 『横浜商業会議所月報』28号, 1899年(伊藤泉美1995,p.447より重引)。

⑤ 重建広東会所碑記(内田直作1949, p.152より重引)。

に現れている取引先華商は 7 つである。これらの華商について、他の史料と付き合わせることで得られた情報を表 3-10 に整理した。ここから、神戸の祥隆号と長崎の万昌和については、同順泰と同郷の広東省(広州府・肇慶府)出身であったことが分かる。横浜の福和号については籍貫が判明しないが、横浜華商の大半もやはり広州府・肇慶府の出身であったということから考えれば²⁹⁾、福和号も同様であった可能性が高いであろう。さらに広州や香港の華商とも取引関係があったことを考えれば、同順泰の海外取引先は、基本的に広東省出身の華商であったと推測される。

ただし、書式 A-a の発信者として最も高い頻度で現れる上海の同泰号については、残念ながら籍貫を確認するに至らなかった。しかしこの同泰号は、同順泰にとって単なる取引先以上に止まらず、出資者の地位にあったものと思われる。そのことは『同泰来信』中のいくつかの書簡から間接的に推測される。ここでは 2 つの例を挙げたい。まず史料 3-2 は、1889 年 4 月に仁川同順泰から漢城同順泰に宛てて送った書簡で、この直前に朝鮮人商人と

²⁹⁾ 内田直作(1949)165 頁。

契約上のトラブルがあったことを承けている。

史料 3-2) 今後は仁川店・漢城店のいずれでも、彼が来てあれこれと論じるならば、全て上海の東家が許さないということで言い逃れましょう³⁰。

ここでいう彼とはトラブルのあった朝鮮人のことである。その朝鮮人が仁川ないし漢城の同順泰を訪れて不服を申し立てたとしても、「上海の東家」の許しが無いことを盾にとって言質は与えないようにすべきだというのであるが、「東家」とは一般に雇い主や出資者を指す言葉であるから、同順泰にとって出資者に当たる者が上海にいたことが推測できる。

上の史料では、その出資者が同泰号かどうかは不明だが、次の**史料 3-3** からその裏づけを得られる。これは 1894 年 6 月末に仁川同順泰から漢城同順泰に宛てて送られた書簡である。ほぼ一ヵ月後の 1894 年 7 月末には日清戦争が勃発しており、その直前における慌しい状況を反映した史料である。

史料 3-3) 私はあなたに早く貴重品を仁川に運び出すよう再三再四お勧めしていますし、同泰号からもあなたに仁川へ〔貴重品を〕運び出させるようにと電報が来ていますのに、あなたからの手紙では、今日は運び出すと言い、明日は運び出さないといい、全く煮え切らないで、ただ二三の役人の言うことを信じているようです。もし将来困ったことになれば、どうやって東家に言い訳をするのですか。よく考えて早急に手段を講じて運び出すべきです。遅くなれば間に合わないかもしれません³¹。

一行目では、上海同泰号から漢城同順泰の避難を促す電報が来たといい、4 行目では、もし避難せずに被害を受けることになったら「東家」に申し開きができないといっている。この「東家」が冒頭行の同泰号を言い換えたものであるとすれば、先の**史料 3-2** に現れた上海の「東家」も同泰号を指す可能性が高いであろう。

以上のように同順泰は、出資者であると考えられる上海の同泰号を始め、香港・広州や日本各地の開港場華商と取引関係を持っていた。そしてそれら取引先華商の多くは、同順泰と同郷関係にあったことが確認できる。

(2) 書式 A-a に現れた出荷額と商品構成

ここでは同順泰の輸入規模と輸入商品構成について検討する。先ほど模式図で示した通

³⁰ 仁川同順泰より漢城同順泰あて書簡、三月十五日(1889/04/14), 『同泰来信』(己丑乾)所収。なお以下『同泰来信』からの引用史料については、書き下しが困難であるため、原文のみを提示する。【原文】自後無論仁川・漢城、他來理論彼此、皆推上海東家不允爲辭。

³¹ 譚晴湖(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡、五月二十五日(1894/06/28), 『同泰来信』(甲午下)所収。【原文】今我言之再三再四勸爾早早搬貴重物出仁川、同泰亦有電來着爾搬出仁川、爾來信今日云搬、明日又云不搬、毫無決斷、只聽二三衙人爲實信、若將來壞事、何以對東家、可細思之、急速設法搬遷、遲恐來之不及。

り、同順泰が商品を輸入する際には、輸出地の華商から商品明細として書式 A-a 文書が送られてきたと考えられる。ここでは書式 A-a 文書に記されている出荷額（すなわち同順泰にとっては輸入額）の整理を行う。

まず、現存する書式 A-a 文書から、本来行われた取引全体のうちのどれだけが復元できるかを確認しておきたい。書式 A-a 文書を一覧表にした表 3-8 を見よう。この表の右から三番目の列に「出荷番号」という項目がある。これは書式 A-a 文書の冒頭行に付された番号であり、発信者ごとに暦年をサイクルとした通し番号となっている。これを見ると、一部欠落があるものの、発信者ごとに概ね番号は揃っている。そこで、甲午年と乙未年の書式 A-a 文書については、本来作成された文書が概ね現存していると判断できよう。このことのみで現存の書式 A-a 文書から同順泰の輸入貿易を全て把握できると判断するのは拙速にすぎるが³²、いちおう全体的な傾向を反映しているものと考えておく。

以上の点を踏まえて、書式 A-a 文書に現れた輸入の規模について検討しよう。表 3-11 は、書式 A-a 文書に記された出荷商品価格を整理したものである。この表では、縦の列を商品ごとの価格（便宜的に 5 分類した）、横の行を輸出元華商ごとの価格として整理した。

【表3-11】「来貨置本単」書式A-a の出荷額（甲午年・乙未年合計、単位 円）

	綿織物	絹織物	その他繊維 製品	貴金属	その他	計
①上海・同泰号	54,291	153,101	30,633	8,335	31,980	278,340
②香港・安和泰	0	190	8	0	8,177	8,375
③広州・永安泰	0	0	0	0	720	720
④神戸・祥隆号	0	0	0	0	567	567
⑤横浜・福和号	0	0	0	0	506	506
合計	54,291	153,291	30,641	8,335	41,950	288,508

出所)『甲午年各埠来貨置本単』『乙巳年各埠来貨置本単』

注)原資料上の価格表示は、①上海両、②香港ドル、③広東両、④⑤円。

上海両・ドルについては資料日付の月における日本からの上海・香港宛参着払平均相場で円に換算。

(為替相場の出典:大蔵省『自明治二十六年一月至明治三十六年三月金融事項参考書』)

広東両については、海関両に対する上海両・広東両の換算率を利用し、上海宛参着相場から換算。

(広東両・上海両の対海関両換算率の出典:『支那経済全書』6巻, p.507)

この表から分かるように、輸出元としては上海同泰号からの出荷が総額の 9 割以上を占め、他を圧倒している。同泰号からの出荷商品の中心は綿織物・絹織物その他から構成される織物類である。綿織物は、原資料上では「市布」「細布」等として現れるが、イギリス製

³² 現存する書式 A-a 文書から同順泰の輸入貿易の全てが復元できると断言できないのは以下の二つの理由による。①本来作成された書式 A-a 文書が全て失われてしまった取引先のあった可能性が否定できない。ただし『同泰来信』所収の書簡によれば、表 3-8 に名の挙がっている以外に大口の取引先があった形跡は現在のところ確認できない。②書式 A-a 文書を伴わない輸入の形態があった可能性が否定できない。この点については、書式 A-a を伴う取引の条件等についてより綿密に検討をする必要があろう。現段階では見通しは立っていないのが実情である。

の機械製綿布であったと推測される。絹織物は中国製品と考えられる³³。その他の織物類としては「夏布」すなわち麻布などがある³⁴。

先に(1)で見たように、上海同泰号は同順泰に対して出資者の地位にあったと思われるが、この表3-11から、輸入貿易上でも最も重要な取引先であったことが確認できた³⁵。先述のように、古田和子は、19世紀末の仁川華商の貿易が対上海貿易を中心としていた点を指摘している。この同順泰の事例は、個別的な華商経営の上においても、上海が相手先地として重要な地位を占めていたことを示唆している。

(3)取引先華商間の関係—輸入の経路から

ここでは、(2)で見たような各取引先からの出荷貨物が、実際にどのような経路を経て朝鮮に輸入されていたのかを検討したい³⁶。表3-8では、右から二番目の列に「中継地」という項目を立てている。書式A-aでは輸出経路上で船の積替えの必要がある場合に積替え地が注記されており、それを抽出したのが「中継地」の項目である。

まず香港安和泰からの出荷便について見ると、ほぼ全て途中で積み替えが行われている。当時の定期航路では香港から朝鮮への直航便はなかったから、これは納得しやすい³⁷。安和泰からの積替え地として挙げられているのは上海・神戸・長崎である。ここであわせて表3-9に整理した書式A-bについて見てみたい。先の模式図に現れているように、書式A-

³³ ここで扱わなかった書式B文書は、主に江蘇省鎮江から発送された絹織物の明細である(付論2で述べたが、これら鎮江出荷分はいったん上海を経由し、上海からは同泰号の出荷品として輸出されたと推測される)。同順泰の上海からの輸入絹織物は江蘇省を中心とする江南地方で生産された中国製品とみて間違いないだろう。

³⁴ 一方で上海同泰号以外の華商からは、織物類はほとんど出荷されておらず、この表では「その他」に分類されている雑貨品や薬材などが出荷されている。たとえば香港の安和泰からは、「桂皮〔シナモン〕」「枳殻〔からたち〕」などの一次産品から、「洋燭〔西洋ろうそく?〕」「洋緑〔アニリン染料?〕」などの輸入雑貨にいたるまで、多様な商品が少量ずつ輸入されるという状況を呈していた。香港安和泰からの出荷額自体は表3-11に見られるように上海同泰号に比べ著しく少ないが、出荷回数ではそれほど目立った差がない(表3-8)という事実は、こうした出荷商品構成の特徴から来ている。ところで、こうした零細な商品、とくに薬材などの在来商品を取引するためには、商品情報と市場情報が輸出入者双方でこまめに共有されている必要があるといえる。とすれば、出荷額では上海同泰号に大きく水をあけられている香港安和泰以下の取引先華商が同順泰との関係上でより疎遠であったとは必ずしも考えられないという点を指摘しておきたい。

³⁵ ただし本文中で後述するように、同泰号は、他の取引先華商がほぼ出荷を停止していた日清戦争中(1894年7月～1895年3月休戦)にも同順泰への出荷を続けていた。このことが、この2年間における同泰号からの出荷額の比率を引き上げた一因となったことは間違いないが、戦争中の出荷額を差し引いても同泰号の占める割合は最も高かった。

³⁶ 取引条件等については、第3章付論2において「来貨置本単」を検討する中でも触れておいたので、あわせて参照されたい。

³⁷ ただ4例については仁川で中継されるとあり、この場合に香港から仁川までの途中で積み替えがあったかは不明である。

b は、積み替え地の華商から同順泰に発信されたものである³⁸。たとえば、書式 A-a に含まれる B36 番文書の貨物は、香港安和泰から出荷され神戸で積み替えられたことになっているが、これは書式 A-b 中の神戸祥隆号の発信にかかる B34 番文書に対応しており、この文書から神戸での積み替えの際に 4 円の諸費用がかかったことが分かる。また、書式 A-a の香港安和泰からの出荷便のうち、上海で積み替えられる便については、同泰号が手続きを行ったらしいことが書式 A-b の A05 番文書、B32 番文書から推測される。

つぎに表 3-8 の上海同泰号からの出荷便について積み替えの状況を見てみよう。甲午年初頭から五月までは積み替えなしに輸出が行われており、これは当時上海・仁川間の直行航路があったことから自然である。しかし同泰号からの出荷は五月からしばらく途切れる。1894 年 7 月に日清戦争が勃発し、上海・仁川航路も途絶したことを考えれば、これは日清戦争の影響であると考えられ、他の取引先の場合もこの頃から出荷が途絶している。しかし同泰号からの出荷は、戦争中の九月二二日にいちはやく再開された。それは神戸経由で行われ、その後は翌年三月一日の便まで長崎経由での出荷が続く。そして 1895 年 3 月に日清戦争が休戦するのとほぼ時期を同じくして、積み替えなしの形態に戻るのである。

このような日清戦争中の同泰号による迂回的な出荷の形態は、直接には、戦争中に上海・仁川航路が途絶したのに対し、上海・日本間、日本・朝鮮間の航路は維持されたということによっている。そして安和泰の場合でも見たように、積み替え地の日本開港場では、諸手続きを代行する取引先華商の存在があったものと推測される³⁹。

³⁸ 表の備考欄に記したように、書式 A-b の多くは書式 A-a に対応する荷便を持っている。ただし積み替え記事のある書式 A-a について全て対応する書式 A-b が残っているわけではない。また書式 A-b の中には、(同順泰の輸入貨物ではなく)同順泰からの輸出貨物に関して積み替え地華商から送られてきたものがある。これが何を意味するのか、諸費用の負担者・取引条件のあり方を含めて今後再検討の要がある。

³⁹ それを明示した史料はまだ確認できていないが、傍証的な史料を得ることはできる。次の史料は「来貨置本単」書式 D に属する史料で、同泰号から同順泰に宛てられたものである(『各埠来貨置本単乙未年』整理番号 B49、閏五月二十六日(1895/07/18))。

茲將大阪祥隆號代轉電費抄列

二月十四	支代匯票 4000 元電資	6.08 元	二月廿四	支匯票 4000 元電派	4.34 元
三月十	支 又 6000 元 又	6.08 元	二月廿八	支代申轉漢 又	15.2 元
三月十七	支代申轉漢 又	8.88 元	三月廿	支匯票 5000 元 又	6.84 元
四月初三	支代漢轉申 又	16.72 元	四月初四	支代漢轉申 又	4.56 元
初六	支代申轉漢 又	19.98 元	十七	支 又 又	6.84 元
十九	支代漢轉申 又	9.12 元	十九	支代申轉漢 又	5.92 元
廿四	支代申轉漢 又	8.88 元	五月初一	支代漢轉申 又	13.68 元
五月初四	支 又 又	8.64 元	三月初四	支代申轉漢 又	9.12 元

共該洋 150.88 元 7.25 伸 銀壹百零九兩三錢八分八厘

漢城

同順泰寶號 台照

乙未五月廿六日

上海北頭同泰号 抄

冒頭行に「茲に大阪祥隆号の代転したる電費を抄列す」とあり、祥隆号が立て替えた電報料を通知することが示されている。祥隆号は表 3-10 にも現れているとおり、神戸の広東出身華商である(ここで所在地が大阪となっているが、当時の神戸華商の多くは大阪にも店舗を持っていたようである。陳来幸氏のご教示による)。そして第 2 行目以後は日付

ところで、安和泰からの貨物の積み替えを行っていた神戸祥隆号・上海同泰号は、それぞれが表3-8にも現れているように、自らも同順泰に対して商品を出荷する立場にあった。つまり同順泰にとって出荷元となる取引先華商どうしの間にも取引関係があり、同順泰への輸出を互いにサポートしていたということが分かる。このような取引先相互間の関係が、航路の積み替え以外の場合にも見られたことは、次の史料3-4から窺われる。これは1905年5月に上海同泰号から同順泰の譚傑生に宛てて送られた書簡である。

史料3-4) 浮絨緑地粉紅花毡と泥金時花地毡とは、いま両方とも未入荷で入手できませんので、すでに〔同順泰に〕代わって香港に手紙を出し、安和泰と李永祥氏に手配してもらうようにしました。あるいは香港には商品があるかもしれませんが、そうなれば利益を失わずに済むでしょう⁴⁰。

この史料の内容は、織物類と考えられる商品が、同順泰からまず上海同泰号に注文されたものの、その在庫が上海になかったので、上海同泰号ではさらに香港の安和泰に問い合わせをしたというものである。ここから、注文商品の調達といった場面でも、取引先相互間が連繫して同順泰をサポートしていたということが分かるだろう。

このように、同順泰と取引先華商との関係は、一対一の関係が放射線状に並存しているだけではなく、取引先相互間やさらにその先にも水平的な取引関係が連鎖してゆくという形であったことが分かる。こうした取引関係の連鎖を通じて遠隔地貿易を実現するというやり方は、実は同順泰だけのものではなく、同じ時期の長崎の福建出身華商である泰益号の場合にも見られたということが、泰益号文書の研究で明らかになっている⁴¹。この時期の華商間では、広く見られた活動の形態と推測できよう。

ごと費目が列挙されている。「申」は上海、「漢」は漢城を指すと思われ、多くの項目は上海・漢城間の電信を祥隆号が転送した際に祥隆号が立て替えた電信料を示すものである。

「匯票」の項目は電信為替の電信料であろう。つまりこの史料は、同順泰・同泰号間の電信が神戸祥隆号の仲介を通じて行われていたことを反映していると推測される。

上海・漢城間の電信は、清国政府の手によって1885年に義州周りで開通した。しかしこの電信線は日清戦争開戦と共に日本軍が接收し、1896年7月によりやく還付された(林明德(1970)227～237頁、朝鮮総督府通信局『朝鮮通信事業沿革小史』1914年、4頁)。この接收期間中、朝鮮・中国間の電信は、釜山から日本経由で行われていたと考えられる。このような时期的な背景を考慮すれば、上の史料は、日清戦争中の同順泰・同泰号間の電信が日本経由に切り替わり、それを神戸の祥隆号が代行していたことを反映しているものと推測できよう。そこで、本文中で述べた貨物の転送についても、祥隆号のような日本の取引先華商が積み替え作業をサポートしていたと推測することができる。

ただし上の史料では、祥隆号の負担した電信料を同泰号から通知してきたのは何故か等、これら華商間に取り決められた条件について知りうる周辺的な史料が現在のところ見つかっていないために、これ以上詳しい検討はできない。

⁴⁰ 梁綸卿(上海同泰号)より譚傑生あて書簡、四月八日(1905/05/11)、『同泰来信』(乙巳單)所収。【原文】浮絨緑地粉紅花毡、及泥金時花地毡、現均未有到、無法入手、經代致信回港、着安和泰与李永祥兄商辦、或望港有貨、方不至失利也。

⁴¹ 市川信愛・載一峰(1994)312～324頁；廖赤陽(2000)200～249頁。

(4)取引先華商間の関係—決済方法から

(3)では、同順泰の海外貿易が、華商間の取引関係の連鎖によって支えられていたことを示した。上述のように、このような形態は東アジアの華商間で広く見られたと推測される。

(4)では、このような華商の特徴が、この時期の朝鮮が置かれていた環境の中で、具体的にどのような形で効果を発揮していたのかについて、同順泰の上海同泰号に対する決済の方法を通じて検討したい。

まず同順泰の同泰号に対する収支のバランスについて確認しておきたい。同順泰からの輸出については、輸入における「来貨置本単」のような資料が存在しないために、全体を把握することができず、間接的な指標に頼るしかない。表1-1に戻り、朝鮮の中国に対する貿易のバランスを見てみよう。対中国輸出と輸入を比べると、一貫して朝鮮側の大幅な輸入超過だったことが分かる。これら対中国貿易のほとんどが華商によって担われていたと考えられるから、華商の対中国貿易も全体としては輸入超過であったことは疑いない。もちろん個別の華商レベルでも同様の傾向が見られたかは別の問題である。しかし同時期の調査資料においては、朝鮮華商が輸入取引にのみ偏り、慢性的な入超状況にあったことがしばしば述べられている⁴²。ここでは同順泰も同様だったと考えておくことにする。

さて、この時期の華商においては、商品の輸出入を相殺することによってできるだけ現金の移動を避ける形をとったということがしばしば言われるが⁴³、輸入超過が慢性的に続いていたら、何らかの方法で支払いを行わなければならない。同時代の調査資料やそれを利用した先行研究では、朝鮮華商は上海に対して朝鮮産の砂金つまり金地金を現送することで決済していたとしている⁴⁴。そして同順泰の場合においても上海に対する地金現送の行われていた形跡はある。ここでは2例の史料を挙げることにしよう。1例目は、1889年2月に仁川同順泰から漢城同順泰にあてて発信された書簡の一部である。

史料3-5) 十二月二十八日に〔招商局の〕広済号が出港しました。申款〔上海に送金すべき代金?〕の

⁴² たとえば『朝鮮通商事情』(塩川一太郎著、八尾書店、1895年)によれば、「今や清商の朝鮮貿易は只其輸入品の売銷に在るのみにて、毫も輸出すべき貨物を有せずして(砂金の如きは其輸入に対する輸出を得る事能はず)頗ぶる困難を極め居れり」(71頁)。なお本文中で後述するように、当時の在朝鮮華商は砂金の対中国輸出に従事していたものの、その量は商品の輸入超過を埋めるには足りなかった。引用中のカッコ内は、その事実を指しているのではないと思われる。

⁴³ 長崎華商の場合について、本稿第2章4節(1)で言及した。また仁川日本領事報告でも次のように述べている。「清商の取引方法は極めて貨物交換法を用ひ、正銀取引は万不得已場合を除くの外は之を実行せざるのみならず、外国に在て自国との為換不便にして且つ正銀の有高潤沢ならざる地方に於ては可成的正銀取引を避けんとするの傾向あり」(「明治二十六年中仁川港商況年報」『通商彙纂』8号付録、1894年)。

⁴⁴ 崔柳吉(1971); 村上勝彦(1973); 小林英夫(1979)など。これらの研究においては、日本の金本位制移行(1897年)の過程で朝鮮産金の対日吸収が一定の役割を果たしたという点に焦点をあてており、その阻害要因の一つとして華商による対上海金地金現送を挙げる。

金銀、5970 両分を発送しました⁴⁵。

広済号は当時仁川・上海航路に就航していた招商局の汽船である。「申款」を上海に送金すべき金額と解釈すると、仁川同順泰から上海に貴金属地金を現送したことになる。ここからは、上海の取引先との具体的なやり取りは分からないが、次に引く 2 例目の史料からその一端が窺われる。次の史料も同じく 1889 年 2 月に仁川同順泰から漢城同順泰に宛てて発信された書簡の一部である。

史料 3-6) 9 時に上海からの電報を受け取りました。純金の売値は 23.8 両で、さらに 4~5 両上がるだろうということです。〔中略〕銅銭の手持ちがあれば、全部使って砂金を買うべきです。一文でも自由になる銅銭があれば、一文分でも砂金を買いなさい⁴⁶。

ここから、同順泰が、上海から直接に金地金相場の情報を入手し、それに従って朝鮮での金売買を行っていたことがわかる。先ほどから述べてきたように、同順泰の上海における取引先は同泰号であったから、この金地金現送も、同泰号をパートナーとして行われていたとみてよいであろう。

このように、同順泰が上海に対して金地金の現送を行っていたこと自体は間違いない。しかしながら、こうした金地金の現送が、果たして商品貿易の輸入超過を相殺しえるだけの額に達していたのかについては、疑問を持たざるを得ない。再び集計的な統計に戻り、朝鮮の中国に対する貴金属流出入のバランスを見てみよう(表 3-12)。この表は朝鮮海関統

【表 3-12】 朝鮮の商品・金銀の純流出入額
(対中国、単位:1,000円)

	商品	金	銀
1885年	-292	n.a.	n.a.
1886年	-423	166	77
1887年	-714	110	12
1888年	-776	116	33
1889年	-976	64	75
1890年	-1,581	76	20
1891年	-1,908	99	-137
1892年	-1,901	137	47
1893年	-1,772	127	-74

注) 数値が正ならば朝鮮からの純流出、負ならば純流入
出所) 表 1-1 に同じ

計に基づいたもので、数値は流出額と流入額を相殺した純流出入額である。この貴金属純流出入額を、併記した商品貿易の純輸出入額と比べてみよう。すると、商品貿易については 1890 年代から輸入超過が急増しているのに対して、金の純流出額は必ずしもそれに伴った増加を見せていない。銀に至ってはむしろ純流入を記録している年さえある。海関に申告せずに持ち去られた貴金属類も少なくな

かったであろうことは想像されるが、この表が全体の傾向を反映していると信じるならば、砂金をはじめとする貴金属の現送が、商品貿易における輸入超過を相殺するに足る規模に

⁴⁵ 仁川同順泰より漢城同順泰あて書簡、元月四日(1889/02/03),『同泰来信』(己丑上)所収。

【原文】臘月廿八、廣濟船開、付申款金銀 5970 両。

⁴⁶ 仁川同順泰より漢城同順泰あて書簡、元月三十日(1889/02/28),『同泰来信』(己丑中)所収。【原文】九点鐘、接申電報、足赤金沽價 23.8 両、又提高四五両、〔中略〕則有錢存、可盡買金砂、有一文可用、即買一文金砂矣。

達していたとは到底いえない。

金地金決済の重要性に上のような疑問が持たれる一方、それ以外の決済方法が存在していたことが『同泰来信』所収の書簡から確認できる。次の史料は、1894年1月に横浜の取引先華商である福和号(表3-10にも登場する)から譚傑生に宛てて発信された書簡である。

史料 3-7) 譚傑生様、今月十五日にお送りした書信にて、受け取った 8500 元はすでに同泰号に送金した旨お伝えしましたが、すでにご覧いただいたことと存じます。昨十七日の夕方、ご書信を拝読しました。また、第一銀行を通じて送ってこられた 2000 元も、その日の内に払い出し、〔同順泰に〕代わって銀行の電信為替 1437.5 両(1 元あたり 7.1875 銭)を購入し、同泰号に送金しました。すでに〔同泰号にて〕受け取られたことでしょう⁴⁷。

ここから、同順泰から横浜福和号を通じて上海同泰号に送金するという経路の存在したことが分かる。具体的には、まず「第一銀行」を通じて同順泰が送金してきた 2000 元(日本円であろう⁴⁸)を払い出したという。恐らく書簡と一緒に送金為替手形が送られてきたのであろう。第 2 章でも触れたように、開港後の朝鮮開港場には第一国立銀行が進出し、対日貿易金融に従事していた。本史料中の「第一銀行」も第一国立銀行と見て間違いないと思われる。そして次に、その 2000 元で銀両建ての電信為替を取り組み上海の同泰号に送金しなおしたという。この横浜から上海への送金にあたりどの銀行が利用されたかは本史料では不明であるが、同様の内容の他の書簡では、香港上海銀行を利用している⁴⁹。香港上海銀行は 1865 年に香港に設立されたが、1866 年には開港直後の横浜にも支店を設置している。

このような日本経由での送金の事例は上の一例だけではない。例えば間接的な証拠となるが、次の史料 3-8 を挙げることができる。この史料は 1894 年 4 月に仁川同順泰から譚傑生に発信されたものである。この年の仁川では、前年の凶作による米価高騰を背景に、上海から大量の中国米を輸入していた⁵⁰。同順泰もそれに参加しており、上海の同泰号から米を輸入していた。その販売代金に関して述べているのが次の史料である。

⁴⁷ 譚玉階(横浜福和号)より譚傑生あて書簡、十二月十九日(1894 年 1 月 24 日)、『同泰来信』(甲午単)所収。【原文】傑生宗兄大人閣下、敬啓者、月之十五寄呈蕪函内詳、收到 8500 元已匯返同泰等情、料蒙尊覽、昨十七夕奉讀尊札、竝由第一銀行匯來貳千元、即日收到、代買銀行電票 1437.5 兩 7.1875 錢伸、匯交同泰、諒已收妥。

⁴⁸ 金本位制移行以前の日本円 1 円は洋銀 1 ドル(元)と基本的に等価と考えてよい。

⁴⁹ 譚玉階(横浜福和号)より譚傑生あて書簡、十二月四日(年不詳)、『同泰来信』(単)所収。【訳文】二十九日にも、二十一日付のお手紙と、第一国立銀行の送金為替 1 枚(銀 12200 元)を拝受しました。昨日すでに払い出し、〔あなた様に〕代わって香港上海銀行の電信為替 5000 両(1 元あたり 7.2 銭で 6944.45 元分)と送金為替 3603.125 両(1 元あたり 7.20625 銭で 5000 元分)を購入して同泰号にご送金いたしました。貴方の帳簿にご記入願います。【原文】廿九又奉廿一來函、竝第一國銀行匯票一張、計銀壹萬貳仟貳百元、昨經收妥、代買匯豐銀行電票 5000 兩、7.2 伸 6944.45 元、又船票 3603.125 兩、7.20625 錢伸 5000 元、匯返同泰收、請誌尊冊。

⁵⁰ 堀地明(2002) 236~242 頁。本章付論 1 参照。

史料 3-8) さきに売った米の代金は、既に第一国立銀行を通じて、先日横浜に送金しました⁵¹⁾。

第一国立銀行を通じて横浜へ送金したという点は先の史料 3-7 前半部と同じである。そしてこの米が上海同泰号から輸入されたものであることを考えれば、この代金も史料 3-7 後半部と同様に、上海へと転送されていた可能性が高い⁵²⁾。これらの例から考えれば、同順泰の対上海送金は、無視できない割合で日本を経由していたのではなかろうか。

このような送金の方法は迂遠にも見えるが、この当時朝鮮にあった銀行はすべて日本系の銀行であり、そのコルレス先は基本的に日本のみであったから、上海への為替を直接組むことは困難であった⁵³⁾。さらに、当時の朝鮮・日本・中国とも、開港場では単位こそ違え銀が使用されていた。銀建ての債務をいったん金に変えて現送するよりは、迂回的でも銀建ての為替を使って送金したほうが金銀比価変動のリスクを避けるうえで有利であった可能性もある。そしてこのような送金方法を支えていたのは、朝鮮の同順泰・上海の同泰号の双方と取引関係を持つ日本開港場の華商であった。朝鮮をめぐる国際金融サービスの整

⁵¹⁾ 譚晴湖(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡、三月九日(94/4/14),『同泰来信』(甲午上)所収。

【原文】前沽出之米項、已付在一國銀行、日間起匯去濱。

⁵²⁾ 仁川から横浜への送金の事例としては他に次のような史料を挙げることができる。発信者不明、譚傑生あて書簡、二月十五日(94/3/21),『同泰来信』(甲午上)所収。仁川同順泰より譚傑生あて書簡、二月二十二日(94/3/28),『同泰来信』(甲午上)所収。廷廣(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡、五月二十日(94/6/23),『同泰来信』(甲午下)所収。

⁵³⁾ 第 2 章で触れたように、横浜正金銀行は 1893 年 5 月に上海店を設置し、朝鮮所在の日系銀行(第一・第十八・第五十三の各国立銀行支店)とコルレス契約を結んだ。それ以前において朝鮮所在の銀行のコルレス先は日本に限られており、上海との間で直接に為替を組むことはできなかったと考えられる(ただし第 2 章の史料 2-15 で見たように三井物産の在清店舗が一時貿易金融を提供していた可能性がある)。しかも 1893 年に上海・朝鮮間のコルレスが結ばれた後も、その利用状況は必ずしもかんばしいものではなかったようである。たとえば 1893 年の仁川港商況に関する日本領事報告では、仁川港の対中貿易が輸入に偏りすぎているために片為替となり利用が困難だと述べている(「明治二十六年中仁川港商況年報」『通商彙纂』第 8 号付録, 1894 年)。

なお日清戦争後の 1898 年 8 月には香港上海銀行が仁川に代理店を開設し(仁川府『仁川府史』1933 年, 1264 頁)、対中為替の取組もより容易になったものと思われるが、日本人の 1899 年頃の視察報告によれば、華商はなお金地金現送・輸出入相殺・日本経由為替のいずれかで対中決済をすることが多かったという(大蔵省『官尾税関監視官韓国出張復命書』1899 年(?), 300 頁)。

また濱下武志(1999)は、山西票号のひとつ合盛元票号が 1906 年に仁川・神戸に支店を設けた例を引いて、上海・仁川間決済が山西票号によって日本を含む三角決済として解決されていた可能性を示唆している(84~88 頁)。この点の実証は今後の課題であるが、同順泰の場合にも、対上海決済で中国の在来金融機関を利用していた形跡はある(梁綸卿(上海同泰号)より譚傑生あて書簡(621 号信), 二月十九日(1905/3/24),『同泰来信』(乙巳單)所収)。ただしこの例も 20 世紀に入ってからであり、日清戦争以前に関しては、本文中に引いた貴金属地金現送と日本経由為替による以外の対中為替決済の方法は、管見の限り確認できていない。

備状況に対応して、華商間の水平的な取引関係の連鎖が機能していたといえることができる。

以上本節(1)～(4)では、1894～1895年の輸入貿易を中心として、同順泰の海外貿易が行われる空間の広がり、それを支えた条件について検討した。まず、同順泰の取引先が上海だけに止まらず、日本を含めた東アジア一帯に及んでいたことが判明した。そして貿易規模からみれば上海同泰号との取引が卓越していたとはいえ、同順泰と同泰号との取引はこの二者間で完結していたのではなく、広域的な取引関係の連鎖を前提とし、その一環節として維持されていたことが確認できた。集計的な貿易統計から見れば、上海・仁川間の二地点間関係の太さのみが浮かび上がってくるが、個別華商レベルの海外貿易活動は、より広い空間の中で成り立っていたという点に注目すべきであろう。

5 朝鮮華商の活動空間と日本

第4節で明らかになった事項の中で興味深いのは、同順泰の対上海貿易をサポートしていたのが日本華商だったという点である。個別華商レベルの検討に至らなかった従来の研究では、朝鮮華商の活動を中朝二国間でのみ理解しており、日本との関係は無視されてきた。第5節では、この朝鮮華商と日本との関係についてさらに他の事例を通じて検討する。

ここで扱うのは徳興号という華商の事例である。この商店は、広東省香山県出身の鄭翼之・鄭渭生によって、1883年に釜山に開設された。しかしその店舗が日本居留地の中にあつたために、日本領事の圧迫を受けていったん閉店に追い込まれることになった。この事件は、釜山清国居留地の開設のきっかけになったという点から、何人かの研究者に言及されている⁵⁴。その一方で徳興号という華商自体の特徴については従来触れられてこなかった。しかし紛争処理の過程で作成された公文書類には詳細に徳興号の活動内容が触れられている。以下ではそれらを通じて検討することにしたい。

次の史料3-9は、1883年の12月に日本出使大臣(公使にあたる)の黎庶昌から北京の総理衙門に送られた書簡であり、その中に神戸理事(領事にあたる)の黎汝謙からの上申書が引用され、さらにその中に神戸の黄曜東なる華商からの上申書が引用されている。

史料3-9) 十二月一日〔1883年12月29日〕、出使大臣黎庶昌からの書信に次のようにあつた。『十月二十八日にお送りした昌字第三十七号の書信は既にご覧いただいたことと存じます。先日受け取った神戸理事の黎〔汝謙〕の上申書に次のようにありました。「神戸華商の黄曜東が次のように申し立ててきました。(本年九月に私が主唱して資本金を集め、店員の鄭渭生・鄭翼之を派遣し、朝鮮国釜山で徳興号を開設して雑貨を販売させることにし、イギリス人から建物を借りて売買を始めさせました。すると直ぐに日本領事が人を派して難詰し、閉鎖を命じて再開を許さず、さらにごろつきに門口で終日大騒ぎさせ

⁵⁴ 譚永盛(1976)40頁; 孫禎睦(1982)108頁。

て商売ができないようにしてしまいました》⁵⁵

この史料で注目されるのは、徳興号の鄭渭生・鄭翼之の移動経路であり、広東→神戸→釜山という経路で、他の華商の後援も受けながら再移住を重ねたことが判明する。

この徳興号が釜山で行おうとした貿易活動の一端は、次の史料 3-10 から判明する。この史料は 1884 年 4 月に総辦商務委員(ほぼ公使にあたる)の陳樹棠が督辦交渉通商事務(朝鮮側の外交担当部局の長)である金炳始に送った照会で、この中に徳興号が日本領事の妨害によってこうむった損害の内容が具体的に引用されている。

史料 3-10 欽命總辦朝鮮商務二品銜分省遇缺即補道である陳樹棠が照会いたします。本月十七日、釜山徳興号から再度の申し立てがありました。その内容は、『私どもは徳興号を設立し、昨年の十月七日に朝鮮釜山港で商売を始めましたところ、三日目に日本の役人によって閉鎖に追い込まれました。さきにお調べくださるようお願いしたところ、詳細を示しなさいというご命令をうけました。一方では店員を香港その他に派遣し、予約したものの未出荷の貨物をただちにキャンセルさせました。予約した貨物の価格はメキシコドルで 25,700 元あまりでしたが、親しい友人に依頼して再三懇願し、やっとキャンセルできました。この取り消した 25,700 元あまりは除いて、実際の損害は 4,243 元でした。去年から現在までの約半年、資本を借りて営業してきましたので、官利〔利潤の有無に関わらず出資者に支払う利息〕を支払わねばならず、利払いが毎日積み重なってこれ以上耐えられません。私どもは欺かれ虐げられた上に、さらに損害を受けているのです。お調べのうえ損害賠償を求めてくださるよう、書付を添えてお願いいたします』。このような内容でした。書付を調べてみると、内容は次のようでした。〈神戸の怡和号に牛皮の予約金 1,000 元を、神戸の升記に五倍子〔染料の一種〕予約金 1,200 元を払い戻しました。既に払い込まれた出資金は 6,000 元ですが、毎月 2% の割合で計算すると、6 か月分の利息は 720 元となります。釜山での旅費・人件費・屋賃・食費は 6 ヶ月で 98 元です。神戸での出張所の屋賃と人件費は 6 ヶ月で 345 元です。この 5 項目を合わせた実損額はメキシコドルで 4,243 元⁵⁶となります⁵⁷。〕〔下略〕。

⁵⁵ 黎庶昌(日本出使大臣)より総理衙門あて函文、光緒九年十二月一日(1883/12/29)、『清季中日韓関係史料』(文書番号 793)所収。なお原文では黎汝謙の詳以下の引用部分は間接話法が用いられているが、本文上では便宜的に直接話法的に訳出した。【原文】十二月初一日、出使大臣黎庶昌函稱、『十月二十八日肅上昌字第三十七號函、計邀鈞察、頃據神戸黎〔汝謙〕理事詳、「據該埠華商黃曜東稟稱、〈本年九月内、由該號集股、派號夥鄭渭生・鄭翼之、前往朝鮮國釜山地方、開設徳興號、販賣雜貨、租到英國人房屋、開張買賣、忽被日本領事傳往盤詰、勒令封閉、不准開設、并令游民終日在門叫鬧、不得行商〉。【書き下し】十二月初一日、出使大臣黎庶昌の函に稱すらく『十月二十八日肅上したる昌字第三十七號函は、計るに鈞察に邀いたりしならん。頃ろ據けたる神戸黎〔汝謙〕理事の詳に「據けたる該埠華商黃曜東の稟に稱すらく〈本年九月内、該號由り集股し、號夥鄭渭生・鄭翼之を派し、朝鮮國釜山地方に前往して徳興號を開設し、雜貨を販賣し、英國人の房屋を租到し、買賣を開張せしめたるに、忽ち日本領事によりて傳往盤詰せられ、封閉を勒令せられ、開設を准されず、并せて游民をして終日門に在りて叫鬧し行商するを得ざらしめらる〉。』

⁵⁶ 細目別損害額の合計とは一致しないが理由は不明である。

⁵⁷ 陳樹棠(總辦朝鮮商務委員)より金炳始(督辦交渉通商事務)あて照会、光緒十年三月二十四

上の史料では徳興号からの上申書本文と付属の書き付けが引用されている。まず上申書の部分から、徳興号が香港からの輸入を図っていたことが分かる。また書き付けの方からは、徳興号が神戸華商とも取引しようとしていたことがわかる。怡和号・升記とも、開港初期の神戸における有力な広東出身華商の商号名である⁵⁸。先に史料3-9から見たように、徳興号はいったん神戸に渡航し、神戸華商の後援を受けて釜山に再移住していた。上の史料3-10から、徳興号が釜山に移住した後も、移住元である神戸の広東出身華商との取引関係を継続しようとしていたことが分かる⁵⁹。

日(1884/04/19),『旧韓国外交文書』(清案 106) 所収。【原文】欽命總辦朝鮮商務二品銜分省遇缺即補道陳〔樹棠〕、爲照會事、本月十七日、據釜山德興號商續稟內稱、『商等糾集德興號公司、於去年十月初七、在朝鮮釜山港開張三日、被日本官逼勒封閉、經稟請勘驗、並求追賠虧耗、奉批飭、「將細帳開呈查辦」等因、當一面遣夥赴香港各埠、將定購未出貨迅速止覆、約值定貨價英洋二萬五千七百餘元、託親友再四請懇、始得退還定貨、除講回價二萬五千七百餘元外、實虧英洋四仟貳百四拾三元、去冬至今幾半載、借本營生、應造官利、析息日甚一日、受累何堪、商等既被欺凌、又遭虧累、抄單請核辦、催令賠還、計粘抄單一紙』等情前來、據此、查粘單內開、〈罰交神戸怡和號牛皮定銀壹千元、神戸升記五倍子定銀壹千二百元、本號已來股本銀陸千元、每月二分算計六個月息銀柒百貳拾元、釜山盤費・人工・屋租・食用六個月銀玖拾捌員、神戸埠辦貨房租・工用各項六個月銀三百肆拾五元、統共五柱、實虧英洋銀肆千貳百肆拾三元〉〔下略〕。【書下し】欽命總辦朝鮮商務二品銜分省遇缺即補道陳〔樹棠〕、照會の事の爲にす。本月十七日、據けたる釜山德興號商の續稟の内に稱すらく『商等、德興號公司を糾集し、去年十月初七に於て、朝鮮釜山港に在りて開張すること三日、日本官によりて逼勒封閉せられたり。經に勘驗を稟請し、並て虧耗を追賠せられんことを求めたるに、奉けたる批飭に「細帳をば開呈し查辦せしめよ」等因あり。一面に當りては夥を遣して香港各埠に赴かしめ、定購して未だ出貨せざるをば迅速に止覆せしめたり。約値したる定貨の價は英洋二萬五千七百餘元なりしが、親友に託して再四請懇せしめ、始めて定貨を退還するを得たり。講回したる價二萬五千七百餘元を除くの外、實虧は英洋四仟貳百四拾三元なり。去冬より今に至るまで幾半載、借本して營生したれば、應に官利を造すべく、析息は日甚一日、累を受くること何ぞ堪えん。商等、既に欺凌せられ、又た虧累に遭う。抄單もて、核辦して賠還を催令せられんことを請う。計粘するは抄單一紙なり』等情ありて前來し此を據けたり。査するに粘單の内に開すらく、〈神戸怡和號に牛皮の定銀壹千元を、神戸升記に五倍子の定銀壹千二百元を罰交せり。本號の已に來る股本銀は陸千元なるが、毎月二分もて算計すれば六個月の息銀は柒百貳拾元なり。釜山の盤費・人工・屋租・食用は六個月に銀玖拾捌員なり。神戸埠の辦貨房租・工用の各項は六個月に銀三百肆拾五元なり。統て共に五柱、實虧は英洋銀肆千貳百肆拾三元なり〉〔下略〕。

⁵⁸ 怡和号は麦少彭の、升記号は藍卓峰の商号名である(中華会館(2000) 66 頁,表 1-7)。麦少彭(広東省三水県人)は 1863 年生で 1879 年に來神した。神阪中華会館理事・広業公所理事を務めている。藍卓峰(広東省香山県人)はもと香港上海銀行の横浜支店買辦として來日した。なお牛皮・五倍子はいずれも開港初期の釜山における重要な輸出品であった。徳興号はこれらの商品を買付けするように予約を受けていたものと推測される。

⁵⁹ 事件後の徳興号について知りえたところを述べておく。先述した在朝清国商務委員による華商名簿(光緒十～十二年)を見ると、鄭渭生・鄭翼之の二人はいずれも仁川で名前が見られる。ここから、この二人は事件後に仁川に移ったと考えられる。さらに光緒十五年五月九日(1889 年 6 月 7 日)の袁世凱から趙秉稷への照会にも「廣幫徳興號商人鄭翼之」があらわれ、「來朝鮮漢城、開設徳興洋貨舖生理」とあるところから、このころにはさらに

さて、この徳興号のように、日本華商が朝鮮へ再移住してゆくという事例がどの程度一般性を持つのか、確認しうる材料は現段階では持っていない。しかし次の史料 3-11 は、開港直後の朝鮮市場に対し、日本華商が一般に関心を持っていたことを窺わせる。これは 1884 年 3 月に李鴻章が総理衙門に宛てた文書の一部であり、朝鮮の陳樹棠からの報告書を引用している。陳樹棠は徳興号閉店事件の後に釜山で出張調査を行っており、その結果を李鴻章に報告したものである。

史料 3-11) 三月三日、北洋大臣李鴻章からの書信に次のようにあった。『光緒十年二月二十七日、委辦朝鮮商務委員分省補用道である陳樹棠からの上申書に次のようにありました。「小職が昨年冬に釜山で調査したところ中国人が 20 名ほどいました。その中に元山から釜山に帰ってきた者があり、その者が言うところでは〈中国人が 80 名ほど元山におり、移動しながら商売をしたり肉體労働をしたりしています。また琿春の華商が移動するときに元山を経由することが多くあります。すみやかに清国官吏が元山に行き、商店の開設を保護してほしいと思います〉ということでした。調べてみますに、釜山の山海の物産は、価格は安くかつ豊富です。元山では各種の毛皮や砂金、雜貨を生産し、価格は更に低廉です。これまでのところ、これらは日本人が独占して香港・上海に輸出しています。さらに両港で販売される綿布・金属・雜貨類も非常に多いのですが、これまでのところ、全て日本人が香港・上海からの輸入品を再輸出しており、日本産品は多くありません。そのため、日本華商の中で、この両港に行き商売をしたいと思っている者が多くいます⁶⁰。〔下略〕

漢城へ移っていたものと思われる(『旧韓国外交文書』清案 2 所収、文書番号 942)。その後は漢城で商業活動が続けていたようであり、1908 年の日本人による清国漢城総領事(馬廷亮)へのインタビュー記事の中でも、「当地に在留する清国商人の中では、同順泰、徳興号、安昌号、義順興是等が重なるもの」として同順泰とともに名前が現れている(「馬清国総領事を訪ふ」『朝鮮』2 卷 4 号、日韓書房、1909 年)。

⁶⁰ 李鴻章より総理衙門あて書簡、光緒十年三月三日(1884/03/29)、『清季中日韓関係史料』(文書番号 834) 所収。【原文】三月初三日、署北洋大臣李鴻章文稱、『光緒十年二月二十七日、據委辦朝鮮商務委員分省補用道陳樹棠稟稱、「職道去冬在釜山查有華人二十餘名、内有由元山返至釜山者、面稱〈有華人八十餘名在元山、往来販貨及傭工、兼琿春華商往来多經元山、亟望華官到彼、保護開設行棧〉等稱、查釜山一埠、土產山海各貨、價賤物多、元山產各種粗細毛皮張・沙金・雜貨、物價更賤、向爲日本人壟斷、運售香港・上海、而兩港口所銷洋布・鉛鐵・雜貨等物極多、向皆日本人香港・上海販至日本運往、少銷日本土產貨物、故日本華商多欲到該兩口貿易者〔下略〕。【書下し】三月初三日、署北洋大臣李鴻章の文に稱すらく『光緒十年二月二十七日、據けたる委辦朝鮮商務委員分省補用道陳樹棠の稟に稱すらく「職道、去冬、釜山に在りて査するに華人二十餘名有り。内に元山由り返りて釜山に至る者有るに、面稱すらく〈華人八十餘名、元山に在りて、往来して販貨し及び傭工となる有り。兼ねて琿春の華商、往来して多く元山を経。亟やかに華官の彼に到り、行棧の開設を保護するを望む〉等稱あり。査するに釜山の一埠の、山海土産の各貨は、價は賤く物は多し。元山は各種の粗細毛皮張・沙金・雜貨を産し、物價は更に賤し。向に日本人に壟斷せられ香港・上海に運售せらる。而も兩港口の銷する所の洋布・鉛鐵・雜貨等の物は極めて多きに、向に皆な日本人、香港・上海より日本に販至したるもて運往し、少かに日本土産の貨物を銷す。故に日本華商に多く該兩口に到りて貿易せんと欲する者あり〔下略〕。

上の史料に引用された陳樹棠の報告内容から見ると、釜山には中国人が20名ほどいたという。これは表3-3aの「止住」者人口ともほぼ対応する。さらに元山にも80人ほどおり、琿春等からの往来もあるという。先に第2節(1)でも触れた、朝鮮華商の移動の状況が具体的に描き出されているといえよう。ここで日本とのかかわりで注目したいのは、報告書の後半部である。この部分では、元山・釜山の貿易が日本経由の中継貿易であり、日本華商の中にもそれに参入したいと思っている者が多いと述べられている。

繰り返し述べてきたように、朝鮮開港後の直接の貿易相手先国はしばらくの間日本だけに限られており、朝鮮の対中国貿易は日本を経由して行われていた。上の史料は、日本開港場の華商が、日本のそうした位置を利用して、朝鮮の対中国貿易に参入しようという志向を持っていたことを示している。先に見た徳興号の朝鮮への再移動も、こうした流れの中で行われたと見ることができるだろう。

そして、同順泰の例を考えるならば、朝鮮華商の日本華商との関係は、1880年代半ばに朝中間の直接貿易が開始された後も必ずしも弱まったとはいえない。その理由は、前節で検討したように、朝鮮をめぐる海運や金融といったサービス部門が日朝貿易に沿って構築されていたことだと考えられる。朝鮮の自由貿易が日本を相手先としてスタートし、その後のサービス部門の構築でも日本が主導的な位置に立っていたということが、朝鮮華商の朝鮮をめぐる活動のあり方も大きく規定していたということができよう。

6 小結

本章では、日清戦争以前の朝鮮華商を取り上げ、個別華商レベルの貿易活動がどのような空間的範囲の中で成立していたかという視点から分析を行ってきた。従来の研究視点では、朝鮮華商の対中貿易について、仁川-上海の二地点間のみを切り取って論じる傾向が強かった⁶¹。しかしながら、個別華商レベルでみれば、その仁川・上海間関係は、より広域的に広がる取引関係の連鎖の一部として存在することによってはじめて成立しえたものであった点に注意すべきであろう。

特に、そうした朝鮮華商の取引関係の連鎖の一部に日本開港場の華商が連なっていた点は興味深い。このことは、朝鮮華商の活動の空間が中朝二国間関係を越えて広がっていたことを示すと同時に、日本が朝鮮最初の条約締結国となり、日朝貿易に沿ってサービス部門を構築していったということが、日朝間を越えて広域的な華商の活動のあり方を規定し

⁶¹ 古田和子(2000)においては、広域的な「上海ネットワーク」の中に仁川・上海間を位置づけるという視角が取られてはいる。しかし、仁川・上海間貿易が「上海ネットワーク」の他の環節とどのような関係を持っていたかについては論じていない。これは先にも触れたように、古田の手法が個別経営レベルの分析に至っていない点から生じる不可避免な問題であるように思われる。

ていたということも示しているといえよう。日朝貿易と中朝貿易が朝鮮市場をめぐってトレードオフ的な競合関係にあったという通説的な見方は、集計的な商品流通の側面に注目した場合には妥当するが、流通の担い手による活動範囲の広がりや、その広がり方を規定したサービス部門のあり方にも目を配るならば、必ずしも当てはまらないといえよう。

ただし本章の検討でやや留保しなければならない点は、事例として検討した華商がいずれも広東出身の華商であったという点である。広東出身の華商は、浙江・江蘇出身者、福建出身者と並んで、日本開港場において中心的な位置を占めていた。そのような広東出身の華商が、日本華商との関係を維持しつつ朝鮮へ進出していった一方で、初期にはほとんど日本とかかわりを持たなかった山東出身の華商も朝鮮では有力なグループを形成していた。この山東出身華商については、本章付論 1 で初歩的な検討を行うが、日清戦争を経て植民地期に至ると朝鮮華僑のほとんどが山東出身者で占められるようになるのは本章第 2 節でも既に述べたとおりである。こうした朝鮮における華商の出身地構成の変化が日本による植民地化の進展とどのような関係を持っていたかは、別に考察が必要な課題であろう。

第3章(付論1) 華商の活動空間の出身地による差異

第3章においては、朝鮮華商の日本華商との関係を強調した。しかしここで若干留保すべき点は、事例として挙げてきた同順泰・徳興号がいずれも広東出身者であり、日本での取引先についても判明する限り広東出身者であったという点である。日清戦争以前の日本においては、江蘇・浙江両省出身者(いわゆる三江系華僑)、広東出身者、福建出身者が重要であったといわれている。これらの出身地の商人は開港後の中国においても有力な商人集団を形成し、客商として各地の開港場で活動していた。第3章で見たような、日本華商との関係を維持しながら朝鮮開港場に進出してゆく広東出身華商のあり方も、そうした中国国内での活動の延長という側面を持っていたとみてよいであろう。

しかしながら朝鮮華僑の人口上、最大の比率を占めていたのが山東出身者であったという点はやはり看過できない(表3-2)。山東出身者の国内・国外移動のあり方は、広東出身者とは大きく異なっており、日本においても山東出身の華商が一定の地歩を占めるのは日清戦争後のことであるとされている。こうした山東出身の華商の場合、その貿易活動はどのような空間の中で行われていたのか、先に見てきた広東出身者の場合と対比しながら検討することによって、朝鮮をめぐる華商の活動をより多面的に捉えてみたい。

まず、朝鮮華商の対上海貿易の拠点であった、仁川における山東出身華商の活動を見てみよう。第3章の第2節(1)においては、表3-3を根拠に、開港場商業においては山東出身者よりもむしろ広東等の他省出身者の方が有力だったのではないかという見通しを述べた。そして同順泰は、開港場において活動した広東出身華商の代表例であるといえる。しかし同順泰にしても、仁川の貿易活動における山東出身者の動向に無関心ではなかったようであり、そのことは次の史料3-12から窺うことができる。これは1889年2月に仁川同順泰から漢城同順泰に宛てて送った書簡の一部である。

史料3-12) 義源金字漂布については、当店では昨日100疋を漢城からの客に売り、値段は5.7吊でした。双盛泰でも一箱入荷しており、この客に5.45吊で売りましたが、〔字義不詳〕。〔中略〕山東幫の入荷状況についての書付を一枚お送りします。ただしこれも大略のみですからその旨お含みください⁶²。

「漂布」の和名は晒金巾で、イギリス製綿織物であり、この時期の朝鮮には上海から再輸入されていた。仁川同順泰では、この商品を「双盛泰」が自店よりも安い価格で販売したことに注意している。この双盛泰なる商店は、他の史料から仁川の山東出身華商であった

⁶² 仁川同順泰より漢城同順泰あて書簡、一月廿五日(1889/02/24)、『同泰来信』(己丑中)所収。【原文】義源金字漂布、本號昨日沽100疋與王京客、價5.7吊、双盛泰亦有一箱來、亦沽于此客5.45吊、輸盆也〔中略〕抄上山東幫來貨單一紙、此亦大略耳、祈會意。

ことが確認できる⁶³。この史料では明示されていないが、双盛泰も同順泰と同様、上海からこの商品を輸入したものと推測される。さらに仁川同順泰では、双盛泰だけではなく、仁川の山東商人の全体的な入荷状況についても漢城同順泰に報告している。ここから、仁川の対上海貿易において、山東出身華商たちが同順泰と競合関係にあったことが推測される。

それでは、対日本関係においては如何だろうか。ここで例として挙げるのは、本章第4節(4)でも触れた、1894年前半の中国米貿易である。清国政府は米の輸出を禁じていたが、1893年の朝鮮は不作であったために、清国政府は特例として上海からの中国米輸出を許可し、朝鮮側では仁川華商が輸入に当たった⁶⁴。仁川日本領事報告によれば、最初の輸入は1894年2月1日でその際は120包に過ぎなかったが、次の2月23日には1900包が輸入された。そのうち1700包は同順泰によるもので、全て仁川で日本人商人に売却された。3回目の輸入は3月15日で、ここにも同順泰は参加しており、また輸入米も前回同様に全て仁川の日本人商人に売却された⁶⁵。ここから、この中国米輸入には初期から同順泰が関わっていたということ、また、その輸入米は仁川で日本人商人に売却されていたことが分かる。

ところがこうした輸入米の処理方法は、1894年3月ごろから変化を見せた。表3-13は、仁川の中国米貿易について日本領事報告より作成した表である。これによれば、1894年3月末より、これらの米の日本への再輸出が開始されたことが分かる。そして1894年5月下旬の段階では、輸入約17万担に対し過半の約10万担が日本に再輸出されていたのである。この輸入と再輸出の主体について仁川日本領事報告は次のように述べる。

史料 3-13) 今回清国米輸入に従事せる清国商は、上海に在ては同興城大東門内同泰号及広利生号を重もとし、当港に於ては広東商同順泰、山東商永順福、恒順昌、双盛泰、錦生、瑞盛泰、及永来盛等数商

⁶³ 「仁川港ニ於ケル支那米輸入ノ状況」(1894年5月24日付け仁川領事館報告)『通商彙纂』6号, 1894年。

⁶⁴ 第4節(4)でも挙げたが、堀地明(2002)236~242頁。堀地も中国米の輸入と再輸出の概況について述べているが、担い手となった個別華商の行動については検討していない。

⁶⁵ 以上本段落で述べた輸入状況については、全て「清国米仁川港へ輸入ノ景況」(94/3/29 仁川領事館)『通商彙纂』5号, 1894年。ここで指摘しておきたいのは、第4節で見た『来貨置本単』の中に、上海からの中国米の輸入がほとんど現れないことである。唯一見られる例は、上海同泰号を発信者とした3月8日(二月二日)付けの文書であり、朴米・糯米あわせて641包の輸入が記録されている。『同泰来信』所収の仁川同順泰からの書簡によれば、3月15日に鎮東号で到着した641包は、朝鮮救荒という目的外の使用を禁じるという「衙門」の制止で日本に再輸出できず(廷慶(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡, 二月九日(94/3/15), 『同泰来信』(甲午上)所収)、以後同順泰では他の商人の名義で清国からの輸入許可を得るようになったらしい(譚晴湖(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡, 二月十四日(94/3/20), 『同泰来信』(甲午上)所収)。この再輸出の差し止められた641包が、3月8日の『来貨置本単』に現れる641包の米と同一のものだったとすれば、これ以後『来貨置本単』に米が現れないのも、輸入の名義人が同順泰でなくなったためだという推測が可能であろう。

にして、此内同順泰は最初在港我商人へ五千包を試みに売出せるの外、其後は引続直接阪地へ輸出せり。

〔中略〕同順泰以外の数商は、元より在港我本邦商の約定口に依頼し、当港にて全然取引を結了すべき見込みなりしが、本邦商違約運動の爲め〔4月末に大阪米相場が下落したのを受けて仁川日本商が共同して予約を破棄した事件を指している〕、無余儀直輸出を決行するに至れるなりとぞ⁶⁶。

【表3-13】 仁川における1894年の中国米貿易

a) 仁川に輸入された中国米				b) 仁川より日本に再輸出された中国米			
年月日	船名	重量(担)	価格(円)	年月日	船名	重量(担)	価格(円)
1894/02/1	(不詳)	n.a.	n.a.	1894/3/30	伊勢丸	1,188	3,088
1894/2/24	鎮東号	2,850	7,410	1894/4/4	明石丸	9,187	23,887
1894/3/15	鎮東号	10,050	26,130	1894/4/10	駿河丸	496	1,291
1894/3/30	薩摩丸	14,657	38,107	1894/4/17	伊勢丸	4,195	10,908
1894/3/31	越後丸	16,011	41,853	1894/4/19	薩摩丸	5,668	14,736
1894/3/31	海口	23,250	61,450	1894/4/21	木曾川丸	1,085	2,920
1894/4/2	アルウンサイト	13,677	35,560	1894/4/23	玄海丸	8,760	2,778
1894/4/4	アルベルト	13,473	35,030	1894/4/24	明石丸	13,360	35,327
1894/4/5	鎮東号	11,250	29,250	1894/4/27	伊勢丸	4,132	10,717
1894/4/12	芝罘号	5,250	13,650	1894/4/30	越後丸	4,017	10,448
1894/4/19	鎮東号	9,324	24,242	1894/5/7	肥後丸	2,613	6,794
1894/4/27	越後丸	18,148	47,186	1894/5/10	木曾川丸	3,290	8,553
1894/5/4	鎮東号	12,150	31,590	1894/5/12	明石丸	19,490	50,763
1894/5/14	広済号	3,750	9,750	1894/5/12	伊勢丸	1,682	4,374
1894/5/17	薩摩丸	2,999	9,796	1894/5/15	品川丸	15,589	40,532
1894/5/20	鎮東号	13,907	36,157	1894/5/18	玄海丸	3,215	8,359
(予定)	越後丸	n.a.	n.a.	(計)		97,967	235,475
(予定)	鎮東号	n.a.	n.a.				
(計)		170,745	447,161				

出所) 「仁川港ニ於ケル支那米輸入ノ状況」(94/5/24仁川領事館報告)『通商彙纂』6号, 1894年。

「清国米仁川港へ輸入ノ景況」(94/3/29仁川領事館)『通商彙纂』5号, 1894年。

すべて上掲出所史料の付表によるが、a表2月1日分のみ付表がなく、記述より補った。

上の史料において、仁川で中国米輸入に携わる華商として名前が挙がっているのは、同順泰を除いて全て山東出身華商である。そして輸入米の処理方法において、同順泰とそれ以外の山東出身華商とは相違があり、同順泰は早期に大阪への再輸出を自ら行うようになったが、他の華商は基本的に仁川日本人商人への売却を続け、4月末以降に仁川日本人商人側の予約が破棄されたことを契機にやむなく対日再輸出に転じたとされている。

日本への米の再輸出をめぐる、同順泰と山東出身華商との間に、なぜ上のような差異が生じたのだろうか。まず同順泰の対日再輸出の方法について1894年の『同泰来信』から見てみよう。『同泰来信』所収の書簡の中で、再輸出相手先として名前が現れるのは、大阪の祥隆号、晋和祥、長崎の宏昌号である。晋和祥・宏昌号はそれぞれ一度ずつ名前が挙がっているのみなのに対し⁶⁷、祥隆号との間ではしばしば書簡・電報の往来が記録されており

⁶⁶ 注 65 に同じ。

⁶⁷ 晋和祥が登場するのは、譚晴湖(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡、五月二〇日(94/6/23), 『同泰来信』(甲午下)所収。宏昌和が登場するのは、譚晴湖(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡、四月五日(94/5/9), 『同泰来信』(甲午中)所収。

68、最も重要な輸出先だったと考えられる。祥隆号は広東省順徳県出身で、表3-10にも現れているように、1894~95年における同順泰の輸入相手先の一つでもあった⁶⁹。

そしてこうした取引先華商は、単なる販売先としてのみならず、市場情報のチャネルとしても機能していたようである。例えば次の史料は、1894年6月に、仁川同順泰の譚晴湖から譚傑生にあてて送られた書簡の一部である。

史料3-14) 十七日に上海の同泰号から電報があり、[大阪の] 晋和祥には米を送るなということでした。昨日もまた大阪の祥隆号から電報があり、現在晋和祥の評判が悪いから取引するなということでした。晋和祥は支払停止に陥ったようです。しかし先月二十日過ぎに玄米 2500 包を送った以外は、もう送っていませんし、その代金はすでに七八日ごろ上海に送金されているでしょうから、大きな支障はないと思います。昨日陸奥丸に積み込んだ 2500 包は祥隆号に発送しますから心配する必要はありません⁷⁰。

この史料では、大阪の晋和祥なる華商との取引をやめたほうがよいという情報が、中国米の輸入元である同泰号と、輸出先である祥隆号とから、それぞれ伝わってきている。価格変動が激しく、品質変化も起こりやすい米という商品の性格から考えれば、上海から米を輸入し、それを更に日本へ再輸出するという取引は相当に危険性が高かったと推測されるが、同順泰としては、こうした取引関係の連鎖を通じて多角的に情報を収集することにより、そうした取引に伴う危険を低減させようとしていたといえる。

それでは山東出身華商の場合はどうだったのだろうか。仁川同順泰の目から見た、山東出身華商の中国米貿易の状況を、次の史料から見てみよう。これは 1894 年 5 月 11 日に仁川同順泰の譚晴湖から譚傑生にあてて送られた書簡の一部である。

史料3-15) 昨日また大阪から手紙が来ました。それによれば、「第1便中の在庫白米 2000 包を〔1 包あたり?〕 3.07 円で、第2便の 1500 包を 3.09 円で売った、市況は好転し〔1 字不詳〕、二三日中にはもう少し高くなるだろう」ということでした。〔中略〕今日、日本人のなかで山東幫の瑞盛から 1000 包、公和順から 2000 包、恒順昌から 2800 包買った者がありました。〔価格〕日本杓の 1 斗あたり 6.2 毛

68 祥隆号が再輸出先として現れる書簡としてたとえば、譚晴湖(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡、四月五日(94/5/9)、四月七日(94/5/11)、五月二〇日(94/6/23)。前二者は『同泰来信』(甲午中)、最後の二者は『同泰来信』(甲午下)所収。

69 これら再輸出相手先となった日本華商との間で、どのような条件の取引がなされたか明確には知りたいが、次の史料中に“代沽”の文言が見られることから、これらの再輸出相手先に直接売却したわけではなく、委託販売の形式を取っていたと推測される。譚晴湖(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡、五月十八日(94/6/21)、『同泰来信』(甲午下)所収。【原文】昨日陸奥丸始開、已装妥白米 1000 包、朴米 1500 包、往阪神祥隆代沽。

70 譚晴湖(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡、五月二〇日(1894/06/23)、『同泰来信』(甲午下)所収。【原文】十七日申同泰來電、着止付米去晉和祥、昨日又接大阪祥隆來電、云現下晉和祥聲氣不佳、勿與交易、想必該號欠妥、但前月廿外付過朴米 2500 包之外、後未再付、料該款早付返申七八、卜無大碍、日前裝陸奥丸 2500 包、乃付祥隆、勿介。

(風袋込み)ですが、この価格では原価回収がやっとです。かれらは海外の港での市況を知らないのですから、売り急いでいるのも無理はありません。周鶴雲が積荷を求めて来たので、私はわざと「大阪の市況はよくない」と言っておきました。彼を通じて山東幫に知らせれば、更に売り急ぐことでしょう⁷¹。

この史料の前半部で触れられている大阪からの手紙も、やはり祥隆号などの取引先華商からの連絡だったと思われる。これ以前しばらく大阪市況は下落気味だったのであるが、ここで反転したことが報じられて来ている⁷²。

史料の後半部では、仁川での山東出身商人の活動について述べている。この史料によれば、山東出身商人はこの時にも仁川での日本人への売却を続けていたようである。そして山東出身商人は原価割れに近い安値で売り急いでいたというのであるが、その理由として、山東出身商人は海外の市況に疎いからだとしている点が注目される。このとき同順泰の側では、大阪市況が既に好転していたのを知っているのであり、山東出身者との間に大阪市況の情報についてギャップがあったらしいことが推測される。そしてさらに、同順泰の側では、大阪市況について偽の情報を流すことで山東出身華商の売り急ぎをあおっているのである。情報のギャップの存在を意識的に利用し、競争者である山東出身華商にダメージを与えようとしたものと推測される⁷³。

この史料に現れているような、大阪市況の情報に関する同順泰と山東出身華商とのギャップは、大阪との情報のチャンネルの有無を反映しているように思われる。先にも見たように、広東出身華商は開港直後から日本開港場に進出しており、同順泰も大阪に取引先を持っていた。一方で山東出身華商が本格的に大阪で活動するようになるのは、日清戦争以後のことであったから⁷⁴、この時期には仁川の山東出身華商が大阪の市況情報を手に入れるのは困難であったと考えられる。つまりこの時期の仁川の山東出身華商は、同順泰など広東出身華商とは違って日本華商との間に十分な取引関係が確立しておらず、史料 3-13 に現れているように中国米の対日再輸出に消極的であった理由も、パートナーとなるべき日本華商との関係が希薄であった点に求められよう。

⁷¹ 譚晴湖(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡、四月七日(1894/05/11),『同泰来信』(甲午中)所収。【原文】昨又接阪信、報及沽出首幫存白米 2000 包 3.07 元、2 幫 1500 包 3.09 元、市轉行口揸硬、三二天望可扳高些云、〔中略〕今日日本人有與東幫瑞盛買 1000 包、公和順 2000 包、恒順昌 2800 包、每日斗 6.2 毛、連袋在內□、此價僅可保本、伊不知外埠市、怪不得急於脫手、周鶴雲來求貨載、我故意詳說、坂市不好、使其告東幫知、更欲急賣也。(※□は一時不詳)

⁷² この 2 日前の 5 月 9 日付けの仁川同順泰からの書簡中でも、祥隆号から大阪市況の悪化を告げる知らせが来たことが記されている。譚晴湖(仁川同順泰)より譚傑生あて書簡、四月五日(94/5/9),『同泰来信』(甲午中)所収。【原文】昨日接到東祥隆來信、報及白米市冰住不動、首幫去 5927 包、尚存 2000 未沽出、〔中略〕云及要將就減低價、方能出貨、大阪跌市、規矩如是云々。

⁷³ ここで情報の媒介者として現れている「周鶴雲」なる人物については不詳である。

⁷⁴ 内田直作(1949)、許淑真(1984)ほか。

このように、この時期の仁川の山東出身華商は、日本華商との取引関係を十分に構築していなかった。しかしながら、山東出身華商の貿易活動が上海との間でのみ行われていたと考えるのは誤りである。古田和子は、19世紀末の仁川において、山東半島各地との貿易が、汽船だけではなく民船、いわゆるジャンクによっても盛んに行われていたことを指摘している⁷⁵。付論の最後に、この山東民船貿易が、朝鮮をめぐる山東出身商人の活動の一部として、どのように位置づけられるのかを検討したい。

山東民船の貿易は、決して仁川だけに限られたわけではなく、1880年代から1890年代前半にかけては、朝鮮西北部の平安道・黄海道の開港場で行われる山東民船の貿易が、日本・中国・朝鮮間の外交問題を惹起するほど盛行した⁷⁶。民船貿易の目的は、1889年に現地を視察した仁川日本人の記録によれば、「第一目的は輸入品の売込みにはあらずして全く単に穀物の買入れにあること疑を入れざる所なり」とされており⁷⁷、山東半島における食糧需要の切迫が背景にあったことが推測される。民船貿易拡大の背景には、壬午軍乱(1882年)以後の清国の政治的影響力の強化があった可能性は否定できないが、山東半島と遼東半島の間にも活発な民船貿易が見られたことを勘案すれば、朝鮮西北海岸との民船貿易についてもその延長線上に理解することが可能であると思われる。

こうした山東民船貿易は、先行研究においては、日本人による開港場貿易と並び、開港場貿易から内地貿易へ浸透して朝鮮国内商権を蚕食する外商の活動として取り上げられてきた⁷⁸。しかし、山東民船の活動を、開港場から内地への華商勢力の浸透過程として単純に捉えてよいかは若干の疑問が残る。例えば、1889年5月の仁川同順泰から漢城同順泰あての書簡は、朝鮮半島西北部の山東民船貿易について、次のように述べている。

史料 3-16) 今年、綿布ほかの織物類は、好況を望むことができません。山東人が民船を利用して黄海道・平安道に持ち込んで売却し、穀類と交換して煙台に帰り、関税をかなり逃れているからです。そのため仁川港では全然商売がなく、入荷する大豆も少なくなっています。もし〔民船による密貿易を〕禁止できなければ、将来仁川港の商売はじりじりと衰退してしまうでしょう⁷⁹。

⁷⁵ 古田和子(2000) 97～104頁。

⁷⁶ このような開港場貿易は、通商条約に照らせば密貿易であり、日本は民船貿易を放置している清国政府を非難した。さらにこのような密貿易の原因として、平安道に開港場の存在しないことを挙げ、平壤開港を朝鮮政府に求めた(1890年)。ただしこの時はこの要求は受け入れられなかった。林明德(1970) 194～197頁。

⁷⁷ 江南哲夫・平山房吉『朝鮮平安黄海両道商況視察報告』1889年8月序、50葉左。

⁷⁸ 韓沽欣(1970) 66～77頁、羅愛子(1991) 190～191頁。

⁷⁹ 仁川同順泰より漢城同順泰あて書簡、四月十四日(1889/05/13)、『同泰来信』(己丑坤)所収。【原文】今年洋布各款正頭、無望好景、因山東人用民船、裝往黃海・平安各道發賣、換什糧回煙、省關稅費用不少、故仁港總無生意、黃豆亦少到、如不能禁止、將來仁港生意、漸漸零落之體。

ここから分かるように、個別の開港場華商のレベルでいえば、開港場を経ないで行われる山東民船貿易はむしろ競合的な存在として映じる場合があったのである。

とはいえ、山東民船の活動が開港場華商と全く無関係に行われていたと見ることもできないようである。山東民船貿易の経営形態について詳細は不詳だが、先に引いた 1889 年の日本人の視察記録では、黄海道黄州近傍の緑沙浦での見聞を次のように記している。

史料 3-17) ①緑沙浦には二三百石積の支那船頻りに来往し、當初或は金巾・寒冷紗・絹織物等の物品を携へ來り、雜穀買入れの資に供す。然れども當時輸入品薄利なるに由り、後に來舶せる船舶は雜穀の買入れなすのみにて、輸入品を販賣するものなし。〔中略〕而して此等の船は重に山東烟台・登州のもの多し。②雜穀の買入資本は馬足銀・現錢又物品にあらざれば仁川・京城支拂爲替にして、其中爲替最も多きを占む。夫れ此の如多数入込み來る支那人の中、其重なるものは京城・仁川にある公和順・双盛泰・順同泰等の商店より派出せられたる買附番頭手代の類にして、山東より直に來れるもあり。〔中略〕③右支那商人は各々成規通旅行券を携居り公然と穀物の買入れをなし、之を某々の地に積下けて本船に搭載し仁川に回漕すると揚言するものあるも、一も之を仁川へ回漕することなく、纜を解くや否や悉く之を本國に直送するものとす⁸⁰。〔①～③の番号は筆者による〕

①の部分から、この緑沙浦でも穀物買入を目的とした山東民船が往来していたことが分かる。以前は輸入品を持ち込んでいたが、現在は輸入品の持込をしていないという部分からは、この時期に輸入品の値下がりがあったことが推測されるが、詳細は不明である。

次に②の部分では、穀物に対する決済の方法が説明されている。ここでは、買い付けを実際に行う者の多くが漢城・仁川華商であり、支払いの手段としては漢城・仁川支払いの爲替手形が最もよく用いられているという点が注目される。

そして③では、これらの穀物が、漢城・仁川華商によって購入されたにもかかわらず、仁川には回送されず、直接中国へ発送されたという点が注目される。漢城・仁川の華商は、山東半島と朝鮮沿岸未開港場との間で行われている山東民船貿易に対し、買い付けを行うのみならず、買い付け資金の金融まで行っていたことになる⁸¹。

ここで名前の挙がっている華商のうち、公和順・双盛泰はそれぞれ史料 3-15、史料 3-13

⁸⁰ 江南哲夫・平山房吉『朝鮮平安黄海両道商況視察報告』1889 年 8 月序, 10 葉右～11 葉左。

⁸¹ 本文中にも述べたように、山東民船貿易の経営形態は不詳であり、これ以上の推測は困難である。しかし仁川華商が上海に対して輸入超過であったことを考えれば、かれらが山東民船の穀物買い付け資金を支出していたことは、かれらの対上海決済の手段の一つとして位置づけられていた可能性もある。すなわち、仁川華商の対上海債務を、山東民船の朝鮮における債務に振り替えていたとすれば、山東民船が本国での売り上げを上海に送金することによって決済の環が完結するからである。仮にこのような推測が当を得ていたとすれば、山東民船貿易の存在は、仁川華商の対上海貿易を維持する前提条件として重要な意味を持っていたことになる。

に現れており、山東出身であることが確認できる⁸²。民船の買付・金融を代行する朝鮮華商の多くが山東出身華商であったとすれば、かれらは日本華商との関係は希薄であった一方、渤海・黄海沿岸で広く行われていた山東民船の活動とは深い関係を持っていたことになる。

このように、山東出身華商と広東出身華商とは、いずれも朝鮮をめぐって異なる空間の中で通商網を構築していた。そしてかれらの仁川における対上海貿易は、出身地ごとにそれぞれ空間を異にする通商網の中の一環節として位置づけられていたのである。第3章では、朝鮮華商の対上海貿易について、個別華商のレベルでみれば、仁川・上海の二地点間では完結していなかったという見通しを述べた。ここではさらに一步進めて、仁川・上海貿易を内に含む華商の活動の空間が、出身地によって異なる多重的なものであったという見通しを提示することができよう。

さて、日清戦争以前には日本との関係が希薄であった山東出身華商だが、20世紀にはいと変化が現れる。大阪の綿織物工業が成長し、その製品が大連を通じて満洲へと輸出されるようになったのとあわせ、大阪で活動する山東出身華商も増加し、満洲への綿製品輸出の主要な担い手の一となるのである。朝鮮でも、仁川の山東出身華商が大阪との取引を始めるようになった。こうした20世紀に入ってから山東出身華商の活動空間の変化が、日本を中心とする国際分業体制の変化とどのような関連を持っていたかは、今後の重要な検討課題になるものと考えている。

⁸² 「順同泰」は確認できず、あるいは同順泰の誤記かとも思われる。実際に、同じ史料の33葉左では、黄海道海州で「問屋全州号にて問へたるに同順泰号の支那人は三名宿泊し居り買物を為なすして〔ママ〕四五日前出発せりと云へり」としている。しかし同じ1889年の史料3-16を勘案すると、同順泰が山東民船貿易に関与していたとして、それがどのような形態によってであったか、検討の必要があろう。

第3章(付論2) 同順泰資料中の「来貨置本単」について

1 「来貨置本単」の概要

『各埠来貨置本単甲午年』『各埠来貨置本単乙未年』(以上奎 27582)『乙未未来貨置本』(奎 27583)の3冊に収められている178件の文書を、ここでは総称して「来貨置本単」と呼ぶ。これらの文書に共通する基本的な特徴を挙げれば以下のとおりである。

【日付】各文書の末尾には日付が記されている。各冊子内では、この日付の順にしたがって文書が配列されている。具体的には各冊子に次の期間の文書が収められている。

『各埠来貨置本単甲午年』 「甲元月十二日」～「甲結月念四」※結月=12月、念四=24

『各埠来貨置本単乙未年』 「乙元月初九日」～「乙臘月廿七日」※臘月=12月

『乙未未来貨置本』 「乙新月初六」～「六月廿五日」

日付の年は概ね十干のみで記されているが、表紙に記されているところに従えば、「甲」は甲午=光緒二〇(1894)年、「乙」は乙未=光緒二一(1895)年に該当するものと思われる。

【受発信者】発信者名は様々だが、すべて華商と思われる商号名である。その所在地は中国・日本の各開港場である(ただし『各埠来貨置本単』中の6件と『乙未未来貨置本』の全53件は仁川同順泰が発信者となっている)。受信者名(宛名)は、「同順泰宝号」「漢城同順泰宝号」(ただし仁川同順泰から発信された文書では「漢庄本号」)等となっており、基本的に漢城の同順泰に宛てて発信された文書であると推測される(2例のみ上海同泰号あての文書が含まれている)。

2 「来貨置本単」の分類と書式A文書

「来貨置本単」178件は書式の構成要件にしたがっていくつかに分類することができる。ここでは書式A、書式B、書式C、書式Dの4種類に分類した(表3-7)。本付論の末尾に、各書式の例を1つずつ挙げている。各書式の件数を見ると、文書全件中78%にあたる139件が書式Aに分類される(書式Aはさらに細分類される—後述)。本文中で主に分析に利用したのはこの書式Aの文書である。以下ではこの書式Aについて取り上げ、その書式上の特徴と、そこから推測される文書の機能・移動経路等について考察したい⁸³。書式Aを構成

⁸³ 書式B～書式Dの文書についても簡単に説明を加えておきたい。

【書式B】書式Bに該当する文書は24件で、発信者内訳では22件が発記字号綢緞紗莊(鎮江)、2件が源春昌(所在地不詳)である。受信者内訳は、発記字号を発信者とする22件のうち2件が同泰号(上海)を受信者とするほかは、すべて同順泰(漢城)を受信者とする。ここでは発記字号を発信者とし同順泰を受信者とする文書番号B25を例として挙げた。

する要件は、概ね以下の3点である。

- ①第1行目に番号・利用船便・経由地等が記される。
- ②第2行目以下に商品名とその数量・価格、輸送諸掛など列記される。
- ③最終行に受信者(宛名)、日付、発信者等が記される。

第1行目は具体的には「由(某々船名)付上」「付(某々地名)轉上」等の形を取っている。つまり書式A文書は、発信者である各地華商から受信者である同順泰に対して、第2行目以下に列記されている商品を、某船・某地経由で発送した旨通知するという形をとった文書であるといえる(発信者別の内訳を表3-14として示した)。

このような書式A文書について、ここではさらに3種類(書式A-a, 書式A-b, 書式A-c)に分類した。以下では、この3種類について、具体例を挙げながら検討を加える。

【表3-14】「来貨置本單」書式Aの発信者別構成(件)

	同泰号 (上海)	安和泰 (香港)	永安泰 (広州)	祥隆号 (神戸)	福和号 (横浜)	万昌和 (長崎)	宏昌号 (長崎)	同順泰 (仁川)	不詳
各埠来貨置本單(甲午年)	18	3	2	3		1		6	
各埠来貨置本單(乙未年)	22	19	2	6	1	1	1		1
乙未来貨置本								53	

注) 数値が記入されていない箇所は該当件数なし

この文書においては、2行目に発送貨物全体の数量が示され、3行目以下にその内訳が示されていると考えられる。書式Bにおいては商品が全て絹織物であるという点が特徴であり、本文書3行目以下の内訳も絹織物の色名である。3行目以下の内訳部分についてはそれぞれ数字が記されており、単位が記されていない。しかしこれを46.4のように2桁数として読み、足し合わせると10行目に記されている925尺7寸という数字に合致するから、内訳部分の数字は各品の長さを示したものであろう。10行目が合計の数量、11行目が合計の価格となっている。さて、このような書式Bの形式は、付論本文中で詳説した書式A文書とよく似ている。しかしながら、品目ごとの価格を挙げていない点異なる。許紫芬氏からは、これはパッキングリスト、すなわち各梱包ごとの内容品に関する明細であろうというご意見をいただいた。とすれば、送り状的な性格を持つと考えられる書式Aとは区別すべきであり、ここでは書式Bとして独立の分類を立てた。

【書式C】書式Cに該当する文書は10件で、発信者は全て同泰号(上海)、受信者は全て同順泰(漢城)である。ここでは整理番号A18番の文書を例として挙げた。冒頭行の「零賬抄呈」は文意不詳だが、書式Cの文書10件中9件に同じ文言が見られる(他に「家用数抄呈」とする1例がある)。以下、付××として、費目ごとに支出金額が列記されてゆく。費目の内容については不明な点が多いが、「傑生」など同順泰内の個人の名が記されている点、おおむね小口で文房具・衣類のような日用品が多い点などを勘案すれば、商品としてではなく同順泰内の家計部門で用いられる品物等について、同泰号からの出荷・支出分が記されているのではないかと推測される。

【書式D】5件あるが、これは共通する書式を持つものではなく、書式A~Cのいずれにもあてはまらないものという意味で、「その他」とでもすべきものである。

3 書式 A-a 文書について

筆者が書式 A-a に分類した文書は『各埠来貨置本単甲午年』『各埠来貨置本単乙未年』に合計 67 件含まれている。発信者ごとにみれば、安和泰(香港)20 件、同泰号(上海)37 件、永安泰(広州)4 件、福和号(横浜)1 件、祥隆号(神戸)5 件となる。ここでは、整理番号 A53 番(甲午年十二月二十八日(1895/01/03)、同泰号より同順泰あて)の文書を例に、書式 A-a の特徴を検討する【書式 A-a 例】⁸⁴。

- ① 本例の第 1 行目冒頭には「拾陸幫」と番号が記されている。他の書式 A-a 文書についても同様の位置に「某々幫」の形で番号が振られている。この番号は、発信者ごと暦年をサイクルとした通し番号となっていることから、発信者ごとに付された出荷番号と見ることができる(表 3-8「出荷番号」の列)。出荷番号の下には「由法公司沙麦南火船付崎轉上」という字句が続いている。「法公司沙麦南火船」という船を利用し、長崎を経由して貨物を発送するという旨が通知されていると見ることができる。他の書式 A-a 文書も同様の形をとるが、経由地については記される場合と記されない場合とがある(表 3-8「中継地」の列)。経由地が記されない場合、積み替えのない直航便が利用されたと見ることができよう⁸⁵。
- ② 第 2 行目以下では、発送商品とその内訳が列記される。本例の場合、発送商品は HCT の目印(パッケージマーク)が箱に付された「紗綾〔絹織物〕」1 箱であった。そして箱の中の商品内訳が「計開」以下の 2 行にわたって記されている。商品名以下の数字は、それぞれ数量、単価、合計価格を示していると考えられる。たとえば本例の「天青芝素紗」の場合、数量が 24 疋、1 疋あたりの単価が 5.3 両で合計価格が 127.2 両、といった具合である。他の書式 A-a 文書の場合でも、単位等の記し方についてはまちまちだが、商品名の下に「数量-単価-合計金額」の順で情報を列記する点については共通している。
- ③ 商品の次に一段下げて「支 ××」として列記されている部分は、輸出に際して支出した諸掛の費用を記した部分であると考えられる。この点も他の書式 A-a 文書と同じである。ただし、諸掛として記される費目についてはまちまちで、輸出者と同順泰との間の取引条件が必ずしも一様ではなかったことを示している。仮にこの例について各費目を見ると、次のとおりとなる。まず「税」11.404 は、紗 85 斤に対する従量税で

⁸⁴ 整理番号とは、「来貨置本単」の整理にあたって報告者が便宜上付した番号である。英字は収録ファイルを指す(A=『各埠来貨置本単甲午年』、B=『各埠来貨置本単乙未年』、C=『乙未来貨置本』)。数字は各冊の冒頭から文書 1 件ごとに付した通し番号である。たとえば A53 番文書ならば、『各埠来貨置本単甲午年』の冒頭から 53 番目に配列されている文書ということになる。

⁸⁵ 一行目末の「乙元月十五日乃到撥入乙年冊」は恐らく同順泰に到着後の後筆であり、同順泰での帳簿転記上の処理を記したものと思われる。他の文書では年末作成のものに同様の記載がみられる。発信から受信までの間に越年した場合に注記されたと思われる。

あると考えられる。輸出税と考えられるが未確認である。「12 1118」という数字は税の賦課方法に関するものと思われるが、これについても不詳である。次に「木箱・捆纂」1.12 両は梱包材料費と見られる。「安泰保漬」2.5 両は海上保険料と見られる。500 両を受け取り額とし、その 0.5%が保険料として支出されたものと推測される。「叨行佣」は商品価格の 1%にあたっているが、商品価格の 1%にあたる同様の費目は、他の書式 A-a 文書についてもほぼ共通して見られる。この字句自体の意味は不明であるが、同順泰からの買い付け依頼に対する買付手数料の可能性が高いように思われる⁸⁶。最後に「水脚」1.125 両は海上運賃である。本例の場合、(洋) 元建ての運賃を両建て(上海両か)に換算している

- ④ ②③の各項目の金額を合した合計金額が記される。なお本例の場合、②③④とも両建てとなっているが、他の書式 A-a 文書でもほぼ例外なく発送地通貨建てとなっている。
- ⑤ 受信者名、日付、発信者名が記された次に(発信者名は印)、本例では「結単」と記される。上海同泰号からの書式 A-a 文書は概ねこの位置に「結単」と記されるが、他の商店から発信された文書の場合、「置本単」「代辦単」などと記されることもあり、一定しない。

以上のような書式の特徴から推測すれば、書式 A-a 文書は、同順泰に対する輸出商人が、商品を 1 便発送するごとに、その経路と商品内訳、諸掛明細について、同順泰に通知(請求)したものと見ることができよう。このような書式と内容は、現在の貿易取引における商業送り状と類似するといえる。

4 書式 A-b 文書について

筆者が書式 A-b に分類した文書は『各埠来貨置本単甲午年』『各埠来貨置本単乙未年』に合計 12 件含まれている。発信者別にみれば、安和泰(香港)2 件、同泰号(上海)2 件、祥隆号(神戸)4 件、宏昌号(長崎)1 件、万昌和(長崎)2 件、不詳 1 件である。ここでは、整理番号 B32 の文書(乙未年四月二日(1895/04/26)、同泰号より同順泰あて)の文書を例に検討する【書式 A-b 例】。

⁸⁶ 名称は「叨光」「叨佣」など統一しない。商品価格に対する割合は 1%がほとんどである(2%の例が 2 件ある)。「叨光」という語は、『支那經濟商業辞典』(小林幾次郎著、大阪屋号書店、1942 年)に「湖北地方棉花問屋の口銭」(p.103)とあり、なんらかの仲介手数料であったことが推測される。これらの費目が見られない書式 A-a 文書は、全 67 件中、A32、A38、A55、A50 の 4 件である。A32 は元宝銀の現送に係る文書で商品輸出ではない。A38 には「免用」とあり、本来かかるべき手数料が免除されていると見ることができる。A55 は冒頭に「浼沽」と記され、浼字を請託・委託を意味すると取れば、発信者から同順泰に対し販売委託した貨物に関する文書と思われる。B50 は第 1 行目に「代友」と記され、発信者が第三者の依頼によって発送した商品に関する文書と考えられる。この 4 件は例外的であるとする、「叨行佣」「叨光」等商品価格の 1%相当の費目について、同順泰の買付依頼に対する手数料と考えても矛盾はない。

- ① 本例の第 1 行目冒頭には「第捌幫」と番号が記されている。これは乙未年の同泰号からの書式 A-a 文書に付された通し番号の一部を構成している⁸⁷。番号の下には「代安和泰由三菱阿夫更火船付長崎轉上」とあり、第 2 行目以下の商品について、安和泰に代わり、三菱阿夫更火船を利用して、長崎を経由して発送することを通知している。この安和泰は、書式 A-a 文書の発信者として登場する香港安和泰であると思われ、実際に書式 A-a の整理番号 B21 文書は、冒頭行に「茲由招商局致遠輪船付申駁上」と記されていること、また、第 2 行目以下の商品内容も本例とまったく一致することの 2 点から、本例(B32)と対応していると見ることができる。つまり本例の場合、香港の安和泰から致遠船で発送された商品が、いったん上海の同泰号の手で阿夫更船(あふがん丸?)に積み替えられ、さらに長崎を経て、輸入者である朝鮮の同順泰のもとに至るという経路をたどったことになる。このように、冒頭行に「代××付上」と記し、第三の商号の代理として商品を発送する旨通知するという形は、書式 A-b の文書に共通する特徴である。書式 A-a の項で見たように、輸出商品のかなりの部分は、直行航路ではなく、途中の積み替えを経る必要があった。そこから考えれば、書式 A-b の文書は、第三の商号から発送された商品の途中積み替えを担当した華商から発信された文書であるといえることができる⁸⁸。
- ② 第 2 行目以下では、発送商品とその内訳が列記される。本例の場合、発送商品は HCT のパッケージマークを持つ 14 箱である。注意すべきなのは、書式 A-a 文書においては数量だけではなく単価と合計金額についても商品ごと明記されていたのに対し、本例のばあいには数量(重量)のみが記され、価格については記されないという点である。この点、書式 A-b 文書すべてに共通する。
- ③ 商品明細の次には、「支 ××」として、書式 A-a と同様の形で諸掛が列記されている。船の中継地で商品を積み替えるに際して掛かった費用が通知されているものと見られる。この部分の費目は、書式 A-a と同様、まちまちである。本例の場合について見ると、「駁力・下力」は仲仕賃、「安泰保漬」は海上保険料、「水脚」は海上運賃をそれぞれ示すと考えられる。
- ④ 合計金額が記されるが、②の項に商品価格が記されていないことから、ここで合計されているのは③の諸掛費用のみである⁸⁹。書式 A-b の③④の金額が、発信者所在地＝

⁸⁷ ただし、書式 A-b 文書のなかで、通し番号が振られているのは本件のみである。基本的に通し番号は A-a 文書についてのみ振られており、本件に通し番号が振られているのは例外(発信者の誤記?)ではないかと思われる。

⁸⁸ ただし表 3-9 からわかるように、書式 A-b の場合、海外華商から同順泰に輸出した商品について作成された例ばかりではなく、同順泰から海外華商にむけて輸出した商品に関して作成された例もあることは注意が必要である。後者が漢城の同順泰に残されるに至った経緯については、同順泰の貿易取引の方法とも関連があると思われ、興味深いが、現在明らかにすることはできない。

⁸⁹ このような書式 A-b の形から推測すれば、書式 A-a, b 文書は、輸入者(同順泰)に対する

積替え地通貨で建てられている点は書式 A-a と共通である。また、本例の「川費」とは一般的には旅費を指す言葉であるが、ここではより広く運送に商品の運送に際しての諸掛一般とみてよいであろう。

- ⑤ 受信者名、日付、発信者名が記された次に(発信者名は印)、本例では「川費単」と記されている。他の A-b 文書では、「代駁単」「代川費単」「列」等と記されることもあり、一定しない。ただし、書式 A-a の末尾に記される「置本単」「結単」「代辦単」などの字句は見られず、区別があったように思われる。

繰り返せば、書式 A-b 文書は、輸出者から輸入者(同順泰)に向けて発送される商品が、途中で積み替えを経る場合に、積み替えの諸手続きを代行した積替え地華商が、その諸掛を同順泰に通知(請求)した文書であるとみることができる⁹⁰。

5 書式 A-c 文書について

書式 A-c に分類した文書は、『各埠来貨置本単』中に 6 件、『乙未來貨置本』の全 53 件、あわせて 59 件である。発信者は全て仁川同順泰である。ここでは整理番号 C15 の文書(乙未年三月十一日(1895/04/16), 仁川同順泰→漢城同順泰)を例にとって説明する【書式 A-c 例】。

- ① 第 1 行目冒頭には「拾參幫」と番号が記されている。他の書式 A-c 文書についてもこの位置に番号が振られ、全体として暦年をサイクルとした通し番号となっている。書式 A-a の発信者別出荷番号と同様であるといえよう。番号の次には「由牛背上」と記されている。この文言によって、第 2 行目以下に列記される商品を牛を使って漢城に発送する旨、通知していると考えられる。なお他の書式 A-c 文書を見ると、牛馬の他に河船も利用されていることがわかる。
- ② 第 2 行目以下では、発送商品とその内訳が列記される。この部分は書式 A-a と同様であり、商品名—数量—単価—合計金額の順に記されている。なお、ここに記されている商品はほとんどが輸入品とみられる商品であり、朝鮮産品ではない。
- ③ 仁川から漢城への駄賃が記されている(本来銅銭で支払われたものを洋元に換算している)。ここでは、書式 A-a, b のように保険料や梱包料、手数料などは記されない。同順泰店舗間の移動であるということが関係しているのであろう。
- ④ ②③の合計金額が記される。金額の単位は洋元建てである。他の書式 A-c 文書もこの点共通する。当時の朝鮮の開港場では、洋元の一つといえる日本円銀が主として利

請求書の機能を併せ持っていたように思われる。仮に書式 A-a, b 文書が請求書の機能を持っていたと考えると、すでに輸出地において書式 A-a 文書の作成された商品について、積み替え地で作成される文書 A-b において二重に商品価格を記さないのは当然であり、書式 A-b で請求されるべきなのは積み替えにかかった諸掛のみとなる。

⁹⁰ ただし注 87 に記した例外がある。

用されており、それを反映したものであろう。

⑤ 受信者名、日付、発信者名が記され(発信者名は印)、末尾に「置本単」と記される。

以上のような書式の特徴から、書式 A-c 文書は、仁川同順泰から漢城の同順泰本号に商品を回送する際に、商品価格と諸掛(運賃)について通知した文書であると見られる。

6 文書の伝達経路と商品の移動経路

以上の検討から推測される、これら文書の伝達経路について、次頁の概念図に整理した。海外取引先華商から同順泰にあてて商品が発送される場合、その輸出者華商から同順泰に対し、商品価格・諸掛費用が書式 A-a 文書によって通知される。さらにその商品が途中で積み替えを経る場合、積み替え地の華商から同順泰に対しては、積み替えに要した費用が書式 A-b 文書によって通知される。これらの文書が商品と同時に発送されたのか、そうでなかったのかは明らかではないが、同順泰の側で着荷した商品と対照させて点検する必要があっただろうことを考えれば、おそらく同便で発送されたのであろう。

さて 1894 年以前において、朝鮮の開港場の中では仁川にのみ同順泰の店舗があったから⁹¹、これらの商品はすべて仁川で輸入され、仁川同順泰の手で輸入手続等が行われたと考えられる。そして、漢城の同順泰にこれらの輸入品を回送するに際しては、輸出地華商・積替地華商から送られてきた書式 A-a、A-b 文書とともに、あらたに仁川で作成された書式 A-c が添付されたのであろう。

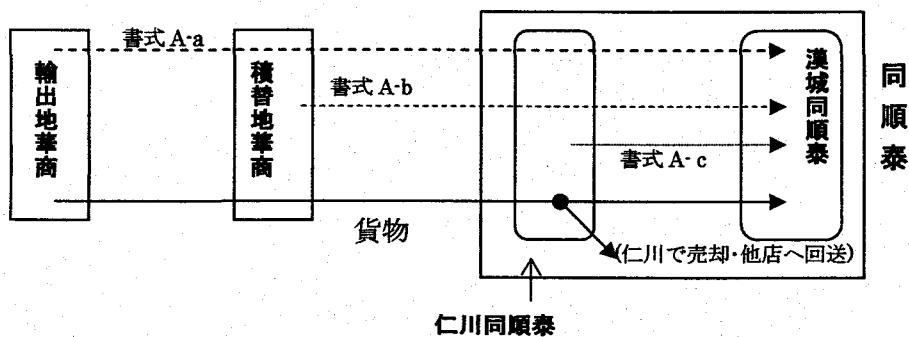
ただし、ここで注意すべきことは、輸出地華商から発信された書式 A-a と積替地華商から発信された書式 A-b とは概ね対応しているのに対し⁹²、書式 A-c については、書式 A-a と直接の対応は見られないという点である。すなわち書式 A-c には、(書式 A-b には必ず記されている)その便の商品の仕出地・輸出商が記されず、各便の商品内容も書式 A-a の各便と対応していない。また『同泰来信』に収められた仁川同順泰からの書簡によれば、輸入品のかなりの部分は仁川で売却されたり、あるいは全州等の地方店舗にむけて回送されていたようである。つまり、仁川で陸揚げされた輸入品は、そのまま漢城に発送されるのではなく、いったん仁川同順泰の在庫品として帳簿処理された後、必要に応じて売却されたり、漢城・全州ほかの各店に再発送されたりしていたと考えることができる。

とはいえ、仁川同順泰からの書簡では、頻繁に在庫品・売却品・他店回送品の状況について漢城同順泰に報告していたことが窺われるし、全州同順泰・群山同順泰からの書簡によっても、それら各店の在庫品・売却品の状況について定期的に漢城同順泰に報告していたこ

⁹¹ 開港場ではない群山や栗浦にも店舗があったことは、表 3-6 でも示したとおりである。非開港場であるこれらの地に固定した店舗を設けることは条約上でいえば無論違法であるが、このような例は他にも少なくなかったようである。なお、群山は 1897 年に開港された。

⁹² 文書が損傷して判明しない 2 件と、同順泰出荷貨物に関する 3 件を除く 7 件はすべて書式 A-a 中に対応する文書を持つ。表 3-9 参照。

とが窺われる。漢城同順泰では、書式 A-c 文書および地方各店からの報告を、海外華商から送られてきた書式 A-a, b と付き合わせるによって、同順泰全店のなかで輸入品がどのように配分・処置されていたかについて、集中的に把握することが可能であったと考えられる。現在残存している同順泰資料によっては、同順泰の各店舗が経営上どのような関係にあったかを正確に知ることは困難だが、「来貨置本単」の上のような分析結果を援用すれば、すくなくともこの時期においては、漢城同順泰＝譚傑生を中心とした集中性の高い経営形態をとっていたのではないかと推測される。



【書式A-a例】 整理番号A53番(『各埠來貨置本單甲午年』所収)

拾陸幫 由法公司沙麦南火船付崎轉上 乙元月十五日乃到撥入乙年冊

HCT 紗綾 壹箱 計開	計24疋	5.3兩	127.2兩
天青芝素紗	又116疋	2.25兩	261兩
花徐綾	支 稅 紗85斤	12 1118	11.404兩
	支 木箱 1寸		1.12兩
	支 捆纂 12		2.5兩
	支 安泰保漬 500兩 1寸 5折		3.88兩
	支 叨行佣 1寸		1.125兩
	支 水脚 洋1.5元 75		

共計銀四百另八兩貳錢二九

同順泰寶號 台照 甲臘月廿八日(甲午) (上海北頭同泰號) 結單

(※)括弧内は印影

拾陸幫	由法公司以麦南火船付崎轉上	乙元月十五日乃到
五〇	紗綾壹箱 計開	
	天青芝素紗	計24疋 5.3兩
	花徐綾	又116疋 2.25兩
	支 稅 紗85斤	12 1118
	支 木箱 1寸	
	支 捆纂 12	
	支 安泰保漬 500兩 1寸 5折	
	支 叨行佣 1寸	
	支 水脚 洋1.5元 75	
同順泰寶號	共計銀四百另八兩貳錢二九	
甲午年	甲臘月廿八日	
上海北頭	同泰號	

【書式A-b例】 整理番号B32番(『各埠来貨置本単乙未年』所収)

第捌幫 代安和泰 由三菱阿夫更火船付崎轉上

TCT	砂仁	五箱	淨	500斤			
	木香	五箱	淨	500斤			
	乳香	參箱	淨	470斤			
	山甲	壹箱	淨	100斤			
		支	駁艇下力	15件	1寸		0.84兩
		支	安泰保漬	370兩	1寸	5折	1.85兩
		支	水脚	洋8.82元	757		6.677兩

共支川費銀九兩367

漢城
同順泰寶號台照

乙四月初貳日(乙未) (上海北頭同泰号)川費單

(※)括弧内は印影

漢
同順泰寶號



上海
同泰號
費單

第捌幫 代安和泰 由三菱阿夫更火船付崎轉上

砂仁 五箱 淨 500斤 領

木香 五箱 淨 500斤 領

乳香 參箱 淨 470斤 領

山甲 壹箱 淨 100斤 領

駁艇下力 15件 1寸 0.84兩

安泰保漬 370兩 1寸 5折 1.85兩

水脚 洋8.82元 757 6.677兩

共支川費銀九兩367

【書式A-c例】整理番号C15番(『乙未來貨置本』所収)

拾參幫 由牛背上

紅邊夏布	六包	600疋	1寸	600元
新和双公洋綠	貳箱	200罐	25	50元
牛力	錢11吊	4.5元	仁支錢六吊	漢支錢五吊

共計洋陸佰五拾四元五角

上
漢庄本號 三月十一日 仁棧 (同順泰書柬) 置本單

(※)括弧内は印影

拾參幫 由牛背上	紅邊夏布 六包 600疋 1寸 600元	新和双公洋綠 貳箱 200罐 25 50元	牛力 錢11吊 4.5元 仁支錢六吊 漢支錢五吊	共計洋陸佰五拾四元五角	漢庄本號 三月十一日 仁棧 (同順泰書柬) 置本單
----------	----------------------	-----------------------	--------------------------	-------------	---------------------------

【書式B例】 整理番号B25番(『各埠來貨置本單乙未年』所収)

選奉 第五號

同順泰牌 頭號襟色雲仙線縐通 式拾正
品綠內紅品 464 464 466 462 472
品藍內紅品 459 458 48 462 459
驚黃 47 464
鮮紅 461 458
秋葵 45 461
水灰 467 461
京醬 459 46
計通式十疋長925尺7寸 95折長捌拾七丈九尺四寸
(凡遇關捐尊客自報)
計98元壹百五拾捌兩貳錢九分貳厘

叨加箱布鉄皮銀八錢

上
漢城同順泰寶號 台電(乙未) 清和月吉日(鎮江 発記字号綢緞紗莊)具

(※)括弧内は印影

漢城同順泰寶號

上

允過關捐
尊客計
元未
伯直
金捌
貳錢九分貳厘

計通式十疋長925尺7寸
95折長捌拾七丈九尺四寸

叨加箱布鉄皮銀八錢

京醬 47 464

水灰 467 461

秋葵 45 461

鮮紅 461 458

鵝黃 47 464

品藍內紅品 459 458 48 462 459

品綠內紅品 464 464 466 462 472

同順泰牌
頭號襟色雲仙線縐通 式拾正

第五號

【書式C例】 整理番号A18番(『各埠來貨置本單甲午年』所收)

癸十二月廿四起	零賬抄呈		
付頂雜煙	1.098兩	付二升龍光杭寧綢大袍一件 225 395寸 8.887兩	
付傑生寶墨1元	7.33錢	付品月三元袖四双	1.35兩
付起釘鉄鉗一個3元	2.196兩	付藍卜綢十疋75兩34寸	25.5兩
付傑生白縐紗1.7丈12.6兩	4.91兩	付2号3号花扣鈕十副2.2元十副2元75	3.15元
付大小信口一單	3.165兩	付大勾翅拾斤	7.7兩
付口洋布2.5丈口洋布2.6丈馬尾綴4.2尺	2.706兩	付代劉詢支銀5元7.48申	3.74兩
付成衣工	1.429兩	付代羅晚章口20元 又	14.96兩
付毛鼓4口72寸冲業十口4寸台業十二口2.8兩 7.5申	19.45兩	付格行信紙十刀2.1元 又	1.571兩
共支銀捌拾陸兩壹錢六分正(過)			

同順泰寶號 台照 甲三月初九日(甲午)(上海北頭同泰號)抄

(※)括弧内は印影、口は不明字

同順泰寶號台照	漢城	共支銀捌拾陸兩壹錢六分正	錢六分正
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號
同泰號	同泰號	同泰號	同泰號

第4章 20世紀初頭の咸鏡地方におけるルーブル紙幣の流通

1 はじめに

開港後の朝鮮の幣制については、多様な出自を持つ貨幣が混在して流通する「雑種幣制」のイメージが一般的である。全国にわたり流通が見られたのは、朝鮮政府の発行する小額硬貨と、日本円ないし日本円を基礎とした銀貨・紙幣であり、後者が次第にその地歩を拡大してゆく過程は既に多くの論者によって検討されている。その一方で局地的にのみ流通した通貨も存在する。本章で扱うロシアのルーブル紙幣もその一つである。

ルーブル紙幣が流通したのは、20世紀初頭の咸鏡南道・咸鏡北道(以下あわせて咸鏡地方と呼ぶ)である。これまでも流通の事実は知られていたが、朝鮮全体の幣制を対象とした研究では「規定的要因ではなかった」という理由で検討の対象とはされなかった¹。このようなルーブル紙幣に唯一注目したのは梶村秀樹(1990)である。梶村は咸鏡北道の地域経済に焦点をあてて検討する中で、近接するウラジオストクからルーブル紙幣が流入していたことを指摘した²。しかし梶村も、ルーブル紙幣の流入という現象に、咸鏡地方の地域経済の成長をもたらした一因という、局地的な意味づけを与えたに過ぎない。

しかし東アジア全体を視野に入れると、20世紀初頭はロシアのいわゆる南下政策が最高潮に達した時期であり、それに伴ってルーブル紙幣の流通範囲も満洲全体に拡大していた。咸鏡地方におけるルーブル紙幣の流通も、このようなルーブル紙幣流通の拡大傾向の一部として捉えられるべきだと思われる。そして同時に、そのようなルーブル紙幣の流通が、朝鮮国内ではなぜ全国的な広がりを持たず、局地的な流通に止まったのかということ自体も問われるべきであろう。やや敷衍して言えば、咸鏡地方におけるルーブル紙幣の流通は、朝鮮の地域経済が広域的なアジア域内流通とどのような形で関係を持っていたのかを、朝鮮という行政的領域の存在がそこに及ぼした影響を含めて、問い直すための糸口となるように思われる。

このような問題意識のもとに、本章では、咸鏡地方をめぐるルーブル紙幣の流通構造を再検討し、それを規定した国内的・国際的要因について考察したい。対象時期としては、咸鏡地方でルーブル紙幣が広く見られるようになった日清戦争後から、植民地化直後の1910年代までを扱う。植民地化後の時期まで対象とすることによって、日本による植民地化が在来のアジア域内流通のあり方に及ぼした影響についてもあわせて考えられるだろう。

なお、ここでいうルーブル紙幣の定義を検討に先立って示しておきたい。ロシアでは、19世紀末まで銀本位制をとっていたが、実質的には不換紙幣が流通していた。しかし日本と同じ1897年に金本位制に移行し、金貨と共に国立銀行の金兌換券が発行されるようにな

¹ 高嶋雅明(1978)112頁、羽鳥敬彦(1986)58頁。引用は高嶋より。

² 梶村秀樹(1990)176～179頁。

った³。ルーブル紙幣とは、広義には 1897 年以前の不換紙幣も含みうるが、本章で対象とするのはおおむね 20 世紀に入ってからのものであるため、本章でいうルーブル紙幣は、基本的に 1897 年以後に発行された国立銀行兌換券にあたることになる。

2 20 世紀初頭における咸鏡地方の交易

ルーブル紙幣について検討する前に、その流通の舞台となった咸鏡地方について確認しておきたい。ここでは特に、20 世紀初頭(1900 年代)の咸鏡地方における交易の構造とその担い手について、先行研究に主に依拠しつつ述べることにする。

本章でいう咸鏡地方は、1900 年代当時の行政区画名でいえば咸鏡南道・咸鏡北道にあたる⁴。1910 年末時点の咸鏡地方の人口は約 130 万人で、これは全朝鮮の人口の 9.7%にあたる⁵。地勢は山がちで、平野は海岸に沿って点在するに過ぎない。北側は豆満江(中国名は図們江)と鴨緑江をはさんで中国に接し、東側は 1860 年に沿海州がロシアに割譲された結果としてロシア領に接することになった。

咸鏡地方では、山が海岸に迫っているため、河川交通や陸上交通の便には恵まれていなかったが、沿岸海運は開港以前から存在していた。沿岸に点在する浦口のうち、最も南の永興湾奥に位置する元山は、18 世紀から咸鏡地方と国内各地とを結ぶ集散地として成長しており、1880 年には釜山に次いで朝鮮で 2 番目に開港場となった⁶。また、咸鏡南道と北道の境界よりやや北に位置する城津は 1899 年に、咸鏡北道の中ほどに位置する清津は 1908 年に開港された。この 3 港が植民地化までの時期における咸鏡地方の開港場である。

咸鏡地方の交易構造については李憲和(1985)が検討している。李憲和は、朝鮮主要開港場について 1880 年代から 1900 年代までの貿易統計を網羅的に収集し、各港についてその特徴を抽出する作業を行った。その中で元山については、咸鏡地方内の沿岸交易を国内外の遠隔地貿易と結びつける結節点として機能していたとしている⁷。

李憲和はそのような交易の担い手については詳述していないが、日本人の調査資料を検討すると、商業機構の上でも元山の中心性は高かったようである。すなわち、元山には「客主」と呼ばれる売買仲介を主な業務とする朝鮮人商人のグループが存在した⁸。元山で対外

³ 伊藤昌太(1973); 全(1987)。

⁴ これは朝鮮時代の大半にわたって咸鏡道と呼ばれた範囲と一致する。咸鏡道は日清戦争後の地方制度の改革によって南北に分割された。この行政区画は基本的に日本植民地期にも維持される。ただし 1948 年の共和国建国後に再び行政区画の変更があったために、本章でいう咸鏡地方は、現在の咸鏡南道・咸鏡北道と完全には一致しない。

⁵ 朝鮮総督府『明治四十三年朝鮮総督府統計年報』1911 年、第 38 表。ただしこの時期の朝鮮総督府の人口統計にはきわめて脱漏が多く、数値をそのまま信じることはできない。

⁶ 李憲和(1985)250 頁; 高丞燾(1996)93~97 頁。

⁷ 李憲和(1985)194~196 頁。

⁸ 元山においては、日清戦争前後のピーク時で、130~140 軒の客主がいたという(朝鮮総督府『元山方面商工業調査』1911 年、p.77)。元山に限らず、朝鮮の開港場では「開港場客

貿易を行う日本商・華商と、咸鏡地方沿岸の都市を拠点に活動する朝鮮人商人たちとは、基本的にこの元山客主の仲介を通じて取引を行っていた⁹。元山を中心とする咸鏡地方沿岸交易では、在来型船も利用されていたが、客主をはじめとする元山の朝鮮人商人たちの中からは、日清戦争前後の時期から、自ら出資して沿岸汽船航路を開設する者も相次いで現れたことが知られている¹⁰。

さて、李憲昶は咸鏡地方沿岸交易における元山の中心性を指摘したが、それと並んで、咸鏡地方の北方に位置するウラジオストクとの交易も無視できないとしたのが、先に挙げた梶村秀樹(1990)である。梶村によれば、ウラジオストクは、露領沿海州の中心的な海港として建設されたものの、その後背地に乏しく、基本的な生活資材や労働力については、隣接する中国・朝鮮に依存せざるを得ない状況であった。咸鏡地方北部の諸港とウラジオストクの間には、朝鮮人商人の在来型船が通関することなしに公然と往来し、穀物や牛肉等を輸出した。さらに年々1万人を越える朝鮮人が季節的な出稼ぎに行っていたという。このような商品・労働力の供給に対して、ウラジオストク側からはイギリス製綿織物などが輸出されたが、それと並んで朝鮮に持ち込まれたのがルーブル紙幣であったと梶村はいう¹¹。

このように、20世紀初頭の咸鏡地方では、南端の元山が開港場として咸鏡地方内外の交易の結節点となっていた一方、北部においては海関では把握されない形でウラジオストクとの交易が行われていたと見られる。

主」と今日呼ばれる朝鮮人商人のグループが重要な役割を負っていたことが知られている。客主(旅客主人)とは18世紀から各地の交通の要衝に出現した商人の一種で、商業上の機能としては売手と買手を仲介する問屋業類似の活動を行っていた。開港場客主の機能も基本的には同様で、日本人商人や華商と内地朝鮮人商人の取引を仲介していた。なお18世紀から出現した客主は、こうした商業上の機能のほかに、特定の官府から独占特権を付与されて徴税を代行するなど、権力的な市場統治の観点からも重要な役割を負っていた(李炳天(1983))。開港後の開港場客主も、こうした徴税業務を行おうとしたことで、日本人をはじめ外国人の反発を買い、しばしば外交問題化した。さらに開港場客主のグループは、「会社」や「商業会議所」といった名称を持つ組織を設立してゆくが、その性格については論争があり、決着を見ていない(李炳天(1984); 全遇容(1997); 柳承烈(1996)等)

⁹ やや下る時期の史料であるが、次の1909年の史料から、咸鏡地方沿岸の朝鮮人商人が、基本的には元山客主を通じて道外市場と関係を持っていたことが分かる。「是等〔咸鏡地方沿岸〕の都邑に於ける店舗は、何れも元山港と取引関係を有せざるなし。況んや清津以南各地方への物資の供給は凡て元山本位にして、間間釜山より直接取引を為すものなきにあらざるも、甚た多からざる見込みなり。〔中略〕是等都邑に在る稍大なる商人にして商品の仕入を為さんとするや、書面又は電信にて元山客主に注文を為す。自ら出張し来るが如きは、多くは大豆、麻布、砂金其他各其土地の物産を携帯したる時なりとす」(「商業上ヨリ見タル韓国ニ於ケル外国人就中日本人ト韓国人トノ関係(五)元山港ノ分」『貿易月報』9号、韓国関税局、1909年、15頁)。

¹⁰ 梶村秀樹(1990) 164～166頁; 羅愛子(1994) 82～89頁。

¹¹ 梶村秀樹(1990) 168～179頁。

3 咸鏡地方におけるルーブル紙幣循環の形成

上述のように、梶村秀樹は咸鏡地方へのルーブル紙幣の流入を指摘したが、それがいつ頃から開始され、どのような循環構造を持っていたかについては詳細な検討を行っていない。本節ではこれらの点について基礎的な検討を行う。もとより流入の始点を確定することは困難であるが、次の史料4-1から19世紀末における流通の範囲が推測を可能できる。これは1896年6月から7月にかけて、元山日本人商業会議所の調査員が咸鏡地方を踏査した記録であり、引用したのは、調査員が7月9日に到着した慶興の事情を述べた部分である。慶興は咸鏡北道の北部、朝露国境に程近い地点に位置している。

史料4-1) 慶興に於て外国貨幣の流通最も盛なるものは言ふ迄もなく露錢にして、之に次くものは清錢日本錢なりとす。〔中略〕露錢のみは其紙幣をも通用して紙幣一枚即ち一元は韓錢四百文を価せり。而して露錢の流通区域は單に慶興の一小部内に限らず、〔中略〕地方の大商豪家の類、亦皆輕便として之を珍重せざるは莫し。唯日本銀と露銀と其勢力の分界地と称すべきは吉州・端川の前後にして、之より以北は露銀次第に割高となりて其流通高亦遙に日本銀に超過し、之より以南は日本銀割高となりて其流通高亦露銀に超過する模様なり¹²。

ここでは省略した後段によれば「日本銀」「露銀」はそれぞれの銀貨を指す。その通用範囲の境界とされる吉州・端川は、ちょうど咸鏡南北道の境界周辺にあたる。そして「露錢」＝ロシア通貨については紙幣も通用していたという(ここでいう紙幣は1897年の幣制改革以前のルーブル紙幣であろう)。その通用範囲も銀貨と同様であったとすれば、やはり咸鏡地方南部では見られなかったということになる。

ところが、1900年代に入ると、このような状況に変化が生じることになる。次に引くのは1903年に関する元山海関年報の一部である。

史料4-2) ロシアの紙幣、これは元山には1902年に持ち込まれたものだが、金に次ぐ交換の手段となった。少なくとも627,000ルーブルが輸入品の支払いのため海外に移送された。その3分の2が中国へ、残りが日本へ送られた。これらは移民の稼ぎの一部である。彼らは以前はそれをウラジオストク(これまで香港以北の極東における唯一の自由港であった)で使ってしまっていたが、〔同港で〕保護主義的な関税が施行されてからというもの、顧客はより安い市場に逃げてしまった。1901年に関税が施行された時点では、砂金は政府の専売品であったが、密かに安価で買うことができた。それらは密輸されて国境を越え、元山で商品と交換された。金にも通常の関税が課されるようになり、その結果金の価格が正常な水準まで上昇すると、貨金を紙幣のかたちで持ち帰る方が便利となった¹³。

¹² 「咸鏡道北部各港商況視察報告(其四)」『日韓通商協会報告』21号、1897年、28～29頁。

¹³ “Russian notes, which were introduced to Wonsan in 1902, were second only to gold as a medium of exchange. No less than 627,000 roubles were shipped abroad to pay for

これによれば、ロシアの紙幣つまりルーブル紙幣が、1902 年以後に咸鏡地方の南端に位置する元山でも見られるようになり、それらは元山からさらに中国・日本へと再移送されていたという。そしてこのような元山への流入が始まった理由を、1901 年のウラジオストクの関税改定と関連付けて説明している。ウラジオストクは 1860 年代に開港されて以来無関税港であったが、1901 年に有税港に転換された(その後 1906 年に再び無関税港となったが、1909 年に最終的に有税港化された)¹⁴。ウラジオストクの有税港化によって、同港での輸入品価格は当然上昇したと思われるが、上の史料では、そうした物価上昇の結果、朝鮮人出稼ぎ移民たちが商品の購入地をウラジオストクから元山に変え、それによって移民の稼得した賃金が砂金ないしルーブル紙幣の形態で元山に流入しはじめたとしている。

ウラジオストクの有税港化が、咸鏡地方でのルーブル紙幣流通に与えた影響について、元山の商品貿易における変化とあわせて、より詳しく見てみることにしよう。次に引くのは、1901 年の元山日本領事報告である。

史料 4-3) 従来咸鏡道(重に北関〔咸鏡北道〕地方)の韓人が、生牛其他の国産を浦潮に輸送し、其代金として金巾・洋反物並に支那絹織物類を持帰る事となり居りし為、此等の物品の当港〔元山〕に於ける販路は咸鏡道南方一部にして誠に僅々の数なりしが、〔ウラジオストクにおける〕該関税実施後は当港にて買収することの却て廉なるを以て、北関人までも一旦必ず元山に帰航し、其等の物品を買ひ取り、沿岸小汽船にて郷里へ輸送することゝなれり。去れば浦潮港の支那人が韓人を得意とせし点は、渾て当港支那人の手に移りたる姿なり。随て近来当港支那商の手に依り輸入せらるゝもの益々増進するに至り、其著しき兆候を顕はしたるは本年〔1901 年〕四、五、六の三ヶ月にて明かなり¹⁵。

import cargo. Of this more than two thirds went to China, the balance to Japan. This sum represents part of the earnings of emigrants who formerly spent them in Vladivostok—then the only free port in the far east north of Hong Kong—until the protective tariff drove customers to a cheaper market. In 1901, when the tariff came into force, gold dust was a government monopoly and could be secretly purchased at a profit. It was smuggled across the border and was bartered again for goods in Wonsan. Since the withdrawal of restrictions against the general tariff in gold and its consequent rise in price to the normal value, it has been found more convenience to bring back wages in the shape of paper money. ” (Korea Imperial Maritime Customs, Chief Commissioner of Customs, *Returns of Trade and Trade Reports for the year 1903*, Seoul: the Seoul Press, 1904, p.167)

¹⁴ 高嶋雅明(1973b) 85～90 頁。

¹⁵ 「浦潮港関税引上ノ元山市場ニ及ホシタル影響」(1901 年 9 月 16 日付、元山領事館報告)『通商彙纂』201 号、1901 年、11 頁。また同趣旨だが、翌年の元山領事報告にも次のように述べられている。「昨年露領浦塩斯德港関税改正の結果、重税を課するに至りし以来、其当時まで該港在留の清商が北関及黒龍江沿岸の方面を顧客と顧みて輸入しつゝありし金巾及洋反物絹織物の類は、全然彼等の手を離れて皆当港在留清国人の手より供給せらるゝこととはなれり。」(「韓国元山港対日、清国貿易現況」(1902 年 9 月 13 日付、元山領事館報告)『通商彙纂』232 号、1902 年、9 頁)。

ここでは、移民たちの購入対象が、綿織物をはじめとした輸入工業製品であったことが明示されている。ルーブル紙幣については特に述べていないが、史料4-2と照らし合わせれば、かれらが元山に持ちこんだのはルーブル紙幣であったと考えてよいだろう。

さて、上の史料4-3の記述の中で、もう一つ興味深いのは、そうした朝鮮人移民の輸入品購入地の変化が、ウラジオストク華商と元山華商との盛衰交代という形で叙述されていることである。この史料中で述べられている「金巾・洋反物並に支那絹織物類」は、これまでも引用してきた古田和子が述べているように、上海を中心とする東アジアの華商通商網のなかで主要な商品となってきた。史料4-3に述べられているウラジオストクと元山の華商も、おそらくそれらの商品を上海から輸入していたのであろう。つまり1901年のウラジオストクの関税改定は、咸鏡地方で消費される商品について、古田のいう「上海ネットワーク」の末端における組み換えをもたらしたということができる。

上の史料に述べられている元山華商による輸入の増加は、元山の貿易相手先構成に端的に現われている(表4-1, 図4-1)。元山では輸出入いずれでも対日本貿易がほぼ一貫して対中国貿易を上回っているが、注目されるのは、対中国輸入が1901年に急拡大し、この年だけは対日本輸入を凌駕する水準に達している点である。この当時の朝鮮において、対中国貿易のほとんどは華商によって担われていたと考えられるから、1901年のウラジオストクの関税改定は、元山華商の対中国(おそらく対上海)輸入の規模を一挙に前年比3倍の水準に引き上げるだけの効果を持っていたということになる。

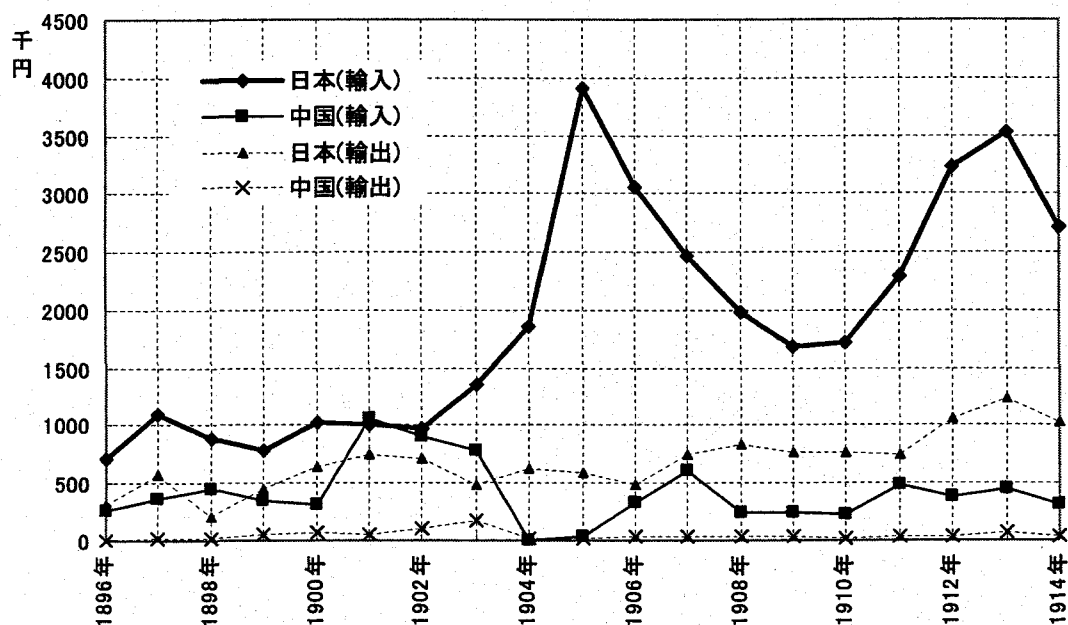
史料4-2に述べられている、元山から中国へのルーブル紙幣の再現送は、こうした元山華商の対中国輸入の増加を背景として起きたものと考えることができる。表4-2, 図4-2は、1902年から1911年までの元山からのルーブル紙幣現送額を示したものであるが(表には清津・城津の値も併記した)、これによっても日露戦争前の現送先は主に中国であったことが分かる。こうした現送の主体については、次の元山日本領事報告で触れられている。

史料4-4) 当〔咸鏡〕地方出稼人が彼地〔ウラジオストク〕に於て取得する所の労働賃金及輸出生牛代金の多くは従来金巾類の貨物を購買し来りしが、往年同港の関税率引揚渡〔後か?〕は商業上の局面を一変したるを以て、爾来其携帯に便なりし砂金又は紙幣を輸入するに至りたり。然るに曾て清商等の為めに吸収せられたる砂金の〔元山からの〕輸出は、既に報告したるが如く先年来本邦商の独占に帰し、彼等は殆ど顔色なき有様なりしが、現下専ら該紙幣の買収に努め之を上海に輸送し、而して更に北清地方へ転送せらるゝもの〔の〕如し。又日本へ輸出する者は僅かに本邦商一二名の少数なりしが、主に長崎に輸送せり¹⁶。

ここから、上海からの商品輸入が急増した元山華商が、上海に対する決済の手段として、

¹⁶ 「露国紙幣元山港輸出概況」(1904年1月27日付, 元山領事館報告)『通商彙纂』明治37年9号, 1904年, 31頁。

【図4-1】元山における対外貿易(千円)



【表4-1】元山における対外貿易 (千円)

	輸入					輸出				
	ロシア	日本	中国	その他	合計	ロシア	日本	中国	その他	合計
1896年	69	709	258	0	1,037	13	319	4	0	337
1897年	99	1,103	368	0	1,570	11	570	11	0	592
1898年	105	883	444	0	1,432	18	211	16	0	244
1899年	90	786	345	0	1,220	54	458	59	0	571
1900年	103	1,022	317	0	1,442	106	638	70	0	814
1901年	20	1,006	1,064	0	2,089	142	743	60	0	945
1902年	11	968	901	0	1,880	186	714	101	0	1,001
1903年	31	1,363	789	3	2,186	88	494	175	12	769
1904年	2	1,863	5	2	1,872	3	629	11	1	643
1905年	0	3,913	40	2	3,955	8	593	17	0	618
1906年	20	3,061	333	4	3,417	383	495	40	14	933
1907年	16	2,470	600	2	3,089	307	751	34	11	1,104
1908年	6	1,988	251	639	2,885	124	842	35	1	1,003
1909年	3	1,691	250	743	2,687	240	760	39	16	1,055
1910年	4	1,715	220	564	2,503	224	762	25	8	1,019
1911年	9	2,300	493	733	3,534	170	753	34	10	967
1912年	10	3,229	375	1,138	4,751	15	1,060	34	6	1,115
1913年	8	3,535	458	1,385	5,387	8	1,232	63	25	1,327
1914年	5	2,706	317	1,174	4,202	71	1,027	38	6	1,142

注)

朝鮮海関統計の相手先別分類は1908年から変わった。

1907年以前: 輸入地は朝鮮に至る直前の仕出地、輸出地は朝鮮から最初の荷揚げ地

1908年以後: 輸入地は貨物の原産地、輸出地は貨物の最終消費地

それゆえ、例えば上海から再輸入された英国製品ならば、1907年以前は中国より、1908年以後は英国より輸入となる。

輸入において1908年から「その他」が増加するなどは、主としてこのような統計編制方法の変化による。

出所)

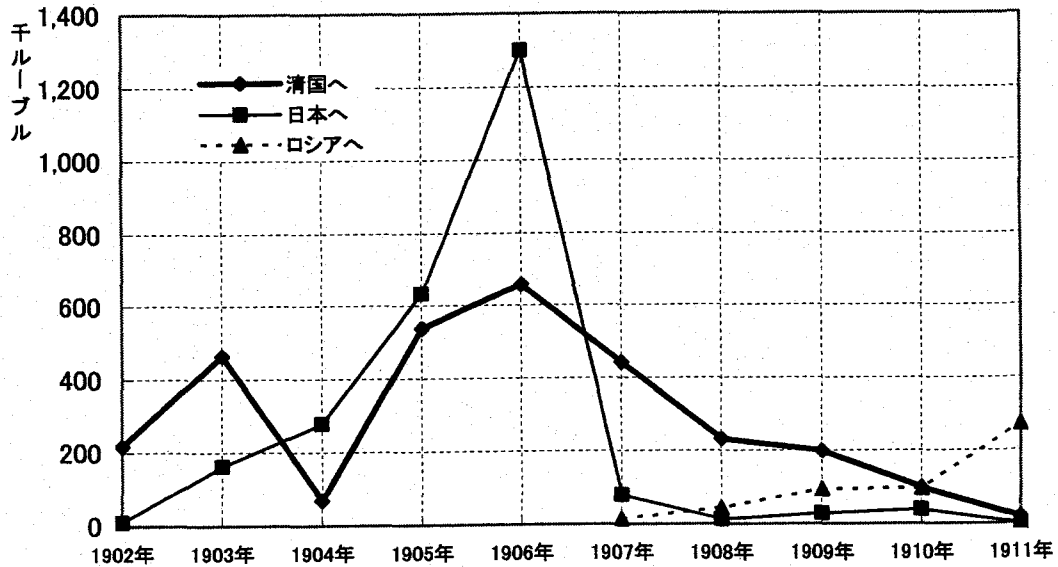
1896~1899, 1902, 1904年: 『通商彙纂』所載の各年元山商況報告(在元山日本領事館報告)

1901, 1903, 1905, 1906年: Korea Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade Reports*, 各年。

1907~1909年: 『韓国外国貿易概覧』(韓国度支部)各年。

1910~1914年: 『朝鮮貿易年表』(朝鮮総督府)各年。

【図4-2】元山におけるルーブル紙幣送出額



【表4-2】咸鏡地方三港におけるルーブル紙幣の送出額(ルーブル)

	元山				城津計	清津計
	中国へ	日本へ	ロシアへ	計		
1902年	218,764	11,302	0	230,066		
1903年	464,416	161,884	0	596,300		
1904年	68,820	278,509	0	347,329		
1905年	537,936	632,304	0	1,170,240		
1906年	658,527	1,300,361	0	1,958,888		
1907年	441,883	79,276	14,501	535,660		
1908年	231,975	12,696	44,350	289,021	56,470	8,700
1909年	199,205	29,012	94,365	322,582	63,179	5,419
1910年	98,744	39,424	96,002	220,558	26,691	7,790
1911年	17,510	0	271,823	289,332	28,907	93,362
1912年					48,016	281,355

注)

- ・空欄はデータが得られなかったことを示す。
- ・1904～1909年はもと円表記。1円＝1ルーブルとして換算。
- ・1904年は第2四半期を欠く数値である。
- ・1906年、07年分の流出額には日本紙幣を含む可能性もある。

出所)

- ・元山
 - 1902～03年：『通商彙纂』明治37年9号
 - 1904年：『通商彙纂』明治37年41号，明治39年16号，明治40年36号
 - 1905年：『通商彙纂』明治38年64号，明治39年12号，明治40年36号
 - 1906～07年：『韓国外国貿易概況』(韓国度支部)隆熙元年〔1907〕年版
 - 1908年：『元山港貿易一斑』(元山日本商業会議所)明治42年版
 - 1909年：『韓国外国貿易概況』(韓国度支部)隆熙3年〔1909〕年版
 - 1910～11年：『朝鮮貿易要覧』(朝鮮総督府)各年版
- ・城津と清津
 - 全て『咸鏡北道ニ於ケル経済状況』(朝鮮銀行，1913年)21頁。

ウラジオストクから持ち込まれたルーブル紙幣を買い取って現送していたと見ることができる。史料中にも触れられているように、1897年の日本金本位制移行にともなって、従来華商が上海への決済手段として利用していた砂金が、日本に政策的に吸収されるようになったことも、元山華商のルーブル紙幣の利用を促す要因になったといえる(表4-3参照)¹⁷。

【表4-3】元山の貴金属輸出入(千円)

	金貨・金地金						銀貨・銀地金					
	輸入			輸出			輸入			輸出		
	日本	中国	ロシア	日本	中国	ロシア	日本	中国	ロシア	日本	中国	ロシア
1896年	0	0	0	681	356	0	2	0	4	36	2	4
1897年	0	0	0	676	309	0	36	0	5	35	4	4
1898年	10	0	0	636	336	0	1	0	0	99	3	13
1899年	0	0	0	787	225	0	3	0	0	1	42	24
1900年	0	0	0	1,313	113	0	10	0	0	0	54	4
1901年	0	0	0	1,651	17	0	0	0	0	26	43	37
1902年	0	0	4	1,357	7	0	0	0	0	48	209	9
1903年	0	0	0	1,467	0	0	0	0	0	0	64	0
1904年	0	0	0	476	8	0	0	0	0	13	0	0
1905年	0	0	0	880	0	0	0	0	0	21	0	0
1906年	0	0	0	655	64	0	0	0	0	385	85	0
1907年	0	0	0	698	0	0	0	0	0	28	5	0

出所) 表4-1に同じ

以上のように、1901年のウラジオストクの関税改定は、咸鏡地方をめぐる商品流通の経路を組み替え、それに対応してウラジオストクから元山を経て上海に至るルーブル紙幣の循環経路が形成された。そして、当初ウラジオストクへの出稼ぎ者の手で元山に持ち込まれたルーブル紙幣は、元山でルーブル紙幣が受領されるようになると、前節で見たような咸鏡地方の沿岸交易においても利用されるようになったと見られる。例えば次の史料は、1904年第2四半期の元山におけるルーブル紙幣流通の状況について述べている。

史料4-5) 注意すべきは露国紙幣の〔元山からの〕輸出額が十三万餘円に及びたるにあり。従来北関地方に於ては浦潮との関係上自から多大の露紙幣を融通せるのみならず、殊に四月以降は露兵侵入の爲め一層其流通額を増大ならしめたるは疑なき事実にして、現に同地方の顧客の多くは之を〔元山に〕携帯し来り、専ら穀物購入に従事せる結果に外ならざりき¹⁸。

¹⁷ 表4-3によれば、中国向けの金地金現送は、1899年から急激に減少している一方、かわって日本向けの現送が増加していることが分かる。第3章で触れたように、砂金の現送は、朝鮮華商の対中決済手段の一つであったと考えられ、元山日本領事報告においても、1890年代末まで華商による砂金買収・対中国現送が盛んに行われていたことが記録されている(例えば「廿九年中元山商況年報」(1897年6月29日付、元山領事館報告)『通商彙纂』号外, 1898年3月31日)。にもかかわらず1890年代末から中国向けの現送が減少してゆくのは、元山のみならず朝鮮全体の傾向でもあり、その背景には、日本の金本位制移行(1897年)に伴って朝鮮産金の対日吸収が政策的に図られたことがあったとされる(村上勝彦(1975) 256～276頁; 小林英夫(1979) 185～192頁)。

¹⁸ 「元山三十七年第二季貿易」(1904年10月26日付、元山領事館報告)『通商彙纂』明治37年35号, 1904年, 27頁。

前節で述べたように、元山は咸鏡地方沿岸交易の拠点となっていたが、その中で朝鮮南部地方からもたらされる穀物類は、農業生産の不安定な咸鏡地方にとって開港前からの重要な移入品となっていた¹⁹。この史料からは、そうした在来の咸鏡地方沿岸交易においても、ルーブル紙幣が決済手段の一つになっていたことが推測される。

4 上海をめぐるルーブル紙幣の広域的流通

前節では、1901年におけるウラジオストクの関税改定を契機に咸鏡地方をめぐるルーブル紙幣の循環構造が形成される過程を検討した。しかしながら、上海や長崎でこれらのルーブル紙幣が受領され得たのはなぜかという疑問は依然として残っている。本節ではこの点を理解するために、東アジアのより広い範囲を視野にいれ、日露戦争以前のルーブル紙幣の広域的な流通構造について検討する。

第1節でも述べたように、20世紀初頭の東アジアでは、満洲でもルーブル紙幣が流通していた。日清戦争後のロシア政府は、満洲への政治的関与を強めるなかで、満洲を横断する東清鉄道の建設や、露清合弁の露清銀行の設立(1895年)とその店舗網の拡大などを通じてルーブル紙幣を散布した。さらに1900年の義和団事件によるロシア軍の満洲占領を直接的な契機として、満洲全土でルーブル紙幣が見られるようになったという²⁰。

この時期の満洲におけるルーブル紙幣の流通構造を全体的に復元することは困難である。しかしながらその流通構造は、ロシアの対満洲政策を背景としながらも、必ずしもそれによってのみ規定されていたわけではなかったと考えられる。そのことは、次の上海との関係から窺うことができる。19世紀後半からの満洲の開発は、上海をはじめとする中国内地から商品と労働力を供給されることによって可能となったために、満洲は上海方面に対して常に債務超過の状態にあった。そのような債務は、出稼ぎ者による家郷への送金等、いくつかの方法で相殺されていたと考えられるが、その一つに露清銀行とルーブル紙幣が関わっていたことが次の史料4-6から明らかとなる。これは日露戦争の開戦直後である1904年の夏ごろ、山東省芝罘から横浜正金銀行本店へ送られた報告書の一部である。

史料 4-6) 芝罘に於ける露貨は、支那人が対岸〔遼東半島か?〕又は營口よりジャンク又は汽船便に依り輸入し来る者にして、近來稍々其數量を減ぜしと雖も、尚ほ一日平均參四万円に達し、芝罘に於ける順泰・謙益・泉宝通・瑞盛等の大錢莊に始め、四五十軒の小錢莊は悉く是等露貨を買入れ、又洋貨店・雜

¹⁹ 木村光彦(1985)92～99頁; 河元鎬(1994)92～99頁。

²⁰ 満洲におけるルーブル紙幣流通について、特に露清銀行の関係から言及しているものとして、以下の文献を挙げることができる。石田興平(1964)513～519頁; 楊培新(1992)60～83頁; Quested(1977)49～52頁。ただしこれらの文献でも、ロシア側の政策的な意図を強調するに止まり、満洲内におけるルーブル紙幣循環のメカニズム自体について明らかにするには至っていない。

貨店等にして品物売場代金に露貨を受領することあり。而して其收受せし露貨は悉く上海に現送し、錢莊に在ては交換上の差益を収め、他店に在ては物品仕入資金に充用す。故に芝罘に於ける露貨相庭は上海露清銀行露貨買入相庭を斟酌して算出するものなり²¹。

本史料から、芝罘では満洲から華商の手で「露貨」（ルーブル紙幣と考えてよいであろう）の現送を受けていたこと、そしてそれらは錢莊や商店を通じて更に上海に送金されていたことが分かる。山東半島は満洲へ対する商品・労働力の重要な供給地であったし、芝罘は上海から輸入品の供給を受ける立場にあったから、そうした商品・労働力の流れに対応する形で、ルーブル紙幣現送が行われていたと見てよいであろう。

そして上掲史料では、芝罘におけるルーブル紙幣相場が、上海の露清銀行における買取相場に準じて決定されていたという。ここから、ルーブル紙幣の上海における最終的な受け手の一つとして露清銀行のあったことが推測されるのであるが、それを裏付けるのが次の史料 4-7 である。これも史料 4-6 と同時期の 1904 年 9 月 17 日に、横浜正金銀行上海支店から、本店に宛てられた書簡の一部である。

史料 4-7a) 当地〔上海〕露清銀行及其他の銀行に於て、当年〔1904 年〕一月より八月迄に露国紙幣(ルーブル紙幣)を買取りたる高は、合計壹千五百六拾四万九千ルーブルにして、其各銀行取扱高及毎月の買取高は別表の通に有之、此等銀行の該紙幣買入相場は当地龍動〔ロンドン〕間の相場と龍動露国間の相場を斟酌して定むることに有之、要するに龍動向買為替として買取り現送せしものに有之候²²。

ここから、上海に現送されたルーブル紙幣が露清銀行その他の銀行によって買い取られたことが判明する。史料中に言及されている「別表」によれば、1904 年 1 月から 8 月の間に上海各銀行によって買い取られたルーブル紙幣は総額 15,649,000 ルーブルであり、銀行ごとの内訳は露清銀行 5,681,000 ルーブル(総額中 36%)、香港上海銀行 5,483,000 ルーブル(同じく 35%)、独亜銀行 2,982,000(同じく 19%)ルーブルなどであった。露清銀行が最多を占めているとはいえ、その他の在華外国銀行によっても無視できない額が吸収されていたことがわかる²³。

²¹ 伊東小三郎より横浜正金銀行頭取・相馬永胤あて書簡、日付欠落（『軍用切符ニ関スル調査』大蔵省理財局、1908 年序、下巻 645 頁所収）。本書簡によれば、伊東小三郎は横浜正金銀行の天津店に勤務する行員であり、天津に帰任する途中で芝罘に立ち寄ってルーブル紙幣と日本軍票の流通状況を調査したもののようである。本書簡には日付が欠落しているが、『軍用切符ニ関スル調査』の編者注として、「明治三十七年九月二十七日付を以て相馬正金銀行頭取より廻付」とされているところから考えると、1904 年夏ごろに作成されたものと考えるのが妥当であろう。

²² 横浜正金銀行上海支店・長鋒郎より同行頭取・相馬永胤あて書簡、1904 年 9 月 17 日付（『軍用切符ニ関スル調査』大蔵省理財局、1908 年序、下巻 624 頁所収）。

²³ 史料中では、これらのルーブル紙幣がロンドン向の買為替としての役割を果たしたとされているが、外国銀行の上海店では輸入為替の売渡しや借款返済金・賠償金の受け取りな

さらに、史料 4-7 では、次のように続けている。

史料 4-7b) 而して此外に〔=7a 部分で述べた現送以外に〕、露清銀行満洲各地支店より当地へ向け為換を売出し、其高毎月平均老百参拾万両に相達し、〔ロシア軍が〕退北の昨今に於ても、此方よりの手形若くは T.T.〔telegraphic transfers, 電信為替〕の支払高相当に有之候²⁴。

ここから分かるように、露清銀行の在満洲店舗では、上海向けの銀両為替を売り出してもいた。露清銀行の在満洲店舗において、上海為替の代価として受け取られる貨幣の中には、ルーブル紙幣が当然含まれていたと考えられる。とすれば、そうした露清銀行の上海為替売却も、満洲でのルーブル紙幣の循環構造に影響を与えていたとみてよからう。

このように、日清戦争後の満洲では、上海をはじめとする中国内地から満洲に対する商品・労働力の移動を背景として、上海にルーブル紙幣が現送されたり、あるいはルーブル紙幣で上海為替が購入されたりしていた²⁵。ここで元山の場合を思い返してみると、元山から上海へのルーブル紙幣現送の場合も、元山華商による上海からの商品輸入の増加に対応する形で開始されていた。元山から上海に現送されたルーブル紙幣の行く先については、次の史料 4-8a から一端を窺うことができる(b 以下は次節で引用する)。

史料 4-8a) 流入したる露国紙幣は、従来大部分は元山津に集り、同地に於て日本及支那より輸入する代価の支払いに用ひられ、こゝに日清の貿易商はこれを取りて主に長崎・上海に送り、露清銀行に提供し、

どを通じて現銀の受取超過の状況にあったと考えられるから、ルーブル紙幣の買い取りはこうした上海店の持高を調整する意味を(規模は僅かにせよ)持っていたと考えてよいであろう。たとえば 1913 年の香港上海銀行の財務状況を分析した西村閑也によれば、同行の上海店はロンドン店に対して債務超過の状態で、手持ちの現銀を売却してロンドン向けの買為替を買い取る必要があったという(西村閑也(1993)10 頁)。このような外国銀行側の立場も考慮すれば、満洲から上海へのルーブル紙幣の現送は、上海・満洲間の商品・労働力の流通のみならず、ロンドンを中心とする国際金融のあり方にも規定されていたといえることができる。

²⁴ 史料 4-7a (注 22)に同じ。

²⁵ 史料 4-6, 4-7 は日露戦争開戦後の調査であるから、それらの史料に挙げられた数値についても、平時の状況をそのまま反映したものとはいえない。ただし、同種の史料で、1904 年夏ごろに横浜正金銀行上海支店から本店へ送られたと見られる書簡中では、「露国が満洲経営以来、ルーブル紙幣の上海に来るは実に夥敷ものにて、近来に至りても毎月約式百万ルーブル位の輸入有之候、而して商業上非常なる関係を有する満洲と上海との金融に利便を与へし事、不一方事に御座候」とある(横浜正金銀行上海支店・長鋒郎より同行支配人あて書簡、日付不詳、『軍用切符ニ関スル調査』(大蔵省理財局, 1908 年序)下巻 618 頁所収。1904 年 8 月 17 日付け正金銀行三崎亀之助より大蔵省国庫課長宛て書簡の添付資料である)。この史料中にいうロシアの「満洲経営」を日清戦争後における満洲政策のことと考えれば、上海へのルーブル紙幣現送も、日露戦争後に新たに始まった現象ではないということが窺われよう。

夫々その地の通貨に引替へらると云ふ²⁶。

ここから、上海・長崎に現送されたルーブル紙幣が、露清銀行によって買い取られていたことが分かる。この点も満洲から上海へのルーブル紙幣現送の経路と一致している。

すなわち、前節で述べたような咸鏡地方をめぐるルーブル紙幣の循環構造は、満洲・上海間のルーブル紙幣を媒介とした決済のシステムを前提とし、その支流とでもいうべき形で形成されたとみることができるだろう。

5 咸鏡地方の地域経済とルーブル紙幣

第3節で見たようなルーブル紙幣の循環構造について、第4節ではその国際的条件を検討した。この第5節では、逆に咸鏡地方の側からその成立の条件を考えたい。咸鏡地方内でのルーブル紙幣の流通は、咸鏡地方沿岸の商品交易に伴った地域内での流通が、そのままウラジオストクから上海に至る広域的な流通の一部となっているというものであった。これは、行政的領域を単位とした排他的・集中的な通貨管理が一般に行われている今日の状況に照らせば、かなり奇異な現象とも見える。当時の咸鏡地方では、どうしてこのような形でのルーブル紙幣の流通が可能となったのだろうか。

この問題について考えるためには、当時の朝鮮における貨幣流通の状況について知ることが必要である。当時の朝鮮の幣制については、必ずしも十分な研究な蓄積は存在しないが、概ね次のような特徴があったといえる²⁷。①発行主体を異にする多様な貨幣が混在して通用していた²⁸。②諸貨幣の尺度となるという意味での本位貨が実質的に存在せず、従って貨幣間の固定した交換関係はなく、変動相場が立てられていた²⁹。③貨幣間には空間的・機

²⁶ 上田光雄『韓国ニ於ケル貨幣ト金融』上巻、東京高等商業学校、1909年、15頁。本書の筆者は当時東京高商の在學生であり、1907年8月における現地調査の報告書としてまとめたものが本書である(序文より)。

²⁷ 制度的な側面においては、高嶋雅明(1978)、波形昭一(1985)、羽鳥敬彦(1986)のような専著をはじめ多くの研究が存在するが、流通構造に実態に関する研究は多くない。ここでは、木村光彦・浦長瀬隆(1987)、裴永穆(1987)、都冕会(1989)、呉斗煥(1991)を主に参考とした。ただし、本位制の不在や貨幣間の機能の分担といった視角は、近世中国を対象とした黒田明伸(1994)から刺激を受け、試論的に採用したという面が大きい。このような視角を朝鮮に当てはめられるかどうかは、今後の実証作業によって再検討したいと考えている。

²⁸ 1900年代前半において、朝鮮政府自体が発行する貨幣は実質的に2銭5分白銅貨のみであったが、それ以前に鑄造された銅銭類(当五銭、常平通宝)も流通していた。さらに日本円系の貨幣も多く流通しており、開港当初から存在した一円銀貨や日本銀行券のほか、1902年から第一銀行の在朝鮮店舗が第一銀行券を発行していた。第一銀行券は日本銀行券を主たる発行準備としたものであり、数度の発行制度の改変の後、1906年には朝鮮の法貨として無制限通用が認められた。

²⁹ 本位制度の確立の試みは開港後何度か行われ、法的には1894年の新式貨幣発行章程によって銀本位制となった。しかしながら本位貨の発行は行われず、補助貨たる白銅貨のみが

能的な分業が存在し、農村部および農村部と都市部の間では小額貨幣が循環する一方、都市や開港場での貿易取引では日本系の貨幣をはじめとする高額面の貨幣が流通していた。

このような貨幣流通の状況下で、ルーブル紙幣の場合も、朝鮮内で流通するその他の貨幣とは固定した交換関係を持っていなかったと考えられる。そのことは、ルーブル紙幣が他の貨幣の需給状況に影響を受けずに移動することを可能としたといえるが、同時にルーブル紙幣の流通が全朝鮮に広がることを抑制したともいえる。たとえば農村で主に流通する小額貨幣と交換の円滑を欠いたことは、農村での滞留を困難としたであろう。その一方で浦口・開港場間の流通においても、開港場で卓越した地位を保持していた日本円系の通貨との交換性を保証されていなかったから、咸鏡地方の沿岸交易の中心であった元山に集中した後は、釜山など咸鏡地方外の開港場に持ち出されるよりも、既に満洲との関係でルーブル紙幣の受領性が確立されていた上海で輸入品の決済に当てられる方が自然だったのではないだろうか。咸鏡地方内での流通が、国内的な流通の広がりを持つことなく直に国際的な循環の一部を構成してしまうというルーブル紙幣流通のあり方は、こうした朝鮮国内の幣制の特徴によっても規定されていたと思われるのである。

こうした形でルーブル紙幣が流通することによって、元山を中心とする咸鏡地方の地域経済では、上海など国外での経済変動の影響を、朝鮮の他の地域からは独立した形で蒙る可能性が高まったと推測できる。以下では、そのような影響が具体的にどのような局面で現れたのかを検討することにした。

まず、元山におけるルーブル紙幣相場がどのように決定されていたのかについて、次の史料を見てみよう。これは前節末に挙げた史料 4-8a に続く部分である。

史料 4-8b)〔元山では〕ルーブル紙幣は一時我兌換券〔＝日本銀行兌換券〕と同額に授受せられ、日露戦役前には〔1ルーブル当たり〕老円老銭五厘位を唱へたりき。然るに日露戦役中、九拾銭位迄下れり。これ長崎又は上海にこれを送付するは運賃保険料高く、又多くの日数を要せしが為なりき。平和克服の後には老円老銭或は老円老銭五厘を以て授受せられたり³⁰。

元山における 1ルーブル＝1.01～1.015 円というのは、金平価が 1ルーブル＝1.03 円であったことを考えれば、平価よりやや低め程度の水準であったといえよう。ところが日露戦争中には、上海・長崎への送付が困難になったことを理由に 1ルーブル＝0.90 円前後の水準まで下落したというのであり、このことは元山のルーブル紙幣が、あくまで最終的には上海や長崎へ現送されることを前提として授受されていたことを示唆している。

さらにこの史料では続いて、元山華商によるルーブル紙幣相場変動への対応として、次のように記述している。

大量に発行されたために、本位制は有名無実化した。

³⁰ 史料 4-8a(注 26)に同じ。

史料 4-8c) 清商の貨幣相場を利用すること実に巧妙にして、清商は此ルーブル紙幣を買収し本国にこれを現送し、一時非常の利益を得たることありき。則ち斯の如く清商は、本国特に上海の仕入先に送付するに当りて、テール相場に依り益する処あるを以て、該紙幣を日本人よりも参銭方高価に授受するが故に、韓人が喜んで清商と取引するは勢の免れざるところにして、之が為め清国より来る金巾類の販路活発なるに反し、日本人は大打撃を蒙ることありと云ふ³¹。

この史料にいう「一時」がいつのことを指すのかは不詳である。しかしこれによって、元山の華商が、上海での銀両に対するルーブル紙幣の相場に注意を払い、元山でのルーブル紙幣買取相場に反映させていたことが窺われる。

そうだとするならば、元山で華商に買い取られるルーブル紙幣は、咸鏡地方沿岸交易の代価として元山に流入していたのだから、上海金融市場の動向は、咸鏡地方の沿岸商品流通にまで直接の影響を与えたものと推測させる。次の史料は、そのような影響関係の存在を窺わせる。

史料 4-9) [1905 年] 拾、拾一の兩月中、北韓地方〔咸鏡北道〕の顧客は主に露紙幣を〔元山に〕携へ来りて、輸入品中の打綿木綿金巾又米穀類の商談相応に行はれ、其取引上漸く活気を催し来りて、一時繁忙を極めんとする矢先き、十一月下旬中、上海に於ける露紙幣の換算相場下落の入電あり。随て当港相場も三四銭方の低落を告げれば、韓商等の猝かに其態度を一変して容易に之を手放さず、商界為めに一大打撃を受けて一切の商品は捗々しき荷動きなく、就米穀類の如きは思惑的輸入も尠からざりしかば、一時多大の停滞を見るの止むなき悲境に陥りたり³²。

ここから、上海のルーブル紙幣相場下落に連動して元山での相場も下落したことが分かる。そして、咸鏡地方北部沿岸から元山を訪れた朝鮮人商人たちは、その持ち込んだルーブル紙幣の相場が下落したことで商品の購入を渋り、結果として咸鏡地方沿岸交易の沈滞を見たというのである。咸鏡地方の地域経済が、ルーブル紙幣の広域的流通を通じて、国民経済という緩衝材を挟むことなく、直に上海金融市場の影響を受けるに至っていたことが推測できるだろう。

6 朝鮮の植民地化とルーブル紙幣回収

第3節から第5節まで、1901年のウラジオストク関税改定を契機として形成されたルーブル紙幣の流通構造について検討してきた。そこでは元山から上海への現送を重視したが、図 4-2、表 4-2 を見れば分かるように、中国向け現送は日露戦争中に急減し、日本向け現

³¹ 史料 4-8a(注 26)に同じ。

³² 「元山ニ於ケル歳晩歳首貿易状況」(1906 年 1 月 18 日付、元山領事館報告)『通商彙纂』明治 39 年 15 号、1906 年、1 頁。

送が最も多くなった。このような傾向は一時にとどまり、1907 年からは再び中国向けが日本向けを上回るようになったものの、その規模は減少傾向をたどった。本節では、日露戦争以後における咸鏡地方のルーブル紙幣流通構造の変化について、日本による朝鮮の保護国化・植民地化の過程とも関連付けながら検討することにした。

1904 年に日露戦争が勃発すると、咸鏡地方には北方からロシア軍が、南方から日本軍が進駐することになり、元山等の定期航路は一時途絶した³³。こうした戦争の影響が、1904 年から 1905 年にかけて、元山からのルーブル紙幣の中国向け現送を減少させる一因になったことは間違いない。しかしそれだけではなく、この時期の朝鮮の金融システムには、日本による保護国化を背景とした一過性ではない変化が起きつつあった。その変化が咸鏡地方をめぐるルーブル紙幣の流通に与えた影響も無視できない。

その変化とはいわゆる貨幣整理事業である。貨幣整理事業は、1904 年 8 月の日韓協約に基づいて、朝鮮政府の財務顧問である目賀田種太郎の主導下に進められた。貨幣整理事業の目的を端的に言えば、朝鮮の領域内に流通する諸貨幣を、日本と同位同量の金本位制の下に統一することであった。その実施機関となったのは、それまでも朝鮮に店舗網を展開していた第一銀行であった。それまで朝鮮には中央銀行が存在しなかったが、第一銀行は 1905 年 1 月から朝鮮の中央銀行業務を受け持つこととなり、さらに同行が 1902 年から発行していた第一銀行券（日銀兌換券を主たる準備とした日本円紙幣）は朝鮮の法貨として無制限通用が認められた。以後同行の中央銀行業務は、1909 年に新設の韓国銀行（1911 年に朝鮮銀行と改称）に引き継がれ、第一銀行券の後身である韓国銀行券・朝鮮銀行券は、植民地朝鮮の幣制の中心に位置付けられることになる³⁴。

これを受けて咸鏡地方にも近代的金融機関が続々と開設された。咸鏡地方の近代的金融機関としては、それまで、長崎に本店を置く十八銀行が元山に支店を置いていたのみであったが（第一銀行も 1880 年から一時店舗を置いたものの撤退した）、日露戦争勃発後に相次いで第一銀行の店舗が設置された（1904 年 11 月：元山、1905 年 6 月：城津、1906 年 2 月：咸興、1907 年 4 月：鏡城）³⁵。また 1906 年 8 月には、元山に咸鏡農工銀行が設置されたほか、1907 年 5 月に発布された地方金融組合規則に基づいて、地方金融組合が各地に設置された。

これら咸鏡地方に設置された金融機関は、旧貨回収・新貨散布と並んで、ルーブル紙幣の

³³ 「元山三十八年貿易年報」（日付不詳，統監府報告）『通商彙纂』明治 40 年 29 号，1907 年；「元山三十九年貿易年報」（日付不詳，統監府報告）『通商彙纂』明治 40 年 46 号，1907 年。

³⁴ 以下本節において、貨幣整理事業の制度的な側面に関する記述は、波形昭一(1985)191～247 頁に主に依拠している。

³⁵ 開業年次は『株式会社第一銀行韓国各支店出張所開業以来営業状況』（第一銀行編刊，1908 年）付表によった。なお、第一銀行の業務は 1909 年 11 月に韓国銀行(1911 年より朝鮮銀行)に引き継がれた。それ以後、1910 年代の咸鏡地方では、羅南(1910 年 5 月)、会寧(1912 年 10 月)に韓国銀行・朝鮮銀行の店舗が開設された。ただし、咸興・鏡城の両店は 1910 年に、城津店は 1912 年に咸鏡農工銀行に引き継がれた。韓国銀行時期以後の店舗状況については、朝鮮銀行史研究会(1987)850～851 頁(資料 4)を参照した。

買い取り・回収にも従事した。ルーブル紙幣の買い取りを最初に確認できるのは第一銀行で、1906年1月からの買い取り額を知ることができる(表4-4)。1906年の元山における買い取り額が特に多くなっているが、日露戦争中から戦後直後までの元山では、咸鏡地方北部に一時進駐したロシア軍の散布したルーブル紙幣が、沿岸交易を通じて大量に流入してきており³⁶、第一銀行元山支店ではこうしたルーブル紙幣を買い取ったものと考えられる。表4-1に見られるような、日本へ現送されたルーブル紙幣の中にも、こうして第一銀行に買い取られたルーブル紙幣が含まれていたものと推測される。

【表4-4】第一銀行(韓国銀行・朝鮮銀行)各店舗によるルーブル紙幣買取高(単位ルーブル)

	咸鏡南道		咸鏡北道	
	元山	咸興	城津	羅南
1906年	562,274	14,920	46,398	
1907年	66,315	941	165,567	
1910年(8~12月)	293		15,465	1,630
1911年	1,862		73,027	13,989

注)

・空欄は数値が得られないことを示す。

・咸興店は1910年6月に店舗廃止(咸鏡農工銀行に譲渡)、羅南店は1910年5月に開業。

出所)

1906~07年:『株式会社第一銀行韓国各支店出張所開業以来営業状況』(第一銀行編刊, 1908年)付表

1910~11年:『朝鮮銀行月報』各月版

1906年の買い取りと現送額が特に多かったのは、上のような日露戦争下の一時的条件によるものであったが、金融機関による買い取り自体はそれ以後も継続した。1908年3月には、日本の保護支配下の朝鮮政府が、咸鏡地方の地方官・銀行に対し、一定の価格でのルーブル紙幣買い取りを指示している³⁷。表4-5では、1910年代に入ってから咸鏡地方の金融機関で買い取られたルーブル紙幣の規模を示した。ここから買い取りの規模は1910年の韓国併合後も年々増加していたということが分かる。1914年の第一次大戦開戦直後、朝鮮銀行の元山支店長は、咸鏡地方に流入したルーブル紙幣について次のように述べている。

史料 4-10) 流入露貨の八九割は各銀行業者の手に入り、極小部分は支那商が借方決済の為に上海へ郵送するもの、及打歩収益の目的を以て満洲方面へ郵送をなすものあり。其銀行業者の交換に係るものは、交換価格・搬出諸掛の如何を打算し、浦塩若くは神戸・横浜・長崎方面へ郵送又は運送業者の手を経て輸送せり³⁸。

ここから、流入したルーブル紙幣の多くは金融機関の手で回収され、ウラジオストクないし日本へ現送されるようになっていたこと、その一方で華商による上海への現送は僅かとなっていたことが窺われる。このような記述は、表4-1において、1900年代後半から対中

³⁶ 前掲の史料4-5参照。

³⁷ 高久敏男(1967)44~46頁。

³⁸ 亀島豊治(調査)『時局ニ於ケル浦塩斯徳金融貿易並ニ一般概況』朝鮮銀行, 1914年, 21頁。

【表4-5】咸鏡地方各金融機関によるルーブル紙幣買取高(単位ルーブル)

	咸鏡南道	咸鏡北道	計
1910年	220,558	247,736	468,294
1911年	271,823	95,592	367,415
1912年	60,443	333,306	393,749
1913年	156,519	466,394	622,913
1914年上半期	58,416	319,318	377,734

注) 韓国銀行(朝鮮銀行)以外の機関による買取額も含まれる

出所) 亀島豊治(調査)『時局ニ於ケル浦塩斯徳金融貿易並ニ一般概況』朝鮮銀行, 1914年, 20頁。

国現送が減少し、対してウラジオストクへの現送が増加していることとも対応している。

また表4-5でもう一つ興味深いことは、金融機関によるルーブル紙幣の買い取りが、多く咸鏡北道において行われるようになっていたことである。そのことは、咸鏡南道の元山での買い取り額が多数を占めていた日露戦争直後(表4-4)と対比すれば明らかである。表4-2の右側2列では、1907年から1912年にかけて清津・城津両開港場から対外現送されたルーブル紙幣の規模を示している。ここから、特に咸鏡北道中部に位置する清津からの現送額が増加傾向にあったことが分かる³⁹。表4-1, 表4-5と対比してみれば、城津・清津で金融機関に買い取られ、元山に回送されることなく対外現送される分が増加傾向にあったことが推測される。

つまり、日露戦争後から韓国併合直後にかけて、咸鏡地方でのルーブル紙幣流通構造は、地理的に流入元により近い咸鏡北道の諸港で金融機関を通じて回収された後、日本ないしウラジオストクへ現送されるという方向に変化していたといえることができる。このような変化の背景として、咸鏡地方の商品流通における元山の中心性の低下という点も考慮する必要はあるが⁴⁰、より根本的には、ルーブル紙幣が政策的な支援を受けた金融機関によって買い取られるようになったということ自体を重視すべきであろう。つまり、これまで保証されていなかった他種貨幣との交換関係が権力的に保証されたことが、ルーブル紙幣の流通経路を変化させる重要な契機となっていたように思われるのである。先述のように、日本の保護国支配下での貨幣整理事業は、朝鮮の領域内に流通する諸貨幣間の関係を、金(実

³⁹ この調査によれば、「露貨輸出先は、清津に於ては浦塩行を主とし、城津に於ては内地移出を主とするものの如し」とされている。高坂松男(調査)『咸鏡北道ニ於ケル経済状況』朝鮮銀行, 1913年, 21頁。

⁴⁰ 第2節で述べたように、開港以前から、咸鏡地方内外の交易は元山を結節点として結ばれていた。ところが、日露戦争後になると、国内交易の上では咸鏡地方沿岸諸港が釜山等咸鏡地方外の諸港と直接に交易を行うことが増え、国際貿易の上でも城津・清津が日本その他と直接に貿易を行うことが増えた(李憲和(1985)195頁; 木村光彦(1985)92~99頁)。とくに1908年に開港された清津は、満洲側の国境地帯(いわゆる間島)への日本の政治的関与が日露戦争後に顕在化したことを背景に、間島の日本海側の外港という性格を持ち、急速に対日貿易を拡大した(この点については次章で検討する)。こうした変化の中で、咸鏡地方の商品流通の中心性を失った元山は、咸鏡地方沿岸の貨幣の集散地という性格も同時に失ったとされる(朝鮮総督府『元山方面商工業調査』1911年, 99頁)。

質的には日本円)を基準として固定するところに主たる目的が置かれた。咸鏡地方の主要都市に設置された金融機関でのルーブル紙幣買い取りは、こうした朝鮮内での新たな通貨体系とルーブル紙幣との間に安定した回路を開くものであった。現地の諸貨幣との交換性が低く、商品や労働力の移動経路に結びついて遠隔地間を現送されるという日露戦争以前のルーブル紙幣流通のあり方は、こうして朝鮮の通貨体系との間に回路が開けたことによって、根本的な変化を迫られたと推測されるのである。

ただし、こうした金融機関の買い取りは、ルーブル紙幣が都市に流入してきたところで捕捉するというものだから、ルーブル紙幣の国境を越えた流入を完全に阻止しえたわけではない。従来から存在した対ウラジオストク貿易・ウラジオストク移民を通じた流入は絶えなかったし、日露戦争後に拡大された満洲側の国境地帯(いわゆる間島)との貿易は、咸鏡地方に流入するルーブル紙幣の規模を拡大さえしていた⁴¹。たとえば、清津日本人商業会議所では1913年に次のような記録を残している。

史料 4-11) 当港〔清津〕間島取引は従来日貨を主としルーブル之に次ぎ〔中略〕ルーブル取引を増しつつあり。之が集金は浦塩又は元山に各自回送し交換しつつある状態にして、交換に依る差額は將に之が回送の諸経費を補ひ得。尚小口又は至急交換を要するものは当港農工銀行支店に於て交換を為せり。

〔中略〕当港に於ける流通状態は主として間島に発する取引商人間に流通し、一般の流通は甚だ僅少なり⁴²。

先の史料 4-10 と対比すると、金融機関によって回収される比率の認識に差があるが、その点はおくとしても、金融機関に回収される以前に、間島との取引関係を持つ清津商人間で流通していた—そしてそれ以外の人々の間では流通しなかった—という点は、外国為替制度の完備していなかった間島との間で⁴³、遠隔地間の商品流通に結びついたルーブル紙幣の現送が維持されていたことを示している。そして清津の対間島貿易が政策的に促進されたという点を考え合わせれば⁴⁴、朝鮮総督府としても、こうしたルーブル紙幣の流通を一方的に遮断することは困難であっただろうと思われる。

さらに農村部の状況については次の史料 4-12 から窺うことができる。これは1911年9月に咸鏡北道長官から朝鮮総督府政務総監に宛てられた文書の一部である。

⁴¹ 亀島豊治(調査)『時局ニ於ケル浦塩斯徳金融貿易並ニ一般概況』朝鮮銀行, 1914年, 20頁。

⁴² 大正2年9月2日付記録(清津商工会議所『清津商工会議所史』1944年, 389頁所収)。

⁴³ 間島に朝鮮銀行出張所が設置され為替を組むことができるようになったのは1917年のことである。ただしそれ以前も日本郵便局が置かれており郵便為替の取り組みは可能であった。にもかかわらず紙幣の現送による決済が行われていたのは、送金手数料が高いなどの欠点によっていたようである(上塚司「間島事情」『満鉄調査課調査資料』第2輯, 70頁)。つまり大量の商品流通を支える金融制度としては未熟であったといえる。

⁴⁴ 注40参照。

史料 4-12) 露国貨紙幣の流通禁止に付ては既に明瞭なる処に有之候処、当管下に於ては今尚各地に涉り多少の流通せるを被認、就中豆満江沿岸地帯に於ては、従来金融機関なかりし等の為め交換引上の機会なく、且つ国境貿易又は出稼人の関係上、多少の輸入絶へざるに依り、該紙幣に止まらず同補助貨を併せ流通甚しく、実に此地方流通総金額の大部分を占むる現状に有之候⁴⁵。

咸鏡北道長官はこのような認識の上で、新設の鍾城・慶源金融組合に資金を貸与し、いずれも国境近くに位置するこれらの金融組合でルーブル紙幣を回収させるようにという要請を行っている。この要請が実行に移されたかどうか定かではないが⁴⁶、国境近くの農村においてはなおルーブル紙幣が広く流通していたことがわかる。

史料 4-11, 4-12 から明らかなように、この時期の咸鏡地方、特にその北部は、日本円による領域的・排他的な幣制統一が実現されたとは到底いえない状況であり、清津などの金融機関が所在する都市から離れるに従って、多種貨幣が混用されるグレーゾーンが広がっていたといえる。こうした状況が終わるには第一次大戦の勃発という外的な環境変化を待たなければならなかった。開戦直後の 1914 年 8 月、ロシアが金兌換の停止を発表した直後から朝鮮・満洲におけるルーブル紙幣相場は下落し始め、1917 年のロシア革命に至ってその傾向は決定的なものとなった⁴⁷。開戦直後の咸鏡地方での状況は、咸鏡北道財務部長によって次のように報告されている。

史料 4-13) 小官が〔1914 年〕十月二十六日嘉島丸より〔咸鏡北道〕雄基に上陸し、即夜鮮商人十九人を会して露貨問題を調査せし際、彼等所談によれば、嘉島丸船便を以て清津内地商人は絶対に露貨受入れを拒絶し来り、鮮商人張楽勲なる者は七十二三銭の見当にて受入るべしと通報し来りたるより、当地方の相場は七十銭に内約したりと言へり⁴⁸。

金平価でいえば 1 ルーブル=1.03 円であるから、受領を認めた張楽勲による 1 ルーブル=70 銭の相場にしても、開戦後 3 ヶ月弱で 30% の下落があったことになる。この後も、ルーブル紙幣相場の変動を利用した投機的な取引は行われたようであるが⁴⁹、それも 1910 年代

⁴⁵ 明治 44 年 9 月 26 日付け、咸鏡北道長官武井友貞より政務総監山県伊三郎宛て文書(大韓民国政府記録保存所所蔵、フィルム番号 6.3.4.1)。

⁴⁶ 明治 44 年 10 月 19 日付けで、咸鏡北道長官の要請を認める旨、政務総監宛咸鏡北道長官宛通牒の文案が作成されている(大韓民国政府記録保存所所蔵、フィルム番号 6.3.4.1)。しかしこの通牒が実際に発信されたかは定かでない。ただしこの後地方金融組合がルーブル紙幣の回収にあたるようになったことは確かなようである(秋田豊(1929)247 頁)。

⁴⁷ 石田興平(1964)519~528 頁。相場の変化を具体的に挙げると、例えば奉天では、開戦直前の 1914 年 7 月には 100 ルーブル=102 円であったが、1917 年 12 月には 100 ルーブル=15 円にまで下落した(『朝鮮銀行月報』各月版より)。

⁴⁸ 咸鏡北道財務部長「露貨下落と其の影響」『朝鮮総督府月報』5 卷 1 号、1915 年、60 頁。

⁴⁹ 筆者の偶目した限りで、咸鏡地方内でのルーブル紙幣に関する最も遅い記述は『大正七年元山港貿易要覧』(元山税関、発行年月不詳)の次の記述である。「〔咸鏡南道〕咸興地方：

後半には見られなくなる。

貨幣整理事業による朝鮮幣制の統一が実態的にどのように進化したかについては十分な研究の蓄積があるとはいえず、ここでルーブル紙幣の事例のみを取って解釈することは困難であるが、少なくともルーブル紙幣の領域的な排除が必ずしも順調には進行しなかったことは注意する必要があると思われる。

7 小結

1900年代初頭の咸鏡地方は、ウラジオストクの有税港化によって、地域をめぐる商品流通の構造が変化したことを契機として、ウラジオストクから上海・長崎に至る、ルーブル紙幣の国際的な循環構造の一部に組み込まれた。咸鏡地方内での商品流通も、右のようなルーブル紙幣の流通を通じて、直接に上海金融市場の影響を受けることになった。このような咸鏡地方の事例は、朝鮮の地域経済が、東アジア域内流通の中で、国民経済という緩衝材をはさむことなく、相対的に自立した構成要素として機能する可能性を持っていたことを示唆するように思われる。

ルーブル紙幣の上のような循環構造は、19世紀末以来の上海を中心とする華商通商網と、その上に重なり合うようにして展開した露清銀行の店舗網という、東アジアの広域的な条件を重要な前提として形成された。しかしそれだけではなく、本位制の実質的な不在という、当時の朝鮮幣制の特徴にも規定されていた点は注目に値する。このことは、地域経済の自律的性格を強調することが、国家単位での制度的前提の議論を不必要にしてしまうわけではないことを示している。東アジア域内流通の開放性・非領域性を重視する視点と、朝鮮を一定のまとまりを持った単位として分析する視点とを、どのようにして接合してゆくかは、今後に残された重大な課題というべきであろう。

また本章では、日露戦争後の日本による保護国・植民地支配の下で、ルーブル紙幣流通の構造が変化してゆく過程にも検討を加えた。日本による貨幣整理事業の一部としてのルーブル紙幣の回収策は、咸鏡地方における流通構造を大きく変化させはしたものの、その領域的な排除そのものを実現することには必ずしも成功しなかった。むしろ政策的に促進された対満洲（間島）貿易を通じ、ルーブル紙幣の流入額そのものは増加しつつあった。このことは、植民地化当初の日本が、地域経済と東アジア域内流通との在来の関係を、一方的には切断できなかったことを示すように思われる。

ただし本章の検討は、1914年の第一次大戦勃発までで終わっている。第一次大戦によって東アジアのルーブル紙幣流通は終局を迎える一方、日本は朝鮮銀行券の排他的な流通圏

帝国の西伯利亚出兵説伝へらると同時に、露貨相場の跳ね返りに連れ、鮮人側に於て留〔ルーブル〕紙幣の思惑輸入を試むもの相踵いで起り、爾来是等投機的取引上、露貨相場の騰落に伴ふ一盛一衰は時に金融不時の緊縮を誘致し、弊害の相伴ふを免れざりしと雖も〔下略〕」(285頁)。

を満洲にまで拡大しようと画策してゆく。こうした過程において、地域経済と東アジア域内流通との関係のあり方がどのように変化したかは、舞台を豆満江北岸の間島に移し、次章で検討することとする。

第5章 1910年代の間島における朝鮮銀行券の流通

1 はじめに

前章第6節で触れたように、朝鮮開港直後から朝鮮への店舗展開に着手した第一国立銀行(1896年より第一銀行に改称)は、1902年より同行の在朝鮮店舗において、日本銀行兌換券を主たる兌換準備とする第一銀行券を発行した。1905年には同行が朝鮮の中央銀行業務を担当することとなり、時を同じくして第一銀行券は朝鮮の法貨として無制限流通を認められた。第一銀行の中央銀行業務は1909年に新設の韓国銀行に引き継がれ、韓国銀行は韓国併合翌年の1911年に朝鮮銀行に名称を変更した。それに伴って第一銀行券は新規発行を停止し、韓国銀行券・朝鮮銀行券が発行されることになった。

朝鮮銀行の店舗所在地は、当初ほぼ朝鮮半島内に限られていたが¹、1910年代後半にかけて満洲から東部シベリア一帯にかけて拡大し、それとともに朝鮮銀行券の流通範囲も朝鮮半島を越えて広がった。当時の満洲は、多種の貨幣が混在して流通する「雑種幣制」的な状況にあったが、日本は日露戦争以来、日本貨幣による満洲幣制の統一を図っていた。上のような朝鮮銀行券の流通拡大についても、日本による満洲幣制統一策の一環としての側面に注目した研究が蓄積されている²。それらの研究では、1920年代に権力的な流通策が破綻し、朝鮮銀行券による排他的な幣制統一の挫折した点が強調されている。

実際に、一時シベリアにまで広がった朝鮮銀行券の流通範囲は、1920年代に入ると縮小に転じる。とはいえ満洲の主要都市部においては、1930年代に至るまで、多種類の貨幣の中の一つとして朝鮮銀行券が流通し続けていたことも事実である。たとえば石田興平は、1920年代の満洲における階層的な貨幣流通構造をモデル化し、その中で朝鮮銀行券が遠隔地間の決済手段という機能を担っていたことを示している³。また安富歩は、1920年代の大連商人(華商)が作り上げた大連・上海・日本間の決済メカニズムを取り上げ、それが朝鮮銀行券を媒介とした満洲幣制統一策を逆手にとり、朝鮮銀行券と上海両・横浜正金銀行券等との間に存在した価格差を利用して成立していたことを明らかにしている⁴。

このように、朝鮮銀行券が朝鮮だけでなく満洲も含めて広域的に流通するようになった背景には、それが満洲の「雑種幣制」の一部として独自の機能を担いつつ、行政権力の働きかけから相対的に自立した循環を持つようになったという側面のあることを無視できない。上掲の石田・安富らの研究も、そのような側面からの接近を試みた先駆的な業績とい

¹ 朝鮮銀行設立時点での朝鮮半島外の店舗は、安東店(第一銀行によって1909年開設)、大阪店(韓国銀行によって1910年開設)のみであった。

² 代表的な業績として、波形昭一(1985)；金子文夫(1991)。

³ 石田興平(1964) 580～585頁。

⁴ 安富歩(1991)。

えるが、その主眼は 1920 年代の共時的な分析に置かれている⁵。そこで本稿では、1910 年代に焦点を当て、朝鮮銀行券を内に含んだ新たな貨幣流通構造が満洲で生成してゆく過程について、その先行条件との関連にも注目しつつ検討することにしたい。

本稿で具体的に取り上げるのは、中国と朝鮮・ロシアとの国境地帯に当たる、吉林省東部地方の事例である。以下ではこの地域を、当時の日本人・朝鮮人の呼称に従って、「間島」と呼ぶことにしよう。20 世紀前半の間島は、国境線の画定などを巡って政治的な焦点となったことで知られているが、経済史的な側面からこの地域を取り上げた研究は少ない。

しかし貨幣流通という面から見ても、この地域は興味深い事例を提供している。後にも述べるように、この地域は 19 世紀末から急速に開発が進行したが、その過程で国境貿易を含む多角的な域外流通が成長し、それと並行して発行主体を異にする多様な貨幣が流通するようになった。朝鮮銀行券もそれら多種類の貨幣の中の一つだったのである。

間島に朝鮮銀行券の流入してゆく過程については、すでに金周溶の研究によって取り上げられている。金周溶は第一次大戦の後半期に朝鮮銀行券の流入が増加したことを明らかにし、その背景としては先述した日本による流通拡大策に注目している⁶。その重要性はむしろ無視できないが、ここでは視点を変えて、間島現地の商人側の対応に注目し、かれらが流入する朝鮮銀行券を既存の貨幣流通システムと関係付け、定着させていく過程を明らかにしたい。言い換えれば、朝鮮銀行券の国境を越えた循環が形成されていく過程を、流通の末端に位置する地域経済側の対応に即して捉え返してみたいのである。

以下では、金周溶の見解に沿って、第一次大戦を画期として分析することにしたい。まず第 2 節では大戦勃発前の間島をめぐる貨幣流通の状況を明らかにする。ついで第 3 節では、大戦期に朝鮮銀行券の流通が増加してゆく過程を、第 2 節でみた先行条件との関係に留意しながら検討する。

2 第一次大戦勃発前の間島における貨幣流通

(1) 間島の開発と域外交易の成長

間島は吉林省東端の山間盆地で、その東北はロシア領と接し、東南は図們江（豆満江）を挟んで朝鮮と接している。(1)では、貨幣流通の検討に先立って、この地域の開発過程と開発に伴って形成された域外交易の構造について述べることにしよう。

清国政府は満洲への民間人の移住を禁じており、間島も例外ではなかった。ところが、19 世紀後半から禁をおかして間島に移住する朝鮮人農民が増加するようになり、1880 年代

⁵ 石田の研究は清代から 1920 年代までを視野に納めた長期的分析だが、1910 年代の朝鮮銀行券の普及過程に限って言えば、ハルビンの事例を簡単に扱うに止まっている。

⁶ 金周溶(2000)88～98 頁。他に塚瀬進が間島の金融に言及しているが、1920 年代以降の検討が中心となっている(塚瀬進(1993)201～204 頁)。

には中国人の移住も公認された⁷。その後も移住民は増加し続け、1910年に14万人であった人口は、約10年後の1921年には38万人となった⁸。人口増加に伴って耕地も増加し、1910年の推計で5万町歩余であった作付面積は、1925年には3.5倍に増加した⁹。

19世紀後半から20世紀前半にかけて、満洲全体の移住・開発が進行したことはよく知られている。間島の人口増加もその一環であったといえる。ただし間島は、その地理的な条件から、人口の過半を朝鮮人が占めるという特徴的な人口構成を持つことになった。上に挙げた年で見れば、1910年の人口の79%、1921年の人口の82%が朝鮮人であった¹⁰。間島の開発過程における主な労働力の供給源は朝鮮人移住民であったと考えてよい。

一方で中国人は人口構成の上では少数派であったが、その有力者は朝鮮人移住民を小作とした地主経営や商業、農産物加工業(醸造・大豆粕製造等)に従事していた¹¹。間島の一集落である局子街は清国地方官の所在地で、華商の集住地でもあったが、局子街の主な華商は省都である吉林の華商と本支店関係を結んでいた¹²。吉林をはじめとする満洲各都市との域外交易は、このような華商によって担われていたと思われる。

また、隣接するロシア領のウラジオストクとの交易も行われていた。前章でも触れたように、同港は1860年代から極東ロシア領の中心的な海港となっており、1901年から1906年までの中断は挟みつつも1909年まで無関税港制をとってきたため¹³、間島でも上海から同港経由で綿製品などを輸入していた¹⁴。間島における対ウラジオストク交易の主な担い手は、ロシア国境の近くに位置する琿春の華商であったが、かれらは上海やウラジオストクの華商と本支店関係を結んで交易を行っていたという¹⁵。

一方、やはり間島に隣接する朝鮮との間では、交通路上に豆満江と険峻な山地が存在することもあって、当初は朝鮮人移住民による零細な必需品交換が行われるに止まっていた¹⁶。ところが、日露戦争後に朝鮮を保護国化した日本は、間島への政治的な関与を強める中で、内陸に位置する間島の朝鮮側の外港として清津を開港した(1908年)。その後、清津を経由した間島の対外貿易は増加に向かった。特に1909年にウラジオストクの無関税港が最終的

⁷ 李盛煥(1991)26～30頁；金春善(1998)。

⁸ 李盛煥(1991)397頁表3による。ただし、統計の捕捉率は時期を下るほど高まったと考えられるから、見かけ上の人口増加も相当に多かったものと思われる。

⁹ ただし琿春県を除く値。統監府臨時間島派出所『間島産業調査書』1910年、農業篇189頁；朝鮮総督府内務局『満洲及西比利亞地方ニ於ケル朝鮮人事情』1927年、488頁。

¹⁰ 注9に同じ。

¹¹ 「頭道溝地方状況」『通商公報』396号、1917年、729頁。また荒武達郎は、間島に隣接する安図県について、朝鮮人を小作とする中国人地主経営のあったことを紹介している(荒武達郎(1998)10～11頁)。

¹² 「清国間島局子街商勢一斑」『通商彙纂』明治43年13号、1910年、5～7頁。

¹³ 高嶋雅明(1973b)85～90頁。

¹⁴ 塚瀬進(1991)；芳井研一(2000)89～95頁；金周溶(2000)88～98頁。

¹⁵ 韓国度支部『清津方面視察報告』1908年、66頁；岩本善本ほか『北鮮の開拓(上)』北鮮の開拓編纂社、1928年、358頁。後者は著者岩本が1908年に行った調査の回想記録。

¹⁶ 鶴嶋雪嶺(2000)228頁。

に停止されると、清津では翌 1910 年、同港經由の対間島貿易について朝鮮での関税を免じるという通過貿易免税制度が設けられた。この結果、綿製品等の工業製品を海外から輸入する場合、清津を経由する方がかえって有利となった¹⁷。表 5-1 で 1910 年以降の貿易統計を見てみると、10 年代前半には既に朝鮮からの輸入がロシアからの輸入を凌駕していることが分かる¹⁸。ただし輸出においては、この時期には依然としてロシア向けの方が多かった。この時期の間島の輸出品は粟や大豆粕などの農産物を主としており、かつ朝鮮向け・ロシア向けとも現地消費が主目的であったために、通過貿易制度の変化に関わりなく対ロシア輸出が継続したものと考えられる¹⁹。

【表 5-1】 間島の国境貿易額(5年平均, 単位千円, 龍井村関・琿春関の合計)

	対朝鮮			対ロシア		
	輸出	輸入	総額	輸出	輸入	総額
1910~14年	149	780	930	349	166	515
1915~19年	1,665	3,198	4,863	516	176	693
1920~24年	2,952	5,888	8,840	170	166	336
1925~29年	5,226	7,538	12,804	1	18	19

出所)

1910~14年: Returns of trade and trade reports 琿春・龍井村各年版。

1915~29年: 満鉄調査課『北支那貿易年報』1919年以後の各年版。

注)

原資料の単位は海関両。各年ごと円に換算した後に5年平均値を算出した。海関両から円への換算率は、Hsiao Liang-lin, *China's Foreign Trade Statistics, 1864-1949*, Cambridge, Mass.: Cambridge University Press, 1974. なお1910~14年の琿春については総額のみが判明するため、相手先別価格は以下の方法で推計した。

輸出 10~14年すべて15年の相手先比率に準じて総額から按分。
輸入 11年と14年は上記出所資料の記述部分に従って総額から按分。

12年と13年は『通商公報』107号所掲の数値に従って総額から按分。
10年は11年の相手先比率に準じて総額から按分。

さて、先述の対ウラジオストク貿易を主導したのが華商であったのに対し、対朝鮮貿易を主導したのは日本人および朝鮮人の商人であった²⁰。間島の人口において朝鮮人が卓越していたのは先に述べたとおりであるが、日本人にも日露戦争時の日本軍間島占領を契機に少数ながら間島へ移住する者が現われたという²¹。その後、1906~09 年の間に 5ヶ所の集落(琿春・龍井村・局子街・頭道溝・百草溝)が商埠地として外国人に開放され²²、これらの商埠地を中心に日本人商人が活動することになった。

¹⁷ 注 14 に同じ。

¹⁸ 間島の中国海関は、1910 年 1 月に琿春・龍井村の 2ヶ所に開設された。そのため、1910 年より前について、間島の対外貿易を数量的に把握することは困難である。

¹⁹ 「琿春四十四年貿易年報」『通商彙纂』明治 45 年 43 号, 1912 年, 54 頁。

²⁰ 「頭道溝ニ於ケル貿易状況」『通商彙纂』大正 2 年 11 号, 1913 年, 34 頁。

²¹ The Inspector General of Customs, *Decennial Reports 1902-1911*, Vol.1, Lungchingsun [龍井村], p.75.

²² 1906 年に琿春が、1909 年に龍井村・局子街・頭道溝・百草溝が開放された。1909 年の商埠地設定は日中間に結ばれたいわゆる間島協約によるものである。間島の領土帰属は長年にわたる懸案であったが、日露戦争後に朝鮮の外交権を掌握した日本が中国との交渉を引き継ぎ、1909 年の間島協約によって間島の中国領帰属がひとまず確定された。

このように間島の域外交易は主に吉林・ウラジオストク・清津の三方向を相手先として行われていた。そして1910年ごろからは、上記3ルートのうち、対ロシア貿易から対清津貿易へと比重が移動しつつあった。

(2) 各貨幣の流通空間と機能

表5-2は1912年ごろの間島における貨幣流通額とされる数値である。推計の根拠は明らかではないが、(1)で見たような域外交易の相手先構成とも対応して、発行主体を異にする多様な貨幣が流通していたことが分かる。ここでは表5-2の上位3種類の貨幣を対象を絞り、各貨幣がどのような空間で、どのような機能を持って流通していたかを検討する。

【表5-2】間島の貨幣流通額内訳(1912年頃)

官帖	20~30万円
清国銀銅貨	5~8万円
日本貨	12~13万円
露貨	13~15万円
その他	5万円内外
合計	55~65万円

出所) 朝鮮銀行『間嶋及琿春地方経済状況』1912年, 39頁。

貨幣種類の名称は原資料に従う。

①吉林官帖 吉林官帖は1898年に発行され始めた紙幣で、当初の発行主体は吉林省の官帖局という機関であった²³。官帖局は1909年に永衡官銀錢号に改組されたが、吉林官帖は引き続き発行され、満洲国期の幣制改革に至るまで流通し続けた。日清戦争後の中国ではほぼ各省

に官銀錢号が設置され、その発行に係る紙幣が財政的な支払いの一部に充てられるようになっていた²⁴。吉林官帖もそうした紙幣の一つであったといえる。

吉林官帖の額面は基本的に清朝の制錢建てであったが(単位「吊」=制錢1,000枚)、1900年代末には既に不換紙幣化し、他の貨幣との間に変動相場が立つようになった²⁵。流通範囲は概ね吉林省の領域内に限られており、満鉄の終着地として遠隔地交易の拠点となっていた長春では1910年ごろ、省内の取引は吉林官帖でなされる一方、吉林省外との取引は銀錠や外国紙幣が用いられるというような使い分けがみられたという²⁶。

間島では1905年ごろから、清朝官憲の俸給支払いや租税の収納などに際し、吉林官帖が用いられるようになった。間島で吉林官帖の流通が本格化したのはこれ以後のことであるという²⁷。さらに1909年には、吉林官帖の発行元である官銀錢号の分号(支店)も設置された。間島に置かれた分号は、公金出納のほか、有力な華商・地主層に吉林官帖を貸し出したり、官銀錢号の店舗間で吉林官帖建ての為替取り組みに応じたりといった活動も行い、

²³ 厳密に言えば吉林を含む満洲に中国内地同様の「省」が設置されたのは1907年である。

²⁴ 謝杭生(1988)。

²⁵ 吉林官帖の制度的な変遷については、南郷龍音(1931a)(1931b)を参照した。なお吉林官帖は永衡官銀錢号の発行した多種の紙幣の総称であるが、これらの種別は同時代の史料上でも区別されていないことが多い。以下本章でも「吉林官帖」という言葉を用いる。

²⁶ 満鉄調査課『南満洲経済調査資料(第五)』1910年調査, 113~115頁。

²⁷ *Decennial Reports 1902-1911*, Vol.1, Lungchingsun, p.78; 満鉄調査課『吉林東南部経済調査資料』1911年, 6~7頁。

それに伴って吉林官帖の民間流通も拡大したとされる²⁸。

吉林官帖が流入する以前の間島では、(1)に述べたような中国人有力者の発行する手形＝「私帖」が、直接の債権者・債務者関係を離れて広く流通していた²⁹。官銀錢号がこれら中国人有力者層に吉林官帖を供給することによって、私帖が排除される一方、農民層まで吉林官帖の循環の中に組み込まれていったものと推測される。実際、華商の農産物買い取り価格も 1910 年代初頭には吉林官帖建てとなっていたことが確認できる³⁰。

このように間島は、1900 年代後半から吉林官帖の流通圏に組み込まれた。そして間島の中では、中国人有力者層を通じ、農民層にまでその流通が浸透していったと考えられる。

②日本円系の諸紙幣 表 5-2 の出所である朝鮮銀行の調査によれば、同表にいう「日貨」は、主に朝鮮銀行券と日銀兌換券の二種類の紙幣によって構成されていた³¹。中国海関の十年報によれば、間島で日本紙幣が本格的に流通するようになったのは、間島の領有権をめぐる日本の介入が深まった、1907 年ごろからであるという³²。

その頃の朝鮮では、本章第 1 節で述べたように、第一銀行券の流通が広まりつつあった。第一銀行券とその後身たる韓国銀行券・朝鮮銀行券は、朝鮮人移住民を通じて早くから間島に流入していたと推測されるが、さらに 1910 年代にはいつの間島の対朝鮮貿易が拡大すると、間島の日本人・朝鮮人商人は主にこれらの紙幣を朝鮮に対する決済手段として利用するようになったようである³³。具体的な流出入の規模は明らかではないが、朝鮮との経済関係が深化するに伴って、朝鮮で発行された日本円系の紙幣(すなわち第一銀行券・韓国銀行券・朝鮮銀行券)の朝鮮からの流入も増加したことは十分に推測される。

その一方、日本で発行された日本銀行兌換券の場合は、朝鮮から流入するのではなく、ウラジオストクから流入していたようである³⁴。保護国期の朝鮮政府に勤務していた日本人官僚が 1906 年に調査したところによれば、間島東部の琿春においてロシア貿易に従事する華商は、ルーブル紙幣と日銀兌換券とを等価で交換する一方、ウラジオストクで流通していない第一銀行券は 2 割以上割り引いて授受していたという³⁵。

このような格差は 1910 年代に入って対朝鮮貿易が増加すると縮小に向かい、ルーブル紙

²⁸ 朝鮮銀行『間嶋ノ貿易及金融状況』1915 年, 50～51 頁; 가가 [カガ] (1994)。

²⁹ 注 28 に同じ。

³⁰ 「頭道溝ニ於ケル公議会議準」『通商彙纂』大正元年 29 号, 1912 年, 57 頁。本史料では華商が組織する公議会の公定価格が示されている。清末の満洲各地に叢生した公議会にとって価格公定が重要な機能の一つであった点については、倉橋正直(1980) 22～23 頁。

³¹ 朝鮮銀行『間嶋及琿春地方経済状況』1912 年, 32 頁。

³² *Decennial Reports 1902-1911*, Vol.1, Lungchingsun, p.78 : 塚瀬進(1991)202 頁。

³³ 外務省通商局『満洲事情 (第 5 輯)』1911 年, 362 頁。

³⁴ 朝鮮銀行『咸鏡北道ニ於ケル経済状況』1913 年, 19 頁。

³⁵ 藤原正文(調査)『清津方面視察報告』韓国度支部, 1908 年, 71～72 頁。ウラジオストクでは、1912 年頃になっても、第一銀行券の後身である朝鮮銀行券が日銀券に対し 5% 以上割引かれていたという (朝鮮銀行『間嶋及琿春地方経済状況』1912 年, 36 頁)。

幣と各種の日本円系紙幣とはいずれも等価で交換されるようになったという³⁶。ただし吉林との取引に従事する華商の間では依然として朝鮮発行の日本円系紙幣は忌避される傾向にあり、日銀兌換券が好まれていたという³⁷。その背景には満洲における日本円系紙幣の流通状況があったと考えられる。つまり、第一次大戦前の満洲においては、横浜正金銀行券と日本銀行兌換券は南満洲の主要都市で流通するようになっていた一方、朝鮮発行の日本円系紙幣はまだほとんど流通していなかったのである³⁸。当時の間島では、遠隔地間の為替決済を行う金融機関は十分に整備されておらず³⁹、遠隔地間の送金は貨幣現送に頼る部分が大きかったと考えられるから、こうした取引相手先での流通状況は、間島における商人間の日本円系紙幣の選好のあり方に大きな影響を与えたものと推測できる。

このように、日本円系の紙幣は、吉林省内でのみ流通する吉林官帖に比べれば、より広い範囲に対する決済手段としての役割を負っていた。ただし日銀兌換券が吉林方面との取引にも利用されていたのに対して、朝鮮銀行券ほか朝鮮で発行された日本円系紙幣については、この頃の流通範囲がほぼ朝鮮内に限定されていたことから、域外決済の手段として利用できる範囲も相対的に限られていた点に注意する必要がある。

③ルーブル紙幣 前章で述べたように、満洲では1900年の義和団事件を直接の契機として全域でルーブル紙幣が見られるようになった。中国海関の十年報によれば、間島でもやはりこの前後からルーブル紙幣が見られるようになったという⁴⁰。流入経路としては隣接するロシア領からが主で、1910年代半ばの日本領事報告によれば、ロシア領から年々「数十万」ルーブルが流入していたという⁴¹。これら流入したルーブル紙幣の一部は、出稼ぎ等を通じてウラジオストクとの関係が強かった国境周辺の農村部に留まって流通し続けたようであるが⁴²、間島から再び流出してゆく部分もあり、表5-3によれば、日本郵便局を通じた部分だけでも年々10~20万ルーブルが流出していたことが分かる。日本郵便局を通じた現送先の内訳は、1911年10月中の分のみであるが、表5-4のようであった。この表から、間島の取引相手先である吉林・清津をはじめとして、上海ほか中国内地にもルーブル紙幣の現送が行われていたことが分かる。

(1)で見たように、間島の対ロシア領貿易そのものは1900年代末から減少傾向にあった。それにもかかわらず、ロシア領から間島を経て東アジア各地にいたるルーブル紙幣の循環

³⁶ 満鉄調査課『吉林東南部経済調査資料』1911年、18頁。

³⁷ 「間島地方流通々貨」『通商彙纂』明治44年13号、1911年、64頁。

³⁸ 波形昭一(1985)172~177頁。

³⁹ 1910年に間島には日本郵便局が設置されており、郵便為替送金は不可能ではなかったと思われるが、第4章注43で触れたように、料金の高さなどから高額な送金は現実的ではなかったようである。また官銀錢号の分局でも為替送金を行っていたが、その取り扱い幣種は吉林官帖に限られていたようである(注28)。

⁴⁰ *Decennial Reports 1902-1911*, Vol.1, Hunchun [琿春], p.61.

⁴¹ 「間島大正三年貿易状況」『通商公報』203号、1915年、50頁；「琿春経済状況」『通商公報』284号、1916年、261頁。

⁴² 朝鮮銀行調査局『琿春地方ニ於ケル経済状況』1918年、33~36頁。

が依然存在していたことは注目に値する。また表 5-3 によれば、間島からの現送の 7 割以上は中国人の手で行われたものであった。間島の域外交易を多方面にわたって担う華商が、その決済の手段としてルーブル紙幣を利用していたことが推測される。

【表 5-3】間島日本郵便局のルーブル紙幣現送額
(1910～1913年、単位ルーブル)

	現送額	うち中国人に よる割合(%)
1911年	130,809	73
1912年	149,613	76
1913年	189,333	98

出所) 朝鮮銀行『間島ノ貿易及金融状況』1915年、40～48頁。
ただし龍井村局・局子街局の取扱額の合計。

【表 5-4】間島日本郵便局のルーブル紙幣現送額
(1911年10月分、単位ルーブル)

送り先	現送額
満洲 吉林	3,400
奉天	113
中国内地 山海関	90
芝罘	836
北京	95
上海	1,150
漢口	100
朝鮮 清津	3,600
元山	500
その他	53
合計	9,937

出所) 朝鮮銀行『間嶋及琿春地方経済状況』1912年、37頁。
ただし龍井村局・局子街局の取扱額の合計。

表 5-4 で最大の現送先となっているのは朝鮮の清津である。1912 年の朝鮮銀行の調査によれば、間島から清津へ流入するルーブル紙幣は、清津から間島への輸出貿易の決済に充当されており、その規模は 1911 年において 20 万ルーブル程度であった⁴³。先述の通り間島の対朝鮮貿易は 1910 年代に入って増加しはじめたが、その収支が間島側の大幅な輸入超過であったことは表 5-1 から確認できる。そして 1911 年において間島側の朝鮮に対する輸入超過額は約 70 万円であったから⁴⁴、仮に 1 ルーブル=1 円とすれば⁴⁵、この年の入超額の少なくとも 3 割弱はルーブル紙幣で決済されていたことになる。咸鏡地方では韓国併合後もルーブル紙幣の流通が見られたことは第 4 章で既に検討した通りであるが、間島との貿易がその重要な流入ルートとしてあったことが確認できるだろう。

また表 5-4 において清津と並んで大きな比率を占めているのは省都である吉林への現送である。日露戦争後、ロシアの政治的勢力の及ぶ範囲はハルビン以北まで後退したが、ルーブル紙幣の流通圏が必ずしも同様の収縮を示した訳ではなかった。その理由の一つとしては、第 4 章で見たような対上海送金を軸としたルーブル紙幣の循環がこの時期においても依然維持されていたらしいことが挙げられよう。例えば 1910 年頃の営口の場合、上海向けの銀両為替は横浜正金銀行と露清銀行によって振り出されていたが、露清銀行の場合、その代価として受け入れていたのはルーブル紙幣であった⁴⁶。またやはり 1910 年頃の吉林

⁴³ 朝鮮銀行『咸鏡北道ニ於ケル金融状況』1913 年、19 頁。

⁴⁴ 表 5-1 の出所資料より計算した。

⁴⁵ 金平価で比較すれば 1 ルーブル=1.03 円となる。

⁴⁶ 満鉄調査課『南満洲経済調査資料 (第六)』1910 年調査、66～67 頁。

省長春においても、満洲北部から流入するルーブル紙幣は、露清銀行が振り出す上海向け銀両為替の購入に用いられていた⁴⁷。つまり政治的な条件から相対的に切り離された形でルーブル紙幣の循環が維持されていたのであり、表5-4に見られるような間島から吉林へのルーブル紙幣の現送、さらには間島から上海への現送についても、最終的には上のような満洲におけるルーブル紙幣の循環構造の一部として機能していた可能性があるろう。

このように、ルーブル紙幣の場合も、②でみた日本円系紙幣の場合と同様に、遠隔地間の支払いの手段として利用されていた側面があり、しかもその空間的な範囲は、朝鮮で発行された日本円系紙幣の場合に比べれば、より広がったことが確認できる。

(3) 間島における貨幣間の需給調整システム

(2)で見たように、1910年代前半の間島をめぐっては、様々な貨幣がそれぞれ異なる空間的範囲の中で流通していた。機能の面でも貨幣間に相違があり、吉林省内に流通する吉林官帖が生産者・消費者に近い層で利用される一方、日本円系の紙幣やルーブル紙幣は相対的に遠隔地間の支払いにも利用されていた。(3)では、これら空間と機能とを異にして流通する、諸貨幣の間に成り立っていた関係について見てみることにしたい。

1910年代前半の間島における貨幣間相場は、華商の構成する商務会によって、吉林・長春など省内大都市の相場を基準に決定されていた⁴⁸。大戦勃発後の1916年には商務会の中に取引所が設置され、吉林官帖に対するルーブル紙幣・朝鮮銀行券・大小銀元の相場が立てられた⁴⁹。吉林・朝鮮・ロシアの三方向の域外流通に携わる華商にとって、貨幣間の相場を定めるこれらの制度の存在は不可欠なものであったと推測できる。

このように決定される間島の貨幣相場において、間島の地域的な条件はどのような形で反映されていたのだろうか。1913年の日本領事報告は次のように述べている。

史料5-1) 局子街地方〔間島商埠地の一つ〕に於ける支那通貨たる吉林官帖は、毎年十二月頃より翌年四五月に至る五六ヶ月間は流通価格騰貴し、以後五六ヶ月間は漸次低落するを例とす。是れ毎年十二月より翌年四五月に至る期間は大豆粟其他農産物盛に輸出せられ、外国貨幣の流入夥しく、輸入外国品に對し外国貨幣を以て代金の決済を為し、尚十分の余りあるが故、隨て官帖市価の騰貴を來す所以なり⁵⁰。

(2)で見たように、間島での農民からの農産物買い付けにおいて、少なくとも華商は吉林官帖を利用していたと考えられる。そのこと自体がすでに農産物取引の繁忙期に吉林官帖の需要を高める要因になっていたはずである。加えて間島では、農産物の国境を越えた輸出が「外国貨幣」の流入をもたらすことで、吉林官帖の相対的な需要をさらに高める結果に

⁴⁷ 横浜正金銀行(調査)『満洲各主要地ニ於ケル通貨及金融機関』拓殖局、1911年、44頁。

⁴⁸ 朝鮮銀行『間嶋ノ貿易及金融狀況』1915年、53頁。

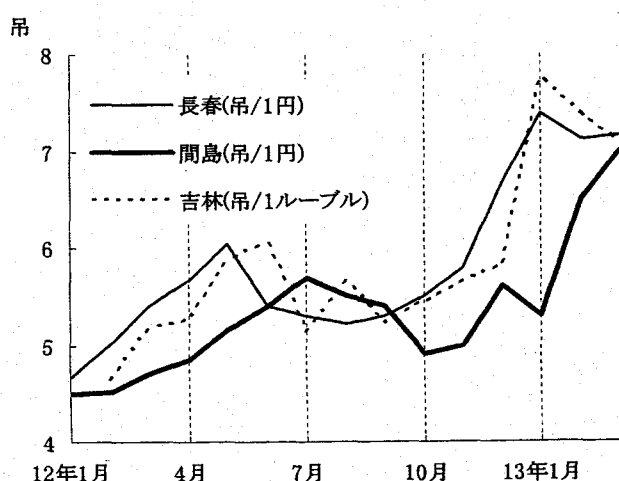
⁴⁹ 朝鮮銀行調査局『局子街方面ニ於ケル經濟狀況』1918年、26頁。

⁵⁰ 「吉林官帖下落ノ原因」『通商彙纂』大正2年8号、1913年、42頁。

なっていたことが上の史料から窺われる。農産物取引のサイクルに沿って貨幣需要が循環的に変動すること自体は、間島に限らず広範に見られた現象といえるが、間島の場合、国境地帯に位置するという地理的な特徴が、そのような貨幣間の需給変動の波をより大きなものにしていたといえることができるだろう。

このような間島における貨幣需給変動の特徴を、同じ吉林官帖の流通圏内にある他都市の貨幣相場と比較して確認してみよう。図5-1は1912～13年における吉林官帖相場を示しており、間島（龍井村）・長春の数値は対円相場（吊／1円、吊は吉林官帖の単位）、吉林の数値は対ルーブル相場（吊／1ルーブル）である⁵¹。

【図5-1】吉林官帖相場の動向



(付)図5-1の数値

	長春 (吊/1円)	間島 (吊/1円)	吉林(吊 /1ルーブル)
1912年1月	4.67	4.50	
	5.02	4.52	4.63
	5.40	4.70	5.18
4月	5.66	4.85	5.27
	6.04	5.16	5.87
	5.40	5.40	6.07
7月	5.30	5.70	5.14
	5.21	5.50	5.67
	5.30	5.40	5.21
10月	5.51	4.90	5.44
	5.79	5.00	5.64
	6.69	5.60	5.81
1913年1月	7.38	5.30	7.75
	7.11	6.50	7.37
	7.15	7.00	7.08

注) 間島相場は龍井村における値。「吊」は吉林官帖の単位。
出所) 間島:『通商彙纂』M45-15,24,25,29,31,34,39,41,T1-5,26。
『通商公報』12,15。ただし1ヶ月内に複数の値が得られる場合はその平
均値。長春:『満洲貨幣相場集成 其三』(満鉄調査課, 1929年)20頁。
吉林:『満洲ニ於ケル通貨事情』(外務省通商局, 1919年)190頁。

本図から分かるように、いずれの都市の相場もこの間下落傾向にあった点は共通している。吉林官帖は辛亥革命前後から継続的に下落し始めたと言われ⁵²、例えば長春における対円相場は1911年を100とすれば1914年には340にまで下落していた⁵³。

しかし月単位の短期的な変動に注目すれば、都市間に相違のあったことが分かる。まず間島における吉林官帖の対円相場を長春のそれと比べると、秋から翌年春にかけて、間島

⁵¹ 長春の対円相場は「金円」に対する相場である(図5-1の統計出所参照)。この時期の長春ではまだ朝鮮銀行券は普及していなかったから、具体的には日銀兌換券に対する相場であった可能性が高い。一方間島の対円相場が日銀兌換券・朝鮮銀行券のいずれについて立てられたものかは不詳である。しかし先述のように、間島では1910年ごろから両者の格差が消滅していたとすれば、いずれでも差し当たり行論には影響しないであろう。

⁵² 金周溶(2000) 117～118頁。

⁵³ 満鉄調査課『満洲貨幣相場集成(其三)』1929年, 20頁。

の相場が長春の相場を上回っている。上掲の史料5-1の記述を念頭におけば、農産物取引に起因する吉林官帖需要の逼迫が間島においてより深刻であったことが推測される。また吉林官帖の対ルーブル相場については、間島での数値を得ることができない。しかし(2)で見たところに従い、1910年代の間島ではルーブル紙幣と日本円系紙幣とがほぼ等価で流通するようになっていたと仮定して、間島の対円相場を対ルーブル相場に読み替えて図5-1を見ることにしよう。すると間島と吉林の対ルーブル相場の間にも、間島と長春の対円相場の間に見られたのと同様の関係が存在していたと見ることができる。

それでは、間島の地域的な条件が貨幣需給に上のような特徴を与えていたとして、間島の商人はそれにどのように対応していたのだろうか。1909年に官銀錢号の分号が間島に設置された際には、その業務の一つとして、民間への吉林官帖の貸し付けを通じて季節的な吉林官帖需要の逼迫を緩和することが期待されていたようである⁵⁴。しかし上述のように1911年頃から吉林官帖の下落が加速すると、分号の民間向け業務は滞りがちになった⁵⁵。官銀錢号を通じた吉林官帖需給の調整を期待できない状況下で、間島の一部の華商は1913年ごろ、次のような操作を行っていたという。

史料5-2) 当地支那商人の一部は日々吉林城市の官帖相場を電報照合し、益々下落の返電を得るに於ては一切之れを秘し〔中略〕官帖を以て日露貨の交換に力め、当地相場以上に下落しつつある吉林城に向つて、当地日本郵便局を経、価格表記にて之れを送付し、再び官帖換として返送せしむ〔下略〕⁵⁶

この史料で描かれているのは、間島の「日露貨」、おそらくルーブル紙幣と日銀兌換券とを吉林に現送し、その代わりに吉林官帖を取り寄せるという操作である。先に図5-1で確認したように、農産物の出荷期における間島の吉林官帖相場は、吉林・長春の相場を上回る傾向にあったが、上のような操作は、貨幣間の需給関係にそのような地域差が存在することを利用しての裁定取引であったと考えることができる。逆に吉林・長春方面での吉林官帖相場が間島を上回るような場合には、間島から吉林官帖が流出し、かわってルーブル紙幣が流入するという現象も見られたことも他の史料から確認できる⁵⁷。

このように1910年代前半の間島では、華商による貨幣の地域間裁定取引が一定のパターンのもとに行われていたと見ることができる。間島の地域的事情に即した貨幣間の需給調整システムが自律的に機能していたといえよう。このような地域的な調整システムは、(2)で見たような各貨幣それぞれの広域的循環を前提として成立したといえるが、逆にこうした地域的な調整システムが機能することによって、間島をとりまく各貨幣の広域的循環が再生産されるという方向にも作用したと考えることができる。これらの各貨幣はいずれも

⁵⁴ 「清国間島ノ通貨及金融」『通商彙纂』明治43年14号, 1910年, 37頁。

⁵⁵ 朝鮮銀行『間嶋ノ貿易及金融状況』1915年, 51～52頁。

⁵⁶ 「間島大正二年第一季貿易状況」『通商公報』15号, 1913年, 3頁

⁵⁷ 「間島大正三年貿易状況」『通商公報』203号, 1915年, 4頁。

政策的な契機によって満洲に導入されたものであったが、上のような間島の事例は、それらの広域的な循環が必ずしも政策的な契機によってのみ規定されていたわけではなく、小地域内における自律的な貨幣間の需給調整システムと互いに支え合いながら成立していたことを示唆しているといえるだろう。

ところでこの頃すなわち第一次大戦前の朝鮮銀行券は、既に述べたように、ほぼ朝鮮半島の中でのみ流通していた。上に見た間島での貨幣需給の調整システムでは吉林・長春との関係が鍵となっていたことを考えれば、この時点の朝鮮銀行券が上のシステムの中に本格的に組み込まれていたとは考えにくい。次節では、このような朝鮮銀行券の位置づけが第一次大戦を経てどのように変化してゆくのかについて検討することにしたい。

3 大戦期における朝鮮銀行券の流入と地域経済の対応

第2節で見たように、日露戦争でロシアが敗北した後も、ルーブル紙幣は満洲・朝鮮・中国内地にわたる広い範囲で流通を続けていた。ところが1914年8月の第一次大戦勃発直後、ロシアが金兌換を停止すると、満洲・朝鮮におけるルーブル紙幣相場は下落しはじめ、1917年のロシア革命で下落はいっそう加速した⁵⁸。

このような趨勢の中で、間島におけるルーブル紙幣流通にも変化があらわれた。まず、1914年夏のルーブル金兌換停止直後、間島の日本郵便局がルーブル紙幣による払込みを拒否するようになった⁵⁹。また、清津の日本人商人もルーブル紙幣の受け取りを忌避するようになったため⁶⁰、ルーブル紙幣を対朝鮮貿易の決済手段として用いることは困難となった。このような状況下で、従来ルーブル紙幣を利用してきた間島の華商の間にも、ルーブル紙幣の退蔵や受け取り拒否の傾向が生じた。ルーブル紙幣は流通から引き上げられてゆき、金融梗塞のため閉店を余儀なくされる商人も続出したという⁶¹。

またこの時期には、間島の国境貿易にも変化が現れた。表5-1を見ると、対ロシア貿易が微増に止まっているのに対し（この時期の物価上昇率を考慮すれば実質減少とみてもよいだろう）、対朝鮮貿易は対照的に増加していることが分かる。特に朝鮮への輸出は、1916年から18年までの間、年率100%を越える伸び率をもって拡大した⁶²。

対朝鮮輸出の拡大をもたらした直接のきっかけは、大戦の影響でアメリカ・ヨーロッパなどにおけるインゲンマメ等の豆類の需要が急増したことである。間島産の豆類の輸出は

⁵⁸ 前章で述べた点であるが、繰り返し述べておけば、例えば奉天において、開戦直前の1914年7月には100ルーブル=102円であった相場が、1917年12月には100ルーブル=15円にまで下落した（『朝鮮銀行月報』各月版より）。

⁵⁹ 「間島大正三年貿易状況」『通商公報』203号、1915年、50頁。ただし郵便を通じたルーブル紙幣の現送（価格表記郵便）まで拒絶されたわけではないようである。

⁶⁰ 「露貨下落とその影響」『朝鮮総督府月報』5巻1号、1915年、60頁。

⁶¹ 金周溶(2000) 118～122頁。

⁶² 表5-1の出所資料より算出。

1916 年ごろから拡大し⁶³、間島から清津を経ていったん神戸へ輸出された後、北海道や大連など他産地の豆類とともに再輸出されるようになった⁶⁴。取引の手順としては、まず対欧米輸出商である神戸の鈴木商店・三井物産等から清津の貿易商に発注され、そこからさらに間島商埠地の日本人・朝鮮人商人に発注されるという形がとられた⁶⁵。

さてこの頃、朝鮮銀行では、満洲における店舗網拡大と朝鮮銀行券流通の拡大を図っており⁶⁶、日本政府も 1917 年には日本行政権が及ぶ地域において朝鮮銀行券の強制通用を認めた⁶⁷。間島（龍井村）にも 1917 年 3 月に朝鮮銀行出張所が設けられ、日本人貿易商の豆類輸出に貿易金融を提供した⁶⁸。また清津の貿易商も、間島商人への輸出豆類の注文に際しては、買付資金の前貸しを行っていた⁶⁹。

豆類輸出の急増を背景に、上のような資金供給の経路を通じて、間島への朝鮮銀行券の流入額も急速に拡大した可能性が高い。金周溶(2000)では、朝鮮銀行による朝鮮銀行券の散布を通じて間島が「円ブロック化」されたと表現している⁷⁰。しかし朝鮮銀行券の流入が増加したにせよ、間島では植民地朝鮮のような排他的な幣制統一が権力的に実現されたわけではなく、朝鮮銀行を頂点とする集中的な貨幣管理が間島に及ぶようになったわけでもない。間島における朝鮮銀行券の流入を支えた背景は、第 2 節に見たような間島における貨幣間関係がその内的な論理に沿って変化してゆく過程の中から探られる必要がある。

このことを念頭に、豆類輸出に伴う資金移動を生産者レベルにまで遡り、朝鮮銀行券の流入に伴って間島の貨幣流通に起きた変化を見てゆくことにしよう。清津からの注文を受けた商埠地商人は、輸出豆類の買い付けを商埠地内で行うほか、朝鮮人・中国人の零細商人に資金を前貸しし、商埠地外の農村での買い付けを委託することも多かった⁷¹。このころ商埠地近郊の朝鮮人農民間では既に朝鮮銀行券の使用も拡大していたといい⁷²、これらの地

⁶³ 間島から清津を経由して行われる通過輸出額において、インゲンマメ（統計上の商品名は「白豆」）の占めた割合は、1916 年 42%、17 年 41%、18 年 21%、19 年 61%であった。朝鮮総督府『朝鮮貿易年表』各年版より算出。なお、1917 年に清津から会寧までの鉄道が開通し、1918 年に清津・敦賀間航路が朝鮮総督府命令航路として開設されるなど、政策的な流通基盤の整備が輸出増加を後押しした点も重要であろう。

⁶⁴ 朝鮮銀行調査局『満鮮産色豆取引状況』1918 年、1～13 頁。

⁶⁵ 東洋拓殖会社『間島事情』1918 年、556～557 頁。

⁶⁶ 朝鮮銀行設立当時の在満店舗は安東のみであったが、1913～18 年の間に 17 店舗が新設された（朝鮮銀行史研究会(1987) 850～851 頁）。朝鮮銀行券の流通は急速に拡大し、大戦前はルーブル紙幣の流通が支配的であった北満洲の都市にも及んだ（石田興平(1964) 519～538 頁）。ただし北満洲では 1920 年代に入ると中国系銀行の「哈大洋」票が朝鮮銀行券に代わって流通量を拡大した。

⁶⁷ 朝鮮銀行史研究会『朝鮮銀行史』154 頁。

⁶⁸ 朝鮮銀行調査局『局子街方面ニ於ケル経済状況』1918 年、20 頁；金周溶(2000)139～153 頁。

⁶⁹ 注 65 に同じ。

⁷⁰ 金周溶(2000)153～155 頁。

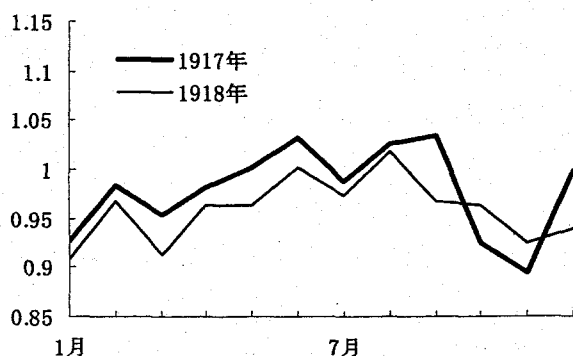
⁷¹ 「間島地方豆類輸出状況」『通商公報』712 号、1920 年、1084 頁。

⁷² 「頭道溝地方状況」『通商公報』696 号、1920 年、435 頁。

方では農民からの買い付けにも朝鮮銀行券の用いられた可能性はある。しかし豆類の買い付け範囲は輸出の増加とともに拡大し、従来は間島商埠地の商圈に含まれていなかった奥地農村にまで及ぶようになった⁷³。それらの地方では吉林官帖がもっぱら流通しており、朝鮮銀行券は割り引かれて授受されるような状況であったために、農民からの買い付けは吉林官帖によって行われた⁷⁴。

すなわち、豆類輸出に伴って間島への朝鮮銀行券の流入額が増えれば増えるほど、農民からの買い付けに用いられる吉林官帖の需要も増加するという関係が存在したといえる。このような関係を吉林官帖の対円相場を通じて確認してみよう。図5-2は、1917～18年各月の間島相場(吊/1円)を長春相場で除した値のグラフである。数値が1より小さければ、間島の吉林官帖相場が長春の相場を上回っていたことになる。ここから農産物出荷期にあたる秋から春にかけて間島での吉林官帖需要が長春のそれを上回っていたことが分かる。

【図5-2】吉林官帖相場の地域間比較



注) 間島の吉林官帖対円相場(吊/1円)を長春の吉林官帖対円相場(吊/1円)で除した値を示す。
出所) 間島: 1912年分は図5-1に同じ。1917年1～3月は『通商公報』560号。1917年4月～1918年月は『朝鮮銀行月報』各月版。長春: 図5-1に同じ。

(付)図5-2の数値

	1917年	1918年
1月	0.93	0.91
2月	0.98	0.97
3月	0.95	0.91
4月	0.98	0.96
5月	1.00	0.96
6月	1.03	1.00
7月	0.99	0.97
8月	1.03	1.02
9月	1.03	0.97
10月	0.92	0.96
11月	0.89	0.93
12月	1.00	0.94

それでは、朝鮮銀行券の流入が増加するほど吉林官帖の需要が高まるという状況に対し、現地の商人たちはどのように対応していたのだろうか。次の史料は、豆類輸出がピークを迎えた1917年12月における朝鮮銀行吉林出張所の状況を記したものである。

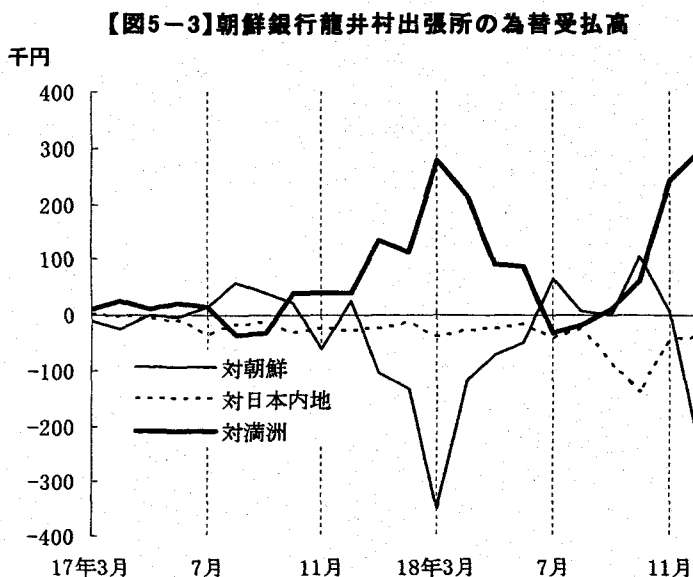
史料 5-3)〔朝鮮銀行吉林店において〕著しく増加したるは間島方面よりの電信送金にして、右は彼地に於ける穀物取引が金建にして、奥地買出には官吊を要する処より、当行龍井村出張所を通して当方へ送金し、以て官吊に代へ再び間島方面へ現送せらるる次第にて〔下略〕⁷⁵

⁷³ 「間島貿易状況(大正六年)」『通商公報』560号, 1918年, 79頁。

⁷⁴ 「頭道溝対西間島地方取引状況」『通商公報』430号, 1917年, 1頁。

⁷⁵ 「各地金融状況 吉林」『朝鮮銀行月報』8巻12号, 1918年, 48頁

金建てとは具体的には朝鮮銀行券での取引と解してよいと思われる。とすればこの史料からも、間島での穀物取引の手段として、(朝鮮銀行龍井村出張所—1917年3月開業—もそこに立地する)商埠地での取引は朝鮮銀行券で、商埠地から離れた農村部での買い付けは吉林官帖で行うという相違の見られたことが推測できる。そしてその吉林官帖を吉林から調達するために朝鮮銀行を通じて間島から吉林へ電信為替で送金するというのであるが、朝鮮銀行を通じて送金をする場合には、払い込み・払い出しとも朝鮮銀行券でなされたと考えられるから、上の史料5-3は結局、間島と吉林との間で朝鮮銀行券と吉林官帖との交換がなされていたことを示している。



注) 龍井村出張所における買為替・売為替を相殺した残額。数値が正ならば間島からの資金の送出の超過、負ならば間島への流入の超過といえる。なお「その他」宛の値も得られるが少額のため省略。
出所)『朝鮮銀行月報』所載「各地為替受払高表」各号。

(付)図5-3の数値 (単位円)

	対朝鮮	対日本内地	対満洲
17年3月	-10,220	1,050	9,500
	-26,710	-5,207	25,730
	870	-8,794	12,000
	-3,643	-11,606	22,560
7月	16,211	-34,442	14,555
	56,281	-17,837	-35,300
	40,539	-13,385	-30,846
	21,126	-31,771	41,100
11月	-62,735	-25,556	39,258
	25,185	-30,039	40,951
	-103,424	-24,550	133,549
	-132,810	-13,639	112,257
18年3月	-349,914	-38,947	278,768
	-117,620	-27,062	215,112
	-70,471	-26,376	88,880
	-50,891	-17,775	85,841
7月	65,548	-44,099	-31,055
	6,497	-24,891	-19,371
	-169	-87,311	10,728
	105,412	-141,499	60,221
11月	5,596	-46,529	240,727
	-225,359	-39,048	292,252

朝鮮銀行の龍井村出張所を通じ、実際にどの程度の資金が流出入していたのか、図5-3から見てみよう。本図は、同出張所で各種為替の純受払高(つまり為替売買を通じて生じた現金の受け入れ・払い出し金額を相殺した金額)を相手先別に示したものである。数値が正ならば龍井村出張所での売為替の超過=現金の受け入れ超過、つまり他店に対する借り越しであり、間島から資金が流出したことを意味する。数値が負ならば逆に間島への資金流入を意味する。一見して分かるように、朝鮮からの流入と満洲への流出とが基調をなしており、かつ秋から春にかけて移動額が増加するという季節的なパターンを示している。

本図では満洲のいずれの店舗が流出先になったのか明らかでない。しかし日本領事報告によれば、1918年11月中における龍井村出張所からの送金高202,880円のうち、吉林向

けが 82,950 円、長春向けが 109,800 円を占めていたという⁷⁶。この月の数値が一般的な傾向を反映しているとすれば、龍井村出張所から満洲への資金流出は、ほとんどが吉林官帖の流通圏内に向けられていたものと考えられる。このような数値および図 5-3 に示された資金の動きは、史料 5-3 の記述とも符合している。豆類輸出を背景とする朝鮮からの資金流入と吉林・長春への資金流出（→吉林官帖の流入）とは、龍井村出張所の為替売買を通じた資金流出入のパターンを規定する上で、重要な要因であったと考えることができよう⁷⁷。

さて、史料 5-3 では操作の担い手について明示してはいないが、他の史料から、その主たる担い手が華商であったことが確認できる⁷⁸。そしてこのような操作のパターンは、史料 5-2 に描かれている第一次大戦前における華商の操作と基本的には同じである。つまり間島の華商は、朝鮮銀行券の流入増加と吉林官帖需要の高まりという事態に対し、吉林官帖流通圏内での裁定取引という、第一次大戦以前から存在した操作のパターンに沿って対応したと見るのであり得るのである⁷⁹。このような操作の結果として、間島における貨幣間の需給バランスが維持され、ひいては間島からの第一次産品輸出の急速な拡大も可能となったと考えることができよう⁸⁰。

一方で第一次大戦前と大きく異なるのは、間島から吉林への送金が、朝鮮銀行の店舗網

⁷⁶ 「局子街に於ける最近金融経済状況」『通商公報』589 号、1919 年、244 頁。ただし図 5-3 の出所である『朝鮮銀行月報』の数値は 244,185 円で、合計額に若干の齟齬が見られる。

⁷⁷ ただし図 5-3 は、あくまで朝鮮銀行を通じた資金の流出入額を反映したものに過ぎず、間島の朝鮮銀行券流出入を全て捕捉しているとはいえない。図 5-3 は朝鮮からの資金流入超過を示すが、貿易上は表 5-1 にも見たように朝鮮に対して輸入超過であり、朝鮮銀行以外に郵便局等を通じた資金流出経路のあったことが推測される。さらに、この時期には豆類輸出の好況も一因となって朝鮮人移住民が急増したが、それを通じて持ち込まれた分も無視できない。日本領事報告によれば、朝鮮人の移住に伴い 1918 年に 70 万円、19 年に 100 万円の資金が間島に流入したという（「間島貿易年報（大正七年）」『通商公報』621 号、1919 年、652 頁；「大正八年間島貿易年報」『通商公報』203 号、1915 年、50 頁）。

⁷⁸ 「各地金融状況 龍井村」『朝鮮銀行月報』9 巻 3 号、1918 年、62 頁。

⁷⁹ このような間島の貨幣需給調整システムは、ルーブル紙幣が流通から引き上げられてゆく過程においても機能していた。先述したように大戦勃発直後からルーブル紙幣相場は下落しはじめたが、ルーブル紙幣の流入が多い間島では、吉林や長春よりもその下落の速度がはやい傾向にあった。間島の華商はこのような傾向を利用して、間島のルーブル紙幣を買い集めて吉林方面に送り、吉林官帖を取り寄せるという操作を開始したのである（「局子街に於ける露貨暴騰の影響」『通商公報』512 号、1918 年、319 頁）。ルーブル紙幣の現送には日本郵便局が利用されることが多く、1918 年 11 月中の現送高は吉林に 121,750 ルーブル、長春に 185,500 ルーブルであった（注 76 に同じ）。ただしこのような操作は投機性が高く、1919 年ごろには破綻し、ルーブル紙幣そのものも 1920 年頃までに見られなくなった（塚瀬進(1993)202～203 頁）。

⁸⁰ 19 世紀末～20 世紀初における世界市場向け農産物輸出の増加が地域的な貨幣需給システムに与えた影響については、黒田明伸によって比較史的研究がなされている（黒田明伸(1994)）。満洲の場合は石田興平(1964)が大豆輸出経済を成立させた貨幣需給システムに検討を加えた代表的な業績である。しかし石田の研究は大胆なモデル化に特徴があり、具体的な実証を通じてその内容を検証する作業はその後必ずしも進展していない。

を通じて朝鮮銀行券で行われている点である。第2節で述べたように、大戦前における朝鮮銀行券の流通範囲は満洲にほとんど及んでおらず、間島の華商も吉林方面への支払いに朝鮮銀行券を使用することができなかった。華商による上のような操作は、第一次大戦前からのパターンを引き継ぎつつも、この時期における朝鮮銀行店舗網の広域的展開なくしてはあり得なかったといえる。とはいえその一方で、上のような華商の操作を通じて、朝鮮銀行券の清津から間島を経て吉林にいたる流通経路が形成されたという側面があったことも看過できない。すなわち、間島をめぐる広域的な貨幣の循環構造と間島地域内での貨幣需給システムとは、どちらかが一方的に他方を規定するというものではなく、両者が互いに補完的な関係に立っていたと見ることができよう。このことから、間島における朝鮮銀行券の流通の拡大は、必ずしも日本側の施策によって一方的に規定されたものではなかったというべきであろう。

最後に、第一次大戦が終結した後の展望を簡単に述べて本節を閉じることとしたい。大戦の終結とともに、間島経済のブームを主導していたインゲンマメの欧米向け輸出は減退し、さらに1920年の恐慌が間島を襲った。同年には日本軍の間島出兵もあり、間島の経済は一時沈滞を余儀なくされたと考えられる。しかしその後、間島の対朝鮮貿易は、輸出品の中心を大豆にかえて再び増加に転じた⁸¹。

1920年代には、朝鮮銀行の商業金融に加え、日本領事館の監督する農民金融の拡大も図られた⁸²。商埠地近辺では農村部でも朝鮮銀行券が支配的になっていたことも報告されている⁸³。貨幣流通の重層性を解消する試みが進行し、一定の成果を挙げたものと思われる。

とはいえその一方で、華商による吉林官帖流通圏内の裁定取引は引き続き行われていた⁸⁴。表5-5によって朝鮮銀行龍井村出張所の為替受払高を見ると、朝鮮からの流入・満洲への流出という図5-3と同じパターンが1920年代にも基本的には維持されていたことが分かる。日本の政治的・経済的関与が深まっていくなかでも、華商によるこのような操作が依然として間島の大豆輸出経済の一端を支えていた可能性は否定できない。

【表5-5】 朝鮮銀行龍井村出張所の為替受払高(単位 千円)

	対日本内地	対朝鮮	対満洲	その他
1921年	-33	181	1,001	75
1922年	-267	-613	723	124
1923年	-139	-1,070	2,016	262
1924年	-145	-770	1,791	72
1925年	-92	-689	1,529	44

注) 出所資料における「取立手形」「送金取組」の額を相殺した残額。値が正ならば流出の超過、負ならば流入の超過(図5-3に同じ)。

出所) 朝鮮総督府鉄道局営業課『豆満江流域経済事情』1927年、81頁。

⁸¹ 塚瀬進(1993)199～201頁。また表5-1も参照。

⁸² 農業金融は朝鮮人民会という組織を通じて行われた。朝鮮人民会の農業金融については、申奎燮(1993)181～182頁；金周溶(2000)65～87頁。

⁸³ 満鉄調査課『吉会鉄道関係地方調査報告書』第1輯、1928年、66頁。

⁸⁴ 「間島金融概況(十一月)」『通商公報』803号、1921年、38頁。

4 小結

1910年代の間島をめぐるのは、さまざまな貨幣が重層的に循環を形成していた。そのような状況の中で、間島の華商は、貨幣間の需給バランスの地域差を利用した裁定取引を繰り返していた。そのような活動を通じて結果的には地域の貨幣需給調整が実現され、同時に間島をめぐる貨幣の広域的循環も再生産されていたと考えることができる。

第一次大戦中に間島に流入する朝鮮銀行券が急増した際にも、間島の華商は基本的に上のような枠組みの中で対処した。それによって間島は世界市場向けの農産物輸出を急速に増加させることができ、また朝鮮銀行券は朝鮮から間島を経て満洲中央部へと至る流通経路を形作ることになった。ここから考えれば、間島をめぐる朝鮮銀行券の広域的な循環は、朝鮮銀行の店舗網拡大によってのみ実現されたわけではなく、地域にそれ以前から存在した自律的な貨幣需給の調整システムと相互に補完的な関係を結ぶことを通じて実現されたということができるであろう。

日露戦争から第一次大戦にかけての東北アジアでは、日本の国家的関与を通じ、物流・金融の制度的基盤が広域的に整備されはじめていた。朝鮮銀行券の流通拡大もその一環とすることができる。そしてそのような制度的基盤の上に、日本の工業化を軸とした新たな分業体制もその萌芽を見せつつあった⁸⁵。しかし本章の検討からも窺われるように、そのような変化は必ずしも日本側の利害に沿って一方向的に規定されたものではなく、むしろ様々なレベルにおいて既に形成されていた現地の経済システムとの相互関係の結果としてもたらされたと考えるべきものである。そのような視点から検討を進めることによって、日本の政治・経済的な影響力の拡大が、近代東アジア域内市場の展開において持った意味を、相対的に位置付けなおすことができるように思われる。

⁸⁵ 松野周治(1978); 山本有造(1997)など。

第6章 結論

本稿では、1870年代から1910年代までの朝鮮をめぐる国際流通について、有機的・広域的なアジア域内市場への編入過程という視角から捉えようとし、特に国境を越える人間・財貨の移動がどのような形で発生したかという点に注目して、いくつかの事例研究を行った。取り上げた事例はいずれも微細な現象で、それ自体として全体の構造を決定するだけの力を持っていたわけではないが、それらの事例を規定していた諸条件を抽出することによって、朝鮮のアジア域内市場への編入過程における特徴について、その一端を知ることができるであろう。本章では、本稿での検討から得られるイメージについて、いくつかの課題点とともに整理することとしたい。

まず朝鮮をめぐる国際流通の直接の担い手であった外国人商人の活動形態について考えてみよう。本稿では、第2章で日本人商人、第3章で華商の例を扱った。それらの事例では、いずれも朝鮮・中国間の貿易が日本華商のサポートを得て行われていた。これらの商人の活動は、商品自体の集計的な流れとは別に、二国間(二地点間)に限定されない広域的な取引関係の上で成り立っていたのである。もちろん本稿で見たのが代表的なパターンだったということとはできないし、数の上ではむしろ二地点間の取引に終始していた商人の方が多かったかもしれない。しかし本稿で見た事例は、そうした広域的な取引の形態がこの時期の商人の選択肢の一つとして存在していたことを示唆しているし、そのような環境の下で二地点間の活動を選択した商人が多かったとすれば、そのような選択が行われた理由について改めて問いなおされるべきだといえるだろう。

さて、こうした商人の活動空間の広がりや、当然ながら商人によって異なっていたと考えられる。個別の事情による相違もあっただろうが、第3章で見た広東出身華商と山東出身華商の違いのように、出身地等なんらかの基準によるグループごとにも一定の傾向が存在した。開港後の朝鮮をめぐることは、こうした個人またはグループごとに異なる広域的な商業活動の空間が重層的に形成されていたと見ることができる。こうした活動の空間を異にする商人の間では、対立関係もあっただろうが、第2章で見た長崎華商と釜山日本人華商の関係のように、互いに補完しあう存在として協調的に接続していた場合もあったものと思われる。従来の研究では、例えば華商と日本人商人との関係を排他的な対立関係にあるものとして捉えることが多かったが、そのような見方には日清間の政治的対立を商人間の関係に投影した当時の記録者—多くは日清両国の官僚たち—の叙述に引きずられたという側面があることは否定できず、商人の立場にたてば、商人グループ間の関係はより柔軟なものだったといえる。

それでは、朝鮮をめぐる商人の活動が上のような形で行われたとして、それを規定した条件は何だったのだろうか。まず注目されるのは、それぞれの商人グループが「固有に」持っていた経営の形態という点であろう。実際にこの時期の華商の広域的活動に着目した先行研究では、そのような活動を可能にした条件として華商の持つ「ネットワーク性」(こ

の言葉の含意は論者によって異なるとしても）が指摘されることが多い。確かに開港以前における各出身地の市場経済の特質がその後の商人の活動形態にも一定のパターンを付与していた可能性は否定できないが、本稿ではそれを十分に検討することはできなかった。また商人ごとの活動パターンの「固有性」を強調しすぎることは非歴史的な解釈に陥ってしまう危険性も胚胎している。ここでは、当該期の朝鮮を取り巻くアジア域内市場の(外国人商人自身にとって差し当たりは外部的な)制度的条件を考えてみたい。

その意味で、本稿の冒頭から繰り返し強調してきた最も包括的な条件は、不平等条約によって強制された自由貿易体制である。各々の二国間条約はそれぞれに異なる政治的条件の下で締結されたとはいえ、それらの条約を根拠とした開港場間の貿易活動は等しく権力的干渉から相対的に自由に展開され、条約当事国間に止まらない広域的な活動を行うことも妨げられなかった。このことから、開港場における商人の活動を、その出身国の政策的意図を直接に反映したものとして捉えることには慎重になるべきであり、仮に商人の活動が政策的意図に沿って行われていたように見える場合には、商人が主体的にそのような選択を行った理由を改めて考察する必要があるといえるだろう。

その次に考慮されるべき条件は、通信・運輸や金融・保険等の近代的サービス部門の構築である。この時期のアジア域内流通において、自由貿易体制以前から蓄積されてきた伝統的サービス部門も生き残り一定の役割を果たしていたことはしばしば強調される点であるが、蒸気船や鉄道、電信などに象徴されるような技術革新がアジア域内流通の急速な拡大をもたらした点は決して過小評価されるべきではないし、それらのサービスが建前として誰にでも利用できる「公共財」として提供された点も、公開性の度合いが相対的に低かったと考えられる伝統的サービス部門に対する重要な相違点といえる。第2章で見た釜山の日本人商人たちが、中国諸港に対する交通手段や情報チャネルを個別的には持たなかったにも関わらず、曲がりなりにも对中国直輸出に踏み切れた理由は、日本郵船や三井物産などが提供するサービスが利用できるようになったからに他ならない。また、第3章で見た朝鮮開港場の華商は、朝鮮をめぐるサービス部門が日朝間を軸に構築されていたという条件から、それらの日朝間のサービスを迂回的に利用する形で对中国貿易を行っていた。それらの日朝間のサービス部門が日本の国家的支援の下に構築されたことは明らかであるし、そのことから、それらサービス部門の構築は日本の対朝鮮侵略の象徴としても取り上げられてきた。しかし先に述べたようなアジア全体を覆う自由貿易体制の下で、それらのサービス部門が、その構築に至る政策的な意図とは別に、広域的な流通を支える「公共財」としても機能していた側面は看過すべきではないと思われる。

さて、上に述べた二つの条件は、朝鮮だけではなく、他のアジア諸地域についても基本的に当てはまる。それ故にこそ朝鮮は国境を越えた人間と財貨の移動によって広域的・有機的なアジア域内市場の一部に編入されえたのだということができる。それでは、「朝鮮」という行政的領域はこうした国境を越えた人間と財貨の移動の中に埋没しており、それを単位とした考察は全く意味がないということになるのだろうか。第4章では、咸鏡地方を

めぐるルーブル紙幣の広域的な流通が朝鮮国内の幣制によって条件付けられていたという点を挙げて、必ずしもそうとは言えないという見通しを示した。本稿では十分な考察を行うことができなかったが、王朝財政の国内市場への関与やそれに規定された商業の形態など、開港以前から形成されてきた朝鮮の市場経済の制度的特質が、開港後の朝鮮をめぐる国際流通のあり方を朝鮮の側から条件づけていた可能性については、アジア域内市場全体としての制度的特質と並んで、軽視すべきではないであろう¹。この点は今後に残された重要な課題である。

以上、開港後の朝鮮をめぐる国際流通の特徴を、担い手となる商人の活動形態と、それを条件付けた市場の制度的特質から整理してきた。最後に、こうした国際流通のあり方と日本による朝鮮植民地化の過程とをどのように関連付けて理解するかという点について若干の見通しを述べたい。

実はこの点は、朝鮮をめぐる国際流通を規定した第3番目の条件として上述した、朝鮮側の市場経済の制度的特質という問題とも関連が深い。開港後の朝鮮政府は、様々な近代化政策を採用したことは間違いないが、市場における行動主体の一つとしての利益追求を離れ、国家領域内の資源の適正な配分を通じて国民経済総体としての成長を図るという政策志向は相対的に希薄であったと見ることができる。それに対して朝鮮を植民地化した日本は、朝鮮経済をどのように再編しようとしたかについては議論の余地があるとはいえ、朝鮮経済の領域的な掌握をより積極的に目指したことは確かである。さらに日本は、日露戦争後に政治的勢力を伸長した満洲においても、幣制など限定的な部分においてではあったが、経済の領域的な支配を図るようになった。誤解の無いようにいえば、この当時から日本がアウトルキー建設の志向を持っていたと見ることはできないであろう。しかし政治的勢力圏内(いわば非公式部分を含めた「帝国」)の中で、日本内地の工業化を軸とした分業体制を漠然とした形ででも構想し、それに沿った経済政策を採るようになったことは確かのように思われる。

このように、従来とは大きく性格が異なる政治権力が出現したことによって、朝鮮をめぐる国際流通はどのような変化を経験したのだろうか。本稿第1章で紹介したように、上のような日本の「帝国」経済の形成の過程については、少くない研究が存在する。しかし、その過程をそれまでのアジア域内市場との関連で論じたものは管見の限りほとんどない。その中で古田和子は、領域的支配への志向が強い日本帝国の形成過程を「黄海経済圏」の成立と呼び、既存の「上海ネットワーク」の非領域的な性格と対比させ、両者の対立を強調している²。このような古田の見解は、日本帝国の形成をアジア域内市場の中で相対的に位置づけたものとして貴重である。しかしこの古田の見解は見通しに止まっており、実証的裏づけを伴うものではない。

¹ 近年の韓国学界では、開港前から引き継いだ開港後の市場経済の制度的特質に注目した研究が現れている。第1章注14参照。

² 古田和子(1999b)、後に古田(2000)終章として改稿のうえ再録。

本稿でも明確な回答を提示できる訳ではないが、その手がかりとして第4章と第5章でそれぞれ1910年代の朝中国境地帯における貨幣流通の変化について検討した。ここから、第一次大戦前の朝鮮の咸鏡地方では在来の国境を越えた貨幣流通を一方的に切断することは困難であったこと、また、大戦中の間島への朝鮮銀行券流通の拡大は、日本側の施策のみによって実現されたわけではなく、現地華商の対応を通じて既存の貨幣流通構造の一部に組み込まれることによって初めて可能となったこと等が明らかとなった。これらの事例は、朝鮮・満洲における貨幣・商品の流通構造の再編成が、在来の流通構造を排除しながら日本の政策が一方的に貫徹された結果として生じたものではなく、むしろ在来の流通構造の一定の下支えの上に成立したものであったことを示唆している。これらの事例はそれぞれ極めて零細なものであるが、古田の強調するような「上海ネットワーク」と「黄海経済圏」の対立図式が、実際のアジア域内市場の再編成過程においてどのように現れたのかについては、より慎重な検討が必要なことを示している。日本の帝国に対立するものとしてではなく、日本の帝国を内に含みこんだものとしてのアジア域内市場の形成過程が検討されるべきであるし、それによってそれ以後の時期の日本帝国の位置づけもより明らかになるのではないだろうか。

参考文献

(日本語) 編著者姓五十音順 ※外国人名も日本字音で配列

- 秋田豊(1929)『朝鮮金融組合史』朝鮮金融組合協会, 747p.
- 秋田茂(1997)「ジェントルマン資本主義と『開かれたアジア間貿易論』」『史学研究』216号, 広島史学研究会, pp.1-19.
- 秋田茂・籠谷直人(2001)『1930年代のアジア国際秩序』溪水社, 328p.
- 秋月望(1984)「朝中貿易交渉の経緯」『九州大学東洋史論集』13号, pp.83-102.
- 全 (1985)「朝中間の三貿易章程の締結経緯」『朝鮮学報』115号, pp.103-137.
- 秋谷重男・黒沢一清(1958)『日本資本主義と水産貿易(研究資料第140号, 水産貿易構造の数量的研究3)』水産研究会, 199p.
- 荒居英次(1975)『近世海産物貿易史の研究』吉川弘文館, 594p.
- 荒武達郎(1998)「清朝後期東北地方における移住民の定住と展開」『東方学』96号, pp.117-132.
- 石井孝(1942)「幕末開港後に於ける貿易独占機構の崩壊」『社会経済史学』11巻10号, pp.47-90.
- 石川亮太(2000)「19世紀末東アジアにおける国際流通構造と朝鮮」『史学雑誌』109編2号, pp.1-33.
- 全 (2001)「20世紀初、朝鮮東北部のルーブル紙幣流通」『待兼山論叢』35号(史学篇), pp.27-49.
- 全 (2002a)「近代アジア域内市場の中の朝鮮」『グローバルヒストリーに向けて』川勝平太(編) 藤原書店, pp.241-249.
- 全 (2002b)「1910年代満洲における朝鮮銀行券の流通と地域経済」『社会経済史学』68巻2号, pp.3-20.
- 全 (2002c)「書評: 古田和子著『上海ネットワークと近代東アジア』」『朝鮮史研究会会報』148号, pp.8-10.
- 石田興平(1964)『満洲における植民地経済の史的展開』ミネルヴァ書房, 640p.
- 伊丹正博(1961)「第十八国立銀行の貿易商人的性格」『紀要(九州大学九州文化史研究所)』8・9号, pp.261-273.
- 伊藤昌太(1973)「旧露資本主義の通貨流通と一八九七年の通貨改革」『商学論集(福島大学)』41巻6号, pp.113-187.
- 全 (1987)「ロシア国立銀行と金本位制」『国際金本位制と中央銀行政策』藤瀬浩司・吉岡昭彦(編), 名古屋大学出版会, pp.253-299.
- 伊藤藤美(1995)「横浜における中国人商業会議所の設立をめぐる」『横浜と上海』共同編集委員会(編), 横浜開港資料館, pp.431-461.
- 稲井秀左衛門(1937)『朝鮮潜水器漁業沿革史』朝鮮潜水器漁業水産組合, 169p.
- 岩井尊人(1936)『林権助述 わが七十年を語る』第一書房, 433p.
- 内田直作(1949)『日本華僑社会の研究』同文館, 392p.
- 大森とく子(1976)「日本の金本位制と朝鮮産金」『歴史学研究』428号, pp.59-63.
- 小川国治(1973)『江戸幕府輸出海産物の研究』吉川弘文館, 411p.
- 奥平武彦(1937)「朝鮮の条約港と居留地」『朝鮮社会法制史研究』京城帝国大学法学会, pp.1-142.
- 小田内通敏(1926)『朝鮮に於ける支那人の経済的勢力』東洋協会出版部, 67p.
- 河世鳳(1999)「戦後日本のアジア的視座を読む」『思想』899号, pp.129-144.
- 河明生(1994)「韓国華僑商業」『研究論集』23, 神奈川大学大学院経済学研究科, pp.1-97.

- 龍谷直人(1990)「1880年代のアジアからの“衝撃”と日本の対応」『歴史学研究』608号, pp.1-18.
- 全 (1995)「1880年代の対アジア貿易と直輸出態勢の模索」『オイコノミカ (名古屋市立大)』31巻 2・3・4号, pp.231-259.
- 全 (2000)『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会, 505p.
- 梶村秀樹(1981)「東アジア地域における帝国主義体制への移行」『発展途上経済の研究』富岡倍雄・梶村秀樹(編), 世界書院, 349p.
- 全 (1986)「近代朝鮮の商業資本等の外圧への諸対応」『歴史学研究』560号増刊号.
- 全 (1990)「旧韓末北関地域経済と内外交易」『商経論叢』26巻1号, 神奈川大学経済学会, pp.297-326.
- 梶谷智雄(1997)「在韓華僑の形成過程」『日本植民地研究』9号, pp.1-15.
- 金子文夫(1991)『近代日本における対満州投資の研究』近藤出版社, 530p.
- 蒲地典子(1977)「明治初期の長崎華僑」『お茶の水史学』20号, pp.1-19.
- 上垣外憲一(1996)『ある明治人の朝鮮観』筑摩書房, 300p.
- 川勝平太(1985)「アジア木綿市場の構造と展開」『社会経済史学』51巻1号, pp.91-125.
- 全 (1991)『日本文明と近代西洋』日本放送出版協会, 266p.
- 全 (1994)『新しいアジアのドラマ』筑摩書房, 276p.
- 全 (2002)『グローバル・ヒストリーに向けて』藤原書店, 291p.
- 川勝平太・濱下武志(1991)『アジア交易圏と日本工業化 1500-1900』リポート, 283p.
- 北川修(1932)「日清戦争までの日鮮貿易」『歴史科学』創刊号, pp.64-79.
- 木村健二(1989)『在朝日本人の社会史』未来社, 212p.
- 全 (1999)「朝鮮進出日本人の営業ネットワーク」『近代アジアの流通ネットワーク』杉山伸也・リンダ=グローブ(編), 創文社, pp.45-68.
- 木村光彦・浦長瀬隆(1987)「開港後朝鮮の貨幣と物価」『社会経済史学』53巻5号, pp.1-29.
- 許淑真(1984)「川口華商について 1889-1936—同郷同業ギルドを中心に—」『国際関係論のフロンティア』2, 平野健一郎(編), 東京大学出版会, pp.103-124.
- 姜徳相(1962)「李氏朝鮮開港直後に於ける朝日貿易の展開」『歴史学研究』265号, pp.1-18.
- 金秀姫(1994)「朝鮮開港以後に於ける日本漁民の朝鮮近海漁業の展開」『朝鮮学報』153号, pp.123-156.
- 倉橋正直(1990)「営口の公議会」『歴史学研究』481号, pp.18-32, 50.
- 黒田明伸(1994a)『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会, 337p.
- 全 (1994b)『周辺』からみた国際金本位制の特質『東アジア資本主義の形成』中村哲(編), 青木書店, pp.129-155.
- 高乗雲(1987)『近代朝鮮租界史の研究』雄山閣出版, 276p.
- 小風秀雅(1995)『帝国主義下の日本海運』山川出版社, 341p.
- 小林英夫(1979)「日本の金本位制移行と朝鮮」『朝鮮歴史論集』下, 旗田巍先生古稀記念会(編), 龍溪書舎, pp.167-196.
- 駒込武(2000)『「帝国史」研究の射程』『日本史研究』452号, pp.224-231.
- 崔柳吉(1971)「日本における金本位制の成立と李氏朝鮮」『社会経済史学』36-6, pp.1-27.
- 全 (1973)『日清戦争』までの韓日貿易『一橋論叢』69巻6号, pp.45-56.
- 全 (1974)「韓国の貿易動向 1877-1911年」『アジア経済』15巻1号, pp.70-87.

- 櫻井義之(1979)『朝鮮研究文献誌』龍溪書舎, 637p.
- 四方博(1933)「朝鮮に於ける近代資本主義の成立過程」『朝鮮社会経済史研究(京城帝国大学法文学会論集第6冊)』京城帝国大学法文学会(編), pp.1-200.
- 重藤威夫(1967)『長崎居留地と外国商人』風間書房, 488p.
- 斯波義信(1983)「在日華僑と文化摩擦—函館の事例を中心に—」『日本華僑と文化摩擦』山田信夫(編), 巖南堂書店, pp.37-117.
- 全 (1982)「明治期日本来住華僑について」『社会経済史学』47-4, pp.57-72.
- 朱徳蘭(1997)『長崎華商貿易の史的研究』芙蓉書房出版, 192p.
- 申奎燮(1993)「日本の間島政策と朝鮮人社会」『朝鮮史研究会論文集』31集, 1993年, pp.157-187.
- 仁川府(1927)『仁川府史』仁川府, 1526p.
- 須川英徳(1994)『李朝商業政策史研究』東京大学出版会, 334p.
- 杉原薫(1985)「アジア間貿易の形成と構造」『社会経済史学』51巻1号, pp.17-53.
- 全 (1996)『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房, 410p.
- 全 (2001)「東アジアにおける工業化型通貨秩序の成立」『1930年代のアジア国際秩序』秋田茂・籠谷直人(編), 溪水社, pp.41-87.
- 高嶋雅明(1972)「ウラジオストク貿易と外国為替金融」『土地制度史学』56号, pp.35-50.
- 全 (1973a)「ウラジオストク貿易概観」『経済理論(和歌山大学)』133号, pp.19-39.
- 全 (1973b)「ウラジオストク貿易概観(続)」『経済理論(和歌山大学)』134号, pp.85-110.
- 全 (1978)『朝鮮における植民地金融史の研究』大原新生社, 364p.
- 全 (1986)「第一次大戦前における海外在留日本人商工業者について」『経済理論(和歌山大学)』214号, pp.48-69.
- 高久敏男(1967)『李朝末期の通貨とその整理』財団法人友邦協会, 46p.
- 田川孝三(1964)『李朝貢納制の研究』東洋文庫, 796p.
- 谷本雅之(1993)『「アジア交易圏」論をめぐる最近の研究動向』『土地制度史学』140号, pp.36-47.
- 田保橋潔(1940)『近代日鮮関係の研究』上・下, 朝鮮総督府中枢院, 上 1133p. 下 969p.
- 千原曆次(1937)「満洲に於ける聯号の研究」『満鉄調査月報』17巻2号, pp.77-102.
- 中華会館(2000)『落地生根—神戸華僑と神阪中華会館の百年』研文出版, 460p.
- 朝鮮銀行史研究会(1987)『朝鮮銀行史』東洋経済新報社, 1034p.
- 朝鮮総督府 1924『朝鮮に於ける支那人(調査資料第7輯)』朝鮮総督府, 203p.
- 塚瀬進(1993)『中国近代東北地域史研究』東方書店,
- 角山栄(1984)「明治初期、海外における日本商社及び日本商人」『商経学叢(近畿大学)』30号, pp.1-30.
- 鶴嶋雪嶺『豆満江地域開発』関西大学出版部, 2000年, 441p.
- 長崎県の郷土史料編纂委員会(1988)『長崎県の郷土史料』長崎県立長崎図書館, 227p.
- 中村哲ほか(1988)『朝鮮近代の歴史像』日本評論社, 234p.
- 全 (1990)『朝鮮近代の経済構造』日本評論社, 447p.
- 波形昭一(1985)『日本植民地金融政策史の研究』早稲田大学出版部, 522p.
- 南郷龍音(1931a)「吉林官帖の研究」『満鉄調査月報』11巻11号, pp.1-62.

- 南郷龍音(1931b)「吉林官帖の研究(二)」『満鉄調査月報』11巻12号, pp.1-74.
- 西村閑也(1993)「香港上海銀行の行内資金循環, 1913年」『経営志林(法政大学)』30巻1号, pp.1-16.
- 二野瓶徳夫(1981)『明治漁業開拓史』平凡社, 342p.
- 布目潮瀧(1983)「明治十一年長崎華僑試論」『日本華僑と文化摩擦』山田信夫編, 巖南堂書店, pp.191-255.
- 沼田次郎(1936a)「日清貿易に於ける一問題(上)」『歴史地理』68巻5号, pp.1-14.
- 全 (1936b)「日清貿易に於ける一問題(二)」『歴史地理』68巻6号, pp.25-46.
- 根岸佑(1958)『中国のギルド』日本評論新社, 488p.
- 羽鳥敬彦(1986)『朝鮮における植民地幣制の形成』未来社, 192p.
- 羽原又吉(1940)『日本昆布業資本主義史』有斐閣, 299p.
- 全 (1957)「日鮮海漁業と明治時代の鮮海出漁」『日本近代漁業経済史』下巻, 羽原又吉(著), 岩波書店, pp.3-198.
- 濱下武志(1985)「近代アジア貿易圏における銀流通」『社会経済史学』51巻1号, pp.54-90.
- 全 (1990)『近代中国の国際的契機』東京大学出版会, 315p.
- 全 (1994)「朝貢と条約」『社会と国家(アジアから考える3)』溝口雄三ほか(編), 東京大学出版会, pp.273-302.
- 全 (1999)「十九世紀後半の朝鮮をめぐる華僑の金融ネットワーク」『近代アジアの流通ネットワーク』杉山伸也・リンダ=グローブ(編), 創文社, pp.69-93.
- 全 (1997)『朝貢システムと近代アジア』岩波書店, 232p.
- 原康記(1991)「明治期長崎貿易における外国商社の進出とその取引について」『経済学研究(九州大学)』57巻2号, pp.57-72.
- 菱谷武平(1963)「長崎外国人居留地に於ける華僑進出の経緯について」『長崎大学学芸学部社会科学論集』12号, pp.85-103.
- 全 (1970)「唐館の解体と支那人居留地の形成」『長崎大学教育学部社会科学論集』19号, pp.13-35.
- 全 (1988)『長崎外国人居留地の研究』九州大学出版会, 825p.
- 藤岡喜久男(1970)「朝鮮時代の袁世凱」『東洋学報』52巻4号, pp.1-49.
- 古田和子(1992)「上海ネットワークの中の神戸」『年報近代日本研究』14号, pp.203-226.
- 全 (1994)「アジアにおける交易交流のネットワーク」『地域システムと国際関係(講座現代アジア4)』平野健一郎編, 東京大学出版会, pp.51-76.
- 全 (1997)「上海ネットワークと長崎-朝鮮貿易」『年報近代日本研究』19, 山川出版社, pp.111-135.
- 全 (1999a)「仁川貿易をめぐる日中商人と上海ネットワーク」『三田学会雑誌』92-1, 慶応義塾経済学会, pp.20-46.
- 全 (1999b)「境域の経済秩序」『岩波講座世界歴史』23, 岩波書店, pp.63-81.
- 全 (2000)『上海ネットワークと近代東アジア』東京大学出版会, 237p.
- 彭沢周(1969)「朝鮮市場をめぐる日清の貿易競争」『明治初期日韓清関係の研究』彭沢周(著), 塙書房, pp.277-231.
- 朴宗根(1984)「日清戦争と朝鮮貿易」『歴史学研究』536号, pp.1-17.
- 朴永錫(1981)『万宝山事件研究-日本帝国主義の大陸侵略政策の一環として-』第一書房, 320p.
- 堀和生(1997)「日本植民地工業化の歴史的 성격」『日本・韓国経済の比較研究』京都大学経済学会(編刊), pp.102-121.
- 全 (2001a)「植民地帝国日本の経済構造」『日本史研究』462号, pp.26-54.

全 (2001b)「日本帝国の膨張と植民地工業化」『1930年代のアジア国際秩序』秋田茂・籠谷直人(編), 溪水社, pp.89-122.

堀地明(2002)「中国米密輸問題と東アジア米穀流通」『北九州市立大学外国語学部紀要』105, pp.215-268.

松田利彦(2002)「近代朝鮮における山東出身華僑」『東アジアと「半島空間」』千田稔(編), 国際日本文化研究センター, pp.77-104

松野周次(1978)「1910年代東北アジアの経済関係と日本の対満洲通貨金融政策」『経済論叢』(京都大学)121 巻 1-2号, pp.81-103.

全 (1979)「東北アジアの金融連関と対満洲通貨金融政策」『両大戦間期のアジアと日本』小野一一郎・吉信庸(編), 大月書店, pp.141-174.

溝口敏行・梅村又次(1988)『旧日本植民地経済統計』東洋経済新報社, 324p.

南とく子(1951)「日清戦争と朝鮮貿易」『歴史学研究』149号, pp.43-46.

宮嶋博史(1984)「方法としての東アジア」『歴史評論』412号, pp.9-23.

全 (1994)「東アジア小農社会の形成」『長期社会変動(アジアから考える6)』溝口雄三ほか(編), 東京大学出版会, pp.67-96.

村上勝彦(1973)「第一銀行朝鮮支店と植民地金融」『土地制度史学』61号, pp.43-56.

全 (1975)「植民地」『日本産業革命の研究』下, 大石嘉一郎(編), 東京大学出版会, pp.229-319.

桃木至朗(1998)「東・東南アジアの歴史・地域・時代」『新しい歴史学のために』230・231号合冊, 京都民科歴史部会, pp.38-47.

安富歩(1991)「大連商人と満洲金円統一政策」『証券経済』176号, pp.79-97.

山岡由佳(1995)『長崎華商経営の史的研究』ミネルヴァ書房, 227p.

山田昭次(1979)「明治前期の日朝貿易」『近代日本の国家と思想(家永三郎教授東京教育大学退官記念論集第2巻)』刊行委員会(編), 三省堂, pp.60-82.

山本有造(1992)『日本植民地経済史研究』名古屋大学出版会, 313p.

全 (1997)「『朝鮮』・『満洲』間陸境貿易論」『年報近代日本研究』19号, pp.136-153.

芳井研一(2000)『環日本海地域社会の変容』青木書店, 315p.

吉田敬市(1954)『朝鮮水産開発史』朝水会, 496p.

吉野誠(1975)「朝鮮開国後の穀物輸出について」『朝鮮史研究会論文集』12集, pp.33-61.

李盛煥(1991)『近代東アジアの政治力学』錦正社, 494p.

李培徳(1999)「19世紀香港広東商人の商業ネットワーク」『華僑・華人史研究の現在』飯島渉(編), 汲古書院, pp.152-184..

廖赤陽(1994)「長崎華商「泰益号」の交易ネットワークについて」『社会経済史学』59巻6号, pp.62-92.

全 (2000)『長崎華商と東アジア交易網の形成』東京: 汲古書院, 428p.

(朝鮮語) 編著者姓가나다順 ※編著者名を含め漢字語は判明する限りで漢字をあてた。

가가〔カガ〕(1994)「吉林永衡官帖局延吉分局」『解放前延辺経済(延辺文史資料第7集)』延辺: 延辺人民出版社,

pp.357-369.

高柄翊(1964)「穆麟徳의 [の] 雇聘과 그 [とその] 背景」『震檀學報』25・26・27 合集, ソウル: 震檀学会, pp.225-244.

高柄翊(1965)「朝鮮海關과 [と] 淸国海關의 [の] 關係」『東亞文化』4 号, ソウル: ソウル大学校東亞文化研究所, pp.1-30.

高丞禧(1996)「18,19 世紀 咸鏡道地方의 [の] 流通路發達과 [と] 商業活動」『歷史學報』151 号, ソウル: 歷史学会, pp.71-107.

高承濟(1972)「華僑對韓移民의 [の] 社会史的 分析」『白山學報』13 号, ソウル: 白山学会, pp.137-173.

具仙姬(1999)『韓國近代對淸政策史研究』ソウル: 圖書出版會安, 283p.

權錫奉(1994)「韓末在朝鮮淸商에 [に] 關한 [する] 研究」『國史館論叢』60, 果川: 國史編纂委員會, pp.117-150.

權赫秀(2000)『19 世紀末 韓中關係史研究』ソウル: 白山資料院, 386p.

金載昊(1997)『甲午改革以後 近代的財政制度의 [の] 形成過程에 關한 [に關する] 研究』ソウル大学校博士学位論文, 432p.

金敬泰(1986)「大韓帝國時期의 [の] 米穀通商構造」『大韓帝國研究』4, ソウル: 梨花女子大学校, pp.27-51.

金東哲『朝鮮後期貢人研究』서울: 韓國研究院, 258p. (吉田光男(訳)『朝鮮近世の御用商人』法政大学出版会, 2001 年)

金玉卿(1986)「開港後漁業에 關한 [に關する] 一研究」『大韓帝國研究』V, ソウル: 梨花女子大学校韓國文化研究院, pp.35-26.

金周溶(2000)『日帝의 [の] 對間島金融侵略政策과 [と] 韓人의 [の] 抵抗運動研究』ソウル: 東国大学校博士学位論文, 202p.

金春善(1998)「1880~1890 年代 淸朝의 [の] 移民実迎政策과 [と] 韓人移住民 実態研究」『韓國近現代史研究』8 集, ソウル: 韓國近現代史研究会, pp.5-36.

羅愛子(1990)「開港期流通構造研究의 [の] 現況」『歷史와 現實』3 号, ソウル: 韓國歷史研究会, pp.283-301

全 (1991)「開港後 外國商人의 [の] 浸透과 [と] 朝鮮商人의 [の] 対応」『1894 年農民戰爭研究』1 卷, 韓國歷史研究会(編), ソウル: 歷史批評社, pp.173-212.

全 (1994)「開港期(1876~1904)民間海運業」『國史館論叢』53 号, 果川: 國史編纂委員會, pp.57-94.

全 (1998)『韓國近代海運業史研究』ソウル: 國學資料院, 310p.

南知叔(1987)『서울 [ソウル] 市 華僑의 [の] 地理學的考察(1882 年—1987 年)』梨花女子大学校碩士學位論文, 91p.

譚永盛(1976)『朝鮮末期의 [の] 淸国商人에 [に] 關한 [する] 研究』檀国大学碩士學位論文, pp.1-81.

都冕會(1989)「甲午改革以後貨幣制度의 [の] 紊亂과 그 [とその] 影響(1894-1905)」『韓國史論』21 号, ソウル: ソウル大学國史学科, pp.371-458.

文銀貞(2001)『近代馬山地域華僑의 [の] 形成과 [と] 그 [その] 構造』慶南大学校碩士學位論文, 68p.

閔斗基(1999)「万宝山事件(1931)과 韓國言論의 [の] 対応」『東洋史學研究』65, ソウル: 東洋史学会, pp.143-174.

朴九秉(1967)「韓・日近代漁業關係研究」『釜山水産大学研究報告(社会科学篇)』7 卷 1 号, 釜山: 釜山水産大学, pp.1-54.

朴銀瓊(1986)『韓國華僑의 [の] 種族性』ソウル: 韓國研究院, 326p.

박혁순(1998)「日本の [の] 아시아 [アジア] 交易圈論에 [に] 對한 [する] 批判的檢討」『아시아文化研究』2 号, 木浦: 木浦大学校아시아文化研究所, pp.131-143.

裴永穆(1987)「日帝下殖民地貨幣制度의 [の] 形成과 [と] 展開」『經濟史學』11 号, ソウル: 經濟史学会, pp.81-185.

白永瑞(2000)「韓國人의 [の] 歷史的經驗의 [の中の] 東洋: 20 世紀前半」『東아시아의 帰還』白永瑞(著), ソウル:

創作批評社, 311p.

孫禎睦(1982)『韓国開港期都市変化過程研究』ソウル: 一志社, 479p.

梁必承(2000)「韓国華僑의 어제, 오늘 및 내 [의 昨日、今日そして明日]」『国際人権法』第3号, ソウル: 国際人権法学会, pp.139-158.

吳斗煥(1991)『韓国近代貨幣史』ソウル: 韓国研究院, 373p.

全 (1998)「滿洲에서의 [での] 朝鮮銀行의 [の] 役割」『經濟史學』25号, ソウル: 經濟史学会, pp.79-107.

柳承烈(1996)『韓末・日帝初期 商業變動과 [と] 客主』서울대학교博士学位論文, 306p.

劉元東(1977)「19世紀末葉의 [の] 三関貿易」『韓国近代經濟史研究』劉元東(著), ソウル: 一志社, pp.386-418.

李炳天(1983)「朝鮮後期商品流通과 [と] 旅客主人」『經濟史學』6号, ソウル: 經濟史学会, pp.98-164.

全 (1984)「居留地貿易機構과 [と] 開港場客主」『經濟史學』7号, ソウル: 經濟史学会, pp.51-121.

全 (1985)『開港期 外國商人의 [の] 侵入과 韓國商人의 [の] 対応』ソウル대학교博士学位論文, 249p.

李世永(1983)「18, 9世紀 穀物市場의 [の] 形成과 [と] 流通構造의 [の] 變動」『韓國史論』9号, ソウル: ソウル대학교国史学科, pp.185-254.

李榮薰(2000)『韓国市場經濟와 [と] 民主主義의 [の] 歷史的特質』ソウル: 韓國開發研究院, 136p.

李榮薰・朴二澤(2001)「農村米穀市場과 [と] 全國的市場統合: 1713 - 1937」『朝鮮時代史學報』16号, 果川: 朝鮮時代史学会, pp.149 - 212.

李憲和(1985)「韓国開港場의 [の] 商品流通과 [と] 市場圈」『經濟史學』9号, ソウル: 經濟史学会, pp.119-294.

全 (1995)「開港과 [と] 帝國主義侵略에 대한 [にかんする] 研究成果와 [と] 課題」『韓國史論』25集, 果川: 国史編纂委員會, pp.3-36.

李鉉淳(1966)「旧韓末仁川清国居留地置廃考」『東国史學』9・10合輯, ソウル: 東国대학교校史学会, pp.173-213.

全 (1975)『韓国開港場研究』ソウル: 一潮閣, 440p.

全成昊(1998)『朝鮮後期米価史研究 (1725-1875)』成均館대학교博士学位論文, 278p.

全遇容(1997)『19世紀末～20世紀初 韓人会社研究』서울대학교博士学位論文, 374p.

趙璣濬(1974)「韓末의 [の] 民族商人团体性格考」『學術院論文集』13, ソウル: 大韓民國學術院, pp.149-162.

全 (1987)「開港과 [と] 民族商人」『韓国資本主義成立史論 (全訂版)』趙璣濬(著), ソウル: 大旺社, pp.265-307.

趙漢宝(1972)「開港後의 [の] 仁川港貿易動態」『畿甸文化研究』1, 仁川: 仁川教育大學畿甸文化研究所, pp.51-66.

崔泰鎭(1976)『開港前期의 [の] 韓國關稅制度』ソウル: 韓國研究院, 218p.

崔泰鎭(1979)「開港以後 海關支配를 둘러싼 [をめぐる] 列強의 [の] 角逐」『東洋學』2号, ソウル: 檀國대학교東洋學研究所, pp.277-302.

秦裕光(1979)「華僑(1・75)」『中央日報』1979年9月17日～12月17日連載.

河世鳳(2001)「日本學界의 아시아 [アジア] 交易圈論」『東아시아 [アジア] 歷史學의 [の] 生産과 [と] 流通』ソウル: 아세아文化社, pp.211-231.

河元鎭(1994)「開港後穀價變動研究(1895-1904)」『国史館論叢』53号, 果川: 国史編纂委員會, pp.1-55.

全 (1995)「開港期 經濟構造研究의 [の] 成果와 [と] 課題」『韓國史論』25集, 果川: 国史編纂委員會, pp.37-92.

韓祐欣(1970)『開港期商業構造의 [の] 變遷』ソウル: 韓國文化研究所, 238p.

洪淳權(1985)「客主의 [の] 流通支配에 관한 [に關する] 研究」『韓國學報』39号, ソウル: 一志社, pp.83-117.

全 (1994)「近代開港期釜山の〔の〕貿易과〔と〕商業」『港都釜山』11号, 釜山: 釜山直轄市史編纂委員會, pp.93-138.

(中国語) 編著者姓漢語拼音順

崔承現(2000)『韓国華僑史研究—從上国国民到多層認同』北京大学博士論文, 192p.

韓国華僑誌編纂委員會(1958)『韓国華僑志』台北: 韓国華僑誌編纂委員會, 177p.

林滿紅(1995)「台灣與東北間貿易(1932-1941)」『中央研究院近代史研究所集刊』24集下, 台北: 中央研究院近代史研究所, pp.655-696.

林滿紅(1999)「日本政府與台灣籍民的東南亞投資(1895-1945)」『中央研究院近代史研究所集刊』32集, 台北: 中央研究院近代史研究所, pp.5-56.

林明德(1970)『袁世凱與朝鮮』台北: 中央研究院近代史研究所, 440p.

市川信愛・戴一峰(1994)『近代旅日華僑與東亞沿海地區交易圈』廈門大學出版社, 417p.

謝杭生(1988)「清末各省官銀錢號研究」『中國社會科學院經濟研究所集刊』11集, 北京: 中國社會科學院經濟研究所, pp.199-274.

許紫芬(1999)「1880年代東北亞地區華商的貿易活動」『中國海洋發展史論文集』7号, 台北: 中央研究院中山人文科學研究所, pp.171-199.

楊昭全(1989)「近代中朝貿易」『社會科學戰線』1989年第4期, 長春: 吉林人民出版社, pp.222-230

楊昭全・孫玉梅(1991)『朝鮮華僑史』北京: 中國華僑出版公司, 368p.

楊培新(1992)『華俄道勝銀行和歐亞大陸第一橋』北京: 中國金融出版社, 106p.

張存武(1978)『清韓宗藩貿易』台北: 中央研究院近代史研究所, 279p.

中國社會科學院經濟研究所(1979)『上海市棉布商業』北京: 中華書局, 490p.

(英語) 編著者姓アルファベット順

Chung, Yeo-Jin(1999) *History of Overseas Chinese in Korea: An Economic Perspective*, 延世大學校碩士學位論文, 73p.

Duus, Peter [et al.](1991) *The Japanese informal empire in China, 1895-1937*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 454p.

Duus, Peter(1995) *The Abacus and the Sword: The Japanese Penetration of Korea, 1895-1910*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 480p.

Duus, Pterer(1994) "Economic Dimensions of Meiji Imperialism: The case of Korea, 1895-1910" in Myers, H. Ramon [et al.ed.] *The Japanese Colonial Empire, 1895-1945*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, pp.80-127.

Eckert, Carter J.(1991) *Offspring of empire*, Seattle: University of Washington Press, 388p.

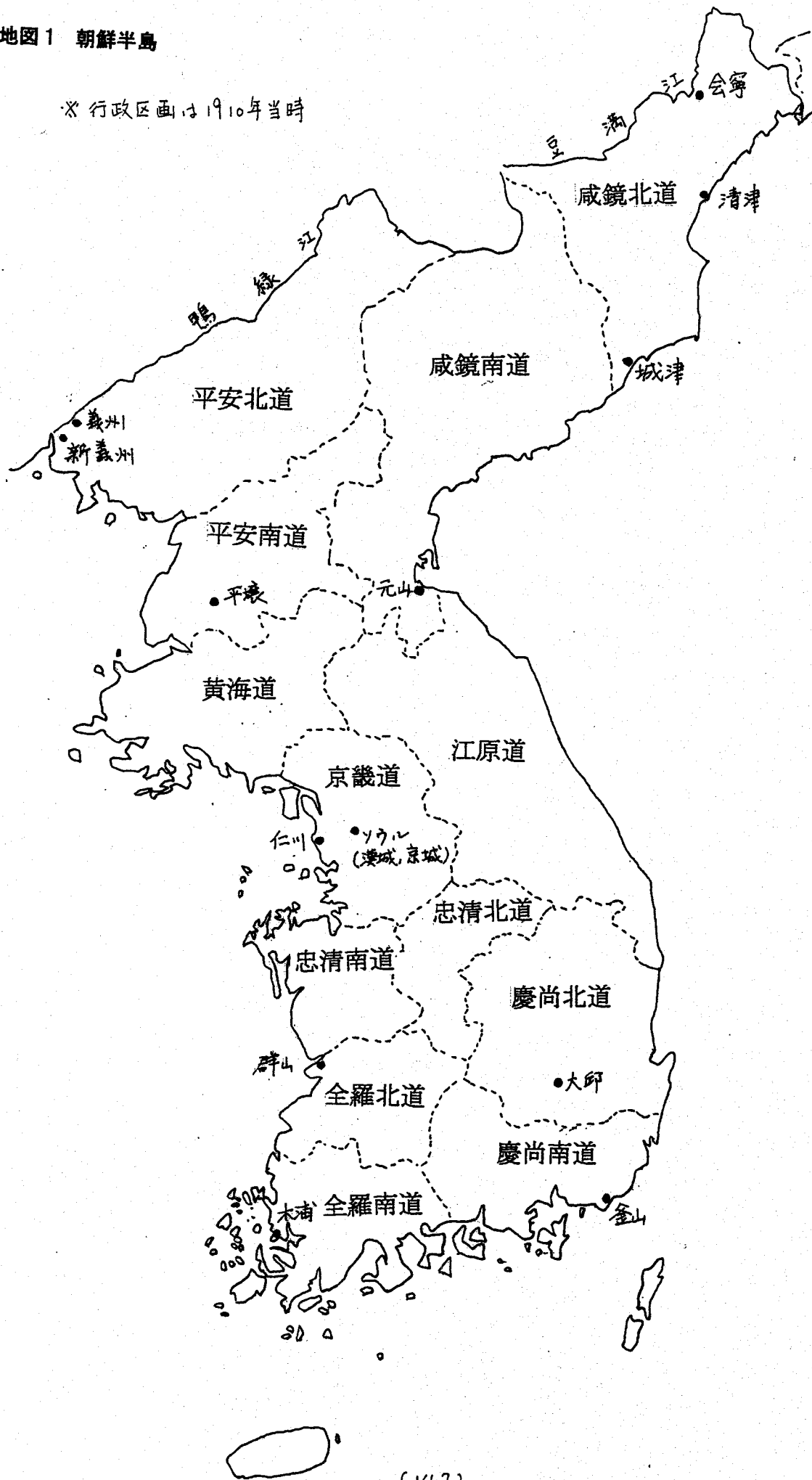
McNamara, Dennis L.(1996) *Trade and transformation in Korea, 1876-1945*, Boulder, Colo.: Westview Press, 228p.

Myers, Ramon H. [et al.](1984) *The Japanese colonial empire, 1895-1945*, Princeton University Press, 540 p.

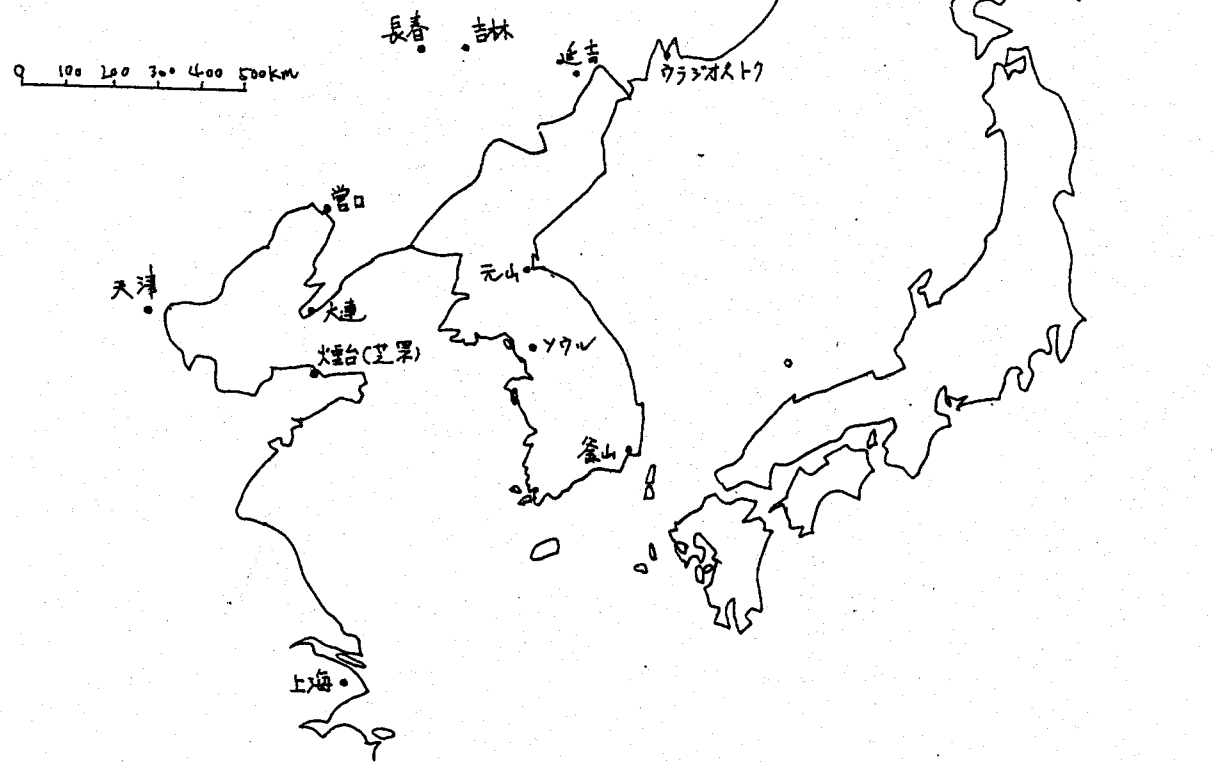
Quested, Rosemary (1977) *The Russo Chinese Bank*, University of Birmingham, 69p.

参考地図1 朝鮮半島

※ 行政区画は1910年当時



参考地図 2 朝鮮半島周辺



参考地図 3 間島周辺

